

豊岡市老人福祉計画・ 第8期介護保険事業計画 (2021～2023年度)

みんなで支え合い
笑顔あふれるまちづくり



2021年3月
豊岡市

はじめに

介護保険制度が始まって 20 年が経過しました。この間、少子・高齢化の急速な進行、家族形態の変化、地域社会の構造の変化等、保健福祉分野を取り巻く環境は大きく変化しており、本市では既に 3 人に 1 人が高齢者となっています。

特に高齢者の中でも 75 歳以上の後期高齢者の占める割合が高くなっており、ひとり暮らしの高齢者世帯や高齢者のみの世帯、また要介護認定者や認知症高齢者の増加も見込まれます。高齢者介護をはじめとする生活支援のあり方が、地域で暮らす高齢者やその家族にとってますます重要な課題となっています。



豊岡市長

中 貝 宗 治

こうした状況を踏まえ、介護予防、生活支援、生きがい対策、健康保持等の保健・福祉サービスを総合的・計画的に進めるとともに、介護保険サービスの提供体制を確保するなど介護保険事業の円滑な運営を図るため、「老人福祉事業」と「介護保険事業」を一体的に推進する「豊岡市老人福祉計画・第 8 期介護保険事業計画」を策定しました。

国では、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会の実現」に向けて、社会福祉法を改正されました。

これを受けて、本市としても本計画の重点施策として、高齢者だけでなく障害者にも対応した『地域包括ケアシステムの推進』を第 7 期計画に引き続き掲げるとともに、将来的には子ども・子育て世代等へ対象者の拡大を図り、地域共生社会の実現を目指すこととしています。

市民の皆さまが健康で過ごせるよう、また、たとえ介護や支援が必要な状態になったとしても、住み慣れた地域で少しでも長く暮らし続けられるよう、計画の基本理念『みんなで支え合い 笑顔あふれる まちづくり』の実現に向けて、市民の皆さま、医療機関の皆さま、介護・障害福祉サービス事業者の皆さまとともに、協働しながら、着実に計画を推進してまいりたいと思います。

最後になりましたが、計画の策定にあたり、多大なご尽力をいただきました豊岡市老人福祉計画・第 8 期介護保険事業計画策定検討委員会の皆さまをはじめ、貴重なご意見をいただきました市民の皆さまに心から感謝を申し上げます。

目次

第1章	計画の概要	1
1	計画策定の背景と趣旨	2
2	計画の位置づけ	3
3	他計画との関係	3
4	計画の期間	4
5	計画の策定体制	4
第2章	高齢者を取り巻く現状や課題	5
第1節	高齢者の現状と推計	6
1	人口、高齢者数の推移	6
(1)	人口・高齢者数・高齢化率の推移	6
(2)	日常生活圏域別高齢者数の推移	7
2	人口、高齢者数の推計	9
(1)	人口・高齢者数・高齢化率の推計	9
(2)	日常生活圏域別高齢者数の推計	10
第2節	介護保険事業の現状と推計	12
1	要支援・要介護認定者数、認定率の推移	12
(1)	認定者数と認定率の推移	12
(2)	要支援・要介護度別認定者数の推移	13
①	第1号被保険者の要支援・要介護度別認定者数の推移	13
②	第2号被保険者を含む要支援・要介護度別認定者数の推移	14
2	居宅・施設サービス利用者数と受給率の推移	15
(1)	居宅・施設サービス利用者数と受給率の推移	15
3	介護保険施設入所率の推移	16
(1)	介護保険施設入所率の推移	16
4	要支援・要介護認定者数の推計	17
(1)	要支援・要介護認定者数の推計	17
①	第1号被保険者の要支援・要介護度別認定者数の推計	17
②	第2号被保険者を含む要支援・要介護度別認定者数の推計	18
第3章	計画の基本的な考え方	19
1	計画の基本理念	20
2	計画の基本目標	21
3	重点施策	22
(1)	第8期計画の重点施策	22
(2)	重点施策を推進する5つの視点	23
(3)	重点施策を推進するための具体的手法	25
第4章	高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり	27
1	地域で支え合うまちづくり	28
(1)	地域の見守り・支え合い体制の構築	28
(2)	社会福祉協議会活動	30
(3)	民生委員・児童委員の活動	32
(4)	ボランティア・市民活動センターの活動	33

(5) 学校教育などにおける福祉教育	35
2 社会参加のまちづくり	36
(1) 老人クラブ	36
(2) 高齢者大学・高齢者教室	38
(3) スポーツ・レクリエーション	40
(4) シルバー人材センター	41
(5) サロン・カフェ	42
3 高齢者が生活しやすいまちづくり	43
(1) 福祉のまちづくり条例による生活空間の整備	43
(2) バリアフリー仕様の公営住宅の整備	44
(3) 高齢者の虐待防止	45
4 安全で快適な生活環境づくり	47
(1) 高齢者支援事業（介護保険対象外サービス）	47
①外出支援サービス助成事業	47
②住宅改造費助成事業	48
③緊急通報システム整備事業	50
④救急医療情報キット配布事業	51
⑤訪問理美容サービス事業	52
⑥生きがい活動支援通所事業	53
⑦高齢者祝福事業	54
⑧要援護世帯雪下ろし援助事業	55
(2) 高齢者支援事業計画の計画値（再掲）	56
(3) 施設サービスおよび支援施設等	57
①養護老人ホーム（老人保護措置事業）	57
②軽費老人ホーム（ケアハウス）整備事業	58
③有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅整備事業	60
④高齢者短期生活支援住居運営事業	62
⑤老人福祉センター管理運営事業	63
⑥生活管理指導短期宿泊事業	64
第5章 高齢者が健やかに暮らせるまちづくり	65
1 地域支援事業の体系図	66
2 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）	68
(1) 介護予防・生活支援サービス事業	68
①予防給付基準サービス事業	68
a. 予防給付基準訪問介護事業	68
b. 予防給付基準通所介護事業	70
②通所型介護予防事業「運動からだ元気塾」	72
③支え合いサービス事業	74
a. 支え合い通所介護事業	74
b. 支え合い生活支援サービス事業	76
④介護予防ケアマネジメント事業	78
(2) 一般介護予防事業	80
①介護予防把握事業	80

②介護予防普及啓発事業	81
a. 健康教室	81
b. 健康相談	83
c. 運動教室「はつらつチャレンジ塾」	84
③地域介護予防活動支援事業	86
a. 健康まちづくり指導員養成事業	86
b. 地域自主活動支援事業「玄さん元気教室」	87
④地域リハビリテーション活動支援事業	89
3 包括的支援事業の推進～地域支援事業～	90
(1) 地域包括支援センター運営事業	90
①総合相談支援事業	90
②権利擁護事業	91
③包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	92
④地域包括支援センターの運営と機能の充実	93
⑤地域ケア会議推進事業	95
(2) 在宅医療と介護の連携推進	97
(3) 生活支援体制整備事業	99
(4) 認知症総合支援事業	101
①普及啓発・本人発信支援	102
a. 認知症サポーター養成と受講後の活動の支援	102
b. 認知症キャラバンメイトの活動支援	104
c. 身近な場における認知症理解の普及・啓発	105
②予防	106
a. 認知症予防講座の開催	106
③早期発見・早期対応	108
a. 地域包括支援センター等に早期に相談がつながる仕組みづくり	108
b. 認知症疾患医療センター、かかりつけ医等との連携	110
c. 認知症ケアネットの周知・活用	111
d. 認知症初期集中支援チームの周知・活用	112
④医療・ケア・介護サービス・介護者への支援	113
a. 認知症地域支援推進員の設置	113
b. 介護従事者等に対する研修・事例相談会の開催	114
c. 認知症の人の介護者への支援	115
⑤認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援	116
a. 若年性認知症の人と家族への支援	116
b. 地域見守り体制の推進	118
(5) 任意事業	120
①家族介護支援事業	120
②家族介護用品支給事業	121
③成年後見制度利用支援事業	122
④介護サービス相談員派遣事業	123
⑤住宅改修支援事業	125
⑥食の自立支援事業	126

⑦介護給付等適正化事業	127
4 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	128
(1) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	128
第6章 高齢者が安心して暮らせるまちづくり	131
第1節 日常生活圏域と事業展開	132
1 日常生活圏域と事業展開	132
第2節 介護保険サービスの充実	133
1 介護保険サービス体系表	133
2 居宅サービス	134
(1) 訪問介護	134
(2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	136
(3) 訪問看護・介護予防訪問看護	138
(4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	140
(5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	142
(6) 通所介護	143
(7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	145
(8) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	147
(9) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護	149
(10) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与	151
(11) 特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入	153
(12) 住宅改修・介護予防住宅改修	154
(13) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護	155
3 地域密着型サービス	157
(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	157
(2) 夜間対応型訪問介護	158
(3) 地域密着型通所介護	159
(4) 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護	161
(5) 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	163
(6) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護	165
(7) 地域密着型特定施設入居者生活介護	167
(8) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	168
(9) 看護小規模多機能型居宅介護	169
4 居宅介護支援・介護予防支援	170
5 介護保険施設サービス	172
(1) 介護老人福祉施設	172
(2) 介護老人保健施設	174
(3) 介護療養型医療施設	175
(4) 介護医療院	176
6 サービス事業量の計画値	177
(1) 介護予防サービス見込量	177
(2) 介護サービス見込量	178
7 その他のサービス	179
(1) 特定入所者介護サービス費	179

(2) 高額介護サービス	179
(3) 高額医療合算介護サービス費	179
8 介護保険施設・居住系サービスの必要利用定員総数等	180
第3節 第1号被保険者の保険料の確保	181
1 介護保険事業の負担割合	181
(1) 保険給付費	181
(2) 地域支援事業費	182
①介護予防・日常生活支援総合事業	182
②包括的支援事業費・任意事業費	182
2 所得段階区分と所得段階別被保険者数の推計	183
3 標準給付費および地域支援事業費の推計	184
(1) 標準給付費	184
(2) 地域支援事業費	184
4 介護保険料の推計	185
(1) 介護保険料の推計	185
(2) 介護保険料基準額（月額）	186
(3) 所得段階別保険料	187
(4) 介護保険の第1号保険料の低所得者軽減強化	188
第4節 介護保険制度の円滑な推進	189
1 地域包括ケアシステムの推進	189
2 介護予防・日常生活支援総合事業の推進	189
3 計画の推進状況の点検・評価・公表	189
4 他計画との連携	189
5 サービスに関する情報提供	190
6 公平で適正な要介護認定の実施	190
7 サービス提供体制の充実	190
8 利用者保護体制の充実	191
9 介護保険料の収納確保	191
10 介護給付の適正化	191
11 低所得者への対応	192
12 災害及び感染症に対する備え	192
参考資料	193
豊岡市老人福祉計画・第8期介護保険事業計画策定検討委員会設置要綱	194
豊岡市老人福祉計画・第8期介護保険事業計画策定検討委員会会議傍聴要領	195
豊岡市老人福祉計画・第8期介護保険事業計画策定検討委員会委員名簿	197
豊岡市老人福祉計画・第8期介護保険事業計画策定にかかる検討経過等	198
介護保険制度の主な改正点	199
2020年度豊岡市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査/介護・在宅医療以降調査/ 在宅介護実態調査集計結果概要版、事業者アンケート調査結果	201
※アンケート調査結果概要版、事業者アンケート調査結果のページ数は、 1ページ目から振りなおしになっています。	

第 1 章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

2000年4月に施行された介護保険制度は、成立から20年が経ち、高齢者のケアを家族任せにせず社会全体で支援する仕組みとして定着してきました。介護保険制度の施行当時、全国で約900万人だった75歳以上の高齢者は、2019年10月1日現在で1,849万人、総人口に占める割合は14.7%となり、65～74歳人口(1,740万人、13.8%)を上回っています。なお、65歳以上の割合(高齢化率)は28.4%となっています^{※1}。また、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上になる2025年の65歳以上高齢者人口は3,677万人に達する見込みです^{※2}。

高齢化の進行は全国と同様に本市においても進んでおり、2020年10月1日の住民基本台帳に基づく本市の高齢者人口は26,892人、高齢化率は33.6%となっています。本市の高齢化率は国(28.4%)や県(29.1%)^{※3}と比べても高く、さらに高齢化が進んでいる状況にあります。

わが国の高齢化が急速に進行する中、2014年6月に「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(医療介護総合確保促進法)」が改正され、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むためには、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制として「地域包括ケアシステム」の構築が必要であると説かれました。これを受け、介護保険事業計画は第6期計画から第8期計画を通じて「地域包括ケア計画」としても位置づけられ、本市においても第6期計画に始まる地域包括ケアシステムの構築を踏まえ、第7期計画では地域包括ケアシステムの深化・推進、介護保険制度の持続可能性の確保に取り組みました。

第8期計画においては、第7期計画での目標や具体的な施策を踏まえ、2025年を目指した地域包括ケアシステムの整備、さらに現役世代が急減する2040年の双方を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えることが求められています。また、2040年には高齢者像もこれまでのイメージで説明できるものばかりではなく、多様化・多元化した高齢者の姿が予想されており、このような高齢者を様々な主体の参加と協働により包摂する地域の実現が望まれています。そして、地域包括ケアシステムの構築が高齢者・障害者・子どもも含むすべての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現につながることを期待されています。

本市においても、たとえ支援や介助・介護が必要な状態になったとしても、引き続き住み慣れた地域で生活が続けられる支援体制の充実を図り、また、高齢になっても特技を生かした社会貢献や子育て支援、若い世代との交流等を通じて地域に活躍する場を持ち、生涯にわたり自分らしく生きられる社会の実現を目指します。

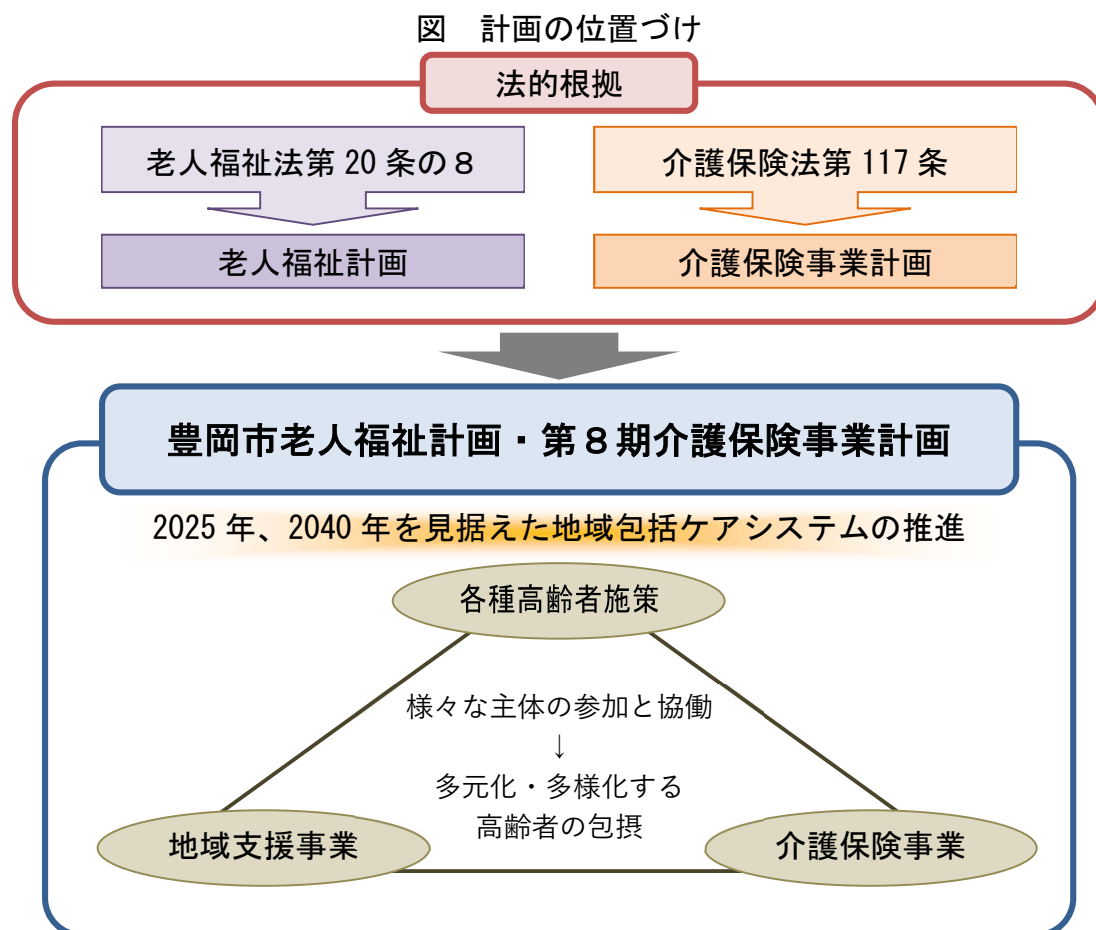
※1 令和2年版高齢社会白書

※2 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(2017年推計)」

※3 兵庫県高齢化率年推移。総務省統計局が人口推計年報の「都道府県、年齢(3区分)、男女別人口の割合-総人口」(2019年10月1日現在)で取りまとめたもの。

2 計画の位置づけ

本計画は老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 に基づく「老人福祉計画」、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条に基づく「介護保険事業計画」です。また、介護保険事業計画は第 6 期計画から第 8 期計画を通じて、「地域包括ケア計画」として位置づけられています。



3 他計画との関係

本計画は、国や県の保健福祉に関する各種計画との調和を保つとともに、本市のまちづくりの羅針盤である「豊岡市総合計画」に掲げられている『安心しておだやかに暮らせるまちづくり』の高齢者福祉の分野について具体化するものです。

また、本市では「豊岡市地域福祉計画」を上位計画とした「豊岡市障害者福祉計画」等のほか、「豊岡市健康行動計画」等を策定し、相互に連携を図りながら高齢者をはじめとする市民全体の福祉の向上に取り組んでいます。

介護予防や高齢者の社会参加、生きがいつくり、障害者支援等に地域ぐるみで取り組むためにも、各計画と連携・調和を図りながら施策を推進します。

特に第 6 期計画以降、高齢の障害者の地域移行や地域生活の維持のため障害福祉計画との調和が重視されており、関係課と連携を取り合いながら総合的な相談体制の充実を図っていきます。

4 計画の期間

本計画は 2021 年度から 2023 年度までの 3 年間を計画期間とし、長期的には地域包括ケア計画の目標年次である 2025 年を見据えた計画とします。なお、第 8 期計画期間の最終年度（2023 年度）中に次期計画策定に向けた見直しを行い、2024 年度を初年度とする第 9 期計画を策定します。

図 計画の期間と推移

地域包括ケア計画の
目標年次
↓

年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
計画の 推移	第 6 期計画											
				第 7 期計画								
							第 8 期計画					
										第 9 期計画		
第 6 期計画以降は、2025 年を見据えた「地域包括ケア計画」としても位置づけられている												

5 計画の策定体制

- 保健、福祉、医療の関係者、サービス提供事業者、学識経験者、公募委員等で構成する「豊岡市老人福祉計画・第 8 期介護保険事業計画策定検討委員会」を設置し、高齢者施策全般の取組状況や課題を踏まえ、今後 3 年間の取組方策を定めた計画案を作成しました。
- 老人福祉や介護保険事業に対する今後のサービスの利用意向等を把握するため、65 歳以上の高齢者を対象（無作為抽出）とするアンケート調査を実施し、計画策定の基礎資料としました。
- 広く市民の皆さんの意見を本計画に反映させるため、2021 年 2 月 8 日～17 日にかけてパブリックコメントを実施しました。

第2章 高齢者を取り巻く現状や課題

第2章以降に掲載されている各推計値は、端数処理の関係上、内訳と合計値が合わない場合があります。

第1節 高齢者の現状と推計

1 人口、高齢者数の推移

(1) 人口・高齢者数・高齢化率の推移

本市の総人口は減少傾向にあり、2015年度の85,010人から2020年度の80,010人へと5,000人減少しています。一方で、65歳以上の高齢者数は増加傾向にあり、2015年度の26,145人から2020年度の26,892人へと747人増加しています。また、高齢化率は30%以上で推移し、2020年度は33.6%となっています。

2015年度から2020年度にかけて前期高齢者数、後期高齢者数ともに増加傾向にあります。また、本市では後期高齢者数が前期高齢者数を上回っています。

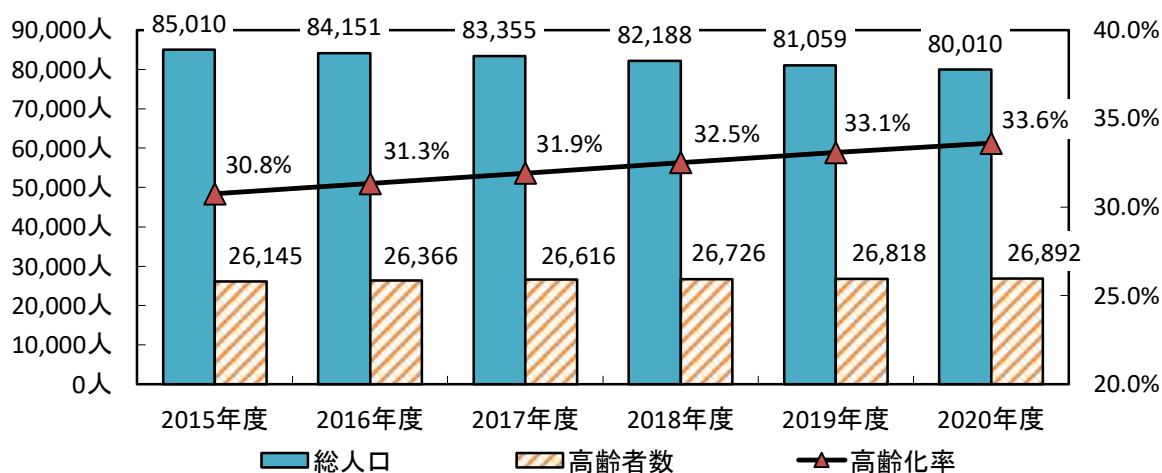
表 人口・高齢者数・高齢化率の推移

単位：人、%

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
総人口	85,010	84,151	83,355	82,188	81,059	80,010
0～39歳	31,511	30,824	30,143	29,311	28,434	27,568
40～64歳	27,354	26,961	26,596	26,151	25,807	25,550
65歳以上	26,145	26,366	26,616	26,726	26,818	26,892
前期高齢者 (65歳以上75歳未満)	12,120	12,260	12,385	12,352	12,234	12,344
後期高齢者 (75歳以上)	14,025	14,106	14,231	14,374	14,584	14,548
高齢化率	30.8	31.3	31.9	32.5	33.1	33.6

資料：住民基本台帳（各年度10月1日現在）

図 人口・高齢者数・高齢化率の推移



(2) 日常生活圏域別高齢者数の推移

日常生活圏域別に圏域全体の人口をみると、いずれの圏域も減少傾向にあります。高齢者数をみると、豊岡圏域、竹野圏域、日高圏域、出石圏域は増加傾向ですが、城崎圏域と但東圏域では減少傾向にあります。また、いずれの日常生活圏域も高齢化率は増加しており、2020年度の高齢化率が最も高いのは但東圏域の44.7%で、城崎圏域、竹野圏域でも4割に達しています。

表 日常生活圏域別の人口・高齢者数・高齢化率の推移

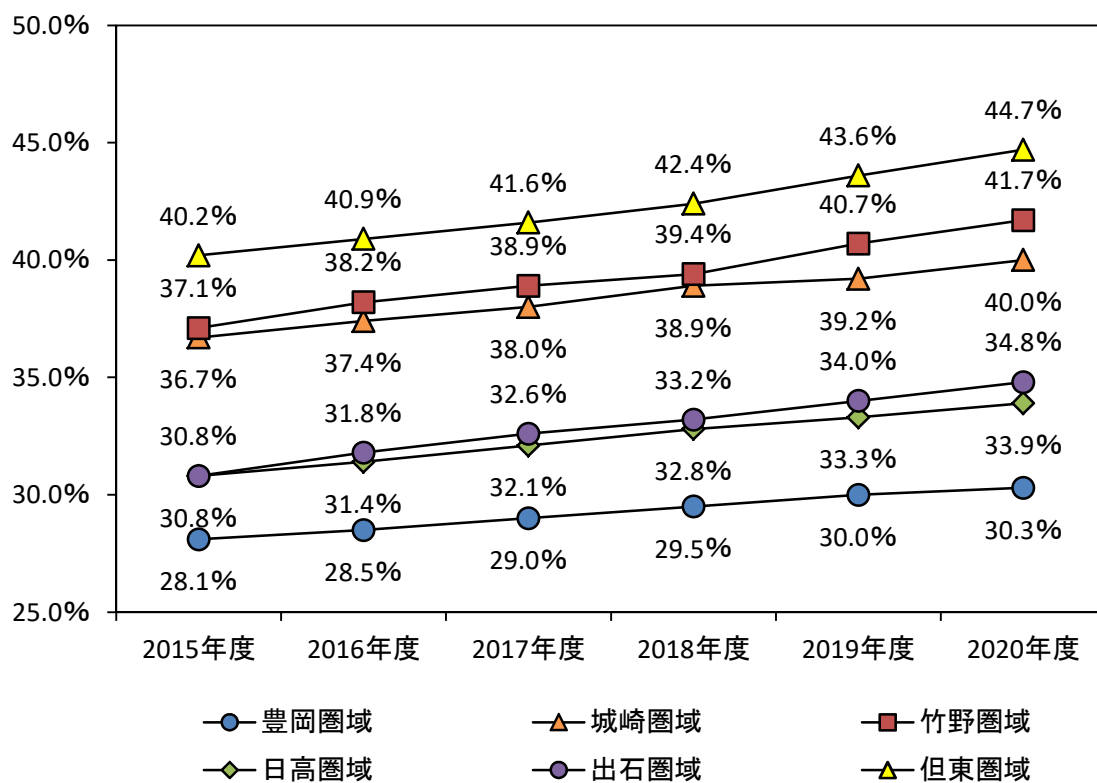
単位：人、%

区分		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
市全体	人口	85,010	84,151	83,355	82,188	81,059	80,010
	高齢者数	26,145	26,366	26,616	26,726	26,818	26,892
	高齢化率	30.8	31.3%	31.9	32.5	33.1	33.6
豊岡圏域	人口	41,628	41,359	41,228	40,869	40,391	40,172
	高齢者数	11,683	11,781	11,963	12,065	12,112	12,186
	高齢化率	28.1	28.5	29.0	29.5	30.0	30.3
城崎圏域	人口	6,452	6,323	6,274	6,120	6,003	5,809
	高齢者数	2,367	2,366	2,383	2,381	2,352	2,326
	高齢化率	36.7	37.4	38.0	38.9	39.2	40.0
竹野圏域	人口	4,743	4,685	4,578	4,485	4,400	4,291
	高齢者数	1,760	1,790	1,779	1,768	1,791	1,790
	高齢化率	37.1	38.2	38.9	39.4	40.7	41.7
日高圏域	人口	17,358	17,201	16,995	16,733	16,555	16,322
	高齢者数	5,347	5,394	5,448	5,485	5,517	5,533
	高齢化率	30.8	31.4	32.1	32.8	33.3	33.9
出石圏域	人口	10,346	10,202	9,999	9,813	9,661	9,501
	高齢者数	3,187	3,242	3,260	3,259	3,282	3,306
	高齢化率	30.8	31.8	32.6	33.2	34.0	34.8
但東圏域	人口	4,483	4,381	4,281	4,168	4,049	3,915
	高齢者数	1,801	1,793	1,783	1,768	1,764	1,751
	高齢化率	40.2	40.9	41.6	42.4	43.6	44.7

※港地区は城崎圏域に含める

資料：住民基本台帳（各年度10月1日現在）

図 日常生活圏域別の高齢化率の推移



2 人口、高齢者数の推計

(1) 人口・高齢者数・高齢化率の推計

コーホート要因法*により本市の人口、高齢者数、高齢化率を推計したところ、本市の総人口は今後も減少傾向にあり、2021年度には80,000人を下回り、79,359人となる見込みです。65歳以上の高齢者数は2025年度までは増加を続け27,142人に達する見通しですが、その後は減少に転じる見通しです。後期高齢者数は2025年度以降も増加し、2030年度に17,064人に達する見通しですが、その後は減少に転じると見込まれます。高齢化率は2040年度には40%を超える見通しです。

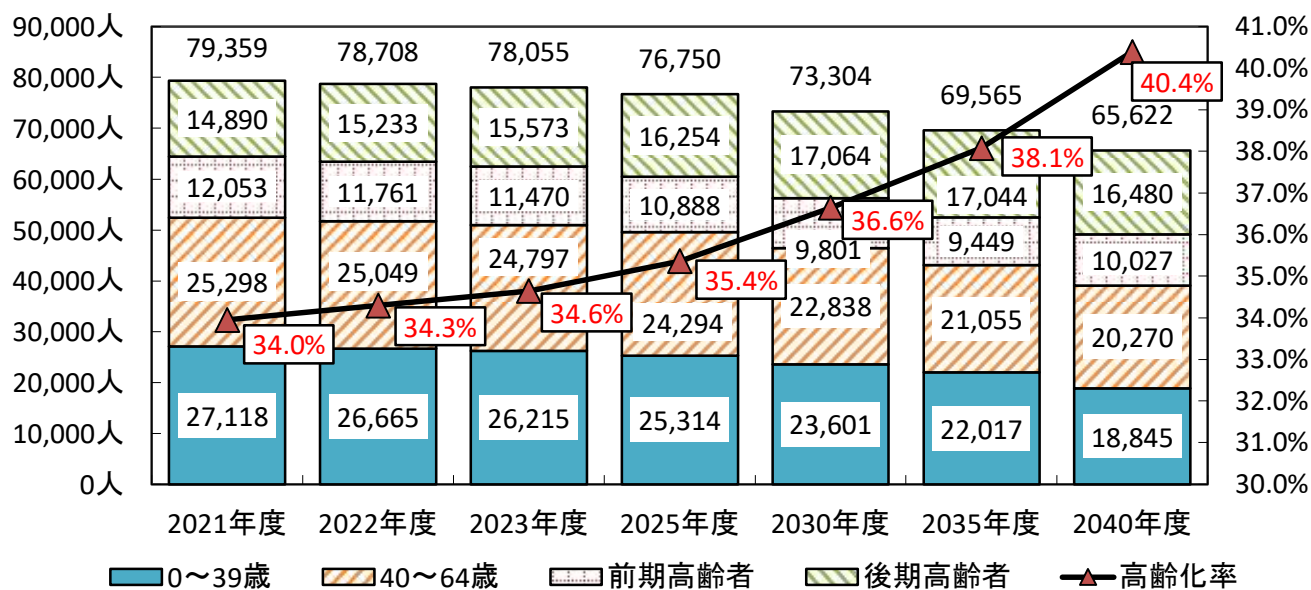
表 人口・高齢者数・高齢化率の推計

単位：人、%

	2021年度	2022年度	2023年度	2025年度	2030年度	2035年度	2040年度
総人口	79,359	78,708	78,055	76,750	73,304	69,565	65,622
0～39歳	27,118	26,665	26,215	25,314	23,601	22,017	18,845
40～64歳	25,298	25,049	24,797	24,294	22,838	21,055	20,270
65歳以上	26,943	26,994	27,043	27,142	26,865	26,493	26,507
前期高齢者 (65歳以上75歳未満)	12,053	11,761	11,470	10,888	9,801	9,449	10,027
後期高齢者 (75歳以上)	14,890	15,233	15,573	16,254	17,064	17,044	16,480
高齢化率	34.0	34.3	34.6	35.4	36.6	38.1	40.4

※2018年度～2019年度の10月1日現在の住民基本台帳データを基にコーホート要因法により推計

図 人口・高齢者数・高齢化率の推計



*コーホート要因法：年齢別人口の加齢に伴って生ずる年々の変化をその要因（死亡、出生および人口移動）ごとに計算して将来の人口を求める方法のことです。

(2) 日常生活圏域別高齢者数の推計

日常生活圏域別に高齢者数を推計したところ、圏域全体の人口はいずれの圏域も減少する見通しです。高齢者数をみると、2025年度までは豊岡圏域、日高圏域、出石圏域で増加が見込まれており、このうち豊岡圏域は2040年度まで増加が続く見通しです。豊岡圏域以外では、2025年度から2040年度にかけて高齢者数は減少する見通しです。高齢化率はいずれの圏域でも増加傾向にあり、2025年度には城崎圏域で41.5%、竹野圏域で43.7%、但東圏域で46.8%となる見通しです。また、2040年度には竹野圏域で最も高い48.9%となり、豊岡圏域以外のすべての圏域で4割以上となる見通しです。

表 日常生活圏域別高齢者数の推計

単位：人、%

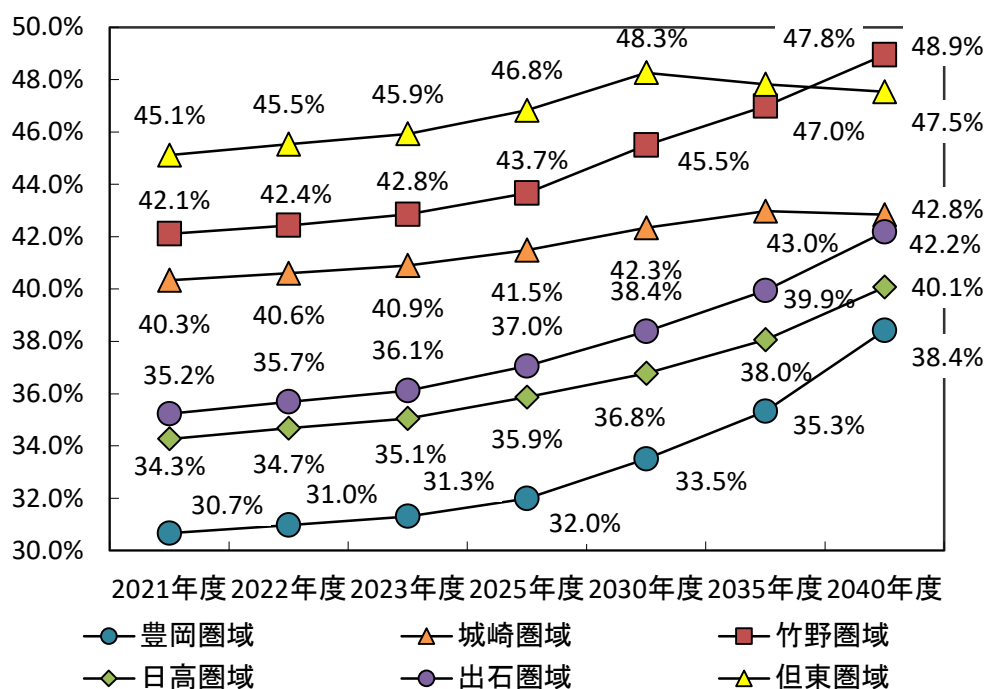
区分		2021年度	2022年度	2023年度	2025年度	2030年度	2035年度	2040年度
市全体	人口	79,359	78,708	78,055	76,750	73,304	69,565	65,622
	高齢者数	26,943	26,994	27,043	27,142	26,865	26,493	26,507
	高齢化率	34.0	34.3	34.6	35.4	36.6	38.1	40.4
豊岡圏域	人口	39,931	39,686	39,450	38,959	37,548	35,905	34,119
	高齢者数	12,243	12,295	12,354	12,463	12,579	12,684	13,107
	高齢化率	30.7	31.0	31.3	32.0	33.5	35.3	38.4
城崎圏域	人口	5,751	5,693	5,635	5,525	5,197	4,852	4,517
	高齢者数	2,319	2,311	2,304	2,292	2,200	2,085	1,935
	高齢化率	40.3	40.6	40.9	41.5	42.3	43.0	42.8
竹野圏域	人口	4,232	4,182	4,124	4,018	3,737	3,460	3,177
	高齢者数	1,782	1,774	1,767	1,754	1,700	1,625	1,555
	高齢化率	42.1	42.4	42.8	43.7	45.5	47.0	48.9
日高圏域	人口	16,164	16,009	15,854	15,540	14,823	14,086	13,302
	高齢者数	5,540	5,551	5,557	5,573	5,450	5,360	5,329
	高齢化率	34.3	34.7	35.1	35.9	36.8	38.0	40.1
出石圏域	人口	9,421	9,338	9,260	9,096	8,664	8,197	7,708
	高齢者数	3,319	3,332	3,344	3,370	3,325	3,273	3,251
	高齢化率	35.2	35.7	36.1	37.0	38.4	39.9	42.2
但東圏域	人口	3,855	3,798	3,732	3,614	3,336	3,066	2,796
	高齢者数	1,739	1,729	1,714	1,692	1,610	1,466	1,329
	高齢化率	45.1	45.5	45.9	46.8	48.3	47.8	47.5

※港地区は城崎圏域に含める

※2018年度～2019年度の10月1日現在の住民基本台帳データを基にコーホート要因法により推計

※市全体と各圏域は別々に推計しているため、合計は必ずしも一致しない

図 日常生活圏域別高齢者率の推計



【参考】

本市の認知症高齢者数の推計

単位：人

	2021年	2022年	2023年	2025年	2030年	2035年	2040年
65～69歳	134	132	129	123	118	121	138
70～74歳	321	315	310	298	271	259	268
75～79歳	628	698	772	927	644	586	564
80～84歳	1,031	1,055	1,080	1,129	1,432	1,317	1,205
85歳以上	3,343	3,395	3,448	3,553	3,959	4,817	5,156
計	5,457	5,595	5,739	6,030	6,424	7,100	7,331

※厚生労働省科学研究費補助金「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」報告書「認知症患者数と有病率の将来推計」に掲載されている認知症患者推定有病率を参考に推計したもの

2025年、2040年の本市の推計人口における一人暮らし高齢者数推計

単位：人

	2025年			2040年		
	男性	女性	合計	男性	女性	合計
65～69歳	518	474	992	648	564	1,212
70～74歳	481	645	1,126	511	592	1,103
75～79歳	456	889	1,345	425	689	1,114
80～84歳	263	822	1,085	353	745	1,098
85歳以上	323	1,171	1,494	504	1,430	1,934
計	2,041	4,001	6,042	2,441	4,020	6,461

※本市の2025年および2040年の性・年齢階級別推計人口に、国立社会保障・人口問題研究所が性・年齢階級別に公表している2025年および2040年の兵庫県の単独世帯の世帯主になる割合を乗じることによって推計したもの（世帯主の男女・年齢5歳階級別・家族類型別世帯主率『日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）』（2019年推計））

第2節 介護保険事業の現状と推計

1 要支援・要介護認定者数、認定率の推移

(1) 認定者数と認定率の推移

要支援・要介護認定者数（第2号被保険者を含む）は増加傾向にあり、2020年度は4,996人、認定率は18.6%となっています。

本市の認定率は18%台で推移しており、兵庫県や全国の認定率に比べると低くなっています。

表 認定者数と認定率の推移

単位：人、%

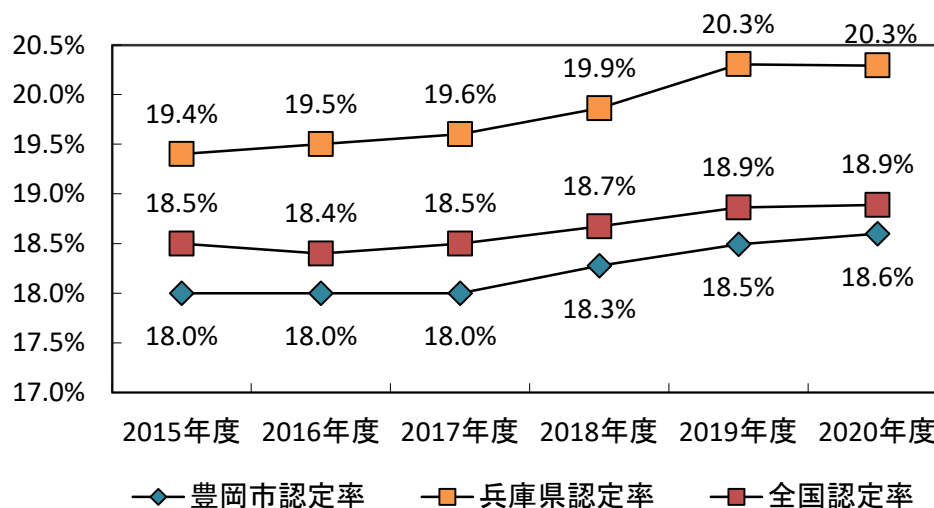
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
豊岡市認定者数	4,704	4,742	4,794	4,873	4,948	4,996
豊岡市認定率	18.0	18.0	18.0	18.3	18.5	18.6
兵庫県認定率	19.4	19.5	19.6	19.9	20.3	20.3
全国認定率	18.5	18.4	18.5	18.7	18.9	18.9

※認定者数は第2号被保険者を含む

※認定率 = (要支援・要介護認定者数（第2号被保険者を含む）) ÷ 第1号被保険者数

資料：介護保険事業状況報告（各年度9月月報）

図 認定率の推移



(2) 要支援・要介護度別認定者数の推移

①第1号被保険者の要支援・要介護度別認定者数の推移

第1号被保険者の要支援・要介護度別認定者数の推移をみると、要支援1、要介護1、要介護3、要介護4は増加しており、それ以外は減少傾向にあります。また、認定者数に占める割合をみると、要介護1が最も多く2020年度は22.7%となっています。要介護4・5の重度者は減少傾向にあり、2020年度は認定者全体の25.7%となっています。

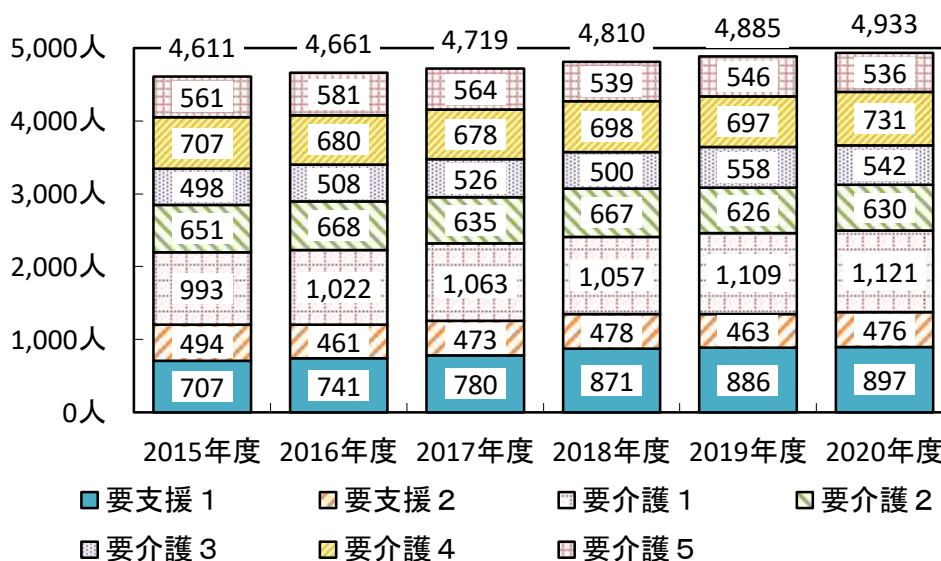
表 要支援・要介護度別認定者数（第1号被保険者）の推移

単位：上段実数（人）、下段構成比（%）

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
要支援1	707	741	780	871	886	897
	15.3%	15.9%	16.5%	18.1%	18.1%	18.2%
要支援2	494	461	473	478	463	476
	10.7%	9.9%	10.0%	9.9%	9.5%	9.6%
要介護1	993	1,022	1,063	1,057	1,109	1,121
	21.5%	21.9%	22.5%	22.0%	22.7%	22.7%
要介護2	651	668	635	667	626	630
	14.1%	14.3%	13.5%	13.9%	12.8%	12.8%
要介護3	498	508	526	500	558	542
	10.8%	10.9%	11.1%	10.4%	11.4%	11.0%
要介護4	707	680	678	698	697	731
	15.3%	14.6%	14.4%	14.5%	14.3%	14.8%
要介護5	561	581	564	539	546	536
	12.2%	12.5%	12.0%	11.2%	11.2%	10.9%
合計	4,611	4,661	4,719	4,810	4,885	4,933
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

資料：介護保険事業状況報告（各年度9月月報）

図 要支援・要介護度別認定者数（第1号被保険者）の推移



②第2号被保険者を含む要支援・要介護度別認定者数の推移

第2号被保険者を含む要支援・要介護度別認定者数の推移をみると、要支援1、要介護1、要介護3、要介護4は増加しており、それ以外は減少傾向にあります。また、認定者数に占める割合をみると、要介護1が最も多く2020年度は22.7%となっています。要介護4・5の重度者は減少傾向にあり、2020年度は認定者全体の25.6%となっています。

第1号被保険者の要支援・要介護度別認定者数と比べて大きな傾向の違いはみられません。

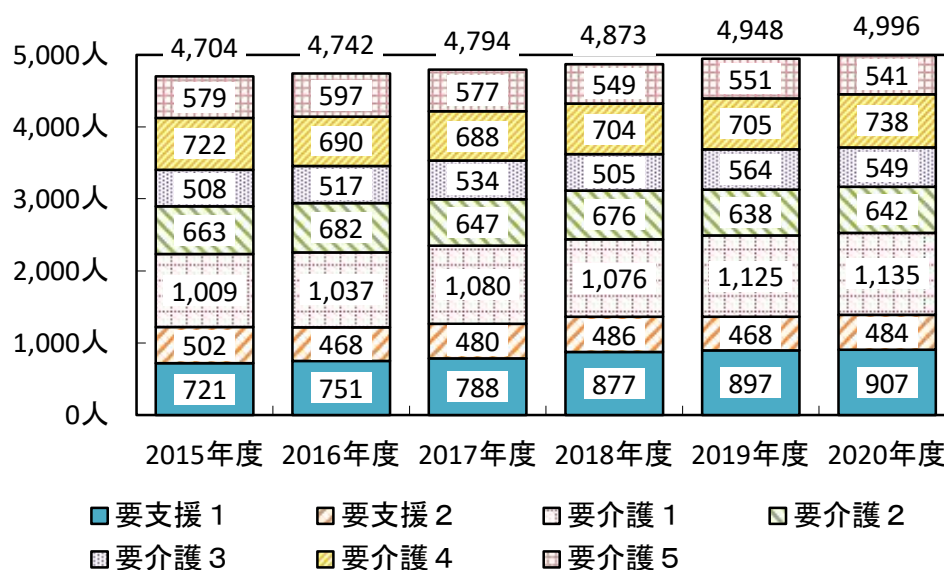
表 要支援・要介護度別認定者数（第2号被保険者を含む）の推移

単位：上段実数（人）、下段構成比（%）

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
要支援1	721 15.3%	751 15.8%	788 16.4%	877 18.0%	897 18.1%	907 18.2%
要支援2	502 10.7%	468 9.9%	480 10.0%	486 10.0%	468 9.5%	484 9.7%
要介護1	1,009 21.4%	1,037 21.9%	1,080 22.5%	1,076 22.1%	1,125 22.7%	1,135 22.7%
要介護2	663 14.1%	682 14.4%	647 13.5%	676 13.9%	638 12.9%	642 12.9%
要介護3	508 10.8%	517 10.9%	534 11.1%	505 10.4%	564 11.4%	549 11.0%
要介護4	722 15.3%	690 14.6%	688 14.4%	704 14.4%	705 14.2%	738 14.8%
要介護5	579 12.3%	597 12.6%	577 12.0%	549 11.3%	551 11.1%	541 10.8%
合計	4,704 100.0%	4,742 100.0%	4,794 100.0%	4,873 100.0%	4,948 100.0%	4,996 100.0%

資料：介護保険事業状況報告（各年度9月月報）

図 要支援・要介護度別認定者数（第2号被保険者を含む）の推移



2 居宅・施設サービス利用者数と受給率の推移

(1) 居宅・施設サービス利用者数と受給率の推移

居宅サービス利用者数は2015年度からの総合事業への移行により2016年度と2017年度に2,700人台に減少しましたが、その後再び増加し2020年度は2,970人となっています。

地域密着型サービス利用者数は小規模な通所介護事業所が地域密着型サービスに移行したことにより、2016年度以降増加傾向にあり、2020年度は888人となっています。

施設サービス利用者数は2017年度以降横ばいで推移していましたが、2020年度は824人となっています。

サービス受給率は増加傾向にあり、2019年度は95.5%と高い割合になっています。サービス別にみると、地域密着型サービスが増加傾向にあることがわかります。

表 居宅・施設サービス利用者数と受給率の推移

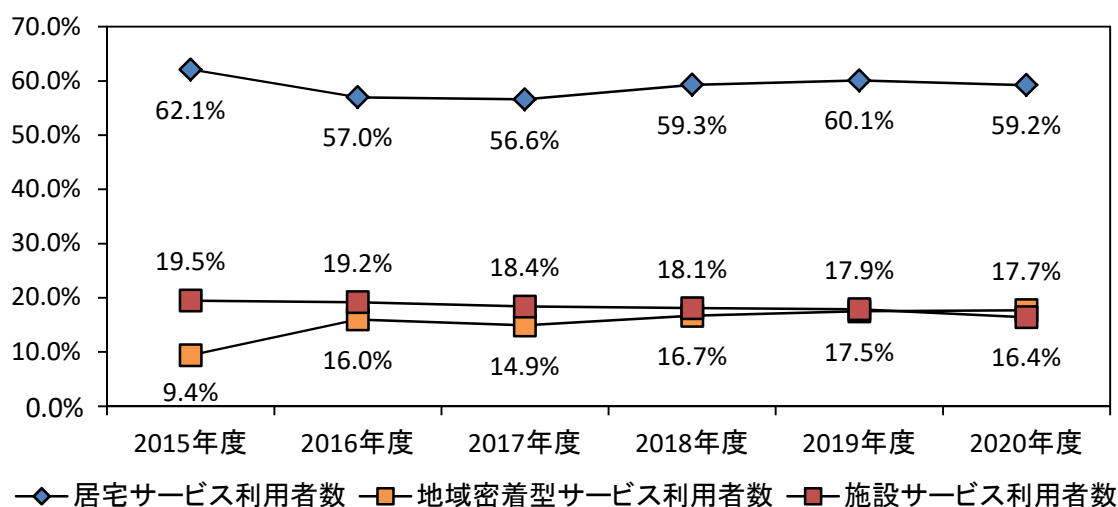
単位：人、%

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
居宅サービス利用者数	2,922	2,705	2,713	2,892	2,972	2,970
地域密着型サービス利用者数	441	757	715	816	867	888
施設サービス利用者数	916	912	883	880	884	824
合計	4,279	4,374	4,311	4,588	4,723	4,682
サービス受給率	91.0	92.2	89.9	94.2	95.5	93.4

※サービス受給率は、要支援・要介護認定者に対するサービス利用者数の比率

資料：介護保険状況報告（11月月報（9月利用分））

図 サービス別受給率の推移

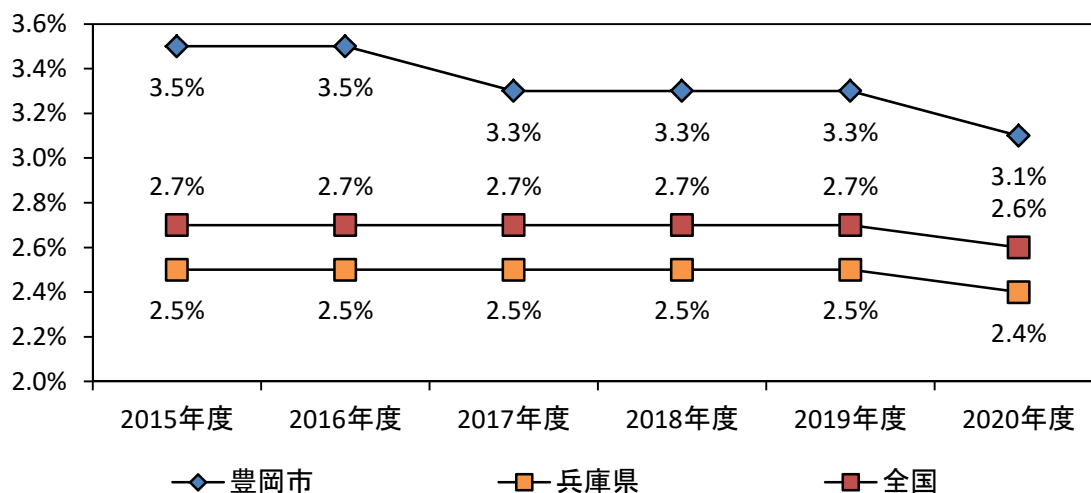


3 介護保険施設入所率の推移

(1) 介護保険施設入所率の推移

第1号被保険者に対する介護保険施設入所率をみると、2017年度以降は本市、県、全国ともに横ばいで推移しています。2020年度の本市の施設入所率は3.1%となっており、県(2.4%)、全国(2.6%)より高くなっています。

図 介護保険施設入所率の推移



※施設入所率は第1号被保険者に対する施設利用者数（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の3施設）

資料：介護保険状況報告（11月月報（9月利用分））

4 要支援・要介護認定者数の推計

(1) 要支援・要介護認定者数の推計

①第1号被保険者の要支援・要介護度別認定者数の推計

第1号被保険者の要支援・要介護認定者数は、第8期計画の初年度である2021年度の4,987人から、最終年度である2023年度には149人増加し5,136人となる見通しです。また、認定率も増加傾向にあり、2023年度には19.0%になる見通しです。

認定者数は2040年度まで増加が予想され、同年度の認定率は23.3%に達する見通しです。

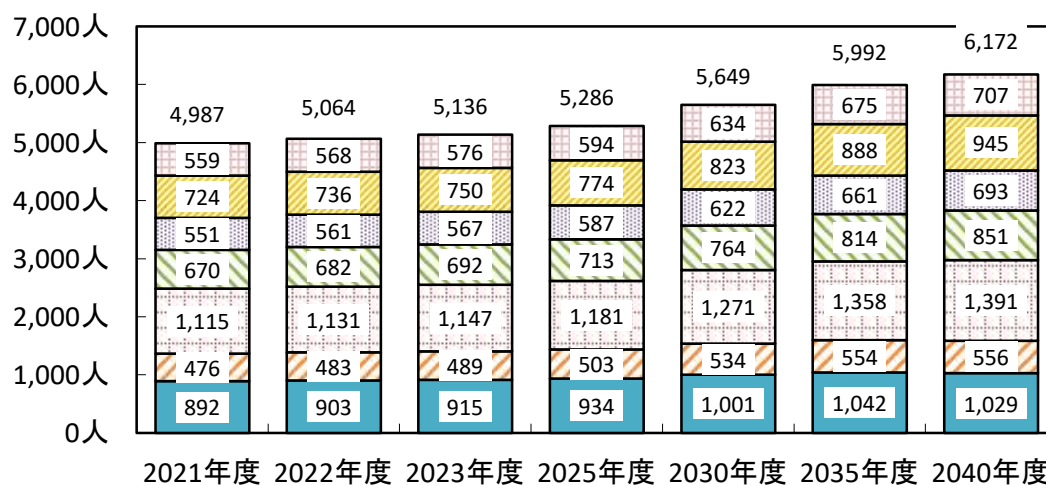
表 要支援・要介護度別認定率（第1号被保険者）の推計

単位：%

	2021年度	2022年度	2023年度	2025年度	2030年度	2035年度	2040年度
認定率	18.5	18.8	19.0	19.5	21.0	22.6	23.3

※認定率 = (要支援・要介護認定者数 (第1号被保険者のみ)) ÷ 第1号被保険者数

図 要支援・要介護度別認定者数（第1号被保険者）の推計



■要支援1 ■要支援2 □要介護1 □要介護2 □要介護3 ■要介護4 □要介護5

※2018年度および2019年度の認定率を基に推計

②第2号被保険者を含む要支援・要介護度別認定者数の推計

第2号被保険者を含む要支援・要介護認定者数は、第8期計画の初年度である2021年度の5,048人から、最終年度である2023年度には147人増加し5,195人となる見通しです。また、認定率も増加傾向にあり、2023年度には19.2%になる見通しです。

認定者数は2040年度まで増加が予想され、同年度の認定率は23.5%に達する見通しです。

第1号被保険者の要支援・要介護度別認定者数の推計と比べて大きな傾向の違いはみられません。

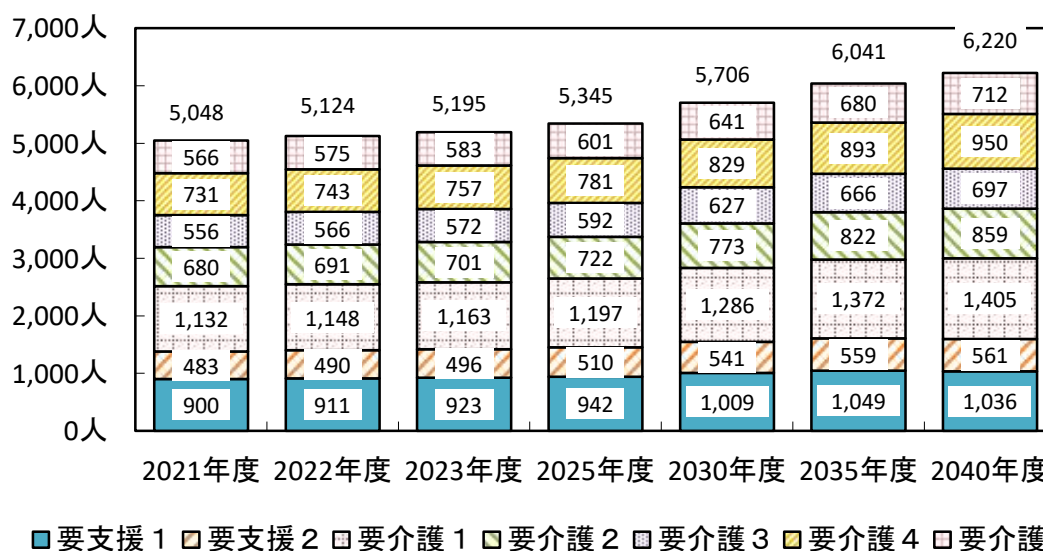
表 要支援・要介護度別認定率（第2号被保険者含む）の推計

単位：%

	2021年度	2022年度	2023年度	2025年度	2030年度	2035年度	2040年度
認定率	18.7	19.0	19.2	19.7	21.2	22.8	23.5

※認定率 = (要支援・要介護認定者数 (第2号被保険者含む)) ÷ 第1号被保険者数

図 要支援・要介護度別認定者数（第2号被保険者含む）の推計



※2018年度および2019年度の認定率を基に推計

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本市は、2012年に制定した「豊岡市いのちへの共感に満ちたまちづくり条例」において、いのちへの共感を広げるための3つの視点（「いのちを大切にすること」、「支え合うこと」、「未来へつなぐこと」）を定め、いのちへの共感をまちづくりの根底に置いて、この理念を本市の様々な取組の中に取り入れています。

高齢化が急速に進む中、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるために、地域が一体となって、支援を必要とする高齢者とその家族を支えていく仕組みづくりが求められています。このような仕組みを「地域包括ケアシステム」と呼び、本市は第6期計画以降、地域包括ケアシステムの構築を推進してきました。

また、地域包括ケアシステムの深化を図るために、地域の一人ひとりが役割を持ち、互いに支え合う「地域共生社会」の実現を目指し、本人、家族、行政、医療介護の関係者・事業者をはじめ、地域住民や地域の多様な主体の参加や社会資源を活用した「支え合い」の推進に取り組んでいます。地域共生社会は制度・分野ごとの縦割りや「支え手」と「受け手」という関係を超えて、一人ひとりの生きがいや、地域を共に創っていくものであり、年齢や介護の必要性の有無等にかかわらず、誰もが人権を尊重され意欲や能力をもって参画できる社会でなくてはなりません。

私たちは、これまで掲げてきた基本理念である「みんなで支え合い 笑顔あふれる まちづくり」を第8期計画にも引き継ぎ、これから先の未来においても、市民一人ひとりの笑顔が街中にあふれる社会の実現を目指すとともに、「支え合い」を通して次世代が命の尊さとつながりを学び、いのちへの共感を未来へつないでいくことができるよう、計画を推進します。

豊岡市いのちへの共感に満ちたまちづくり条例

- 命は限られている(いのちを大切にする)
- 命は支えあっている(支え合う)
- 命はつながっている(未来へつなぐ)

豊岡市老人福祉計画・介護保険事業計画

みんなで支え合い
笑顔あふれる まちづくり

2 計画の基本目標

基本目標1

高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり

地域で支え合いながら、高齢者の積極的な社会参加、生きがいを促進するとともに、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した安全で快適な生活環境づくりを推進し、高齢者がいきいきと暮らせるまちづくりを進めます。

基本目標2

高齢者が健やかに暮らせるまちづくり

いつまでも健康で自立した生活が送れるよう、保健・福祉・医療の連携のもと、健康づくりと介護予防事業の積極的な推進を図り、高齢者が健やかに暮らせるまちづくりを進めます。

基本目標3

高齢者が安心して暮らせるまちづくり

介護保険サービスの提供体制の確保、サービスの質の向上を図り、たとえ介護を必要とする状態となった場合でも、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを進めます。

3 重点施策

(1) 第8期計画の重点施策

地域包括ケアシステムの推進

地域包括ケアシステムとは、「重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるように、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される仕組み」のことであり、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に構築およびさらなる深化・推進を目指しています。

地域包括ケアシステムは、いわば「在宅生活の限界点を高める仕組み」のことであり、介護が必要な状態になっても住み慣れた住居や地域での生活の継続を支援するネットワークを行政、介護・高齢者福祉に関わる事業所や関係機関、医療機関等が制度・分野ごとの縦割りを超えて一体となって作り上げていく必要があります。また、地域包括ケアシステムは介護保険制度の充実だけで完結するものではなく、市が中心となって地域の多様な主体や社会資源と力を合わせ、地域の自主性や特性を尊重しながら作り上げていくものです。

本市は、地域によって人口規模や年齢構成が様々であり、高齢化の状況や地域が有する社会資源も異なっています。そのため、市内全域で画一的な取組を進めるのではなく、それぞれの地域に応じた仕組みづくりが必要です。本市では第6期計画以降、市内を旧市町エリアを基本とした6つの日常生活圏域に分け、地域包括ケアシステムの構築を推進し、以下のような地域社会の実現を目指しています。

本市が目指す地域社会像

- 心身の状況に応じて就労、ボランティア活動・趣味等の生きがい活動や社会参加を楽しむとともに、健康づくりや介護予防・重度化防止に取り組みながら、健康寿命を延ばす
- 介護や医療が必要になっても、生きがいを持ち、その人らしい生活を送ることができる
- 在宅医療、在宅介護を充実させ、また、地域で支え合うことで、少しでも長く住み慣れた地域や自宅で生活する

以上を踏まえ、本計画では地域包括ケアシステムの推進に向けて、次の5つの視点を事業の核として取り組みます。

1 在宅医療・介護連携の推進

4 生活支援・介護予防サービスの充実・強化

2 認知症施策の推進

5 高齢者の社会参加の促進

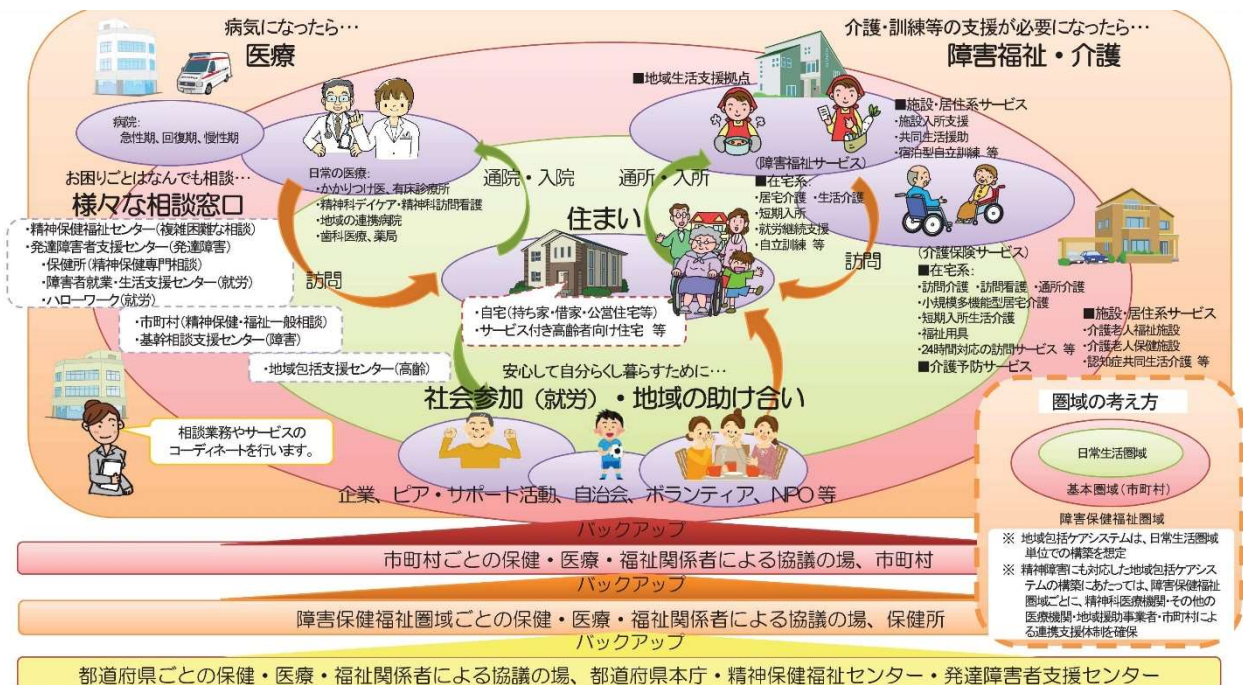
3 地域ケア会議の推進

なお、本市における地域包括ケアシステムの対象者は、当面の間、高齢者と障害者を中心とします（障害者施策は「豊岡市障害者福祉計画」に記載することとし、他の計画も含めて調和を図りながら推進していきます）。

さらに介護保険と障害福祉のサービスの連携を強めていくとともに、検討を重ねながら、子ども・子育て世代等、対象者の拡大を図り、地域共生社会の実現を目指します。

図 高齢者だけでなく障害にも対応した地域包括ケアシステムのイメージ

- 障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要がある。
- このような障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、医療機関、地域援助事業者、市町村等との重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



資料：厚生労働省 これからの精神保健医療福祉のあり方に関する報告書（参考資料）より一部引用

（2）重点施策を推進する5つの視点

1 在宅医療・介護連携の推進

在宅医療は医療ニーズが高い高齢者の生活を支える仕組みとして、本人の希望に寄り添い可能な限り在宅生活が続けられるように、関係多職種が顔の見える関係を築き切れ目なく支援する体制が整っていることが大切です。高齢期は医療と介護の両方のニーズが生じる可能性が高いことから、住み慣れた地域で安心して在宅生活を続けていくためには、医療と介護が連携し包括的に支援していく必要があります。また、地域の病院・診療所、歯科医院、薬局と連携し訪問診療や訪問歯科診療、訪問薬剤管理指導等によって定期的に患者の様子を把握し、必要な医療を提供できる体制づくりを推進します。

2 認知症施策の推進

認知症高齢者の尊厳を守りながら、地域包括ケアシステムを基盤として認知症になっても自分らしく安心して暮らせるまちの実現を図るため、保健・医療・介護・福祉等多職種による認知症高齢者とその家族の支援体制を充実し、認知症の容態の変化に応じて、適時・適切に切れ目なく、その時の容態に最もふさわしい場所で医療・介護サービス等を提供する仕組みづくりを推進します。また、市民一人ひとりが認知症について正しく理解し認知症への備えに主体的に取り組めるよう、意識の高揚を図ります。

3 地域ケア会議の推進

地域ケア会議は2014年の介護保険制度の改正により、地域支援事業に位置づけられました。地域ケア会議には「個別課題解決機能」「地域包括支援ネットワーク構築機能」「地域課題発見機能」「地域づくり・資源開発機能」「政策形成機能」の5つの機能があり、個別事例の検討を通じて多職種協働によるケアマネジメント支援を行います。地域ケア会議を通じて関係機関同士の連携を強め、地域包括ケアシステムを推進します。

4 生活支援・介護予防サービスの充実・強化

高齢期は心身の機能が低下し、これまで難なくできていた動作が難しく感じられる場面も増えてきます。フレイル*予防を推進するとともに、日常生活を送る上で家族や近隣からの介助・介護や手助けが必要な状態になっても、本人主体を第一に考え、その有する能力に応じて可能な限り自立した生活を送ることができるよう、地域住民主体の見守り・支え合い体制の構築や民間企業、NPO法人、社会福祉法人等、多様な主体による生活支援・介護予防サービスの充実・強化を図ります。また、在宅介護を担っている家族は重度化に伴って在宅生活の継続に対する不安が大きくなることから、家族が安心して在宅介護を続けられる体制づくりを目指します。

5 高齢者の社会参加の促進

平均寿命の延伸に伴い、高齢期が長くなっています。今後は、「支えられる側」としてだけでなく、高齢者が地域を「支える側」として活躍できる場を創出していくことが求められており、それによって生きがいづくりや心身の健康の保持・増進、介護予防につなげていくことが期待されています。地域活動や就労、生涯学習、趣味の活動、玄さん元気教室、ボランティア等、高齢者のニーズに沿うような地域参加の機会づくりを推進します。

*フレイル：要介護状態に至る前段階として位置づけられますが、身体的脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味します。（「フレイル診断ガイド2018年版」日本老年医学会/国立長寿研究センター）

(3) 重点施策を推進するための具体的手法

地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法です。

第8期計画では地域ケア会議における個別事例の検討において行う課題分析やケアマネジメント支援の積み重ねを通じて、地域に共通する課題や有効な支援策を明らかにし、地域に不足する資源の開発や高齢者の自立支援に必要な施策の展開を図ります。

図 地域ケア会議の5つの機能

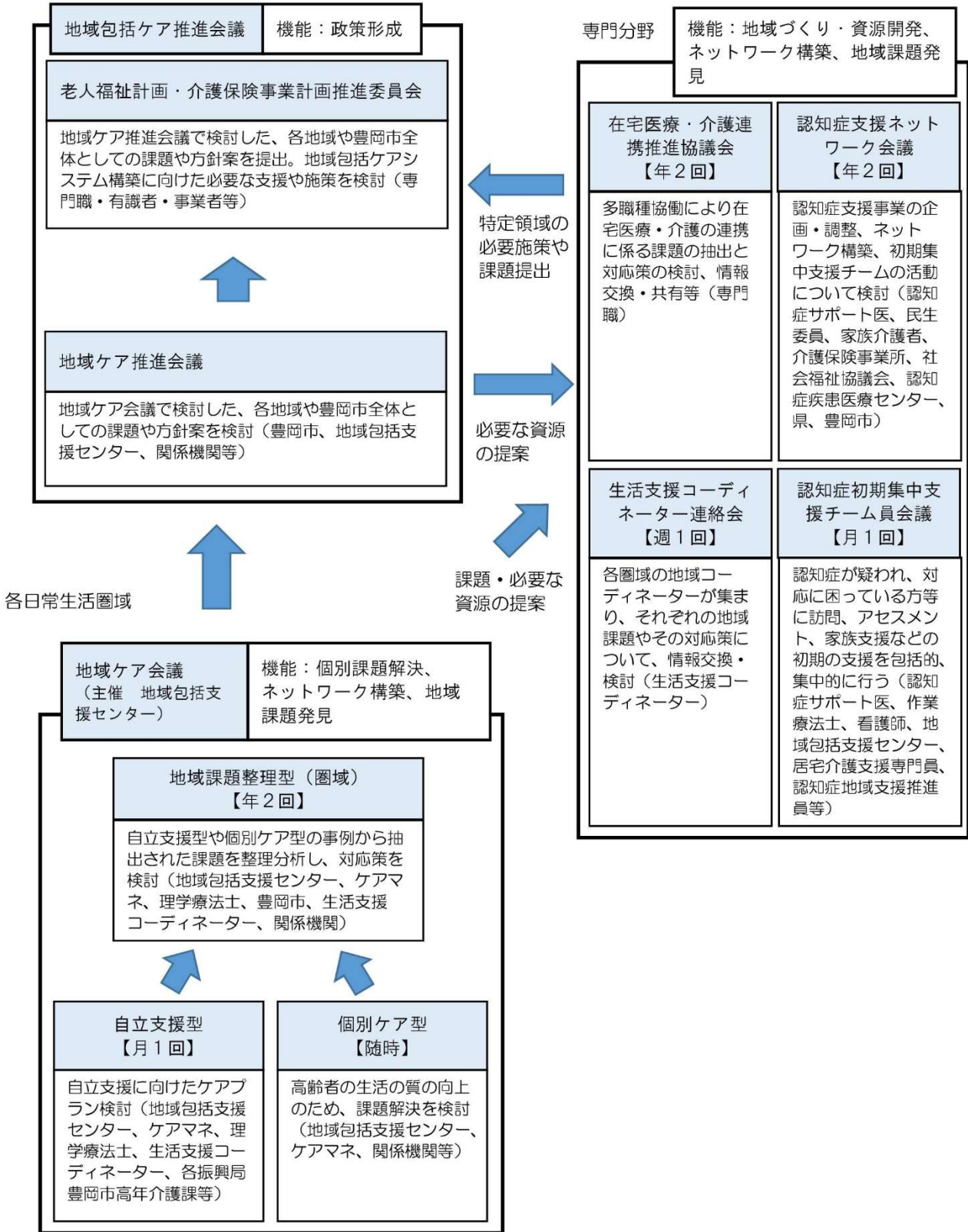
		機能	内容
	実務者レベル	個別課題解決機能	<ul style="list-style-type: none"> ● 自立支援に資するケアマネジメントの支援 ● 支援困難事例等に関する相談・助言 ※自立支援に資するケアマネジメントとサービス提供の最適な手法を蓄積 ※参加者の資質向上と関係職種との連携促進 →サービス担当者会議の充実
	個別事例ごとに開催	ネットワーク構築機能	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域包括支援ネットワークの構築 ● 自立支援に資するケアマネジメントの普及と関係者の共通認識 ● 住民との情報共有 ● 課題の優先度の判断 ● 連携・協働の準備と調整
	日常生活圏域ごとに開催	地域課題発見機能	<ul style="list-style-type: none"> ● 潜在ニーズの顕在化 ・サービス資源に関する課題 ・ケア提供者の質に関する課題 ・利用者、住民等の課題等
	市・地域全体で開催ごとに開催	地域づくり・資源開発機能	<ul style="list-style-type: none"> ● 顕在ニーズ相互の関連づけ ● 有効な課題解決方法の確立と普遍化 ● 関係機関の役割分担 ● 社会資源の調整 ● 新たな資源開発の検討、地域づくり
	代表者レベル	政策形成機能	<ul style="list-style-type: none"> ● 需要に見合ったサービスの基盤整備 ● 事業化、施策化 ● 介護保険事業計画等への位置づけ ● 国・県への提案

地域包括ケアシステムの実現

図 地域包括ケアシステムに係る会議体制イメージ

豊岡市全域

文末（ ）内は会議の主な出席者 【 】は開催頻度



第4章 高齢者がいきいきと暮らせる まちづくり

1 地域で支え合うまちづくり

(1) 地域の見守り・支え合い体制の構築

事業・取組の名称	○民生委員・児童委員による相談支援活動 ○豊岡市社会福祉協議会による地域福祉活動 ○高齢者見守りネットワーク事業 ○地域包括支援センター運営事業 ○行政区によるひとり暮らし高齢者等安心・見守り活動
対象者	ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、ひきこもり高齢者等
事業概要	地域住民、関連団体、事業者等が連携し、高齢者と地域で見守り支え合う体制を構築しています。

ア. 第7期計画の取組状況・実績

地域の住民同士のつながりが希薄になる中、高齢者のみの世帯が急激に増え、孤立死や老老介護等が大きな社会問題となっています。

高齢社会においては、地域におけるお互いの安否確認、孤立化・閉じこもり予防、緊急事態発生時の対応等が重要な課題となっており、地域住民同士の連携、民生委員・児童委員を中心とした地域の関係機関相互の連携を進める必要があります。

2011年10月からは、地域、生活関連事業所、地域包括支援センター、豊岡市社会福祉協議会等と連携を図りながら、見守る人、見守られる人を特定せず日ごろから高齢者をさりげなく見守り、異変を察知したときには地域包括支援センター等に連絡し、必要なサービス提供へつなぐ高齢者見守りネットワークの構築を進めています。

2018年度からは、行政区によるひとり暮らし高齢者等への定期的な見守り活動（「ひとり暮らし高齢者等安心・見守り活動」）が開始されました。

イ. 第7期計画の評価・課題

- (ア) 行政区、民生委員・児童委員等の関係機関が可能な限り情報を共有・交換し、地域、関係機関等が一体となって高齢者が安心して生活を送ることができるよう連携が必要です。
- (イ) ひとり暮らし高齢者等を定期的に見守ることにより、地域との日常的なつながりの強化や孤立防止が図られました。
- (ウ) 豊岡市社会福祉協議会が推進する住民の主体的な地域づくり及び総合相談・生活支援体制づくりと連動して取り組む必要があります。
- (エ) 高齢者見守りネットワークを推進するために、地域住民への継続的な周知が必要です。また、見守りを依頼する事業所等を増やし、異変を察知する「気づきの目」を増やしていく必要があります。
- (オ) 閉じこもりがちな高齢者等が、気軽に相談できるような連絡体制等の充実が必要です。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

- (ア) 行政区、民生委員・児童委員等と連携し、ひとり暮らしを含めた高齢者のみの世帯および介護の必要な高齢者に対して、緊急事態の発生時だけでなく、普段からの安否確認や閉じこもりを防ぐための声掛け等、高齢者と地域とのつながり強化や孤立防止に努めます。
- (イ) 地域福祉活動に対する理解を深めるため研修会等の充実を図るとともに、新たに地域の中核となって活躍できる人材の発掘や確保・養成に努めます。
- (ウ) 日常業務の中でさりげなく見守り活動を行う協力事業所等を徐々に増やすことにより、高齢者見守りネットワークの充実に努めます。
- (エ) 住民同士の助け合い、支え合いでは解決できないような問題に対応するため、地域から地域包括支援センター等への相談、連絡、情報提供体制等の充実・強化に努めます。

(2) 社会福祉協議会活動

事業・取組の名称	<ul style="list-style-type: none"> ○住民の主体的な地域づくりに向けた体制づくり（居場所・交流、見守り体制、生活支援体制等） ○総合的な相談・支援体制づくり（地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センター、総合相談・生活支援センター等） ○日常生活自立支援事業 ○共同募金活動 ○善意銀行による助成活動（緊急食料支援事業等） ○ボランティア・市民活動支援 ○その他各福祉サービス
対 象 者	支援、サービスを必要とする高齢者、地域住民、ボランティア団体等
事 業 概 要	豊岡市社会福祉協議会が行う、活動、事業等を通じて、高齢者を地域で支えるまちづくりを推進しています。

ア. 第7期計画の取組状況・実績

豊岡市社会福祉協議会は、住民主体による地域福祉の推進を図ることを目的とする地域福祉推進の中核団体です。

区長会、民生委員・児童委員協議会、福祉団体、福祉施設、女性団体、ボランティア団体、行政機関の代表者や学識経験者等により運営され、市民の協力のもと活動を進めている機関となります。

2017年度に策定した「豊岡市地域福祉計画」の基本理念である「一人ひとりがつながりともに創る安心な地域 豊岡」の実現に向けて地域福祉活動を展開しています。

地域福祉計画の「基本目標1：住民の主体的な地域づくり」に向けて、小地域（行政区、地区等）を単位として、住民の支え合い活動の体制づくり、地域のつながりづくり等に向けた交流拠点の整備、見守り活動の展開等を進め、地域課題を把握し解決に向け、地域住民や関係機関等で協議する場を推進しています。

また、「基本目標2：総合的な相談・支援体制づくり」に向けては、総合相談センター（地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センター、総合相談・生活支援センターよりそい）を中心に、高齢者、障害者、生活困窮、制度の狭間にある生活困難者や複合的な課題のある世帯等の支援に向け、地域住民、関係機関・団体等との連携・協働により地域を基盤とした相談支援を推進しています。なかでも、民間企業・団体等とは新たなネットワークの構築を図り、課題解決と新たな仕組みづくりを行いました。

その他、関係機関・団体等との協働のもと在宅福祉サービス事業、生活福祉資金貸付事業、善意銀行による助成活動、婚活活動、共同募金配分金による地域福祉活動の推進、ボランティア活動の支援・人材育成等、地域福祉の総合的な推進を行っています。

イ. 第7期計画の評価・課題

- (ア) 高齢者の自立生活を支えるために介護保険制度や障害者総合支援制度における在宅福祉サービスの安定した提供の推進はもとより、地域福祉推進の中核団体として支え合いの地域づくりの推進を目指し、地域の見守り体制の充実（福祉委員活動、支え合いマップづくり等）、ふれあいいきいきサロンの推進等を展開し、地域住民と地域の福祉力を高めるとともに、地域の力で高齢者を支える仕組みをつくる必要があります。
- (イ) 地域における福祉活動について、地域住民や関係機関・団体等と協働・連携しながら誰もが安心して暮らせる地域づくりをさらに推進する必要があります。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

- (ア) 地域福祉活動の推進による地域での支え合いの体制づくりとともに、関係機関・団体等との連携・協働により高齢者の在宅生活を支える仕組みづくりを推進します。
- (イ) 地域における住民の支え合い活動の体制づくりについては一層の充実を図るため、さらに地域住民や関係機関・団体等と連携・協働しながら取り組みを行います。

(3) 民生委員・児童委員の活動

事業・取組の名称	○民生委員・児童委員による相談支援活動 ○救急医療情報キット配布事業 ○緊急通報システム事業 ○災害時要援護者登録事業
対象者	ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、寝たきり高齢者等
事業概要	民生委員・児童委員活動を通じて、高齢者を地域で支えるまちづくりを推進しています。

ア. 第7期計画の取組状況・実績

民生委員・児童委員は、地域住民の最も身近な所で、地域住民の立場に立った相談、援助を行い、住み慣れた地域で一人ひとりが安心して暮らせるように支援しています。

日ごろから支援を必要とする地域住民の生活状態を把握し、行政、その他の関係機関と連携を図ることで、生活課題の早期発見、早期対応を進めています。また、災害時要援護者登録制度に基づく登録の勧奨や平常時における見守り、災害時における情報伝達や避難支援、さらには、救急医療情報キットの普及や緊急通報システムの利用支援を行っています。

支援が必要な地域住民に対しては、福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供、手続きの支援等、地域住民と福祉サービスをつなぐパイプの役割を担っています。

イ. 第7期計画の評価・課題

多様な生活課題に対応するためには、福祉事務所や豊岡市社会福祉協議会、地域包括支援センター、保健・医療機関等の関係機関のほかに、ボランティアグループや区等の地域の各種団体とも連携した活動の展開が必要となってきています。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

- (ア) 地域に密着した住民の見守り活動を展開します。
- (イ) 地域のネットワークに参加し、多職種と連携を強めた活動を実施します。
- (ウ) 多様な生活課題、地域課題へのよりの確な対応を可能にするため、民生委員・児童委員の研修の機会の充実を図るとともに、個々の事業に関する適切な情報提供等、個別援助活動を支援します。

(4) ボランティア・市民活動センターの活動

事業・取組の名称	ボランティア・市民活動センター運営事業（豊岡市社会福祉協議会）
対象者	ボランティアを必要とする高齢者、ボランティア関係者（個人、グループ）
事業概要	ボランティア活動の促進を図ることにより、地域で支え合うまちづくりを推進しています。

ア. 第7期計画の取組状況・実績

豊岡市社会福祉協議会が運営している「ボランティア・市民活動センター（本所・支所）」は、地域福祉に対する理解と関心を高め、ボランティア活動への住民参加の促進を図るために、学習、体験、情報提供等の支援を行う市民の総合的な相談窓口です。

センターでは、様々なグループや個人のボランティアが登録され、食事サービスの調理や配食、朗読、点字、手話等の高齢者や障害者への支援のほか、子育てやまちづくり等、様々な分野における支援活動を展開しています。

ボランティア活動を始めたい方を対象とした各種の講座や体験教室の開催、ボランティアグループやNPO法人等による各種研修会の開催、機材の貸出しや各種助成金の情報提供および申請のサポート等、ボランティア活動についての様々な情報提供や相談を行っています。

ボランティアグループや市民団体、NPO法人のネットワーク化を図るなど、多様な支援活動を推進しています。

近年多発する災害に対応するために、災害支援ボランティア活動について重点的に取り組み、被災地への災害ボランティア派遣やボランティア団体の支援等を行っています。

表 ボランティアの登録状況

	2018年度	2019年度	2020年度
グループ数	160	158	156
グループ加入者数（人）（A）	2,688	2,625	2,561
個人登録者数（人）（B）	344	432	450
合計（A）＋（B）	3,032	3,057	3,011

資料：豊岡市社会福祉協議会（各年度4月1日時点）

イ. 第7期計画の評価・課題

(ア) 少子高齢化、地域とのつながりの希薄化等の社会状況の中、地域の福祉力の強化をするボランティア活動等の住民の自発的・自主的な活動が求められています。

(イ) 地域住民の支え合いによるまちづくりと連携した地域のネットワークづくりを進めることが必要です。

(ウ) ボランティアグループは、高齢化による活動の休止や解散が見受けられます。

- (エ) 近所同士の支え合い活動が取り組まれており、豊岡市社会福祉協議会においても、地域での支え合い活動の体制づくりを中心に近所同士のつながりづくりや地域活動の世話役になってもらえるような人材育成に取り組んでいます。
- (オ) 人材の発掘や育成を含め、さらに積極的な普及啓発活動の推進が必要です。
- (カ) 災害ボランティア支援や地域における防災啓発活動等から、常時の地域福祉活動への展開や、新たなボランティア活動への展開が進んでいます。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

- (ア) ボランティア活動が他の事業にも影響し合い、より多くの住民が関心を持ち、参加してもらえる環境づくり及び活動継続の支援を行います。
- (イ) 研修等を通じて、人材の発掘や担い手の養成に努めます。
- (ウ) 災害ボランティア支援や地域における防災啓発活動等を充実することで、近年の多発する災害に備えた体制づくりを進め、常時の地域活動の向上に活かします。

(5) 学校教育などにおける福祉教育

事業・取組の名称	○地域コミュニティ組織の事業における福祉教育 ○児童・生徒のボランティア活動推進事業(豊岡市社会福祉協議会) ○子ども福祉委員活動(豊岡市社会福祉協議会)
対象者	児童・生徒、地域住民
事業概要	学校教育や生涯学習の場において、福祉教育プログラムを取り入れるなど、福祉に関する教育の充実を図り、福祉活動への理解と知識や援助技術の普及を促進しています。

ア. 第7期計画の取組状況・実績

福祉教育では、地域で暮らす児童や生徒が、人には様々な生活や生き方があることに気付き、福祉問題、福祉活動の意味や役割に関心を持ち、共生と平等に対する理解を深める中で思いやりの心を育てています。

生涯学習の場では、地域コミュニティ組織において福祉に関する各種教室やボランティア講座等により福祉活動への理解を広げるとともに、知識や援助技術の普及を図りました。

学校教育の場では、豊岡市社会福祉協議会の「児童・生徒のボランティア活動推進事業」により、体験教室や地域での交流による福祉教育プログラムが展開されています。

また、最近では地域課題にあわせた取組も啓発・実施しており、なかでも認知症の理解について「認知症サポーター養成講座」等によって、小学校・中学校・高校と取組を広げています。

イ. 第7期計画の評価・課題

福祉教育における多くの体験学習は、地域の人々の暮らしや生き方に直接関わるという点で社会的な意義が大きく、福祉と教育が連携、協働して初めて可能となる取組です。地域には様々な社会資源があり、区や老人クラブ、社会教育関係団体、ボランティアグループ、NPO法人等の関係機関が連携を図り、それぞれの事業計画の中に福祉教育のプログラムを織り込むなど一体的な取組が必要です。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

- (ア) 福祉教育における多くの体験学習は、継続して取り組みます。
- (イ) 地域住民が体系的に福祉を学ぶことができる福祉教育プログラムを検討します。
- (ウ) 今後も増加が予測される認知症高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくため、認知症に対する福祉教育を推進します。

2 社会参加のまちづくり

(1) 老人クラブ

事業・取組の名称	老人クラブ活動促進事業
対象者	老人クラブ
事業概要	高齢者が保有する知識、経験等を生かした住みよい地域づくりを目標に、健康づくり、介護予防、地域の見守り、子育て支援等、様々な活動を通じて明るい長寿社会を目指し取り組んでいる老人クラブの支援を行っています。

ア. 第7期計画の取組状況・実績

老人クラブの組織強化のため、区長会を通じて老人クラブ未結成地区への働きかけを行った地域もありました。

単位老人クラブ数は、ここ数年増減を繰り返し、240 クラブ程度で推移しています。小規模クラブ（会員数 29 名以下）は増加傾向にあります。

老人クラブの会員数は減少傾向にあり、2020 年度は 8,917 人となり、2017 年度 (9,650 人) と比較すると約 8% 減少しました。

表 老人クラブの状況

	単位	2018 年度	2019 年度	2020 年度
単位クラブ数	団体	240	241	240
会員数	人	9,282	9,195	8,917
加入率	%	28.7	28.5	27.6

※市老人クラブ連合会未加入クラブを含む（各年度 4 月 1 日現在）

※加入率（%）は、会員数を各年度の 60 歳以上人口で除したもの

イ. 第7期計画の評価・課題

(ア) 老人クラブは、高齢者の社会参加や生きがいづくり、健康づくりにおいて重要な役割を果たしています。

また、児童・生徒の登下校の見守り、伝統文化の伝承等、地域づくりに貢献しています。

(イ) 健康や介護予防に対する関心が高く、「玄さん元気教室」、グラウンドゴルフ等に取り組むクラブが多くなっています。

(ウ) 定年延長、雇用継続の影響で 60 代の新規加入者が少なくなっています。

また、新規加入者が増加しないことにより、組織の世代交代ができず、役員の固定化が見られます。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

- (ア) 豊岡市老人クラブ連合会が行政区に対して実施する、休止クラブの再開およびクラブ未結成地区への結成に向けた取組を支援します。
- (イ) 老人クラブ活動について広く住民に周知、広報を行い、地域づくりにおける老人クラブの役割や理解を求めています。
- (ウ) 認知症や介護予防に関すること等、高齢者の関心の高い内容を老人クラブ活動に取り入れられるように情報提供や研修等の技術的な支援を行います。

(2) 高齢者大学・高齢者教室

事業・取組の名称	○但馬文教府みてやま学園 ○但馬高齢者生きがい創造学院
対 象 者	高齢者
事業概要	○但馬文教府みてやま学園は、生涯学習の一環として高齢者に総合的、体系的な学習の機会を提供し、生きがいのある充実した生活基盤を確立するため、4年制の高齢者大学として設置され、2011年度から公益財団法人兵庫県生きがい創造協会が運営しています。基礎的知識を習得するための教養講座と「健康づくり」や「但馬の文化」、「但馬の自然・産業」、「麦わら細工」、「書道」、「パソコン」の6つの専門講座が開講されています。 ○但馬高齢者生きがい創造学院は、高齢者等の創造活動を通じて、相互の友愛と連帯の輪を広げるとともに、生きがいづくりと健康増進に資することを目的に15講座が開講されています。

ア. 第7期計画の取組状況・実績

表 但馬文教府みてやま学園の講座の受講状況（2019年度）

講座・コース名	内容	受講者数 (人)	
教養講座	変貌する社会に対応する一般教養、特に地域の実践者として、必要な基礎的教養を培います。	175	
専門講座	健康づくり	様々なゲームやスポーツに親しみながら健康を保持する運動をしたり、高齢期の病気、食生活、医療や介護等について学びます。	74
	但馬の文化	但馬の歴史、文化、芸能、人物等について学びます。 (香住の三番叟、川下祭りと麒麟獅子、出石のお城まつり 等)	76
	但馬の自然・産業	但馬の自然やそれを生かした産業について学びます。 (但馬牛の歴史・特徴、但馬の杜氏と酒造り、但馬の漁業 等)	71
	麦わら細工	城崎に伝わる伝統工芸、麦わら細工の作品づくりをします。	33
	書道	書道の基本を学び、楷書・行書の作品づくりをします。	40
	パソコン	エクセルで名簿管理や表計算、グランドゴルフのスコア管理等を学びます。	56

※受講生は但馬各市町から175人、うち豊岡市からは145人

※専門講座は各自2コースを選択

表 但馬高齢者生きがい創造学院の教室の受講状況（2019年度）

講座名	受講者数（人）	講座名	受講者数（人）
陶芸	22	絵画	17
木彫	21	民謡	15
盆栽	9	パソコン	18
麦わら細工	31	囲碁	13
書道	58	写真	23
表具	10	編み物	19
俳句	13	カラオケ	15
短歌	9	合計	293

※受講生は但馬各市町・京丹後市から 293 人、うち豊岡市からは 274 人

イ. 第7期計画の評価・課題

- (ア) 高齢者の生きがいづくりや社会参加のために大きな役割を果たしています。
- (イ) 余暇の多様化や労働環境、経済環境、家庭環境（介護）、交通環境（免許返納、公共交通減少）の要因もあり、各講座・教室等の受講生は年々減少傾向にあり、新規受講生も減少しています。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

- (ア) 受講生の増加を図るため、高齢者へ事業の周知について支援します。
- (イ) 地域の活性化と学習環境の充実を図る但馬高齢者生きがい創造学院の移転に伴い、高齢者が多世代と交流できる機会の創出に努めます。

(3) スポーツ・レクリエーション

事業・取組の名称	スポーツクラブ 21 等
対 象 者	概ね 60 歳以上の高齢者
事 業 概 要	高齢になっても元気でいきいきとした生活を送ることができるように、生涯にわたる健康づくりや体力づくりのための様々な事業の実施や、スポーツ・レクリエーション施設の提供により、地域に根ざした生涯スポーツの推進に努めています。

ア. 第 7 期計画の取組状況・実績

高齢になっても元気でいきいきとした生活を送ることができるように、生涯にわたる健康づくりや体力づくりのための様々な事業を実施しています。地域の住民なら誰でも参加できる、スポーツクラブ 21 に代表される総合型地域スポーツクラブの活動により、地域に根ざした生涯スポーツの推進を行い、スポーツ推進委員会によりニュースポーツの推進等を行っています。

イ. 第 7 期計画の評価・課題

- (ア) スポーツクラブ 21 や体育協会、スポーツ推進委員会等と、地域コミュニティ組織や老人クラブ等の団体とが連携することにより、体を動かす機会が増えています。
- (イ) 高齢者等のニーズや身体状況に配慮したニュースポーツやレクリエーションの普及を図る必要があります。

ウ. 第 8 期計画の取組の方向性

体育協会、スポーツ推進委員会、地域コミュニティ組織やスポーツクラブ 21 等との連携をさらに強化し、高齢になっても身近な地域で楽しく継続できるスポーツ・レクリエーションの普及を推進します。

(4) シルバー人材センター

事業・取組の名称	高齢者就業機会確保事業
対 象 者	高齢者
事 業 概 要	豊岡市シルバー人材センターは、シルバー人材センターの基本理念である「自主・自立、共働・共助」のもと、高齢者の就業機会確保のために、就業に関する情報提供、就業相談、講習会等の事業を行っています。また、兵庫県シルバー人材センター協会の一般労働者派遣事業、職業紹介を活用した就業機会の確保を推進しています。

ア. 第7期計画の取組状況・実績

市では、豊岡市シルバー人材センターが安定して運営できるように財政支援を継続しています。

定年延長、雇用継続によりセンター入会時の年齢が高くなるとともに、会員の確保にも影響し、就業の依頼に応えられない状況が進んでいます。

表 就業（豊岡市シルバー人材センター）の状況

	単位	2018年度	2019年度	2020年度(見込)
契約件数	件	3,462	3,383	3,500
契約金額	円	377,798,081	379,544,337	401,900,000
就業延人員	人/日	75,065	74,355	80,170
会員数	人	687	680	700

イ. 第7計画の評価・課題

(ア) 安全で高齢者に適した業務等の就業機会の確保、ホームページ・会報等を利用した就業にかかる情報提供に努めました。

(イ) 市民を対象としたイベント・講習会を実施し豊岡市シルバー人材センターの周知に努めていますが、就業依頼数に応えられる会員数の確保が大きな課題です。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

会員数の確保を図るため、民間企業等の退職者に対して勧誘活動を強力に推進するとともに、就労人材育成のための講習会の開催、会員の経験や知識を活かした就業機会の確保を支援します。

(5) サロン・カフェ

事業・取組の名称	サロン・カフェ
対象者	高齢者等
事業概要	行政区、地区内等で住民が主体となって、高齢者や地域の住民が気軽に集まり、お茶を飲みながらおしゃべり等をする集いの場が開催されています。

ア. 第7期計画の取組状況・実績

(ア) 行政区で実施される「ふれあいいきいきサロン」について、豊岡市社会福祉協議会が活動年数によって助成金を交付しています。

2018年度から、7年目以降の行政区サロン運営に対しても助成金が交付されたことで継続、再開するサロンが増えました。

(イ) 市が豊岡市社会福祉協議会に委託している生活支援コーディネーター等により、サロンの立ち上げの働きかけや運営支援を行いました。

表 サロン・カフェ実施箇所数

	単位	2018年度	2019年度	2020年度
豊岡地域	箇所	96 (8)	103 (8)	109 (8)
城崎地域	箇所	14 (1)	18 (1)	19 (1)
竹野地域	箇所	30 (2)	30 (3)	30 (3)
日高地域	箇所	58 (4)	62 (4)	58 (4)
出石地域	箇所	44 (5)	48 (5)	47 (5)
但東地域	箇所	33 (3)	36 (3)	36 (3)
市全体	箇所	275 (23)	297 (24)	299 (24)

※各年度末現在（2020年度は11月末現在）

※（ ）内は、地域コミュニティ組織主催のサロン・カフェ（内数）です。

※ふれあいいきいきサロン事業助成金を受給していないサロン・カフェも含まれます。

イ. 第7期計画の評価・課題

(ア) 助成金創設並びに生活支援コーディネーター等の取組により、社会参加の一つであるサロン・カフェの集いの場は大幅に拡大しました。

(イ) サロン開催を楽しみにされている高齢者は多く、高齢者間あるいは高齢者と地域との交流の場となっています。また、交流の場に参加することで、社会参加・健康維持にもなっています。

(ウ) サロン活動は、定期的開催されるため、地域における見守り活動となっています。

(エ) 高齢化が進み、世話役等運営に携わる人材の確保が難しくなっています。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

(ア) 生活支援コーディネーター等を通じて、各行政区・各コミュニティ組織における新規の開設支援や既存の集いの場の質的充実に努めます。

(イ) サロン・カフェが継続して運営されるよう研修・交流会等を通じて、担い手の育成に努めます。

(ウ) 高齢者等の困りごとや心配ごとを相談できるような環境づくりに努めます。

3 高齢者が生活しやすいまちづくり

(1) 福祉のまちづくり条例による生活空間の整備

事業・取組の名称	福祉のまちづくり条例による生活空間の整備
対象者	高齢者や障害者を含むすべての県民
事業概要	兵庫県では、高齢者や障害者を含むすべての県民がいきいきと生活できる福祉のまちづくりを推進するため、1992年10月に全国に先駆けて「福祉のまちづくり条例」を制定しました。この条例に基づき、県、市、県民および事業者が一体となって、高齢者や障害者が安全で快適に生活できる環境整備を総合的に推進しています。本市では、施設の建築や改築時に整備基準による審査・指導等を行っています。

ア. 第7期計画の取組状況・実績

本市では「福祉のまちづくり条例」により一定の施設に対し、建築等の際の届出・通知を受理し審査・指導を行いました。過去の届出・通知件数は下記のとおりです。

表 建築等の際の届出・通知件数

届出・通知の名称	単位	2018年度	2019年度	2020年度
小規模購買施設等建築等（変更）届	件	9	1	1
特定施設建築等（変更）届	件	0	2	0
公益的施設建築等通知書	件	1	0	0
共同住宅建築等通知書（届）	件	1	1	0

※各年3月31日現在（2020年度は9月30日現在）

※2012年7月1日から、特定施設については、整備基準の実効性を高めるため、バリアフリー法に基づき、建築基準法の建築確認制度と連動した審査・検査の仕組みを取り入れています。それにより従来、市に提出する届出・通知等の一部は免除されます。

イ. 第7期計画の評価・課題

- (ア) 日常生活や社会生活での物理的、心理的な障害や制度上の障壁等、高齢者等を取り巻く環境を検証しながら、ユニバーサルデザインを推進する必要があります。
- (イ) 特定施設の環境改善だけでなく、高齢社会に対応した住環境の環境改善等も併せて推進することが重要です。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

- (ア) 県と連携し、高齢者等にやさしい住環境の知識の普及に努めます。
- (イ) 「福祉のまちづくり条例」に基づき、公共施設、店舗、駅、公園等の特定施設の整備改善を促し、高齢者等が生活しやすい環境整備を推進します。

(2) バリアフリー仕様の公営住宅の整備

事業・取組の名称	バリアフリー仕様の公営住宅の整備
対象者	市営住宅の入居者
事業概要	市営住宅の整備にあたり、「豊岡市公営住宅等長寿命化計画」(2019年3月改定)に基づき、居室内の段差解消や玄関先のスロープの設置等、高齢者の身体機能の低下に配慮した整備に努めています。

ア. 第7期計画の取組状況・実績

市営住宅の新築や大規模なバリアフリー改修工事の実施はありません。浴槽を浅型の設備へ取替える工事を1団地で空家修繕等の際に実施しています。

表 バリアフリー仕様の公営住宅の整備の状況

	単位	2018年度	2019年度	2020年度
バリアフリー仕様の公営住宅の整備	戸	8	8	1

※各年3月31日現在(2020年度は9月30日現在)

イ. 第7期計画の評価・課題

2003年度頃から建替え等により整備した住宅の多くは、高齢者等に配慮し居室内の段差解消等が図られています。一方、一部住宅では住棟へのアプローチに段差があり、スロープ化等の対応が必要となっています。また、入居者については高齢化が進んでおり、エレベーターのない中層住宅の上層階に居住する高齢者等が下層階へ住み替えるなどの対応が必要となっています。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

既存の市営住宅について、豊岡市公営住宅等長寿命化計画に基づき、高齢者の身体機能低下に対応した構造および設備を備えた住宅への改修の検討を進めます。

エレベーターのない中層住宅で上層階に居住している高齢者等に、医師が認める身体機能の低下等がある場合、下層階への住み替え等に配慮します。

(3) 高齢者の虐待防止

事業・取組の名称	高齢者虐待対応
対象者	65歳以上の高齢者
事業概要	<p>○市では、高齢者の虐待に関する通報や相談の窓口を、地域包括支援センターおよび豊岡市福祉事務所（市振興局市民福祉課を含む。）に設けています。</p> <p>○高齢者虐待の防止や虐待を受けた高齢者の保護、および養護者に対する支援を適切に実施するため、「高齢者虐待対応マニュアル」を策定し、関係機関と連携して対応にあたっています。</p>

ア. 第7期計画の取組状況・実績

地域での見守り体制を整備し、高齢者虐待の未然防止および早期発見に努めました。相談、通報があった場合には、迅速な対応に努め必要な支援につながるようにしました。

被虐待者は女性の方が多く、虐待の種類では身体的虐待が最も多く、次いで心理的虐待が多く認められました。虐待をしていた養護者は、夫、息子、娘が多く、被虐待高齢者のうち、8割が要介護認定を受けており、その多くの高齢者に認知機能、身体機能の低下が見られました。

表 高齢者虐待の通報・相談の状況

	単位	前年度からの継続	通報	虐待認定	特養への措置	養護への措置	入院・入所	在宅サービス導入	その他	終結	対応継続
2018年度	件	9	19	13	2	1	4	10	5	7	15
2019年度	件	15	36	28	3	0	17	13	10	26	17
2020年度(見込)	件	17	20	12	2	0	8	18	18	16	15

表 虐待の種類別の通報・相談の状況（虐待認定したもの・重複あり）

	単位	身体的	心理的	世話放棄	性的	経済的
2018年度	件	10	6	4	0	0
2019年度	件	16	10	3	0	2
2020年度(見込)	件	15	10	4	0	1

イ. 第7期計画の評価・課題

- (ア) 居宅介護支援事業所の介護支援専門員、介護事業者、警察および医療機関等の専門機関から通報されるようになってきています。
- (イ) 高齢者の生命又は身体に危険が生じるおそれがあり、特別養護老人ホーム等への緊急的な入所措置による養護者との分離が必要となる事案が増えています。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

- (ア) 市広報、民生委員協議会、認知症サポーター養成講座等、様々な媒体、機会を通じて、高齢者虐待のおそれのある気になる高齢者に気づいた時の対応・相談・通報先の周知を行います。
- (イ) 家族介護者を対象とする家族介護教室、認知症カフェ等の家族介護者への支援事業を実施し、虐待の主な発生原因とされる不適切な介護技術や知識の不足、介護疲れや介護ストレスの解消に努めます。
- (ウ) 緊急的な分離措置が必要な場合、早期に対応できるよう介護老人福祉施設との連携に努めます。
- (エ) 虐待の根本的な解決に結びつけるため、被虐待者のみではなく、養護者への適切な支援にも努めます。

4 安全で快適な生活環境づくり

(1) 高齢者支援事業（介護保険対象外サービス）

①外出支援サービス助成事業

事業・取組の名称	外出支援サービス助成事業
対象者	公共交通機関の利用が困難な高齢者や人工透析患者
事業概要	電車、バス、タクシー等の一般の公共交通機関を利用することが困難な高齢者等が、福祉車両により居宅と医療機関・福祉施設等との間を移送するサービスを利用した場合に、その料金の一部を助成しています。高齢者等およびその介護を行う者の精神的・経済的負担の軽減を図り、在宅高齢者等の福祉の向上を図ることを目的としたものです。

ア. 第7期計画の取組状況・実績

- (ア) 登録者数は、ほぼ計画値通りとなっています。延利用回数は増加傾向にありますが、計画値を下回っています。
- (イ) 福祉有償運送事業者の確保に努め、2019年度に2事業者、2020年4月に1事業者の参入がありました。

表 外出支援サービス助成事業の実績

	単位	2018年度		2019年度		2020年度(見込)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
登録者数	人	1,089	1,073	1,089	1,062	1,089	1,109
延利用回数	回	18,060	17,200	18,060	17,679	18,060	16,520

イ. 第7期計画の評価・課題

- (ア) 人工透析患者、重度要介護者等の移動制約者が在宅生活を継続するため、本事業は大きな役割を果たしています。
- (イ) 福祉有償運送事業者の参入により、利用が促進されました。
- (ウ) 登録者数・延利用回数は計画値を下回っていますが、人工透析患者の利用人数が増えているため、助成額は増加しています。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

- (ア) 人工透析患者の利用人数が増えていることから、健康講座や保健師による訪問指導等を活用し、腎疾患の予防に努めます。
- (イ) 登録者数や延利用回数等の動向を注視しつつ、事業を継続して実施できるよう努めます。

表 外出支援サービス助成事業の計画値

	単位	2021年度	2022年度	2023年度
登録者数	人	1,109	1,109	1,109
延利用回数	回	16,780	16,780	16,780

②住宅改造費助成事業

事業・取組の名称	住宅改造費助成事業
対象者	<p>○住宅改造・一般型（高齢者の将来的な身体の衰えに備えた予防的な改造） 65歳以上の方が属する世帯の生計中心者 ※生計中心者の所得により、助成額を決定します。ただし、一定の所得（給与収入のみの方 給与収入金額800万円、給与収入以外の収入がある方 所得金額600万円）を超える世帯は助成対象外となります。</p> <p>○住宅改造・特別型（介護認定者や重度障害者等の身体状況に対応した改造） 次のいずれかに該当する方の属する世帯であって原則として介護保険制度または障害者制度の住宅改修費給付等と一体的に住宅改造を実施する方</p> <ol style="list-style-type: none"> ①介護保険制度による要支援または要介護認定を受けた方の属する世帯 ②身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が1～2級の方の属する世帯 ③療育手帳の交付を受け、その障害の程度が「A」の方の属する世帯 <p>※生計中心者の所得により、助成額を決定します。ただし、一定の所得（給与収入のみの方 給与収入金額800万円、給与収入以外の収入がある方 所得金額600万円）を超える世帯は助成対象外となります。</p>
事業概要	<p>高齢者や障害者が、住み慣れた自宅で安心して生活できる住環境を整備するため、身体状況に応じた住宅改造や高齢者の将来的な身体の衰え等に備えた住宅改造をするにあたって、住宅改造費を助成します。</p>

ア. 第7期計画の取組状況・実績

市ホームページや介護支援専門員連絡会等を通じ、事業の周知や啓発に努めています。
2016年度から住宅改造・特別型に加え、住宅改造・一般型も実施し、高齢者の将来的な身体の衰え等に備えた住宅改造に対し、住宅改造費を助成しています。

表 住宅改造費助成事業の実績

	単位	2018年度		2019年度		2020年度(見込)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
特別型利用件数	件	13	13	13	7	13	10
一般型利用件数	件	41	33	41	14	41	14

イ. 第7期計画の評価・課題

- (ア) 住宅改造・特別型は、高齢者や障害者の自立した生活の維持や介護者負担の軽減に一定の役割を果たしています。
- (イ) 住宅改造・一般型は、短期的に効果の現れる性格の事業ではありません。また、2018年度から年齢要件が60歳から65歳に引き上げられたことから、現時点でその効果について評価を行うことは困難です。
- (ウ) 制度内容や対象工事について、利用者や住宅改造業者には徐々に認知されてきているものの、十分ではありません。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

- (ア) 介護支援専門員への周知を行うとともに、市ホームページ等を活用し、利用者や住宅改造業者への周知を実施します。

表 住宅改造費助成事業の計画値

	単位	2021年度	2022年度	2023年度
特別型利用件数	件	13	13	13
一般型利用件数	件	20	20	20

③緊急通報システム整備事業

事業・取組の名称	緊急通報システム整備事業
対象者	65歳以上のひとり暮らしの方や高齢者世帯等で障害または病弱等な方
事業概要	ひとり暮らしの高齢者等が突然の体調不良、けが等で緊急に救急車を必要とする場合に使用する緊急通報装置の貸与をしています。緊急通報装置のボタンを押すことで消防署へ自動的に通報され、近隣協力者による安否確認または救急車の出動により速やかに緊急時の対応ができます。また、2015年度から緊急通報装置と連動した火災警報器を同時に貸与・設置し、火災警報器が火災を感知した場合自動的に消防署へ通報が入るシステムを導入しています。

ア. 第7期計画の取組状況・実績

民生委員・児童委員の協力のもと、緊急通報装置、火災警報器の貸与・設置を行いました。

緊急通報装置の新規貸与・設置については、ほぼ計画値通りとなりました。

表 緊急通報システム整備事業の実績

	単位	2018年度		2019年度		2020年度(見込)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
貸与件数	件	480	482	480	477	480	480

イ. 第7期計画の評価・課題

(ア) ひとり暮らしの高齢者等が安心して在宅生活を送るために、大きな役割を果たしています。

(イ) 緊急通報時に安否確認等の対応を依頼する近隣協力者の確保が困難な事例が増えてきています。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

(ア) ひとり暮らし高齢者等の安心・安全の確保を図るため、引き続き、民生委員・児童委員、近隣協力者、消防署と連携していきます。

(イ) 出前講座等を活用し、近隣協力者の意義や役割について、周知・啓発を行います。

(ウ) より迅速に緊急時の対応ができるように、救急医療情報キットの活用を促します。

表 緊急通報システム整備事業の計画値

	単位	2021年度	2022年度	2023年度
貸与件数	件	485	490	495

④救急医療情報キット配布事業

事業・取組の名称	救急医療情報キット配布事業
対象者	65歳以上のひとり暮らしの方や65歳以上の方のみで構成される世帯等
事業概要	ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯等へ、急病等の緊急時に迅速な救急活動につなげるために、「かかりつけ医」、「持病」、「緊急時の連絡先」等救急時に必要な情報を保管する容器等（救急医療情報キット）を配布しています。配布情報については消防本部と共有し、救急隊の出動時に、より迅速な救急活動に活用されています。

ア. 第7期計画の取組状況・実績

市広報・市ホームページ等を利用して制度の周知に努めました。
 民生委員・児童委員に依頼し、事業の周知や申込の勧奨を行いました。
 民生委員・児童委員の協力を得て保管容器内の情報について、更新を行いました。
 配布キット数、配布者数ともに、計画値を下回っています。
 市内全体での配布状況は、2020年3月末現在で対象者の約60%となっています。

表 救急医療情報キット配布事業の実績

	単位	2018年度		2019年度		2020年度(見込)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
配布キット数	個	300	191	300	299	300	300
配布者数	人	500	260	500	424	500	350

※計画値・実績値は、新規配布分の数値です。

イ. 第7期計画の評価・課題

高齢者の日常生活における安心感の向上につながっています。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

- (ア) 市広報・市ホームページ等を活用して、事業の趣旨等について周知・啓発します。
- (イ) 民生委員・児童委員を通じて、救急医療情報キットの普及に努めます。
- (ウ) 必要に応じて、緊急通報装置の設置を促します。

表 救急医療情報キット配布事業の計画値

	単位	2021年度	2022年度	2023年度
配布キット数	個	300	300	300
配布者数	人	500	500	500

⑤訪問理美容サービス事業

事業・取組の名称	訪問理美容サービス事業
対象者	介護保険要介護2以上の方、療育手帳A判定の方および身体障害手帳の肢体障害1、2級の方で理美容店へ行くことが困難な方
事業概要	身体上または精神上の障害等によって理美容院へ行くことが困難な高齢者が、自宅で散髪のサービスが受けられるように、理美容業者の出張に要する経費を助成しています。

ア. 第7期計画の取組状況・実績

実利用者数と延利用回数は増加傾向にあり、計画値を上回って推移しています。

各理美容組合と連携し、本事業を利用できる理美容院の一覧を作成し、利用者が利用しやすいように改善を行いました。

表 訪問理美容サービス事業の実績

	単位	2018年度		2019年度		2020年度(見込)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
実利用者数	人	12	13	12	17	12	25
延利用回数	回	28	25	28	33	28	60

イ. 第7期計画の評価・課題

(ア) 外出困難な高齢者の在宅生活を支援するために必要な事業です。

(イ) 利用者の地域が豊岡地域と日高地域に偏っているため、他の地域の利用促進を図る必要があります。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

本事業を利用できる理美容院が少ない地域について、各理美容組合と連携し、利用できる理美容店の確保に努めます。

表 訪問理美容サービス事業の計画値

	単位	2021年度	2022年度	2023年度
実利用者数	人	29	31	33
延利用回数	回	70	75	80

⑥生きがい活動支援通所事業

事業・取組の名称	生きがい活動支援通所事業
対 象 者	概ね65歳以上の高齢者で、要介護等認定を受けていない方
事 業 概 要	介護保険の対象外で家に閉じこもりがちな高齢者に対して、日常動作の訓練、レクリエーション、健康チェック、生活指導、食事等のサービスを提供することにより、社会的孤立感の解消、自立生活の支援および介護予防を図ることを目的に民間事業者等に委託して実施しています。

ア. 第7期計画の取組状況・実績

受託事業者を対象に、市の保健師と但馬長寿の郷の理学療養士による、フレイル対策の体操等の研修を行いました。

支え合い通所介護事業の整備が整った地区の利用者には、支え合い通所介護事業に移行していただきました。

表 生きがい活動支援通所事業の実績

	単位	2018年度		2019年度		2020年度(見込)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
登録者数	人	345	345	300	252	180	200
延利用回数	回	4,356	3,860	3,759	2,988	1,932	2,250

イ. 第7期計画の評価・課題

家に閉じこもりがちな高齢者の社会参加の促進や自立生活の支援、介護予防に一定の役割を果たしています。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

(ア) 社会参加や介護予防につながるよう、効果的な事業実施に努めます。

(イ) 支え合い通所介護事業の整備が整った地区の利用者には、引き続き、支え合い通所介護事業への移行を進めます。

(ウ) 「玄さん元気教室」、「運動からだ元気塾」、「支え合い通所介護事業」等との介護予防事業と連携していきます。

表 生きがい活動支援通所事業の計画値

	単位	2021年度	2022年度	2023年度
登録者数	人	180	150	100
延利用回数	回	1,900	1,500	1,000

⑦高齢者祝福事業

事業・取組の名称	高齢者祝福事業
対象者	最高齢者・最高齢夫婦および当該年中に満100歳を迎える方（2018年度以前は満100歳以上の方）
事業概要	高齢者を敬愛し長寿を祝福するため、最高齢者、最高齢夫婦および満100歳を迎える方（2018年度以前は満100歳以上の方）を祝福訪問し、記念品を贈呈しています。

ア. 第7期計画の取組状況・実績

満100歳以上の方は増加傾向にあります。

2019年4月から、対象者を「満100歳を迎える方」に改めた結果、対象者は減少しました。

表 高齢者祝福事業の実績

	単位	2018年度		2019年度		2020年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
満100歳到達者	人	105	84	110	49	115	52

※2018年度は満100歳以上の方

イ. 第7期計画の評価・課題

高齢者宅等を訪問することにより、直接、祝福の気持ちを伝えることができました。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

高齢者を敬愛し長寿を祝福する事業であり、引き続き事業を継続します。

表 高齢者祝福事業の計画値

	単位	2021年度	2022年度	2023年度
満100歳到達者	人	55	60	70

⑧要援護世帯雪下ろし援助事業

事業・取組の名称	要援護世帯雪下ろし援助事業
対 象 者	市民税非課税世帯で、雪下ろしに他からの援助を受けられない次の世帯（「要援護世帯」といいます。） ①65歳以上の高齢者のみの世帯 ②重度障害者のみの世帯 ③母子世帯（18歳未満の子とで構成される世帯） ④上記①から③までの組み合わせの世帯（ただし、上記①、②の世帯に18歳未満の方がいても可）。
事業概要	自力で屋根の除雪作業が困難なひとり暮らし高齢者等が、業者に依頼して屋根の雪下しを行った場合に、その費用の一部を補助しています。

ア. 第7期計画の取組状況・実績

2018年度、2019年度は積雪が少なかったため、利用はありませんでした。

表 要援護世帯雪下ろし援助事業の実績

	単位	2018年度		2019年度		2020年度(見込)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
補助件数	件	96	0	96	0	96	96

イ. 第7期計画の評価・課題

積雪時の不安軽減と安全確保に一定の効果がありました。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

積雪時期の前および豪雪時において利用者への情報発信に努めます。

表 要援護世帯雪下ろし援助事業の計画値

	単位	2021年度	2022年度	2023年度
補助件数	件	30	30	30

(2) 高齢者支援事業計画の計画値（再掲）

第8期計画における高齢者支援事業の計画値は、次のとおりとします。

事業名		単位	2021年度	2022年度	2023年度	掲載頁
① 外出支援サービス助成事業	登録者数	人	1,109	1,109	1,109	P 47
	延利用回数	回	16,780	16,780	16,780	
② 住宅改造費助成事業	特別型利用件数	件	13	13	13	P 48
	一般型利用件数	件	20	20	20	
③ 緊急通報システム整備事業	貸与件数	件	485	490	495	P 50
④ 救急医療情報キット配布事業	配布キット数	個	300	300	300	P 51
	配布者数	人	500	500	500	
⑤ 訪問理美容サービス事業	実利用者数	人	29	31	33	P 52
	延利用回数	回	70	75	80	
⑥ 生きがい活動支援通所事業	登録者数	人	180	150	100	P 53
	延利用回数	回	1,900	1,500	1,000	
⑦ 高齢者祝福事業	100歳到達者	人	55	60	70	P 54
⑧ 要援護世帯雪下ろし援助事業	補助件数	件	30	30	30	P 55

(3) 施設サービスおよび支援施設等

① 養護老人ホーム（老人保護措置事業）

事業・取組の名称	養護老人ホーム（老人保護措置事業）
対象者	概ね65歳以上の方で、環境上の理由および経済的理由（養護老人ホーム入所措置の基準）により、居宅において養護を受けることが困難な方
事業概要	心身の状況、経済的状況、家族の状況等により、在宅での生活が困難な高齢者を養護老人ホームに措置しています。

ア. 第7期計画の取組状況・実績

入所者より退所者が上回っているため、在籍人数は減少傾向にあります。

居宅サービス等の提供による在宅生活継続の可能性や他施設への入所を検討した上で、入所措置を行いました。入所後においても、措置継続の必要性を検討して措置継続の判断を行いました。

表 養護老人ホームへの措置実績（在籍人数）

	単位	2018年度	2019年度	2020年度（見込）
コスモス荘	人	40	40	38
ことぶき苑	人	32	29	28
その他施設	人	11	10	11

※各年3月31日現在（2020年度は11月30日現在）

イ. 第7期計画の評価・課題

(ア) 在宅での生活が困難な高齢者が措置入所することで、安全な生活が確保されました。

(イ) 養護老人ホームへの措置入所には、介護・福祉関係者との連携が必要です。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

措置の意味を踏まえ、関係機関と連携を取りながら、対象者について措置の必要性を検証し、適切な入所措置に努めます。

②軽費老人ホーム（ケアハウス）整備事業

事業・取組の名称	軽費老人ホーム（ケアハウス）整備事業
対象者	概ね60歳以上の高齢者で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことに不安があり、家族による援助を受けることが困難な方
事業概要	<p>○現在、竹野圏域に2施設、城崎圏域、出石圏域、但東圏域にそれぞれ1施設が整備されています。</p> <p>○竹野圏域にある2施設のうちの1施設と城崎圏域にある施設は特定施設入居者生活介護指定（混合型）、但東圏域にある施設は地域密着型特定施設入居者生活介護指定（入居者は原則要介護者のみ）を受け、介護付きとなっています。</p> <p>○施設すべてがほぼ満床の状況となっています。</p>

ア. 第7期計画の取組状況・実績

施設すべてがほぼ満床の状況であり、軽費老人ホーム（ケアハウス）に対するニーズはあるため、類似の機能を持つ有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の整備等と総合的に検討し、サービス付き高齢者向け住宅で計画していた施設（定員48人）を振り替えましたが、現在、整備が遅れています。

表 軽費老人ホーム（ケアハウス）整備事業の実績

	単位	2018年度	2019年度	2020年度
計画値	人	109	109	109
実績定員数	人	109	109	109
城崎圏域	人	30	30	30
竹野圏域	人	44	44	44
出石圏域	人	15	15	15
但東圏域	人	20	20	20

イ. 第7期計画の評価・課題

- (ア) 特定施設入居者生活介護等の指定を受ける軽費老人ホーム（ケアハウス）の整備については、特定施設入居者生活介護や地域密着型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数を勘案する必要があります。
- (イ) 軽費老人ホーム（ケアハウス）は、比較的低価格で入所が出来ますが、経営は原則、国、地方公共団体又は社会福祉法人に限定されています。社会福祉法人を設立して整備を図る事業者がりましたが、整備が大幅に遅れています。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

- (ア) 軽費老人ホーム（ケアハウス）は、特定施設入居者生活介護の指定を受けることによって、特別養護老人ホームへの入所を希望されている軽度（入所の必要性がそれほど高くない）の方の受入れ施設としての役割を担うことが期待されているため、特定施設入居者生活介護の指定を受けることを基本として整備を図ります。
- (イ) 生活困窮者や社会的に孤立する高齢者等、多様な生活課題を抱える高齢者に対応できるよう、第7期計画で整備が遅れている事業者に対して、早期整備が図れるように適宜状況把握をしながら支援します。

表 軽費老人ホーム（ケアハウス）の計画値（定員数）

	単位	2021年度	2022年度	2023年度
定員数	人	110	158	158

※特定施設入居者生活介護の計画値（定員数）は180ページに記載

③有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅整備事業

事業・取組の名称	有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅整備事業
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○有料老人ホーム 概ね60歳以上の高齢者 ○サービス付き高齢者向け住宅 60歳以上の高齢者または要支援・要介護認定者およびその同居者
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ○有料老人ホームは、入居者に食事の提供、入浴・排せつ・食事の介護、洗濯・掃除等の家事、健康管理のいずれかのサービスを提供している施設です。 ○サービス付き高齢者向け住宅は、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づいて県に登録された住宅で、バリアフリー等の設備基準を満たし、安否確認や生活相談サービスを提供する住宅です。 ○サービス付き高齢者向け住宅であっても、介護、食事、家事、健康管理のサービスのうち、いずれか1つでも提供する場合は、有料老人ホームに該当します。 ○有料老人ホームは、現在、豊岡圏域に3施設あります。 ○有料老人ホームにおいては、特定施設入居者生活介護等の指定を受けている施設はありません。 ○サービス付き高齢者向け住宅は、現在、豊岡圏域に3施設、出石圏域に3施設あります。 ○サービス付き高齢者向け住宅においては、豊岡圏域にある3施設のうちの1施設と出石圏域にある3施設のうちの2施設が特定施設入居者生活介護指定（混合型）を受け、介護付きとなっています。

ア. 第7期計画の取組状況・実績

- (ア) 2018年度に有料老人ホームが豊岡圏域に1施設、2019年度に有料老人ホームが豊岡圏域に1施設、サービス付き高齢者向け住宅が出石圏域に1施設整備（転換含む）されました。
- (イ) 類似の機能を持つ軽費老人ホーム（ケアハウス）の整備等と総合的に検討し、サービス付き高齢者向け住宅で計画していた施設（46戸）を軽費老人ホーム（ケアハウス）へ振り替えて、整備を図りました。

表 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅整備事業の実績

	単位	2018年度		2019年度		2020年度（見込）	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
戸数	戸	150	179	239	245	239	245

イ. 第7期計画の評価・課題

- (ア) サービス付き高齢者向け住宅は、地域包括ケアシステムにおける高齢者への住まいの提供に係る重要な基盤であり、整備していく必要があります。
- (イ) サービス付き高齢者向け住宅で提供されるサービス情報の把握・評価・指導等については、県と連携を図る必要があります。
- (ウ) 特定施設入居者生活介護等の指定を受ける有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の整備については、特定施設入居者生活介護や地域密着型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数を勘案する必要があります。
- (エ) 特定施設入居者生活介護等の指定を受けていない有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅が増加してきており、多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、必要に応じて要介護者等の人数、利用状況等を把握する必要があります。
- (オ) 単身高齢者や高齢者夫婦世帯等を中心に一定のニーズがあると考えますが、低所得者でも入居できる費用設定の施設や住宅が求められます。
- (カ) 介護を必要とする高齢者や単身の高齢者等の増加が見込まれる中、有料老人ホームおよびサービス付き高齢者向け住宅の入居者の状況変化に対応した適切な医療・介護サービス等を提供するため、有料老人ホームおよびサービス付き高齢者向け住宅と地域の医療・介護サービス等との適切な連携の確保が求められています。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

- (ア) 有料老人ホームおよびサービス付き高齢者向け住宅は、特定施設入居者生活介護の指定を受けることによって、特別養護老人ホームへの入所を希望されている軽度（入所の必要性がそれほど高くない）の方の受け入れ施設としての役割を担うことが期待されるため、特定施設入居者生活介護の指定を受けることを基本として整備を図ります。
- (イ) 入居者が自ら利用する医療・介護サービスについて選択の自由が確保された上で、有料老人ホームおよびサービス付き高齢者向け住宅において医療・介護サービスとの連携が図られるよう努めます。

表 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅整備事業の計画値（戸数）

	単位	2021年度	2022年度	2023年度
有料老人ホーム	戸	81	81	81
サービス付き高齢者向け住宅	戸	258	312	312
合計	戸	339	393	393

※特定施設入居者生活介護の計画値（定員数）は180ページに記載

④高齢者短期生活支援住居運営事業

事業・取組の名称	高齢者短期生活支援住居運営事業
対象者	60歳以上で災害や高齢者虐待等、突発的な事情により、生活環境を失った方（市民税所得割非課税世帯に限ります。）
事業概要	生活環境を失った方に住居および生活支援を提供することにより、高齢者の生命を守り、健康的な生活が送れるように支援します。委託により施設の1室を確保しています。（利用定員：1人、利用期間：6カ月以内）。

ア. 第7期計画の取組状況・実績

2018年度、2019年度の利用実績はありませんでした。

表 高齢者短期生活支援住居運営事業の実績

	単位	2018年度	2019年度	2020年度(見込)
実利用者数	人	0	0	1
延利用日数	日	0	0	42

イ. 第7期計画の評価・課題

- (ア) 虐待により分離が必要な高齢者の緊急避難先として、一定の役割を果たしています。
- (イ) 虐待を受けている高齢者の多くは自立した在宅生活が送れておらず、本事業の利用では不十分なため利用が困難な場合が多いのが実情です。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

利用状況、利用者の状態像を踏まえ、事業のあり方について検討を行います。

⑤老人福祉センター管理運営事業

事業・取組の名称	老人福祉センター管理運営事業
対象者	高齢者
事業概要	地域の高齢者の健康の増進、教養の向上およびレクリエーションに資するため、豊岡圏域と竹野圏域の2箇所に設置しています。両施設とも指定管理者により、管理、運営が行われています。

ア. 第7期計画の取組状況・実績

長寿園は、市老人クラブ連合会の事務局が置かれ、老人クラブ活動の拠点として、また高齢者のサークル活動（生け花、囲碁、書道等）の場として活用されています。

竹野老人福祉センターは、老人クラブ活動、気功、カラオケ等、高齢者のサークル活動の場として活用されています。

表 長寿園の利用状況

	単位	2018年度		2019年度		2020年度(見込)	
		貸室	浴場	貸室	浴場	貸室	浴場
利用回数	回	975	147	1,010	146	700	125
延利用人数	人	7,358	1,674	8,224	1,636	4,700	1,050

表 竹野老人福祉センターの利用状況

	単位	2018年度	2019年度	2020年度(見込)
利用回数	回	603	575	420
延利用人数	人	4,873	4,581	3,070

イ. 第7期計画の評価・課題

高齢者の健康の増進・集いの場として活用され、高齢者福祉の増進に寄与する施設として役割を果たしています。

施設の利用団体等は固定化されており、新たな利用団体等の施設利用に向け、積極的に広報活動を行う必要があります。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

(ア)「豊岡市公共施設再編計画」個別施設の方向性に基づいて、竹野老人福祉センターは2020年度末で用途廃止し、老人福祉センターの機能は長寿園に集約します。

(イ)さらなる高齢者団体の活性化、施設の利用促進のために指定管理者と協力し、充実した取組・広報活動を行います。

⑥生活管理指導短期宿泊事業

事業・取組の名称	生活管理指導短期宿泊事業
対象者	社会適応が困難である高齢者のうち、施設に短期宿泊させて生活習慣等の指導および体調調整を行う必要がある方
事業概要	在宅生活が困難なひとり暮らしの高齢者等が、一時的に養護老人ホーム等に入所し、生活習慣等の指導等を受けることにより、日常生活の自立を図ることを支援しています。

ア. 第7期計画の取組状況・実績

2018年度はほぼ計画値どおりでした。2019年度は、長期化した利用者があり、延利用日数が例年になく多くなっています。

表 生活管理指導短期宿泊事業の実績

	単位	2018年度		2019年度		2020年度(見込)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
延利用人数	人	10	10	10	13	10	10
延利用日数	日	452	456	452	815	452	496

イ. 第7期計画の評価・課題

虐待や困難ケースの対応のため、やむを得ず利用するケースが多く、利用が長期化する傾向にあります。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

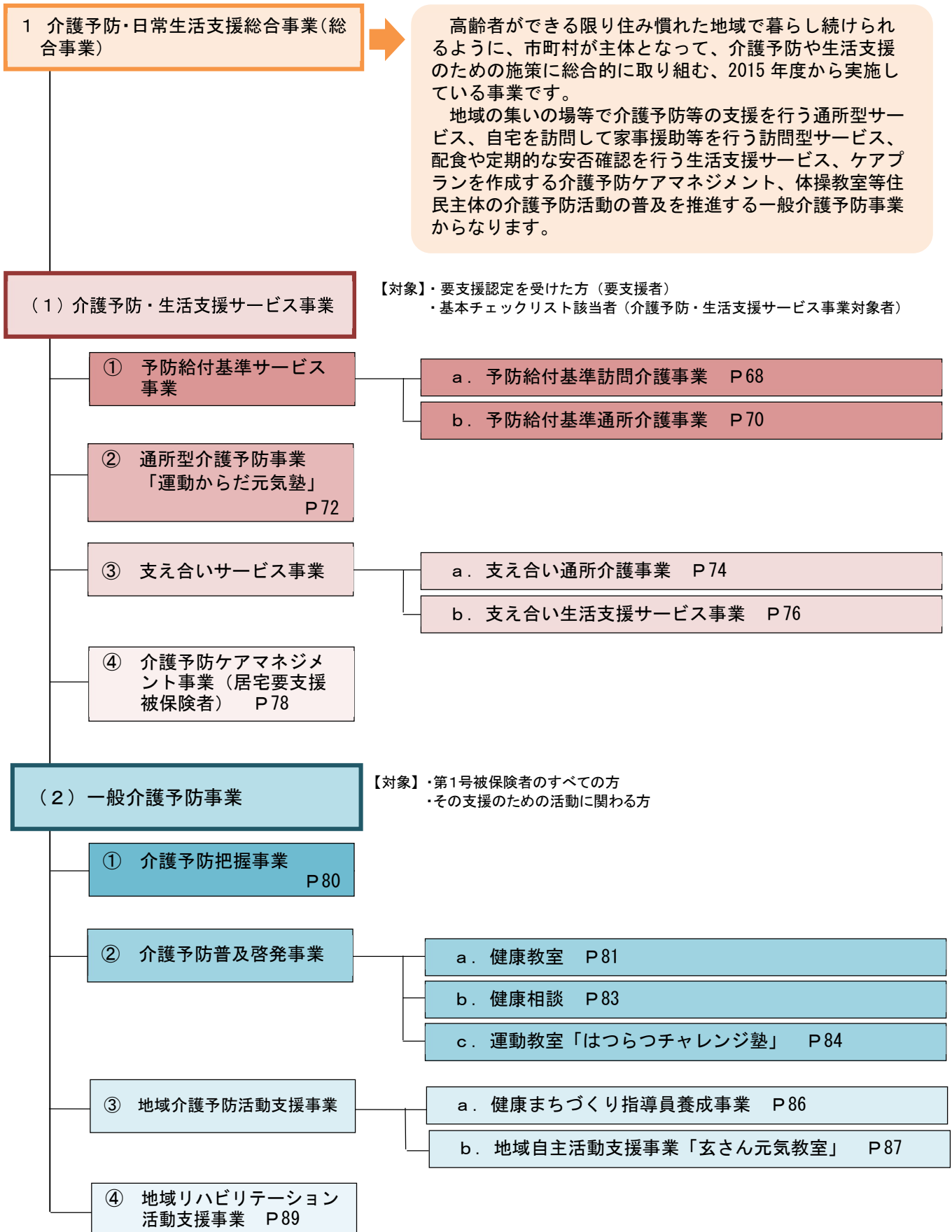
利用者の状態等を踏まえ、虐待や困難ケースにも柔軟に対応できる例規の整備を行います。

表 生活管理指導短期宿泊事業の計画値

	単位	2021年度	2022年度	2023年度
延利用人数	人	10	10	10
延利用日数	日	389	389	389

第5章 高齢者が健やかに暮らせるまちづくり

1 地域支援事業の体系図



2 包括的支援事業・任意事業

包括的支援事業は、医療、介護、介護予防および自立した日常生活の支援を包括的に行うため、地域包括支援センターの運営、地域ケア会議の充実、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備等を行います。

任意事業は、要支援、要介護者およびその介護者等に対して実施する事業で、介護用品支給事業、住宅改修支援事業、成年後見制度支援事業等、経済的負担を軽減するための助成事業や介護者等を対象に介護の知識や技術を習得するための講座や精神的負担を軽減するための交流会等の事業があります。

(1) 地域包括支援センター運営事業

○ 介護予防ケアマネジメント事業（居宅要支援被保険者を除く） P78

① 総合相談支援事業 P90

② 権利擁護事業 P91

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 P92

④ 地域包括支援センターの運営と機能の充実 P93

⑤ 地域ケア会議推進事業 P95

(2) 在宅医療・介護連携推進事業 P97

(3) 生活支援体制整備事業 P99

(4) 認知症総合支援事業

① 普及啓発・本人発信支援 P102

② 予防 P106

③ 早期発見・早期対応 P108

④ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援 P113

⑤ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援 P116

(5) 任意事業

① 家族介護支援事業 P120

② 家族介護用品支給事業 P121

③ 成年後見制度利用支援事業 P122

④ 介護サービス相談員派遣事業 123

⑤ 住宅改修支援事業 P125

⑥ 食の自立支援事業 P126

⑦ 介護給付等適正化事業 P127

2 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

（1）介護予防・生活支援サービス事業

①予防給付基準サービス事業

a. 予防給付基準訪問介護事業

事業・取組の名称	予防給付基準訪問介護事業
対象者	要支援認定者または事業対象者（基本チェックリスト*該当者）であって、身体介護や調理等専門職員によるサービスを受けることが必要な高齢者。
事業概要	介護予防ケアマネジメントに基づき、対象者が自立した生活ができるように、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談および助言等を行う事業です。

ア. 第7期計画の取組状況・実績

実利用者数はほぼ計画値どおりですが、増加傾向にあります。利用者の支え合い生活支援サービス事業への移行を目指していましたが、事業実施地区が限定されており、移行はごく少数で、利用者の減少はほとんどありませんでした。

表 予防給付基準訪問介護の実績

	単位	2018年度		2019年度		2020年度(見込)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
実利用者数	人/月	290	298	290	309	290	323
支給額	千円/年	—	66,547	—	71,644	—	77,575

イ. 第7期計画の評価・課題

- (ア) 利用者の中には家事援助のみの利用者も含まれているため、支え合い生活支援サービス事業の提供体制の整備をさらに推進する必要があります。
- (イ) 支え合い生活支援サービス事業の実施地区の増加を見込んだ計画値であったことや、専門的サービスを必要とする利用者が多いこともあり計画値以下とすることができませんでしたが、一定程度の抑制ができているものと考えています。
- (ウ) 専門的サービスとして、「その内容が利用者の自立支援に資するものとなっているか」といった質の検証と向上に向けた取組の継続が重要と考えています。

*基本チェックリスト：運動器機能の低下、口腔機能の低下、低栄養状態、閉じこもり、認知症、うつ等、何らかの生活機能の低下を確認するための25項目からなる質問票のことをいいます。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

- (ア) 自立支援型地域ケア会議、ケアプラン点検等により自立支援に向けたサービスの質の向上に取り組めます。
- (イ) 調理および身体介護を除く家事援助利用者については、支え合い生活支援サービス等への移行を進めるなど、利用者のニーズに対して適切なサービスを利用していただけるよう介護予防・生活支援サービス事業の周知等に取り組めます。

表 予防給付基準訪問介護の計画値

	単位	2021年度	2022年度	2023年度
実利用者数	人/月	339	356	373
支給額	千円/年	79,505	83,911	88,357

b. 予防給付基準通所介護事業

事業・取組の名称	予防給付基準通所介護事業
対象者	要支援認定者または事業対象者であって、介護予防に取り組む必要があり、身体介護や機能訓練等専門職員によるサービス、入浴サービス等提供設備の整った施設でサービスを受けることが必要な高齢者。
事業概要	介護予防ケアマネジメントに基づき、対象者にサービス提供の拠点となる施設に通ってもらい、当該施設において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談および助言、健康状態の確認その他の日常生活上の支援および機能訓練を行う事業です。

ア. 第7期計画の取組状況・実績

計画値を上回っており、増加傾向にあります。また、支え合い通所介護事業等への移行があまり進まず、全利用者のうち、事業対象者及び要支援1の利用者の割合が増加しています。

表 予防給付基準通所介護の実績

	単位	2018年度		2019年度		2020年度(見込)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
実利用者数	人/月	460	508	468	571	469	605
支給額	千円/年	—	135,713	—	147,037	—	165,010

イ. 第7期計画の評価・課題

- (ア) 支え合い通所介護事業の実施地区の増加を見込んだ計画値であったことや、専門的サービスを必要とする利用者が多いこともあり、実績値は計画値を大きく上回りました。しかし、支え合い通所介護事業、玄さん元気教室、サロン・カフェ等多様な集いの場の充実が進んだ地区においては、実績の伸びが一定程度抑制されていると考えています。
- (イ) 専門的サービスとして、「その内容が利用者の状態改善につながっているか、自立支援に資するものとなっているか」といった質の検証と向上に向けた取組の継続が重要と考えています。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

- (ア) 自立支援型地域ケア会議、ケアプラン点検等によるサービスの質の検証や地域リハビリテーション活動事業におけるリハビリ専門職等による技術的指導を通じた質の向上に取り組みます。
- (イ) 本サービスの利用者の状態区分の維持・改善を目指します。

表 予防給付基準通所介護の計画値

	単位	2021 年度	2022 年度	2023 年度
実利用者数	人/月	643	684	727
支給額	千円/年	169,945	181,685	194,075

②通所型介護予防事業「運動からだ元気塾」

事業・取組の名称	通所型介護予防事業「運動からだ元気塾」
対象者	要支援認定者または事業対象者。
事業概要	<p>○介護予防ケアマネジメントに基づき、運動器機能の低下がみられ生活機能の改善が必要な高齢者に、生活機能を改善するための運動器の機能向上プログラムを実施します。</p> <p>○日常生活動作や家事動作の改善に向けた運動器の機能向上教室を民間事業者に事業委託し、理学療法士が指導しています。</p> <p>○週に1回、6カ月を1クールとした教室を日常生活圏域ごとに開催します。</p>

ア. 第7期計画の取組状況・実績

- (ア) 市広報、市ホームページ等を活用して、事業の周知を行いました。
- (イ) コースの組み方を工夫し、参加しやすい体制を整えました。
- (ウ) 自立支援型地域ケア会議で検討した事例から本事業に該当される方に事業参加を促しました。
- (エ) 地域で行う集いの場玄さん元気教室で行っている体操を教室時間内に紹介し、1クール終了後も地区の集いの場にも参加しやすいよう努めました。

表 通所型介護予防事業「運動からだ元気塾」の実績

	単位	2018年度		2019年度		2020年度(見込)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
開催回数	回	528	523	528	596	528	500
延参加人数	人	3,600	3,157	3,700	3,298	3,700	2,500

イ. 第7期計画の評価・課題

- (ア) コース数を増やしたことにより、参加者数は増加しました。2019年度参加者の握力や、基本チェックリストの運動に関する項目の改善がみられます。参加者の満足度は高く、継続参加も多くあります。
- (イ) 運動器の機能低下がみられる対象者を早期に発見し、事業参加に結び付けることができる体制を整えることが必要です。
- (ウ) 教室の効果判定や評価を行っていますが、その効果を分かりやすく周知する必要があります。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

- (ア) 地域包括支援センター、保健事業部門や関係機関と連携して、本事業の対象者を早期発見し、教室の効果についても周知を図り、事業参加者の増員を目指します。
- (イ) 参加者が教室を終えた後も継続した運動の習慣化が図れるよう、関係機関との連携をより強化します。

表 通所型介護予防事業「運動からだ元気塾」の計画値

	単位	2021 年度	2022 年度	2023 年度
開催回数	回	600	600	600
延参加人数	人	3,700	3,800	3,900

③ 支え合いサービス事業

a. 支え合い通所介護事業

事業・取組の名称	支え合い通所介護事業
対象者	○地域支援事業の予防給付基準通所介護事業や通所型介護予防事業「運動からだ元気塾」を利用していない要支援認定者および事業対象者であって、次に該当する方です。 ・身体介護や機能訓練、入浴のサービスまでは必要のない高齢者。
事業概要	○NPO法人、社会福祉法人、地域コミュニティ組織その他多様な団体が運営主体となり、元気な高齢者を含むボランティアと運営主体の雇用職員等が協力して実施する事業です。 ○拠点施設において実施するサービスで、送迎、昼食の提供および短時間の体操については、すべての拠点で実施し、その他地区ごとに様々な内容を検討して実施します。 ○運営主体となる団体へ事業を委託して実施します。

ア. 第7期計画の取組状況・実績

- (ア) 市広報、市ホームページ等を活用して、事業の周知を行いました。また、各種会合等を活用し、事業趣旨・受託検討依頼を行い、計画期間中の各年度で、新たに1地区ずつ事業開始しましたが、計画値の約6割程度の地区にとどまっています。
- (イ) 受託者は、社会福祉法人、NPO法人、住民団体と多様な主体となっています。
- (ウ) 事業の立ち上げにあたっては、生活支援コーディネーターと連携し、地区区長会、地域コミュニティ組織等への説明・連携要請等を行いました。
- (エ) 利用者のうち80歳代が約65%、90歳代が約25%となっており、80歳以上の高齢者が全体の約90%を占めています。
- (オ) 受託事業者を対象に、市の保健師や但馬長寿の郷の理学療法士によるフレイル対策等の研修を行いました。
- (カ) 2020年4月から受託者の安定的な運営と新規受託者の参入を図るため、委託料の固定費部分について増額を行いました。

表 支え合い通所介護事業の実績

	単位	2018年度		2019年度		2020年度(見込)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
拠点整備数(累計)	箇所	14	11	18	12	21	13
実利用者数	人/月	178	131	248	143	293	125
事業費	千円/年	—	17,596	—	20,176	—	24,050

※受託団体種別等：社会福祉法人9地区、NPO法人3地区、住民団体1地区(2020年4月1日現在)

イ. 第7期計画の評価・課題

- (ア) 事業者、住民への事業趣旨等の啓発がさらに必要です。
- (イ) 十分ではありませんが、ボランティアとして携わっていただける方や団体が出てきました。
- (ウ) 予防給付基準通所介護等専門的サービスからの移行者はほとんどありませんでした。
- (エ) 利用者の約70%が継続利用されており、社会的孤立の予防や介護予防につながっているものと考えています。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

- (ア) 支え合いサービス事業として29地区の提供体制を整備することを目標とします。
未整備地区においては、社会福祉法人、地域コミュニティ組織等と協議・連携し、事業の重要性について共通の認識を持ち、運営主体や担い手の確保等の課題の整理を行い、事業実施に向けた具体的な取組を推進します。
- (イ) 介護支援専門員連絡会、地域コミュニティ組織連絡会等の各種会合を通じて、さらに啓発に努めます。
- (ウ) 生活支援コーディネーターと連携し、地域コミュニティ組織の会合等において、本事業の趣旨説明や受託への検討要請に努めます。
- (エ) 引き続き、社会福祉法人、NPO法人等への個別訪問等を行い、本事業への受託検討要請を行います。
- (オ) 保健師や理学療法士等と連携し、フレイル対策の体操等の取組を広げ、利用者のフレイル予防に努めます。
- (カ) 地域包括支援センターと連携して、本事業の対象とすべき新規利用者の確保を図りつつ、予防給付基準通所介護事業からの移行者の増加を目指します。

表 支え合い通所介護事業の計画値

	単位	2021年度	2022年度	2023年度
拠点整備数(累計)	箇所	15	17	19
実利用者数	人/月	155	185	215
事業費	千円/年	26,856	31,032	35,208

6. 支え合い生活支援サービス事業

事業・取組の名称	支え合い生活支援サービス事業
対象者	○地域支援事業の予防給付基準訪問介護事業を利用していない要支援認定者および事業対象者であって、次に該当する方です。 ・調理を除く家事援助、配食、見守り等の軽易な生活支援を受ける必要があるが、身体介護や調理等の専門的なサービスは必要のない高齢者。
事業概要	○NPO法人、社会福祉法人、地域コミュニティ組織その他多様な団体が運営主体となり、元気な高齢者を含むボランティアと運営主体の雇用職員等が協力して実施する事業です。 ○自宅を訪問して実施するサービスで、調理を除く家事援助（買い物、掃除、洗濯等）と配食・見守り等の生活支援を一体的に提供します。 ○運営主体となる団体へ事業を委託して実施します。

ア. 第7期計画の取組状況・実績

- (ア) 市広報、市ホームページ等を活用して、事業の周知を行いました。また、各種会合等を活用し、事業趣旨・受託検討依頼を行い、2020年4月から2地区で事業開始しましたが、計画値の約5割程度の地区にとどまっています。
- (イ) 受託者は、社会福祉法人、NPO法人、営利法人と多様な主体となっています。
- (ウ) 事業の立ち上げにあたっては、生活支援コーディネーターと連携し、地区区長会、地域コミュニティ組織等への説明・連携要請等を行いました。
- (エ) 利用者のうち80歳代が約50%、90歳代が約30%となっており、80歳以上の高齢者が全体の約80%を占めています。
- (オ) 2020年4月から受託者の安定的な運営と新規受託者の参入を図るため、委託料の固定費部分について増額を行いました。

表 支え合い生活支援サービス事業の実績

	単位	2018年度		2019年度		2020年度(見込)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
提供地区数 (累計)	箇所	12	8	17	8	20	10
実利用者数	人/月	105	73	150	80	185	91
事業費	千円/年	—	15,609	—	15,994	—	22,113

○受託団体種別等：社会福祉法人3地区、NPO法人3地区、営利法人4地区（2020年4月1日現在）

イ. 第7期計画の評価・課題

- (ア) 事業者、住民への事業趣旨等の啓発がさらに必要です。
- (イ) 十分ではありませんが、ボランティアとして携わっていただける方が出てきました。
- (ウ) 本事業を利用することで予防給付基準訪問介護事業の利用の伸びが一定程度抑制されているものと考えています。

- (エ) 利用者の約 70%が継続利用されており、介護予防や在宅生活を継続する支援になっています。
- (オ) 利用者の多様なニーズに対応するためには、多くの担い手の確保が必要となります。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

- (ア) 引き続き、社会福祉法人、NPO法人等への個別訪問等を行い、本事業への受託検討要請を行います。
- (イ) 介護支援専門員連絡会、地域コミュニティ組織連絡会等の各種会合を通じて、本事業の啓発等にさらに努めます。
- (ウ) 生活支援コーディネーターと連携し、地域コミュニティ組織の会合等において、本事業の趣旨説明や受託への検討要請に努めます。
- (エ) 地域包括支援センターと連携して、本事業の対象とすべき新規利用者の確保を図りつつ、予防給付基準訪問介護事業からの移行者の増加を目指します。
- (オ) 当該事業が担い手の育成の場や活用の機会となるようボランティア・市民活動センター運営事業と連携した仕組みを検討していきます。

表 支え合い生活支援サービス事業の計画値

	単位	2021 年度	2022 年度	2023 年度
提供地区数（累計）	箇所	12	14	15
実利用者数	人/月	105	125	145
事業費	千円/年	25,092	29,700	33,408

④介護予防ケアマネジメント事業

事業・取組の名称	介護予防ケアマネジメント事業
対象者	介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業の利用対象者である要支援者および事業対象者。
事業概要	<p>○予防給付基準訪問介護、予防給付基準通所介護、通所型介護予防事業「運動からだ元気塾」、支え合い通所介護事業、支え合い生活支援サービス事業が効果的にまた効率的に提供されるようにケアプランを作成するなどの援助を行います。</p> <p>○利用者本人やその家族の意向（なりたい姿）を的確に把握し、自立支援や介護予防に向けて専門的な見地から必要なサービスや支援を位置づけたケアプランを作成し、必要に応じてプランの見直しを行います。</p>

ア. 第7期計画の取組状況・実績

- (ア) 介護予防ケアマネジメントの件数は増加傾向にあります。
- (イ) 介護支援専門員連絡会での研修、地域リハビリテーション活動支援事業によるリハビリ専門職からの助言、自立支援型地域ケア会議等により、自立支援に向けた介護予防ケアマネジメントの視点強化に取り組みました。

表 介護予防ケアマネジメント事業の実績

	単位	2018年度		2019年度		2020年度(見込)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
実利用者数	人/月	672	620	798	662	878	676
支給額	千円/年	—	31,959	—	33,707	—	36,078

イ. 第7期計画の評価・課題

利用者にとって最適なサービス提供や支援のあり方を考えるためには、利用者のニーズの適切な把握、評価可能な明確な目標と期間の設定、目標達成のための非公的サービス資源の把握が必要です。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

- (ア) 「介護予防、自立支援のための介護予防ケアマネジメントのあり方」を重点的に、地域包括支援センター職員および介護支援専門員に対する研修・支援を行います。
- (イ) 自立支援型地域ケア会議での検討ケースのモニタリング等を通じて、介護予防ケアマネジメントの実施内容および効果の評価に取り組みます。
- (ウ) 生活支援コーディネーターと連携し、介護予防ケアマネジメントに資する社会資源情報を地域包括支援センターおよび居宅介護支援事業者へ提供するように努めます。
- (エ) 年度ごとの維持・改善者の割合の向上を目指します。

表 介護予防ケアマネジメント事業の計画値

	単位	2021 年度	2022 年度	2023 年度
実利用者数	人/月	696	733	772
支給額	千円/年	36,103	38,059	40,136

(2) 一般介護予防事業

①介護予防把握事業

事業・取組の名称	介護予防把握事業
対象者	高齢者
事業概要	本人やその家族からの相談や医療機関等との連携により、収集した情報等を活用して、何らかの支援を要する方を早期に把握し、介護予防活動につなぎます。

ア. 第7期計画の取組状況・実績

本人からの相談等に対し、必要に応じて基本チェックリスト等を実施して、運動器機能の低下等の徴候のある方を早期に把握し、その方の身体状況等に応じた介護予防活動につないでいます。

表 基本チェックリスト該当者数

	単位	2018年度	2019年度	2020年度(見込)
該当者数	人	383	385	390

イ. 第7期計画の評価・課題

関係機関等との連携により何らかの支援を要する方を早期に把握し、本人の状態、地域の実情に応じた介護予防活動につなぎました。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

(ア) 何らかの支援を要する方の早期把握に努めます。

(イ) 高齢者の身体状況や環境に応じて、適切な介護予防活動につなぎます。

②介護予防普及啓発事業

a. 健康教室

事業・取組の名称	健康教室
対 象 者	一般高齢者等
事業概要	いくつになっても元気で自立した生活ができるようにするため、身近な地域での健康づくりや介護予防普及啓発として、但馬長寿の郷専門的人材派遣事業を活用した理学療法士、作業療法士やウエルストーク豊岡の健康運動指導士、理学療法士や保健師、栄養士、歯科衛生士等が地域に出向き、健康や介護予防の講話や運動を実施しています。

ア. 第7期計画の取組状況・実績

- (ア) 地区・地域コミュニティから依頼を受け、身近な場所で健康づくりや介護予防普及啓発として、専門職（理学療法士・作業療法士、健康運動指導士、保健師、栄養士、歯科衛生士）が講話や実技指導を行っています。
- (イ) 地域の健康課題に関することをテーマに上げ、健康づくり応援隊事業、健康をすすめる地区活動研修会および「玄さん元気教室」の体験講座等で健康教育を実施しています。
- (ウ) 「からだまるごと元気講座」で実施してきた内容は健康教室に統合し、地域へ出向く際に栄養・口腔機能・運動について関連付けて介護予防普及啓発として実施しています。
- (エ) 2020年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、地域での集まりの自粛があり、健康教室を中止・延期する地域もみられました。

表 健康教室の実績

	単位	2018年度		2019年度		2020年度(見込)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
実施回数	回	200	222	220	191	240	95
延参加人数	人	4,500	5,883	4,700	5,111	4,900	1,950

※64歳以下の参加者含む

イ. 第7期計画の評価・課題

- (ア) これまで健康づくり応援隊事業等の希望がなかった区に対して、市広報や市ホームページ、健康をすすめる地区活動の地区別研修会等で、健康づくり応援隊事業等、健康教室の紹介を行い、行政区・地域コミュニティ組織での実施を推進していますが、実施する区は年々固定化しています。
- (イ) 特に2020年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点で、実施を自粛する地区も見受けられます。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

- (ア) 地域の健康課題に合わせたテーマで、地域に出向き健康教室を継続実施します。
- (イ) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、集まりの自粛を継続される地域に向け、地域に出向く以外の情報発信の方法を検討します。

表 健康教室の計画値

	単位	2021年度	2022年度	2023年度
実施回数	回	240	260	280
延参加人数	人	4,900	5,100	5,300

b. 健康相談

事業・取組の名称	健康相談
対 象 者	一般高齢者等
事業概要	<p>○市民一人ひとりが自分自身の健康に関心を持ち、主体的に健康づくりに取り組む機会のひとつとして、保健師・栄養士・歯科衛生士等が個別健康相談を実施しています。</p> <p>○健康教室等で地域に出向いたときにも、血圧測定や健康チェックを実施し、個別相談による健康の意識啓発を行っています。</p>

ア. 第7期計画の取組状況・実績

- (ア) 健康相談事業を、健診や健診結果説明会と同時に実施しています。
 (イ) 健康教室出務時に、各地区、各コミュニティ等で希望者に健康相談を行っています。

表 健康相談の実績

	単位	2018年度		2019年度		2020年度(見込)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
実施回数	回	280	456	300	411	320	300
延参加人数	人	3,000	6,070	3,200	6,214	3,400	3,700

※64歳以下の参加者含む

イ. 第7期計画の評価・課題

- (ア) 健康教室時には血圧測定や個別等での相談希望があれば実施しています。
 (イ) 健診時には個別での相談指導やフレイル相談を、健診結果相談会では個別に生活習慣の改善等の相談、意識啓発を行っています。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

- (ア) 健診や健診結果相談会と同時に実施している個別相談を継続します。
 (イ) 健康教室出務時の健康相談を継続実施します。

表 健康相談の計画値

	単位	2021年度	2022年度	2023年度
実施回数	回	320	340	360
延参加人数	人	3,400	3,600	3,800

c. 運動教室「はつらつチャレンジ塾」

事業・取組の名称	運動教室「はつらつチャレンジ塾」
対象者	一般高齢者
事業概要	ウェルストーク豊岡の施設を利用した小集団で週1回運動を行い、自宅では個別運動プログラムを実践できるように指導しています。運動初心者や低体力者でも安全で効果的に運動習慣を身に付けることを目的とした事業です。

【解説】ウェルストーク豊岡のフィットネススタジオ、トレーニングジム、温水プールを利用し、個人の体力に合わせた運動メニューに取り組む健康運動教室です。

教室は少人数のグループ制で、週1回・4カ月間実施するもので、専門の指導員が指導にあたっています。そのため、運動初心者や低体力者でも、安全で効果的に運動習慣を身に付けることが可能です。

ア. 第7期計画の取組状況・実績

- (ア) 個人の体力に合わせた丁寧な指導により、運動初心者や低体力者でも安全で効果的な運動事業を行っています。
- (イ) 2020年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、4カ月×2クールに変更して実施しました。

表 運動教室（はつらつチャレンジ塾）の実績

	単位	2018年度		2019年度		2020年度(見込)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
実施回数	回	192	191	192	192	192	128
延参加人数	人	3,600	3,163	3,600	3,229	3,600	1,999

イ. 第7期計画の評価・課題

- (ア) 2017年からは実施期間を「6カ月×2クール」から「4カ月×3クール」に変更してPRしたことにより、参加人数が増加しています。期間を短くすることで利用者の受講機会が増え、参加人数が増加しました。
- (イ) 運動教室終了後、スムーズに地域での体操教室「玄さん元気教室」等へ参加し、運動習慣が継続できるよう、はつらつチャレンジ塾の中で、玄さん元気教室で行う体操を取り入れています。
- (ウ) 利用者が固定化している傾向にあり、今後はより多くの新規参加者獲得のため、周知方法の検討が必要です。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

- (ア) 教室終了後も運動継続できるように、「玄さん元気教室」、市内の運動施設、運動健康ポイント制度等の活用等、継続に向けての情報提供を行います。
- (イ) 運動習慣のきっかけとしての周知を図り、新規参加者を獲得し事業を展開します。

表 運動教室（はつらつチャレンジ塾）の計画値

	単位	2021 年度	2022 年度	2023 年度
実施回数	回	192	192	192
延参加人数	人	3,600	3,600	3,600

③地域介護予防活動支援事業

a. 健康まちづくり指導員養成事業

事業・取組の名称	健康まちづくり指導員養成事業
対象者	運動指導や区での健康づくり普及に意欲のある市民で健康まちづくり指導員としての活動を希望する方
事業概要	「玄さん元気教室」において集団運動指導を行い、市民が教室を自主的に継続実施できる人材を養成します。

ア. 第7期計画の取組状況・実績

2020年度での登録者数は28人となっています。指導員フォロー研修を、2018年度は6回、2019年度は3回実施しました。

表 健康まちづくり指導員養成事業の実績

	単位	2018年度		2019年度		2020年度(見込)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
教室数	会場	1	6	1	3	1	1
開催回数	回	6	6	6	3	6	1
参加人数	人	204	117	204	62	204	47

イ. 第7期計画の評価・課題

- (ア) 「玄さん元気教室」の実施団体が増えている中で、地域の住民主体で実施されている教室を支援していくためには、健康まちづくり指導員の存在が不可欠です。
- (イ) 健康まちづくり指導員は、体操指導だけではなく、各団体（玄さん元気教室）の世役等から、活動の様子や参加者について情報を収集し、行政につなぐ役割も担っています。
- (ウ) 指導員の出勤回数にばらつきがあり、経験値等に差が生じています。引き続き、フォロー研修を実施し、指導員全体のスキルアップを図っていく必要があります。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

住民が自主的に「玄さん元気教室」を継続実施できることを支援するために、健康まちづくり指導員に対してフォロー研修等を行い、適切な人材を育成していきます。

表 健康まちづくり指導員養成事業の計画値

	単位	2021年度	2022年度	2023年度
教室数	会場	1	1	1
開催回数	回	4	4	4
延参加人数	人	112	112	112

※フォロー研修を想定

b. 地域自主活動支援事業「玄さん元気教室」

事業・取組の名称	地域自主活動支援事業「玄さん元気教室」
対象者	一般高齢者等
事業概要	市民による地域での健康づくりと交流の場づくりを目的に、「玄さん元気教室」という自主活動組織を立ち上げ、また、継続して運営できるように支援しています。

【解説】「玄さん元気教室」は、歩いて行ける地区の会館等に週に一度集まって、ストレッチ・スロー筋トレ・音楽体操を行う住民主体の健康運動プログラムです。生涯にわたって歩いて出かけること、筋トレによって筋力を維持強化すること、住民同士のつながりを高めることを目指し、「歩いて暮らすまちづくり」の重要な柱に位置づけています。

ア. 第7期計画の取組状況・実績

- (ア) 普及啓発活動により、実施団体は2019年度210団体、2020年度215団体（9月末時点）となっています。
- (イ) 2018年度からは、週1回程度、区やコミュニティで実施している団体に対して、「玄さん元気教室奨励金」を交付しています。
- (ウ) 市の保健師・運動指導員、市民養成の「健康まちづくり指導員」28名を中心に、教室の運営をサポートしています。
- (エ) 2020年度には、低体力者も含めて、参加者の体力差に対応できるよう、DVDを新たに作成する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響から作成に至りませんでした。

表 地域自主活動支援事業「玄さん元気教室」の実績

	単位	2018年度		2019年度		2020年度(見込)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
団体数	団体	175	187	205	210	235	216
支援回数	回	860	935	940	882	1,060	620
延参加人数	人	10,320	10,615	11,280	9,750	12,720	6,820

※64歳以下の参加者含む

イ. 第7期計画の評価・課題

- (ア) 奨励金の交付により、新規団体が2018年度には54団体ありました。
- (イ) 保健師・栄養士・歯科衛生士が質問票等を活用しながら、フレイルに関する講話を行い、フレイル予防の知識の啓発を行っています。
- (ウ) 実施団体数は増加していますが、参加者が減少している団体もあり、各団体・参加者のニーズに合わせた継続への支援が不可欠です。
- (エ) 体力の低下等により、教室への参加が中断している参加者へのフォローが十分にできていない状況です。
- (オ) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための活動自粛により、2020年度は新規団体が少ない状況です。また、これまで活動をしていた団体についても、活動自粛によりスタッフによる継続支援回数が少なくなっています。

表 玄さん元気教室参加者の年齢構成

	単位	64歳以下	65～74歳	75歳以上	合計
人数	人	274	905	1,425	2,604
構成比	%	10.5	34.8	54.7	100

※最高齢は96歳

資料：2019年度健康教育実績

ウ. 第8期計画の取組の方向性

- (ア) 一般介護予防事業の地域介護予防活動支援事業の中で、地域自主活動支援事業として「玄さん元気教室」を継続します。
- (イ) 第8期計画中には、毎年10団体増を目指します。
- (ウ) そのため、新規・継続団体ともに、市の運営支援体制を強化します。
- (エ) 低体力者向けの内容を追加したDVDの普及啓発に合わせ、事業対象者や要支援認定を受けている高齢者の参加拡大を目指します。
- (オ) 引き続きフレイルに関する知識の普及啓発を行うとともに、関係職種の連携により、フレイル状態にある高齢者を早期に把握し、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施等でフォローします。
- (カ) 各区等で実施されているいきいきサロン等とも連携し、幅広い年代が参加し、体操・交流を行う場となることを目指します。
- (キ) 実施団体同士、団体のリーダー・お世話役さん同士の情報交換ができるよう支援します。

表 地域自主活動支援事業「玄さん元気教室」の計画値

	単位	2021年度	2022年度	2023年度
団体数	団体	235	245	255
支援回数	回	1,000	1,020	1,060
延参加人数	人	12,000	12,240	12,720

※64歳以下の参加者含む

④地域リハビリテーション活動支援事業

事業・取組の名称	地域リハビリテーション活動支援事業
対象者	65歳以上の高齢者の支援の活動に関わる方
事業概要	地域における介護予防の取り組みを強化するため、但馬長寿の郷に依頼し、通所、訪問、地域ケア会議、住民運営の通いの場等へ、リハビリテーション専門職の派遣を行います。

ア. 第7期計画の取組状況・実績

- (ア) 訪問型地域リハビリテーション活動支援事業・自立支援型地域ケア会議では、利用者に対するより良い支援（ケアマネジメント）につながるよう、但馬長寿の郷理学療法士等が利用者の身体評価に基づいた助言・提案を介護支援専門員等に行っています。
- (イ) 事業所支援型地域リハビリテーション活動支援事業では、介護保険事業所職員の資質の向上および利用者の在宅サービスの改善等につながるよう、但馬長寿の郷理学療法士等を事業所へ派遣し利用者の身体評価等に基づいた助言・提案を介護保険事業所職員に行っています。
- (ウ) 住民運営の通いの場等のうち、虚弱な高齢者が多い団体等に対し理学療法士等を派遣し、虚弱になっても参加し続けることができるよう支援しています。

イ. 第7期計画の評価・課題

- (ア) 本事業は、職員への支援を目的とした事業であることを理解してもらい、課題解決に向けた支援とPDCAサイクルの意識づけが必要です。
- (イ) 介護支援専門員等は、この派遣により利用者の身体評価に基づいた助言・提案を受け、利用者の心身状態を理解し支援につなげることが出来たと効果がみられています。
- (ウ) 事業所支援型地域リハビリテーション活動支援事業を実施した事業所からは「目標に向けてプログラム内容を実施することで、利用者の意欲が上がった」「他の利用者にも応用することができた」「提案内容が、事業所内で共有できた」と成功事例の効果がみられています。
- (エ) 自立支援型地域ケア会議では、専門職からの助言をうけ、自立支援に向けたケアプラン作成の支援に役立っています。
- (オ) 住民運営集いの場等では、より多くの高齢者が継続的に取り組むことができるよう今後も専門職の支援が必要です。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

- (ア) 自立支援型ケアマネジメントへつながるよう引き続き、訪問型地域リハビリテーション活動支援事業について周知を図り、事業の活用に努めます。
- (イ) 事業所支援型地域リハビリテーション活動支援事業は、リハビリテーション専門職が介護保険事業所職員等へ定期的に介入し助言・提案等を実施することにより、通所や訪問における自立支援となる取組を促せるよう、介入を図ります。
- (ウ) 自立支援型地域ケア会議・住民運営の集いの場等への理学療法士等の専門職の関わりを継続します。

3 包括的支援事業の推進～地域支援事業～

(1) 地域包括支援センター運営事業

①総合相談支援事業

事業・取組の名称	総合相談支援事業
対象者	住民
事業概要	<p>○地域包括支援センターは、介護、保健、医療等、様々な相談を受ける中で、適切な制度、サービス等につないでいます。</p> <p>○地域住民に地域包括支援センターの活動内容等を周知するとともに、民生委員・児童委員、医療機関等と連携することにより、相談件数は年々増加傾向にあります。</p> <p>○地域住民や事業所等で地域の高齢者を緩やかに見守り、異変等に気付いたときには地域包括支援センターに連絡が入る仕組みとして、「高齢者見守りネットワーク事業」を実施しています。</p>

ア. 第7期計画の取組状況・実績

延総合相談件数は第6期より増加しており、10,000件を超える年もあります。

表 総合相談支援事業の実績

	単位	2018年度	2019年度	2020年度(見込)
延総合相談件数	件	10,342	11,111	9,950

イ. 第7期計画の評価・課題

- (ア) 高齢者の相談窓口として周知され、福祉、健康、医療等、様々な分野から総合的に高齢者とその家族を支援しています。
- (イ) 相談者の生活環境の実態把握を行い、課題を分析し、適切な支援が行えるよう努めました。
- (ウ) 支援困難事例に対応できるよう体制の強化と、職員の対応能力向上を図ることが必要です。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

- (ア) 高齢者の様々な相談を受け止め、ニーズに応じた適切なサービスにつなぎ、継続的に支援します。
- (イ) 支援困難事例に対応するため、体制の強化を検討し、研修の受講等を通じて職員の対応能力の向上を図ります。
- (ウ) 複合的な課題を抱えるケースに対応するため、地域住民や関係機関と連携し課題解決に取り組みます。

②権利擁護事業

事業・取組の名称	権利擁護事業
対象者	高齢者
事業概要	<p>○地域包括支援センターは、高齢者虐待、成年後見制度等の権利擁護に関する相談を受け、関係機関と連携しながら対応しています。</p> <p>○高齢者虐待防止対策として、地域住民の意識の向上を図り、各種団体と協働しながら啓発活動を行っています。</p> <p>○成年後見申し立てや後見人候補者選定等を支援しています。</p> <p>○高齢者を消費者被害から守るため、市消費生活センターや但馬消費生活センター等の関係機関と連携して、早期の情報把握や情報共有を図っています。</p>

ア. 第7期計画の取組状況・実績

権利擁護に関する延相談件数は増加傾向であり、高齢者虐待に関する相談が2019年度は881件あり、2018年度から大きく増加しました。

表 権利擁護に関する延相談件数

	単位	2018年度	2019年度	2020年度(見込)
成年後見制度	件	169	214	260
高齢者虐待	件	604	881	440
消費者被害	件	23	24	10
その他	件	112	156	190

イ. 第7期計画の評価・課題

- (ア) 市や地域包括支援センター職員が、高齢者虐待に対して適切な対応ができるよう、知識の習得、能力の向上のため研修会を開催したり、参加したりしました。
- (イ) 高齢者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する適切な支援のため、介護支援専門員連絡会での相談先の周知等、関係専門機関との連携協力を進めました。
- (ウ) 成年後見制度について、民生委員・児童委員、介護支援専門員等を対象に研修会を行い、チラシを配布して制度の周知を行いました。
- (エ) 高齢者を消費者被害から守るため、市消費生活センターや但馬消費生活センターとの連携を図りました。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

- (ア) 地域包括支援センター職員の資質向上を図るとともに、関係機関と連携し、権利侵害の予防や適切な対応に努めます。
- (イ) 成年後見制度の普及啓発をすすめ、相談内容を分析して制度利用を促進するための課題の把握に努めます。
- (ウ) 消費者被害を未然に防ぐため、市消費生活センターや但馬消費生活センターとの連携を強化します。

③包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

事業・取組の名称	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
対象者	介護支援専門員
事業概要	<p>○高齢者が地域で暮らし続けるため、高齢者やその家族が課題に応じた社会資源を適切に活用できるように、包括的・継続的に支援を行うことが必要です。その中心的な担い手である介護支援専門員に対して、介護支援専門員連絡会を通して支援を行うとともに、圏域ごとの介護支援専門員ネットワーク連絡会を開催し、情報提供等を行っています。</p> <p>○医療、介護、福祉等の多職種連携に向け、介護支援専門員間の連携強化が重要であり、主任介護支援専門員連絡会を通じて、事業所間の垣根を越えた助言・指導の支援を行っています。</p>

ア. 第7期計画の取組状況・実績

個別の相談事例にかかるケース検討会議、介護支援専門員連絡会、研修会等を開催し、介護支援専門員への支援を行っています。

表 介護支援専門員支援回数の実績

	単位	2018年度	2019年度	2020年度(見込)
ケース検討会議	件	126	140	100
同行訪問	件	406	385	540
個別相談情報提供	件	1,889	1,849	1,790
サービス担当者会議	件	110	107	90
合計	件	2,531	2,481	2,520

イ. 第7期計画の評価・課題

- (ア) 各地域包括支援センターの圏域で介護支援専門員ネットワーク連絡会を開催し、医療の専門職間の連携を深めるため研修会、意見交換会を実施しました。
- (イ) 介護支援専門員が、地域の社会資源を有効に活用できるように連絡会で意見交換会を行いました。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

- (ア) 居宅介護支援事業所と地域包括支援センターの主任介護支援専門員が連携し、市内各事業所の介護支援専門員を指導・助言できる体制を強化します。
- (イ) 介護支援専門員のケアマネジメント支援事業や研修の実施を通じて、介護支援専門員の資質向上に努めます。
- (ウ) 介護支援専門員連絡会等を通じて、介護支援専門員が関係機関と情報共有や意見交換を行う機会をもち、連携体制がとれるように支援します。

④地域包括支援センターの運営と機能の充実

事業・取組の名称	地域包括支援センターの運営と機能の充実
対象者	地域包括支援センター
事業概要	<p>地域包括支援センターは、高齢者の総合相談、権利擁護、介護予防ケアマネジメントおよび居宅介護支援事業者等のケアマネジメント支援（包括的・継続的ケアマネジメント支援）等を業務とし、市と一体になって地域包括ケアシステム構築に向けた取組を推進しています。</p> <p>①高齢化の進展、相談件数の増加等に伴う業務量の増加に応じた人員体制の整備</p> <p>②市によるセンター運営方針（包括的支援事業実施方針）の明確化と具体的内容の提示</p> <p>③センター間の連携の強化と効率的かつ効果的な運営（国が例示する手法では、直営の基幹型センターや機能強化型センターの設置等があります。）</p> <p>④運営協議会によるPDCA（計画、実行、確認・評価、見直し・改善）サイクルによる継続的な自己評価および点検の実施</p>

ア. 第7期計画の取組状況・実績

- (ア) 市内に4箇所（2分室）の地域包括支援センターを設置しており、すべて豊岡市社会福祉協議会に委託しています。
- (イ) 3年間の基本委託契約締結時におよその人員体制を見込んだ上で、年度ごとの人員体制について相談件数の増加等業務量の状況を勘案し、市と豊岡市社会福祉協議会で協議のうえ委託料を決定しました。
- (ウ) 毎年度概ね2回定例的に地域包括支援センター運営協議会を開催し、市の実施方針や、センターの事業計画・事業実施状況・実績等について協議・評価をしていただきました。

表 地域包括支援センターの設置状況等

地域包括支援センター	担当圏域	項目	単位	2018年度	2019年度	2020年度 (見込)
豊岡地域包括支援センター	豊岡	65歳以上人口	人	11,998	12,091	12,164
		総合相談件数	件	4,851	5,574	4,270
		配置人数（内三職種）	人	11（7）	11（7）	12（8）
城崎・竹野地域包括支援センター	城崎・竹野	65歳以上人口	人	4,164	4,127	4,128
		総合相談件数	件	1,808	1,678	1,700
		配置人数（内三職種）	人	4（3）	5（4）	5（4）
日高地域包括支援センター	日高	65歳以上人口	人	5,465	5,495	5,536
		総合相談件数	件	1,679	1,734	1,510
		配置人数（内三職種）	人	7（3）	7（3）	7（4）
出石・但東地域包括支援センター	出石・但東	65歳以上人口	人	5,013	5,073	5,053
		総合相談件数	件	2,004	2,125	2,470
		配置人数（内三職種）	人	5（4）	5（5）	6（5）
市全体	市全域	65歳以上人口	人	26,640	26,786	26,881
		総合相談件数	件	10,342	11,111	9,950
		配置人数（内三職種）	人	27（17）	28（19）	30（21）

※65歳以上人口およびセンター配置人数は、各年度4月1日現在

イ. 第7期計画の評価・課題

- (ア) 相談件数、困難事例の増加、介護予防・日常生活支援総合事業や認知症施策への対応等、業務量は増加しています。人員体制について、業務量の実態を詳細に把握し検討する必要があります。
- (イ) 土・日曜日・祝日等の開所について、人員体制等課題が大きいと考えます。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

- (ア) 現行のとおり4箇所の地域包括支援センターを豊岡市社会福祉協議会に委託して包括的支援事業等を実施します。
- (イ) 本市では、基幹型センターはありませんが、担当圏域の大きいセンター内に、各センター間の連携・調整等の役割を主に担う職員の配置を検討します。また、全センターへの統一的な実施方針等の提示は市から行い、業務が効果的・効率的に推進できるように後方支援を行います。
- (ウ) センターの業務量の把握に努め、必要な人員体制について委託先と協議を行いながら対応を検討します。
- (エ) 国から示された指標に基づきセンターの自己評価を行い、地域包括支援センター運営協議会にて結果を評価していただきます。
- (オ) 土・日曜日・祝日等の開所について、ニーズを踏まえ検討します。

⑤地域ケア会議推進事業

事業・取組の名称	地域ケア会議推進事業
対 象 者	市民
事業概要	<p>高齢者が住み慣れた地域の中で安心していきいきと暮らせる地域づくりを目指し、日常生活圏域（市内6圏域）ごとに介護保険サービス事業所、地域の関係機関等の多職種で構成する「地域ケア会議」を開催しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地域ケア会議」は、開催目的や機能（5つの機能：①個別課題解決機能、②ネットワーク構築機能、③地域課題発見機能、④地域づくり・資源開発機能、⑤政策形成機能）を明らかにするとともにその活用を図り、①医療、②介護、③予防、④住まい、⑤生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に取り組むことが求められています。 ・圏域ごとの「地域ケア会議」は、地域包括支援センターが主体的に取り組んでいます。 ・地域包括支援センターは課題整理を行い、個別事例検討会を振り返ることで、地域の中に潜んでいる問題点等を明らかにする取組を行っています。

ア. 第7期計画の取組状況・実績

- (ア) 各地域包括支援センター（4センター）が月1回、1回につき概ね3事例の検討を行う自立支援型地域ケア会議を開催しました。また、事例についての振り返りと提案内容の活用について振り返り会を開催しました。
- (イ) 地域や介護支援専門員等から相談のあった中から支援困難等の理由により地域包括支援センターが必要と感じた事例については随時、個別ケア会議を開催し事例の課題解決・支援について検討しました。

表 地域ケア会議開催状況（開催回数）

日常生活圏域	2018年度		2019年度		2020年度(見込)	
	定例会	困難ケース事例検討会	定例会	困難ケース事例検討会	定例会 (自立支援型地域ケア会議)	困難ケース事例検討会
豊岡	12	14	12	13	12	20
城崎	6	4	6	4	6	4
竹野	6		6		6	
日高	12	19	12	14	12	16
出石	6	2	6	5	6	6
但東	6		6		6	

イ. 第7期計画の評価・課題

- (ア) 自立支援型地域ケア会議*として、本人が望むことについて多職種で検討を実施しています。検討後に、ケアプランに反映された内容が適切に実施され、その効果を検証・評価していくことが必要です。
- (イ) 個別課題解決機能（自立支援に資するケアマネジメント）に特化しており、その生活圏域での個別課題を積み重ねた地域の課題として整理することが必要です。
- (ウ) 個別ケア会議の開催により、地域や多職種での支援につながりました。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

- (ア) 市全体の課題整理を行い資源開発や政策提言を行う機能を持つ「豊岡市地域ケア推進会議（仮）」の設置に向けた体制づくりを進めます。
- (イ) 多職種の協働による支援が必要な事例については随時、個別ケア会議を開催し事例の課題解決・支援について検討し支援につなげていきます。

表 「地域ケア会議」の5つの機能

項目	個別課題解決機能	ネットワーク構築機能	地域課題発見機能	地域づくり・資源開発機能	政策形成機能
豊岡市地域ケア推進会議（仮）				○	○
自立支援型地域ケア会議	○	○	○		
個別ケア会議	○	○	○		

*自立支援型地域ケア会議：事例の課題分析と予後予測を多職種で検討することにより、介護支援専門員等が自立支援に向けた目標志向型のケアプランが作成できるよう支援を行います。

(2) 在宅医療と介護の連携推進

事業・取組の名称	在宅医療・介護連携推進事業
対象者	医療・介護に従事する方
事業概要	<p>○医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるように、地域の医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療^{*1}と在宅介護^{*2}の提供を行う必要があります。</p> <p>○多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、豊岡市医師会等と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制の構築を図ります。</p>

ア. 第7期計画の取組状況・実績

- (ア)「豊岡市在宅医療・介護連携推進協議会」において、連携に係る課題の抽出と対応策の検討、情報交換・共有、合同研修会の開催等の事業を行っています。
- (イ)「豊岡市在宅医療・介護連携支援センター」において、病院から退院後に訪問診療を必要とする患者と地域の医師をつなぐ取組が行われています。
- (ウ)「但馬圏域入退院支援運用ガイドライン」を活用して、病院から在宅への円滑で効果的な移行支援が進められています。

イ. 第7期計画の評価・課題

- (ア)「豊岡市在宅医療・介護連携推進協議会」を通じて、顔の見える関係となることで、医療・介護関係者のネットワーク化が図られ、多職種間の相互理解が深まっています。
- (イ)「豊岡市在宅医療・介護連携支援センター」では、2017年10月の開設から、随時退院調整に係る相談を受け付けています。入退院支援の課題の分析も行われています。
- (ウ)高齢者の「在宅生活の限界点を上げる」ためには、病院からの退院支援、日常での療養支援、急変時の対応、看取り等、様々な局面で医療と介護が連携を図ることのできる体制の整備と目的を共有する必要があります。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

- (ア)引き続き「豊岡市在宅医療・介護連携推進協議会」を通じて、地域の医療・介護の関係機関の連携を強めていきます。
- (イ)医療関係者・介護関係者・市が協働し、戦略的マネジメントの視点からPDCAサイクルを意識して取り組むよう努めます。

^{*1}在宅医療：医師に加え、歯科医師、薬剤師、看護師、リハビリ関係職種等多くの職種によって提供されます。

^{*2}在宅介護：各種介護・介護予防サービス事業者によって提供されます。

表 在宅医療・介護連携推進の取組

①現状分析・課題抽出・施策立案

取組		内容
a.	地域の医療・介護の資源の把握	地域の医療機関・介護事業所等の住所、機能等の情報を収集・整理し、市民に公表します。
b.	在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	市内医療・介護関係者等が参画する「豊岡市在宅医療・介護連携推進協議会」で、課題の抽出と対応策の協議等を行います。
c.	切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進	地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、切れ目なく在宅医療と在宅介護が一体的に提供される体制の構築に向けて、必要な具体的取組を企画・立案します。

②対応策の実施

取組		内容
a.	在宅医療・介護連携に関する相談支援	豊岡市医師会等と緊密に連携を図りながら、「豊岡市在宅医療・介護連携支援センター」の機能拡充について検討します。
b.	地域住民への普及啓発	パンフレット発行、出前講座・説明会等の開催を行うほか、市のホームページ等で市民周知を図ります。
c.	医療・介護関係者の情報共有の支援	市内医療・介護関係者等が参画する「豊岡市在宅医療・介護連携推進協議会」で、情報伝達・共有の仕組みづくり等の検討を行います。
d.	医療・介護関係者の研修	医療・介護関係者等を対象とした先進事例や多職種連携のための調査・研修等を行います。

※ c・dは、地域の実情に応じて医療・介護関係者への支援に必要な取組を実施します。

③対応策の評価・改善

(3) 生活支援体制整備事業

事業・取組の名称	生活支援体制整備事業
対象者	市民、事業者等
事業概要	<p>○生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）や就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）の配置や協議体の設置等を通じて、高齢者等の生活支援・介護予防サービスの創出や発掘、サービス提供主体、住民、行政等の連携強化、就労的活動による高齢者の社会参加等を図る事業です。</p> <p>○生活支援体制整備は、階層ごとに行います。第1層を市全域、第2層を地区（地域コミュニティ組織の範囲）としています。</p> <p>○生活支援コーディネーターは、次のような業務を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区の生活支援ニーズと資源状況の把握、見える化および住民への問題提起 ・NPO法人、社会福祉法人、地域コミュニティ組織等多様な主体に対する生活支援への協力依頼 ・生活支援の担い手の発掘・養成およびサービスの開発 ・地区の生活支援の関係者のネットワーク化 ・生活支援ニーズと助け合い活動のマッチング <p>○第2層協議体は、本市では地域サポート会議と称し、次のような機能や役割をもちます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援コーディネーターの組織的支援（コーディネーターと同様の機能）を行うこと ・生活支援の企画立案、方針策定を行う場 ・地域づくりにおける意識統一を図る場 ・関係者の情報交換や生活支援の働きかけの場

ア. 第7期計画の取組状況・実績

- (ア) 高齢者支援係の係長を第1層生活支援コーディネーターとし、第2層生活支援コーディネーターは豊岡市社会福祉協議会に委託し、6名配置しました。
- (イ) 第2層生活支援コーディネーターは、地域コミュニティ組織（福祉部等）や行政区において、住民による地域課題の協議・検討を行う場の設定や運営支援を行いました。
- (ウ) 生活支援コーディネーターが支援し、住民が定期的に地区の課題等を話し合う場となる「協議体」は、2020年10月現在で20地区の設置となっています。
- (エ) 第1層・第2層生活支援コーディネーターが協働し、支え合いサービス事業の立ち上げに際し、地区・行政区等と受託者の連絡・調整を行いました。また、運営推進会議において、地域との連携方策について助言を行いました。
- (オ) 担い手の養成および住民による地域課題解決力を強化するため、地区等で地域福祉研修会を実施しました。
- (カ) 地域コミュニティ組織によるサロン・カフェ、交流会、まごのて活動等、社会資源が創出されました。

- (キ) 2018年度から、地域福祉フォーラムを開催し、地域福祉活動のきっかけづくりの機会となりました。
- (ク) 生活支援や地域づくりを行う関係機関・団体等との連携・協働体制づくりに向けた働きかけや、体制づくりを行い各関係団体とのネットワークの構築に努めるとともに、その活動について周知・啓発を行いました。

表 生活支援コーディネーター活動の実績

	単位	2018年度	2019年度	2020年度(見込)
地域福祉研修会の実施	地区	25	18	34
地域コミュニティ組織協議の場への参加	回	896	742	430

イ. 第7期計画の評価・課題

- (ア) 第2層生活支援コーディネーターは、地域コミュニティ組織関係者や地区住民との関係づくりを進め、住民の主体的な活動を支援することができました。
- (イ) 協同組合等と連携し、買い物困難者等への支援活動の展開が図ることができました。
- (ウ) 住民の創意工夫された取組の継続や広がりを生むために、その取組を多くの方に知っていただく機会が必要です。
- (エ) 介護予防ケアマネジメント等において活用できる社会資源の創出が必要です。
- (オ) 地区住民の意向に配慮しながら、第7期計画期間中に全地区で第2層協議体の設置を目指しましたが、約70%の設置となりました。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

- (ア) 第2層の生活支援体制整備の取組は、引き続き、地区（地域コミュニティ組織の範囲）を中心に進め、地区住民の意向に配慮しながら、第8期計画期間中に、全地区での設置を目指します。
- (イ) 第1層協議体については、第2層協議体の設置状況を考慮しつつ、既存の協議組織等との関係を整理し、その設置の必要性について検討します。
- (ウ) 地域コミュニティ組織において、住民が主体となり、定期的に地域課題の協議・検討を行う場を推進します。
- (エ) 住民の創意工夫により、暮らしを守る取組について学ぶ機会を設け、新たな活動へとつなげる取組を行います。
- (オ) 生活支援や地域づくりを行う協同組合・企業・法人等とのネットワークの構築に努めます。
- (カ) 地区住民等の地域課題・生活支援ニーズを把握しながら、その地区に必要な社会資源の創出に努めます。
- (キ) 行政と地域の間にとって地域づくり全般を支援する中間支援組織との連携・協働を図ります。
- (ク) 高齢者個人の特性や希望に合った就労的活動のコーディネートを行う就労的活動支援コーディネーターの配置を検討します。

(4) 認知症総合支援事業

豊岡市認知症総合支援事業（認知症あんしん大作戦）の取組

目指す姿：認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる。

豊岡市認知症支援ネットワーク会議

〔業務〕 認知症支援事業の企画・調整、ネットワーク構築、初期集中支援チームの活動について検討
 〔組織〕 認知症サポート医、民生委員・児童委員、家族介護者、介護保険事業所、豊岡市社会福祉協議会、認知症疾患医療センター、県、行政等

※赤字：重点的に取り組むもの

認知症の人やその家族の視点を重視して、取り組みを行う	五つの柱	豊岡市の取り組み（第8期）
	① 普及啓発・本人発信支援	a. 認知症サポーター養成と受講後の活動の支援 b. 認知症キャラバンメイトの活動支援 c. 身近な場における認知症理解の普及・啓発
	② 予防	a. 認知症予防講座の開催
	③ 早期発見・早期対応	a. 地域包括支援センター等に早期に相談がつながる仕組みづくり b. 認知症疾患医療センター、かかりつけ医等との連携 c. 認知症ケアネット（国：認知症ケアパス）の周知・活用 d. 認知症初期集中支援チームの周知・活用
	④ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援	a. 認知症地域支援推進員の設置 b. 介護従事者等に対する研修・事例相談会の開催 c. 認知症の人と介護者への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症カフェの周知 ・ 認知症カフェ等の立ち上げ支援および運営支援 ・ 認知症家族介護教室の実施
	⑤ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援	a. 若年性認知症の人と家族への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談窓口の周知 ・ 若年性認知症の人と家族のつどいの実施 ・ 若年性認知症生活支援相談センター等との連携 ・ 当事者の居場所づくり・社会参加への支援 ・ 当事者および家族の思いの発信 b. 権利擁護の推進（24ページに記載） <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者行政窓口、弁護士会等職能団体との連携 ・ 市民後見、法人後見の検討 ・ 権利擁護研修会の実施 c. 地域見守り体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者見守りネットワークの充実 ・ 認知症高齢者等見守り・SOSネットワークの充実 ・ 個別ケア会議の開催

①普及啓発・本人発信支援

a. 認知症サポーター養成と受講後の活動の支援

事業・取組の名称	認知症サポーター養成と受講後の活動の支援
対象者	市民
事業概要	<p>○認知症に対する正しい知識を持ち、地域や職場、学校等で認知症高齢者やその家族を見守り支援する「認知症サポーター」を養成しています。</p> <p>○認知症サポーターのうち、ボランティアとして活動意欲のある方またはフォローアップ講座を希望する方に対して、見守りや傾聴等の支援活動を具体的に伝えることで地域での活動につなげる「フォローアップ講座」を開催しています。</p>

ア. 第7期計画の取組状況・実績

- (ア) キャラバンメイトを通じて、認知症サポーター養成講座について周知し、事業所や小中学校において認知症の理解を広めるため、講座を実施しました。
- (イ) 「認知症サポーター養成講座」を受講後に見守りや声かけ活動につながるよう「認知症サポーターフォローアップ講座」と題して、施設や認知症カフェ等においてボランティア体験講座を開催しました。

表 認知症サポーターの養成状況

		単位	2018年度		2019年度		2020年度(見込)	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
認知症サポーター養成講座	実施回数	回	40	40	40	22	40	20
	延養成人数	人	800	868	850	501	900	540
認知症サポーターフォローアップ講座	実施回数	回	4	0	4	1	4	3
	延養成人数	人	40	0	50	16	50	20

イ. 第7期計画の評価・課題

- (ア) 地域や事業所、学校での開催は継続していますが、より身近な地域コミュニティ組織および公共交通機関並びにスーパー等での啓発が必要です。
- (イ) 「認知症サポーター養成講座」受講により、認知症に関する知識の普及・啓発は広がっていますが、対応や声かけ・見守り等を身近なこととして認識してもらうよう内容を工夫し継続した啓発が必要です。
- (ウ) 認知症サポーター養成講座受講後に見守りや声かけ活動につながるよう「認知症サポーターフォローアップ講座」を開催し、ボランティア体験講座から実際の活動へつなげることが出来ました。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

- (ア) 地域包括支援センターや介護保険事業所に在籍する認知症キャラバンメイトが中心となり「認知症サポーター養成講座」の開催を引き続き行い、公共交通機関やスーパー等においても認知症について正しい知識と理解を広め、地域の中で見守るサポーターを増やしていきます。また、学童期からの理解を広めるため、教育委員会等と連携し、講座の実施に努めます。
- (イ) 「認知症サポーター養成講座」受講により、認知症に関する知識の普及とともに、対応や声かけ・見守り等を身近なこととして認識してもらうよう内容を工夫します。
- (ウ) 認知症サポーター養成講座受講後の活動の定着へつながるよう「認知症サポーターフォローアップ講座」を引き続き開催し活動につながる仕組みづくりを図ります。

表 認知症サポーター養成と受講後の活動の支援の計画値

		単位	2021年度	2022年度	2023年度
認知症サポーター養成講座	実施回数	回	30	40	40
	延養成人数	人	600	800	800
認知症サポーターフォローアップ講座	実施回数	回	4	4	4
	延養成人数	人	20	20	20

b. 認知症キャラバンメイトの活動支援

事業・取組の名称	認知症キャラバンメイトの活動支援
対象者	市民
事業概要	<p>○認知症に関して地域の中で普及や啓発を行う指導者としての役割を担い、「認知症サポーター養成講座」の講師役となる「キャラバンメイト」を養成するとともに、キャラバンメイトが活動しやすいように連絡会を開催しています。</p> <p>○認知症サポーター養成講座を開催できる能力の向上のために、研修の機会を提供しています。</p>

ア. 第7期計画の取組状況・実績

(ア) 年に1回キャラバンメイト連絡会を開催し、認知症に関する情報提供や家族介護者の思い等について学習しました。

(イ) 2019年度には、市内で「キャラバンメイト養成講座」を開催し、さらに普及啓発を広めるためのキャラバンメイトを養成しました。

表 認知症キャラバンメイトの養成状況

		単位	2018年度	2019年度	2020年度(見込)
キャラバンメイト養成講座	実施回数	回	—	1	—
	県等開催の講座受講人数	人	3	46	5
キャラバンメイト連絡会・研修会	実施回数	回	1	—	1
	参加人数	人	20	—	20

イ. 第7期計画の評価・課題

(ア) キャラバンメイトが活動しやすいように、キャラバンメイト連絡会の開催や情報提供を行う等の支援の機会が今後も必要です。

(イ) 新規キャラバンメイトの養成は出来ましたが、実際に活動を行い市内の認知症の普及啓発や関係機関・団体等への働きかけ、協力・連携体制づくり、ネットワーク化を推進し生活圏域においてリーダー役を担うことでより効果的な活動が期待できます。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

(ア) キャラバンメイト連絡会の開催や情報提供を行い今後も活動の支援を行います。

(イ) キャラバンメイトが活動しやすく、また生活圏域のリーダー役を担う仕組みづくりができるよう連絡会の開催や情報発信を図り、関係機関・団体等との連携に努めます。

ｃ. 身近な場における認知症理解の普及・啓発

事業・取組の名称	認知症フォーラムの開催
対象者	市民
事業概要	<p>○地域全体で見守り・支え合いに取り組み、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指して、認知症疾患医療センター、医師会、豊岡市社会福祉協議会、在宅医療・介護連携推進協議会と協力して、「認知症フォーラム」を開催しています。</p> <p>○地域住民や事業者等に認知症に対する正しい知識を身に付けてもらうために、講師を招いて講演会を行い、身近なこととして感じてもらえるように地域活動の実践報告等を行っています。</p>

ア. 第7期計画の取組状況・実績

表 認知症フォーラムの開催実績

	単位	2018年度		2019年度		2020年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
参加人数	人	600	約300	600	約400	600	約100

イ. 第7期計画の評価・課題

- (ア) 認知症になっても住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせる地域づくりのため、認知症に対する正しい知識や理解の普及啓発を進めてきました。介護保険事業計画によるアンケート結果から、市が認知症施策として優先して取り組むべきものの中の「認知症に関する正しい知識や理解の普及啓発」は、第5期計画策定時の40.8%から第8期計画策定時は12.8%となり、認知症に対する普及は広まってきたと考えられます。
- (イ) 地域において、認知症に対する正しい知識と認知症になるのを遅らせる・認知症になっても進行を緩やかにすることに関する知識を身につけてもらう取組につながるような啓発の工夫が必要です。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

- (ア) これまでのイベント型の啓発方法によるフォーラムは終了し、地域や、地域コミュニティ組織等の身近な場での普及啓発活動への移行を進めます。
- (イ) 地域住民に広く、認知症に関する正しい知識と認知症になるのを遅らせる・認知症になっても進行を緩やかにすることに関する知識を身につけてもらうために、集いの場を活用した普及啓発に取り組みます。

表 身近な場における認知症理解の普及・啓発の計画値

	単位	2021年度	2022年度	2023年度
実施回数	回	9	10	10
延参加人数	人	300	330	350

② 予防

a. 認知症予防講座の開催

事業・取組の名称	認知症予防講座の開催
対象者	市民
事業概要	<p>○平均寿命の延伸により、85歳以上の約40%は認知症であるといわれていますが、本市においても、認知症が要因で要支援・要介護状態になる方が増加傾向にあります。</p> <p>○認知症を正しく理解した上で、自らが認知症の予防に取り組めるように動機付けを行い、地域において認知症予防への関心が高まることを目的として、「認知症予防講座」を開催しています。</p>

ア. 第7期計画の取組状況・実績

- (ア) 地域において、認知症に関する正しい知識の普及啓発と併せて認知症予防に関する講座を開催しました。
- (イ) 2017～2018年度には、認知症予防教室をモデル地区として6地区実施し、効果判定評価を実施しました。内容は、筋トレ・コグニサイズ^{*1}・レクリエーション・知的活動を実施しました。

表 認知症予防講座の開催実績

	単位	2018年度		2019年度		2020年度(見込)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
実施回数	回	15	83	20	11	20	5
参加者数	人	250	1,196	300	338	300	150

イ. 第7期計画の評価・課題

- (ア) 認知症予防教室では、参加者同士のコミュニケーションが活発になるようなコグニサイズやレクリエーションが脳を活性化し認知症の予防(前頭前野機能の維持・改善)につながったと考えられます。
- (イ) 一般高齢者も軽度認知障害(MCI)^{*2}の人も分け隔てなく広く対象に既存の集いの場や介護予防・日常生活支援総合事業(通所型)等で、お互いに影響し合い認知症について正しい普及啓発や認知症予防(認知症になるのを遅らせる・認知症になっても進行を緩やかにする等)の取組を広めていくことが必要です。

^{*1} コグニサイズ：認知(コグニション)と運動(エクササイズ)を組み合わせた造語で、認知課題(計算、しりとり等)と運動課題を同時に行うことで、脳とからだの機能を効果的に向上させることをねらいます。

^{*2} 軽度認知障害(MCI)：厚生労働省によれば、記憶力に障害があつて物忘れの自覚があるが、記憶力の低下以外に明らかな認知機能の障害がみられず、日常生活への影響はないか、あつても軽度のものである場合をいいます。しかし、軽度認知障害の人は年間で10～15%が認知症に移行するとされており、認知症の前段階と考えられています。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

- (ア) 家族、地域の理解を深めるため、引き続き認知症に関する正しい知識の普及啓発と認知症になるのを遅らせる・認知症になっても進行を緩やかにすることに関する知識の普及啓発を地域における講座等で行います。
- (イ) 認知症予防教室の評価を踏まえ、予防に効果のあるコグニサイズやレクリエーションを、一般高齢者も軽度認知障害（MCI）の人も広く対象にし、集いの場（玄さん元気教室や支え合いサービス事業）等において活用し、認知症予防の普及啓発に努めます。

③早期発見・早期対応

a. 地域包括支援センター等に早期に相談がつながる仕組みづくり

事業・取組の名称	地域包括支援センター等に早期に相談がつながる仕組みづくり
対象者	市民
事業概要	<p>○高齢化に伴い、認知症高齢者も増えていくことが予測される中、認知症高齢者やその家族を支援する上で、早期段階での適切な診断と対応が不可欠です。</p> <p>○認知症についての相談窓口として、市および地域包括支援センターを「認知症相談センター」と位置づけ、周知を行っています。</p> <p>○市では、認知症地域支援推進員を配置し、地域包括支援センター、認知症疾患医療センター等の関係機関と連携を図りながら、認知症に関する相談に対応しています。</p>

ア. 第7期計画の取組状況・実績

- (ア) 認知症相談窓口として、「認知症相談センター」と「認知症初期集中支援チーム」についてリーフレットを作成し地域の教室や、民生委員定例会等を通じて周知を図りました。
- (イ) 認知症サポーター養成講座等の地域で開催する健康教室の際に早期発見、早期対応の重要性を伝えるとともに認知症の発症予防についても伝えていきます。

表 認知症に関する相談件数の実績

	単位	2018年度	2019年度	2020年度(見込)
実人数	人	362	277	300
延件数	件	1,271	885	1,000

イ. 第7期計画の評価・課題

- (ア) アンケート結果からは、「認知症相談窓口を知らない」という割合が61.0%であり、相談窓口の周知が引き続き必要です。
- (イ) 認知症は誰でもなり得るもので、身近なことであることを周知し、また相談しやすい地域づくりが求められています。
- (ウ) 認知症ケアネットや、県が作成したリーフレットを活用するなどし、様々な場面で「認知症相談センター」の周知と早期相談につながるよう普及啓発しています。認知症が重症化してからの相談や、キーパーソンがいない等問題、課題の整理や支援調整に時間を要しています。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

- (ア) 早期に相談につながるよう、引き続き、医療機関・民生委員等の身近な相談先へ「認知症相談センター」の周知を図ります。
- (イ) 普及啓発を通じて、認知症は身近なことであることと早期発見、早期対応の重要性を伝えるとともに相談しやすい地域づくりの推進に取り組みます。
- (ウ) 早期相談時に十分なアセスメントと支援の方針立てができ、支援介入がスムーズに行えるよう認知症のアセスメントについて相談員の資質向上に努めます。

6. 認知症疾患医療センター、かかりつけ医等との連携

事業・取組の名称	認知症疾患医療センター、かかりつけ医等との連携
対象者	市民
事業概要	<p>○認知症に関して専門的な診断や治療が必要な高齢者は、公立豊岡病院内に開設されている「認知症疾患医療センター」で診断や治療を受ける体制が整備されています。</p> <p>○認知症の早期から、適切な診断と正しい知識に基づいた本人・家族の支援を行うことを目的に、認知症連携用紙*を作成し、活用方法について、地域包括支援センター、介護支援専門員等に周知しています。</p> <p>○地域における認知症ケア体制および医療との連携体制を強化し、認知症の医療と介護の切れ目ない提供に努めています。</p>

ア. 第7期計画の取組状況・実績

認知症疾患医療センター等と連携した延件数は、毎年度10件程度となっています。

表 認知症疾患医療センター等との連携件数

	単位	2018年度	2019年度	2020年度(見込)
実人数	人	6	7	8
延件数	件	6	7	8

イ. 第7期計画の評価・課題

- (ア) かかりつけ医から認知症疾患医療センターへ紹介される事例や専門的な診断が受けられる医療機関が増えたこと等からか、地域包括支援センターからつなぐ件数は減少しています。
- (イ) 専門的な診断が必要な事例は、認知症疾患医療センターの相談員と認知症地域支援専門員が連携しながら受診調整を行っています。医療、介護、地域のサポート等の各サービスの連携が図られ、スムーズな支援につながっています。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

- (ア) 認知症の初期から適切な診断を受けるとともに、正しい理解に基づいた本人・家族の適切な支援は必要です。認知症疾患医療センター、かかりつけ医、相談対応を行う認知症相談センター（地域包括支援センター）、介護支援専門員等との連携を強化し早期発見、早期対応につなげていきます。
- (イ) 認知症連携用紙の活用について地域包括支援センター、介護支援専門員へ周知し、認知症の医療と介護の連携を図ります。

*認知症連携用紙：医療、介護、地域のサポート等の各サービスの連携を図り、スムーズな支援につながるよう認知症疾患医療センターと認知症地域支援推進員が共通の連携用紙を作成し、活用しています。

c. 認知症ケアネットの周知・活用

事業・取組の名称	認知症ケアネットの周知・活用
対象者	市民
事業概要	「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」では、各市町村において「認知症ケアネット*」（認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れ）の作成を推進されています。認知症の進行状況にあわせて、地域でどのような医療・介護サービスが受けられるか、インフォーマルなサポートも含めた地域資源の情報を収集・整備し、市民にあらかじめ周知します。

ア. 第7期計画の取組状況・実績

- (ア) 「認知症ケアネット」を作成し、市ホームページ等で周知を行いました。
- (イ) 認知症地域支援推進員や地域包括支援センター職員が相談対応を行う際に、対象者の状態に合わせた適切な支援ができるように、「認知症ケアネット」の活用を推進しました。

イ. 第7期計画の評価・課題

- (ア) アンケート結果から、「認知症の進み具合や状況に応じて受けることのできる医療・介護・福祉サービス等が一目でわかるような情報の提供」に対するニーズが高くなっています。
- (イ) 現在は、認知症地域支援推進員や地域包括支援センター職員が相談対応を行う際、必要に応じて「認知症ケアネット」を活用しており、丁寧で分かりやすく統一した対応ができるよう「認知症ケアネット」の活用の推進が今後必要です。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

- (ア) 認知症について相談窓口だけでなく具体的な症状や対応・介護の心がけ・医療や介護・福祉サービスについて情報提供を行います。
- (イ) 認知症地域支援推進員や地域包括支援センター職員が相談対応を行う際に、丁寧で分かりやすく統一した対応ができるよう「認知症ケアネット」の情報更新・見直しを行います。また、当事者や家族に役立つよう当事者や家族の意見が反映されるよう取り組みます。そして、地域に出向く認知症サポーター養成講座、認知症予防講座等の機会を通じて配布し地域住民に広く周知・活用できるよう進めます。

*認知症ケアネット：認知症の症状に応じ、いつ、どこで、どのようなサービスを利用できるかをわかりやすくまとめたものをいいます。県では、認知症の人ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けるために、地域全体で支えるネットワークづくりを重視していることから、国が使っている「認知症ケアパス」という名称ではなく、「認知症ケアネット」と呼んで推進しています。

d. 認知症初期集中支援チームの周知・活用

事業・取組の名称	認知症初期集中支援チームの周知・活用
対象者	市民
事業概要	○「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」で、早期診断・早期対応のために、各市町村において「認知症初期集中支援チーム」を設置しました。 ○医療や介護につながっておらず、対応に困っている方等を対象に、初期の対応を包括的・集中的に支援し、自立生活をサポートします。

ア. 第7期計画の取組状況・実績

- (ア) 2018年度から、「認知症初期集中支援チーム」を設置し早期に認知症の人やその家族に関わり、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築しました。
- (イ) 「認知症初期集中支援チーム」と「認知症相談センター」を掲載したリーフレットを作成し、相談窓口の周知を図りました。

表 認知症初期集中支援チームの相談件数

	単位	2018年度	2019年度	2020年度(見込)
実人数	人	8	11	20
延訪問数	回	38	40	60

イ. 第7期計画の評価・課題

- (ア) 認知症初期集中支援チームでの対応件数は増加しており、事例の内容は複雑なものもあり、課題の整理や支援調整に時間を要するケースが多い状況です。
- (イ) 職員が相談時に、早期に課題を整理し認知症当事者やその家族が抱える課題を整理し、当事者の生活機能をアセスメントできる力を向上していく必要があります。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

- (ア) 早期相談、早期の支援対象者の発見につなげるため、医療機関・民生委員等の身近な相談先へ認知症初期集中支援チームと認知症相談センターの周知を今後も図ります。
- (イ) 認知症初期集中支援チーム員に対して、認知症のアセスメントに関する研修等を引き続き行い、チーム員の資質向上に努めます。

④医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

a. 認知症地域支援推進員の設置

事業・取組の名称	認知症地域支援推進員の設置
対象者	市民
事業概要	認知症疾患医療センターを含む医療機関や介護サービス事業者と地域の支援機関の間の連携を図るための支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員を配置し、医療と介護の連携強化や、地域における支援体制の構築を図る取組を行っています。

ア. 第7期計画の取組状況・実績

国の定める「認知症地域支援推進員研修」を受講した認知症地域支援推進員を2人配置しています。

イ. 第7期計画の評価・課題

認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するために、医療機関や介護サービスおよび地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う認知症地域支援推進員を2人配置し、認知症に関する相談対応や地域包括支援センター・認知症疾患医療センター等との連携を行いました。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

引き続き、関係機関との連携を強化し、認知症施策の推進に努めます。

6. 介護従事者等に対する研修・事例相談会の開催

事業・取組の名称	介護従事者等に対する研修・事例相談会の開催
対象者	医療・介護従事者
事業概要	<p>認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、認知症の人とその家族を支援する地域ケアスタッフを対象に相談会や研修会を開催しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症事例支援相談会 病院や介護保険施設等の職員の認知症への理解を深め、対応力を高めるために、専門医等が処遇困難事例について事例検討を行い、個別支援を実施しています。

ア. 第7期計画の取組状況・実績

地域の認知症ケアの向上推進を図ることを目的に、認知症疾患医療センターの専門医と福祉的見地からの助言・提案による個別支援を行い、介護保険施設等の職員の認知症への理解を深め、認知症ケアの推進向上を図りました。

表 認知症事例支援相談会の実績

	単位	2018年度	2019年度	2020年度(見込)
実施回数	回	1	1	1
相談件数	件	4	3	4

イ. 第7期計画の評価・課題

- (ア) 事例相談は、介護支援専門員からの相談が増えています。相談者からは「認知症の理解を深め対象者により良い対応をするためにはこういった機会は必要」との意見があります。
- (イ) できるだけ多職種の支援者が参加できるように実施体制や周知に工夫が必要です。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

- (ア) 認知症ケアに関わる専門職が、認知症に関する正しい知識と本人の困りごとがどこにあるのか・病気だけでなくその人を知ることによって利用者の理解やケアが向上するよう支援者向けの研修会や事例相談会を継続実施していきます。
- (イ) できるだけ多くの職種が参加できるように、病院職員・介護保険施設等職員・介護サービス事業所職員に限らず介護支援専門員等にも周知を図り、認知症ケアの推進向上に努めます。
- (ウ) 認知症への理解を深め対応力の向上へつながるよう、今までの相談事例をもとに、相談事例集を作成し、広く活用できるよう取り組みます。
- (エ) 介護従事者等に対する研修については、「豊岡市在宅医療・介護連携推進協議会」と連携し、認知症をテーマとした多職種協働研修に取り組めるよう努めます。

ｃ．認知症の人の介護者への支援

事業・取組の名称	家族介護者に対する支援
対象者	市民
事業概要	介護者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるように、介護者の負担を軽減する取組を行っています。

ア．第7期計画の取組状況・実績

表 認知症カフェ・つどいの実績

	単位	2018年度	2019年度	2020年度(見込)
開設箇所数	箇所	7	7	9

イ．第7期計画の評価・課題

(ア) 認知症カフェの周知

市内のカフェについて、市広報やホームページ・チラシやポスターや認知症サポーター養成講座等にて周知を行い、広く周知することができました。

(イ) 認知症カフェ等の立ち上げ支援および運営支援

認知症カフェの新たな立ち上げ支援を行い、城崎圏域にて2箇所の新たなカフェが立ち上がりました。

(ウ) 認知症家族介護教室の実施

認知症家族介護教室の参加者は増加しています。参加者からは、「役立ったのもっと多くの介護者に知って欲しい」と意見があります。

ウ．第8期計画の取組の方向性

(ア) 認知症カフェの周知

今後も市広報やホームページ、認知症サポーター養成講座等にて認知症カフェを周知するとともに参加しやすい環境づくりに努めます。

(イ) 認知症カフェ等の立ち上げ支援および運営支援

認知症カフェが市内9箇所開設となり認知症カフェは増えてきています。今後も関係機関と協働し全圏域に認知症カフェ開設を目指し、立ち上げ支援および運営支援を行います。

(ウ) 認知症家族介護教室の実施

認知症家族介護者が、より参加しやすいように、開催方法や周知を工夫します。

(エ) 家族介護支援事業においても、認知症に関する内容を取り入れた交流・教室を開催出来るよう連携を図ります。

⑤認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

a. 若年性認知症の人と家族への支援

事業・取組の名称	若年性認知症の人と家族への支援
対象者	市民
事業概要	若年性認知症の本人と家族が集い、日ごろの悩み等を気軽に話せる場を持ち、同じ立場の人同士が交流し、話し合うことで、互いに支え合い、学び合うことを目的として、月1回「若年性認知症の人と家族のつどい」を実施しています。

ア. 第7期計画の取組状況・実績

- (ア) 「若年性認知症の人と家族のつどい」や認知症カフェ一覧のポスターを市内の医療機関・歯科医院・薬局に掲示を依頼し周知を図りました。
- (イ) 若年性認知症当事者や認知症の人の家族がお互いに情報共有や、相談・助言する場として「若年性認知症の人と家族のつどい」を実施しています。
- (ウ) ひょうご若年性認知症生活支援相談センター*と連携し、個別事例の支援方針について協議を重ね、適切な支援につなぎました。
- (エ) 若年性認知症とともに歩むひょうごの会（県社協主催）に参加し、情報交換や連携強化に努めました。
- (オ) 地元ラジオや認知症フォーラム・キャラバンメイト連絡会で若年性認知症当事者や当事者および家族の思いを発信し、地域へ認知症についての理解を深めるように取り組みました。

表 若年性認知症の人と家族のつどいの実績

	単位	2018年度	2019年度	2020年度(見込)
実施回数	回	12	12	10
延参加人数	人	146	152	90

イ. 第7期計画の評価・課題

- (ア) 「若年性認知症の人と家族のつどい」や認知症カフェ一覧のポスターを医療機関・歯科医院・薬局に掲示依頼し周知を図り、新規参加者につながりました。
- (イ) 認知症の人の家族の情報共有や相談にとどまらず、当事者の居場所づくりとしての役割を担う場が必要です。
- (ウ) ひょうご若年性認知症生活支援相談センターと連携することにより、当事者の支援の方向性を立て役割分担して介入することが出来ました。

*ひょうご若年性認知症生活支援相談センター：若年性認知症への支援の充実を図るため、兵庫県と連携して兵庫県社会福祉協議会に設置されています。市町および医療・福祉・就労等の関係機関と連携しながら一人ひとりの状態に応じた生活支援につなげる役割を担っています。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

- (ア) 医療機関等に掲示を依頼するなど、引き続き「若年性認知症の人と家族のつどい」や認知症カフェの周知に努めます。
- (イ) 情報共有や相談にとどまらず、当事者が望むことや思いを聞き、自分らしく過ごせる居場所づくりや社会参加に向けての支援ができるよう関係機関と連携を図ります。
- (ウ) ひょうご若年性認知症生活支援相談センター・若年性認知症とともに歩むひょうごの会と情報交換を行い、今後も連携強化に努めます。

b. 地域見守り体制の推進

事業・取組の名称	地域見守り体制の推進
対 象 者	市民
事業概要	<p>○地域住民、生活関連事業者等の協力により、地域全体で高齢者をさりげなく見守る「高齢者見守りネットワーク事業（とよおかホッと見守り隊）」を展開しています。</p> <p>○地域の方や協力事業者等が、高齢者のちょっと気がかりなことに気付いたときには、地区の役員・民生委員・児童委員等に相談したり、地域包括支援センターに連絡する仕組みをつくっています。</p> <p>○認知症高齢者等見守り・SOSネットワークでは、行方不明になるおそれのある認知症高齢者等の日ごろの見守り体制および所在行方不明となった場合に、地域の支援を得て早期に発見できるように、関係機関の協力体制を構築することにより認知症高齢者等の安全の確保および家族等への支援を図っています。</p>

ア. 第7期計画の取組状況・実績

- (ア) 「高齢者見守りネットワーク事業（とよおかホッと見守り隊）」の展開により、年間120件程度の相談が関係機関から入っています。
- (イ) 認知症高齢者等見守り・SOSネットワークでは、2019年度の事前登録者数は、72名となっており年々増加しており、認知症等により行方不明になるおそれがある不安を抱えている事例が増加しています。

表 認知症高齢者等見守り・SOSネットワーク事前登録の実績

	単位	2018年度	2019年度	2020年度(見込)
登録人数	人	56	72	90

イ. 第7期計画の評価・課題

- (ア) 高齢者見守りネットワーク事業の周知・充実
相談から支援につながる事例が多く、高齢者の見守り・早期支援に役立つ仕組みとなっています。
- (イ) 認知症高齢者等見守り・SOSネットワークの充実
行方不明になるおそれのある認知症高齢者等に対し、日ごろの見守りと行方不明になった際に早期に発見できる体制が整ってきています。
- (ウ) 個別ケア会議の開催
認知症高齢者等見守り・SOSネットワークの事前登録等を、地域での見守りや関係機関での支援体制に結びつけていき、支えるための支援が必要です。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

(ア) 高齢者見守りネットワーク事業の周知・充実

事業や成功事例の周知を図ることで、地域や関係機関の見守りの意識を広げ地域包括支援センター・豊岡市社会福祉協議会と連携を図り見守り体制を充実させていきます。

(イ) 認知症高齢者等見守り・SOSネットワークの充実

今後も事業の周知を図り、必要な方には事前登録をしてもらうよう取り組みます。

事前登録者の支援体制を充実するため関係機関や協力機関との情報共有・連携を図ります。

(ウ) 個別ケア会議の開催

認知症高齢者等見守り・SOSネットワークの事前登録等について、地域の見守りや関係機関で支援するために事例に応じて個別ケア会議を開催します。

(5) 任意事業

① 家族介護支援事業

事業・取組の名称	家族介護支援事業
対象者	高齢者を在宅で介護している家族やその援助者等
事業概要	<p>○家族介護教室 高齢者を介護している家族やその援助者等を対象とした介護方法、介護予防、介護者の健康づくり等についての知識または技術を習得させるための教室を開催しています。</p> <p>○家族介護者交流会 高齢者を介護されている家族等を一時的に解放し、介護者相互の交流を通して介護者のリフレッシュを図るため、日帰り旅行、施設見学等の交流事業を実施しています。</p>

ア. 第7期計画の取組状況・実績

家族介護教室と家族介護者交流会を同日に開催するなど、参加しやすいよう工夫し開催しています。

表 家族介護支援事業の実績

		単位	2018年度		2019年度		2020年度(見込)	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
実施回数	家族介護教室	回	48	35	48	31	48	20
	家族介護者交流会	回		11		11		10
延参加人数	家族介護教室	人	600	194	620	194	640	220
	家族介護者交流会	人		67		49		80

イ. 第7期計画の評価・課題

- (ア) 参加者の固定化があり、新規参加者は少なくなっています。
- (イ) 介護者の知識の習得やリフレッシュを図ることで、介護負担の軽減に努めました。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

- (ア) 認知症家族介護教室と情報交換をするなど、介護者のニーズを把握し、企画を検討することで、介護負担の軽減に努めます。
- (イ) 引き続き、介護支援専門員や、民生委員等、身近な相談者への周知を図ることで、必要な方に参加を促します。

表 家族介護支援事業の計画値

	単位	2021年度	2022年度	2023年度
実施回数	回	48	48	48
延参加者数	人	300	350	400

②家族介護用品支給事業

事業・取組の名称	家族介護用品支給事業
対象者	介護保険の要介護3以上の高齢者等を在宅で介護されている家族（市民税非課税世帯に限ります）
事業概要	在宅で「要介護3」以上の高齢者を介護されている市民税非課税世帯の家族に、紙おむつや尿取パッド等の介護用品と引き換え可能な介護用品引換券を交付しています。

ア. 第7期計画の取組状況・実績

対象者数はほぼ計画値どおりです。

表 家族介護用品支給事業の実績

	単位	2018年度		2019年度		2020年度(見込)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
対象者数	人	82	81	82	81	82	82

イ. 第7期計画の評価・課題

- (ア) 重度の高齢者を介護されている家族の経済的負担の軽減に一定の役割を果たしています。
- (イ) 国の地域支援事業として、国・県からの交付金を受け実施していますが、国では、本事業の地域支援事業からの除外について検討されています。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

- (ア) 本事業に係る国の地域支援事業実施における支給要件に留意し、実施します。
- (イ) 本事業の地域支援事業での実施が例外的な激変緩和措置によるものであることから、交付金対象外となった場合の本事業のあり方について検討していきます。

③成年後見制度利用支援事業

事業・取組の名称	成年後見制度利用支援事業
対象者	<p>○申立ての支援（市長申立て） 認知症等により判断能力が十分でない高齢者等のうち配偶者および2親等内の親族を有しないか特別事情のある方であつて市長が本人保護のために必要と認めた方</p> <p>○成年後見人等の報酬への助成 市長申立ての対象となった被後見人等が家庭裁判所の決定した成年後見人等への報酬額を支払う資力がない場合に、成年後見人等に対して報酬の助成を行います。</p>
事業概要	対象者の保護のための成年後見制度に係る審判の申立て及び申立てに要する費用並びに後見人等への報酬に対する支援

ア. 第7期計画の取組状況・実績

- (ア) 地域包括支援センターと連携し、市長申立ての支援をしました。市長申立ての件数は増加傾向にあります。
- (イ) 2017年度から報酬助成制度を開始し、助成を行いました。
- (ウ) 市広報への掲載や地域包括支援センターを通じて成年後見制度の普及啓発に努めました。

表 成年後見制度利用支援事業の実績

	単位	2018年度	2019年度	2020年度(見込)
市長申立て件数	件	9	4	6
報酬助成件数	件	1	4	6

イ. 第7期計画の評価・課題

- (ア) 報酬助成制度についても有効に活用されており、低所得者の成年後見制度利用の障壁が低減されたものと考えています。
- (イ) 任意後見制度の普及等にも努める必要があります。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

- (ア) 地域包括支援センターと連携し、本事業だけでなく成年後見制度全体について介護支援専門員等関係者や一般住民へのさらなる周知に努めます。
- (イ) 成年後見制度の利用促進のため、「成年後見制度利用促進基本計画」の策定に関する研究をします。

④介護サービス相談員派遣事業

事業・取組の名称	介護サービス相談員派遣事業
対象者	介護福祉施設等の入所者、利用者
事業概要	<p>○介護サービス相談員が介護老人福祉施設等を訪問し、利用者と直接面談を行うことにより、疑問や不安等の解消を図るとともに施設における介護サービスの質的向上および利用者の自立した日常生活を実現することを目的とした事業です。</p> <p>○施設職員の利用者への接し方や、利用者が施設職員以外の人と接する機会を生かし、相談内容を介護サービスに限定せず、多方面の会話を通して、精神面での支援を行い、問題解決に導くように努めています。</p>

ア. 第7期計画の取組状況・実績

- (ア) 施設等と利用者の信頼関係の強化に努めました。また、介護サービス相談員の待遇の改善を行うとともに、研修の充実により、資質の向上を図りつつ、介護サービス相談員の増員を行いました。
- (イ) 新型コロナウイルス感染症予防の観点から、介護サービス相談員による施設訪問が難しくなり、延相談件数は計画値を下回りました。
- (ウ) 新たな受入施設の拡充に努め、2018年度に1施設から受入の承諾をいただきました。2019年度以降につきましても受入施設の拡充に努めましたが、新型コロナウイルス感染症の影響から、新規の受入れについての承諾には至りませんでした。

表 介護サービス相談員派遣事業の実績

		単位	2018年度		2019年度		2020年度(見込)	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
相談員数		人	8	9	10	10	10	11
訪問施設数	特養	箇所	10	10	10	10	10	10
	その他	箇所	13	13	14	13	15	13
延相談件数		件	200	224	220	208	220	70

※訪問施設数のその他は、介護老人保健施設、グループホーム、短期入所施設

イ. 第7期計画の評価・課題

- (ア) 毎月2人1組の班編成により、介護サービス相談員が介護老人福祉施設等を訪問し、利用者や施設の意見を聴くことにより、問題の改善や介護サービスの質の向上につながっています。
- (イ) 福祉活動に対する熱意・資質、コミュニケーション技術、時間的なゆとりが必要なことから人材確保が難しい状況にあります。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

- (ア) 利用者と施設の橋渡し役として、今後もこの取組を継続し、施設と利用者の信頼関係の強化に努めるとともに、受入施設の拡充に努めます。

(イ) 介護サービス相談員の研修を充実させ、相談活動の現場に即した技術や資質の向上を図り、多くの施設に派遣できるよう人材確保・育成に努めます。

表 介護サービス相談員派遣事業の計画値

		単位	2021年度	2022年度	2023年度
相談員数		人	11	12	13
訪問施設数	特養	箇所	10	10	10
	その他	箇所	14	15	15
延相談件数		件	220	220	240

※訪問施設数のその他は、介護老人保健施設、グループホーム、短期入所施設

⑤住宅改修支援事業

事業・取組の名称	住宅改修支援事業
対象者	介護支援専門員等と契約しない要介護・要支援認定者の「住宅改修が必要な理由書」を作成した介護支援専門員等。
事業概要	介護保険制度では、要介護者または要支援者が住宅改修費の支給申請をする場合、介護支援専門員等が作成する「住宅改修が必要な理由書」を添付する必要があります。しかし、介護支援専門員等がこの理由書を作成しても、要介護者等がその月に居宅介護支援サービスを利用しない場合は、その理由書の作成だけでは、居宅サービス計画費の支給対象とならないため、住宅改修理由書の作成1件につき2,000円を支給する制度を設け、介護支援専門員等を支援しています。

ア. 第7期計画の取組状況・実績

在宅生活を希望する高齢者の支援策の一つとして、制度を維持・継続し、良好な住環境整備の促進を図っています。

表 住宅改修支援事業の実績

	単位	2018年度		2019年度		2020年度(見込)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
支援件数	件	20	11	20	5	20	8

イ. 第7期計画の評価・課題

医療機関からの退院後の居住環境を改善するために早期に住宅改修を希望する方や、自立した在宅生活を続けるため、手すりの設置や段差解消等のみを目的として要介護認定を行う場合もあり、在宅復帰・自立支援のために必要な事業となっています。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

在宅生活を希望する高齢者の支援策の一つとして、今後もこの制度を維持・継続し、良好な住環境整備の促進を図ります。

表 住宅改修支援事業の計画値

	単位	2021年度	2022年度	2023年度
支援件数	件	15	15	15

⑥食の自立支援事業

事業・取組の名称	食の自立支援事業
対象者	概ね65歳以上で、心身に支障があり調理が困難なひとり暮らしの方および高齢者のみの世帯の方。
事業概要	高齢者が健康で自立した生活を送ることができるように、調理が困難なひとり暮らし高齢者等を対象に、週3回の配食サービスと安否確認を民間事業者等に委託して実施しています。

ア. 第7期計画の取組状況・実績

- (ア) アセスメント内容に基づき、栄養バランスのとれた食事を届けることにより栄養改善を図るとともに配食を通じた見守りを行い、健康で自立した生活が継続できるように支援しました。
- (イ) 利用者数・配食数ともに増加傾向にあります。

表 食の自立支援事業の実績

	単位	2018年度		2019年度		2020年度(見込)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
利用者数	人	—	183	—	204	—	203
配食数	食	21,347	22,033	21,774	24,674	22,210	25,700

イ. 第7期計画の評価・課題

- (ア) 配食と配達時の安否確認により、安心して在宅生活を送るために役立っています。
- (イ) 利用者の増加による公費負担の増加という財政上の課題があります。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

本事業外で提供される配食サービスも増加しており、利用者負担金額等、事業のあり方について検討します。

表 食の自立支援事業の計画値

	単位	2021年度	2022年度	2023年度
利用者数	人	225	225	225
配食数	食	25,799	25,799	25,799

⑦介護給付等適正化事業

事業・取組の名称	介護給付等適正化事業
対象者	要介護認定申請者、介護サービス利用者、介護サービス事業者
事業概要	国の示す「第4期介護給付適正化計画に関する指針」、県の「第4期介護給付適正化計画」に基づき、主要5事業である①要介護認定の適正化②ケアプランの点検③住宅改修等の点検④医療情報との突合・縦覧点検⑤介護給付費通知を効果的に取り組んでいます。

ア. 第7期計画の取組状況・実績

持続可能な介護保険制度とするためには、介護保険料の負担増を抑制するとともに、介護保険制度の信頼性を高めることが必要です。そのためには、利用者に対する適切な介護サービスの確保、保険者としての事業者指導、不適正な給付の削減等の介護保険事業運営の適正化を図ることが重要と考え事業に取り組んできました。

第7期計画では、介護保険適正化計画書を別に作成し、ケアプラン点検の実施、給付データの分析、適正な職員の配置と資質向上のための研修等、より具体的な取組方針等を掲げ、適正化に取り組みました。

表 ケアプラン点検実施数の実績

	単位	2018年度	2019年度	2020年度(見込)
点検事業所数	箇所	10	16	16
点検介護支援専門員数	人	25	29	30
点検ケアプラン数	件	46	49	52

イ. 第7期計画の評価・課題

2015度からケアプラン点検に着手し、2018年度は10事業所、2019年度は16事業所、2020年度は6事業所（9月時点）に対して実施しました。

今後、ますます高齢化が進み介護サービスの利用者が増えてくる中、一定以上の所得のある利用者は利用者負担が2割または3割になるなど介護サービス利用者の負担の増加が図られたものの、なお介護費用の上昇と第1号被保険者保険料の増加が見込まれ、引き続き持続可能な介護保険制度の構築が大きな課題となっています。介護給付費等適正化事業により、介護認定の平準化や、適正な介護サービス利用のための指導・点検等を行い、介護保険制度の信頼性を高める必要があります。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

(ア) 持続可能な介護保険制度とするためには、介護保険料の負担増を抑制するとともに、介護保険制度の信頼性を高めることが必要です。そのためには、利用者に対する適切な介護サービスの確保、保険者としての事業者指導、不適切な給付の削減等の介護保険事業運営の適正化を図ることが重要です。

(イ) 「第4期介護給付適正化計画」に引き続き、ケアプランの点検、給付データの分析、適正な職員の配置と資質向上のための研修等、取り組むべき事項と目標を定めた、「第5期介護給付適正化計画」を作成し、本計画と整合性を図りながら、適正化計画の推進に努めます。

4 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

(1) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

事業・取組の名称	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施 (ポピュレーションアプローチ*)
対象者	一般後期高齢者(一般高齢者も可)
事業概要	後期高齢者はフレイル状態になるリスクが高いため、運動・口腔・栄養・社会参加等に関する知識を習得し介護予防の講話を実施しています また、保健事業部門と介護予防部門が一体的になり、フレイル予防の取組を推進していきます。

ア. 第7期計画の取組状況・実績

2020年度からの新規事業です。

兵庫県後期高齢者医療広域連合と委託契約を締結し、後期高齢者に対して実施する質問票を活用して、専門職が生活圈域ごとの課題を明確にし、フレイル予防に関わっています。

表 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業の実績

	単位	2018年度		2019年度		2020年度(見込)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
実施回数	回	—	—	—	—	—	25
延参加人数	人	—	—	—	—	—	300

イ. 第7期計画の評価・課題

(ア) 2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響から、事業を縮小しており、当初の計画よりアプローチできる高齢者が限られました。今後、フレイルになりやすい後期高齢者を中心に、介護予防の取組について理解してもらえるよう普及啓発が必要です。

(イ) 保健事業部門と介護予防部門が連携し、適切な管理のもと高齢者の情報を一体的に活用できる仕組みづくりが必要です。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

(ア) 生活圈域別の課題や後期高齢者の現状を把握し、高齢者へのフレイル予防に関する知識の普及啓発を行います。

(イ) 生活習慣病重症化予防のため相談実施、健診受診の啓発を行います。

(ウ) 地域包括支援センター等介護予防部門と保健事業部門が連携した事業の取組を進めていきます。

*ポピュレーションアプローチ：一体的な実施において、通いの場等で、疾病予防や介護予防を目的に、健康な人を含めたすべての人を対象に働きかけることをいいます。

表 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業の計画値

	単位	2021 年度	2022 年度	2023 年度
実施回数	回	32	32	32
延参加人数	人	320	320	320

第6章 高齢者が安心して暮らせるまちづくり

○各介護サービスの実績値および計画値は、国から提供されている『地域包括ケア「見える化」システム』の自治体向け機能である、「将来推計」を活用したものです。

第1節 日常生活圏域と事業展開

1 日常生活圏域と事業展開

高齢者が介護を要する状態となっても、その人らしい生活を送ることができる地域包括ケアシステムを構築することが求められています。

そのため、高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を継続できるように、ニーズの多様化も見据え地域密着型サービス等の介護サービスを切れ目なく提供するなど、地域の支援体制の拡充を図ることが重要です。

市では地理的条件、人口、交通事情、介護サービス等を提供する施設の整備状況、その他の社会的な条件を総合的に勘案し、旧市町エリアを基本とした6つの日常生活圏域を設定しており、圏域単位で地域に密着したサービス基盤の整備や地域に根ざした事業を推進しています。

〔日常生活圏域〕

1	豊岡圏域	4	日高圏域
2	城崎圏域	5	出石圏域
3	竹野圏域	6	但東圏域

※港地区は城崎圏域に含めています。

図 本市の日常生活圏域



第2節 介護保険サービスの充実

1 介護保険サービス体系表

	介護給付	予防給付								
都道府県が指定・監督	<p>◎居宅サービス</p> <table border="1"> <tr> <td> <p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○訪問介護 ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導 </td> <td> <p>【通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○通所介護 ○通所リハビリテーション </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>【短期入所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○短期入所生活介護 ○短期入所療養介護 </td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○特定施設入居者生活介護 ○福祉用具貸与 ○特定福祉用具購入 	<p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○訪問介護 ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導 	<p>【通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○通所介護 ○通所リハビリテーション 	<p>【短期入所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○短期入所生活介護 ○短期入所療養介護 		<p>◎介護予防サービス</p> <table border="1"> <tr> <td> <p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防訪問入浴介護 ○介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション ○介護予防居宅療養管理指導 </td> <td> <p>【通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防通所リハビリテーション </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>【短期入所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防短期入所生活介護 ○介護予防短期入所療養介護 </td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防特定施設入居者生活介護 ○介護予防福祉用具貸与 ○特定介護予防福祉用具購入 	<p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防訪問入浴介護 ○介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション ○介護予防居宅療養管理指導 	<p>【通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防通所リハビリテーション 	<p>【短期入所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防短期入所生活介護 ○介護予防短期入所療養介護 	
	<p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○訪問介護 ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導 	<p>【通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○通所介護 ○通所リハビリテーション 								
<p>【短期入所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○短期入所生活介護 ○短期入所療養介護 										
<p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防訪問入浴介護 ○介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション ○介護予防居宅療養管理指導 	<p>【通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防通所リハビリテーション 									
<p>【短期入所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防短期入所生活介護 ○介護予防短期入所療養介護 										
市町村が指定・監督	<p>◎施設サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護老人福祉施設 ○介護老人保健施設 ○介護療養型医療施設 ○介護医療院 	◎介護予防支援								
	<p>◎居宅介護支援</p> <p>◎地域密着型サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○夜間対応型訪問介護 ○地域密着型通所介護 ○認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護 ○認知症対応型共同生活介護 ○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ○看護小規模多機能型居宅介護（複合型） 	<p>◎地域密着型介護予防サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○介護予防認知症対応型通所介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護 								
その他	○住宅改修	○介護予防住宅改修								

2 居宅サービス

(1) 訪問介護

事業・取組の名称	訪問介護	
対象者	要介護1以上（要支援認定者は総合事業に移行）	
事業概要	介護	訪問介護員（ホームヘルパー）が自宅を訪問し、食事・入浴・排せつ等の介護や調理・洗濯・掃除等の援助を行います。

ア. 第7期計画の取組状況・実績

- (ア) 利用者数に大きな増加は見られません。要介護認定者のうち、約19%の方が利用しており、主要な居宅サービスの一つとなっています。
- (イ) 介護職員の資質向上等のため、サービス事業所への実地指導等で、研修体制や利用者からの苦情の状況確認、訪問介護計画等の確認を行い、適切なサービス提供等についての確認・助言等を行いました。
- (ウ) 訪問介護員の安全確保および離職防止を図るため、訪問サービスを提供する際、利用者等からの暴力行為等で2人以上の訪問が必要なケースで、利用者および家族の同意が得られない場合に、介護報酬上の2人訪問加算相当額の一部を補助する制度を2018年に設けましたが、2020年10月1日時点で、利用実績はありません。

表 訪問介護の実績

	単位	2018年度		2019年度		2020年度(見込)		
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	
介護	利用者数	人/月	676.0	647.9	683.0	656.4	706.0	666.0
	利用回数	回/月	16,778.2	15,031.3	17,271.4	15,688.0	18,355.2	16,484.2
	給付額	千円/年	555,912	524,237	573,938	562,578	611,761	619,763

イ. 第7期計画の評価・課題

- (ア) 2020年10月1日時点で市内の23箇所の事業所がサービスを提供しており、事業所数としての不足はありません。
- (イ) 1人当たりの月間利用回数は25.1回と全国平均とほぼ同じ回数になっています。
(2020年5月時点)
- (ウ) 事業所アンケートでは、訪問介護員が不足してきているとの回答が多くあり、職員の確保・育成が課題となっています。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

- (ア) 県や各事業所等と連携を図り、介護職員の確保・育成に努めます。
- (イ) 介護者の介護離職防止や、居宅介護サービスにおける各種サービスの質の向上の観点から、居宅介護サービスの充実を図るため、供給体制の整備を推進します。

(ウ) 訪問介護員の安全確保および離職防止を図るため、訪問サービスを提供する際、利用者等からの暴力行為等で2人以上の訪問が必要なケースで、利用者および家族の同意が得られない場合に、介護報酬上の2人訪問加算相当額の一部を補助する制度を継続します。

(エ) 障害者も利用できる、「共生型サービス*」の指定について、引き続き社会福祉課や各事業所等と調整を図ります。

表 訪問介護の計画値

		単位	2021年度	2022年度	2023年度
介護	利用者数	人/月	677	687	702
	利用回数	回/月	17,416.8	17,735.1	18,201.0
	給付額	千円/年	658,819	671,348	689,138

*共生型サービス：介護保険と障害福祉のサービスを同一の事業所で受けやすくするために設けられた制度で、介護保険または障害福祉のいずれかの指定を受けている事業所であれば、もう一方の制度における指定も特例として受けられるようになります。

(2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

事業・取組の名称	訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	
対象者	要支援・要介護認定者	
事業概要	介護	浴槽を積んだ入浴車で自宅を訪問し、入浴の介護を行います。
	予防	自宅に浴室がなく、感染症等で施設等の浴室利用が難しい場合、入浴サービスが利用できます。

ア. 第7期計画の取組状況・実績

- (ア) 月当たりの利用者は50人前後で推移しています。要介護度別にみると、要介護度4・5の重度者が80%以上を占めています。
- (イ) 看護・介護職員等の資質向上等のため、サービス事業所への実地指導等で、研修体制や利用者からの苦情の状況確認、訪問入浴介護計画等の確認を行い、適切なサービス提供等についての確認・助言等を行いました。

表 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護の実績

	単位	2018年度		2019年度		2020年度(見込)		
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	
介護	利用者数	人/月	40.0	48.2	42.0	46.1	46.0	53.0
	利用回数	回/月	206.0	226.5	223.3	207.5	251.0	220.0
	給付額	千円/年	28,576	31,670	30,989	29,773	34,826	31,777
予防	利用者数	人/月	1.0	0.9	1.0	1.0	1.0	1.0
	利用回数	回/月	4.2	4.1	4.2	4.2	4.2	3.8
	給付額	千円/年	411	413	411	418	411	386

イ. 第7期計画の評価・課題

- (ア) 市内に事業所数は2箇所のみですが、サービスは概ね充足しています。しかし、旧豊岡市内から遠方まで訪問しているため、介護職員の負担が大きい状態です。今後も利用者のニーズ等を把握しながらサービス供給等の検討を図る必要があります。
- (イ) 寝たきりの高齢者等の身体の清潔を保持するサービスとして重要な役割を担っています。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

- (ア) 月当たりの利用者が50人前後ではあるものの、重度の介護を要する高齢者を在宅で支援するためには必要不可欠なサービスであり、利用者の需要に応じた供給体制の整備に努めます。
- (イ) 利用者の満足度をさらに高めるため、適切なケアマネジメントによるサービス提供と看護・介護職員等の確保・育成に努めます。

表 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護の計画値

		単位	2021 年度	2022 年度	2023 年度
介護	利用者数	人/月	56	57	59
	利用回数	回/月	254.8	259.4	268.4
	給付額	千円/年	37,013	37,697	39,006
予防	利用者数	人/月	1	1	1
	利用回数	回/月	4.2	4.2	4.2
	給付額	千円/年	429	430	430

(3) 訪問看護・介護予防訪問看護

事業・取組の名称	訪問看護・介護予防訪問看護	
対象者	要支援・要介護認定者	
事業概要	介護	看護師や理学療法士等が自宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。
	予防	看護師や理学療法士等が自宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助をします。

ア. 第7期計画の取組状況・実績

- (ア) 利用者数は大幅な増加傾向にあります。要介護4・5の利用者が全体の約35%を占めていますが、近年は要介護1・2の利用者が大幅に増加しています。
- (イ) 第7期計画期間中に訪問看護ステーションの開設が1箇所あり、2020年10月1日時点で10箇所の訪問看護ステーション(サテライトを2箇所含む)が設置されています。
- (ウ) 在宅医療・介護連携推進協議会による多種職での研修会等を開催し、医療介護連携に努めています。
- (エ) 訪問看護師の安全確保および離職防止を図るため、訪問サービスを提供する際、利用者等からの暴力行為等で2人以上の訪問が必要なケースで、利用者および家族の同意が得られない場合に、介護報酬上の2人訪問加算相当額の一部を補助する制度を2018年に設けましたが、2020年10月1日時点で利用実績はありません。

表 訪問看護・介護予防訪問看護の実績

	単位	2018年度		2019年度		2020年度(見込)		
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	
介護	利用者数	人/月	410.0	420.3	458.0	484.7	503.0	538.4
	利用回数	回/月	3,662.7	3,698.6	4,126.1	4,023.0	4,603.8	4,433.0
	給付額	千円/年	236,300	239,591	261,407	263,307	284,863	289,086
予防	利用者数	人/月	77.0	89.4	86.0	103.1	97.0	102.6
	利用回数	回/月	549.8	742.0	545.2	814.5	525.2	788.8
	給付額	千円/年	24,979	31,577	24,908	36,775	24,108	35,316

イ. 第7期計画の評価・課題

- (ア) 2020年8月分の実績では市内10箇所の訪問看護ステーションがサービスを提供しているほか、医療機関や近隣市の事業所からも一定数の提供があります。
- (イ) 1人当たりの月間利用回数は8.1回で兵庫県、全国平均よりやや下回っています。(2020年5月時点)
- (ウ) 在宅生活の維持、継続を支援することにより、今後は終末期への対応等のニーズが拡大し、利用者数も増加することが予測されるため、サービス供給の充実と医療機関との一層の連携を図る必要があります。
- (エ) 事業所アンケートでは、看護職員の確保が困難であるとの回答もあり、職員の確保・育成が課題となっています。
- (オ) 訪問看護では、医師の指示のもと、理学療法士等が作成したメニューを基にリハビリ

テーションを行っています。訪問リハビリテーションの事業所の新規参入が見込めないため、引き続き、リハビリテーションも含めたサービス提供が必要です。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

- (ア) 県の保健医療計画との整合性や介護者の介護離職防止の観点から、県や各事業所等と連携を図り、看護職員の確保・育成と適切なサービス提供量の確保に努めます。
- (イ) 訪問看護師の安全確保および離職防止を図るため、訪問サービスを提供する際、利用者等からの暴力行為等で2人以上の訪問が必要なケースで、利用者および家族の同意が得られず、介護報酬上の2人訪問加算相当額の一部を補助する制度を継続します。
- (ウ) 在宅医療・介護連携の強化を図ります。
- (エ) 事業者アンケートでは、訪問看護への参入を計画している事業者があったため、早期参入、24時間体制の確保等の調整を図ります。
- (オ) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護を含めた総合的なサービス供給体制の整備を推進します。

表 訪問看護・介護予防訪問看護の計画値

		単位	2021年度	2022年度	2023年度
介護	利用者数	人/月	569	577	594
	利用回数	回/月	4,722.8	4,789.8	4,932.8
	給付額	千円/年	308,566	313,318	323,192
予防	利用者数	人/月	111	112	114
	利用回数	回/月	870.3	879.6	895.5
	給付額	千円/年	39,342	39,782	40,501

(4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

事業・取組の名称	訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	
対象者	要支援・要介護認定者	
事業概要	介護	理学療法士や作業療法士等が自宅を訪問して、心身の機能維持・回復に必要な機能回復訓練を行います。
	予防	

ア. 第7期計画の取組状況・実績

- (ア) 利用者数は計画値の約40%で横ばい傾向にあります。
- (イ) 医療機関以外でサービス提供が可能な事業所は介護老人保健施設のみであるため、訪問看護ステーション等が代替としてリハビリテーション業務を担っています。

表 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの実績

	単位	2018年度		2019年度		2020年度(見込)		
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	
介護	利用者数	人/月	94.0	45.5	101.0	40.6	113.0	41.6
	利用回数	回/月	945.5	441.4	1,042.6	369.5	1,197.8	389.0
	給付額	千円/年	32,160	14,570	35,427	12,162	40,681	12,633
予防	利用者数	人/月	26.0	21.3	25.0	17.7	25.0	18.0
	利用回数	回/月	251.1	174.7	240.5	145.1	242.5	154.4
	給付額	千円/年	8,364	5,908	8,015	4,763	8,081	5,228

イ. 第7期計画の評価・課題

- (ア) 2020年8月分の実績では市内で4箇所の事業所等(うち2箇所は医療機関)がサービスを提供しています。
- (イ) 計画値と実績値の乖離について、第6期から増加傾向にあった利用者の増加を見込んでいましたが、2018年に1箇所の医療機関のサービス提供がなくなり、計画値を下回る実績となっています。
- (ウ) 第7期計画期間中に訪問リハビリテーションを行う事業所数の増減はなく、引き続き、訪問看護ステーション等に頼らざるを得ない状態です。
- (エ) より必要性の高い方に利用してもらえるように、事業所への実地指導等で、利用者の状況変化等の評価により、可能であれば通所リハビリテーション等への移行を促すように指導を行いました。
- (オ) 高齢者の身体機能の維持や回復を支援する居宅サービスとして重要であり、医療機関や事業者等との連携強化による情報の共有化を図る必要があります。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

- (ア) 医療機関等の事業参入を促進し、利用者のニーズに応じたサービス供給体制の整備に努めます。
- (イ) 訪問看護、通所リハビリテーションとの役割分担を明確にしながら、サービス提供事業者相互の連携を強め、サービス提供の充実に努めます。
- (ウ) 医療と介護の連携強化により、情報の共有化を図ります。

表 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの計画値

		単位	2021年度	2022年度	2023年度
介護	利用者数	人/月	47	47	49
	利用回数	回/月	451.2	451.2	469.7
	給付額	千円/年	14,749	14,757	15,360
予防	利用者数	人/月	19	19	19
	利用回数	回/月	163.7	163.7	163.7
	給付額	千円/年	5,543	5,546	5,546

(5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

事業・取組の名称	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	
対象者	要支援・要介護認定者	
事業概要	介護	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が自宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。
	予防	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が自宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。

ア. 第7期計画の取組状況・実績

(ア) 利用者数は横ばい傾向にあります。

(イ) 要介護度別の利用者数では、要介護4・5を合わせると利用者全体の約40%程度を占めていますがやや減少傾向にあり、近年は、要介護1以下の利用者が増加傾向にあります。

表 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導の実績

		単位	2018年度		2019年度		2020年度(見込)	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
介護	利用者数	人/月	278.0	283.9	295.0	269.1	320.0	272.8
	給付額	千円/年	27,486	28,586	29,126	27,719	31,515	27,117
予防	利用者数	人/月	23.0	18.8	25.0	23.6	29.0	21.0
	給付額	千円/年	2,688	2,247	2,889	2,633	3,331	2,458

イ. 第7期計画の評価・課題

在宅で療養するためには必要なサービスであり、引き続き利用者のニーズに応じた提供を促進する必要があります。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

医師会、歯科医師会、薬剤師会等と連携し、利用者のニーズに応じたサービス提供を促進します。

表 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導の計画値

		単位	2021年度	2022年度	2023年度
介護	利用者数	人/月	276	281	288
	給付額	千円/年	27,504	27,975	28,631
予防	利用者数	人/月	23	25	25
	給付額	千円/年	2,938	3,196	3,196

(6) 通所介護

事業・取組の名称	通所介護	
対象者	要介護1以上（要支援認定者は総合事業に移行）	
事業概要	介護	デイサービスセンターで、食事・入浴等の基本的なサービスや生活行為向上のための支援を日帰りで受けられます。

ア. 第7期計画の取組状況・実績

- (ア) 通所介護の要介護1・2の利用者の割合は全体の約65%を占め、特に要介護1が全体の40%以上の割合を占めています。
- (イ) 類似するサービスの多様化により、利用者数はやや減少傾向にあります。地域密着型通所介護の利用者数がやや増加しており、要介護認定者が通所介護又は地域密着型通所介護を利用している割合は約35%以上と依然として高く、主要な居宅サービスの一つとなっています。
- (ウ) 介護職員等の資質向上等のため、サービス事業所への実地指導等で、研修体制や利用者からの苦情の状況確認、通所介護計画等の確認を行い、適切なサービス提供等についての確認・助言等を行いました。
- (エ) 新型コロナウイルス感染症の影響による利用控えがあり、2020年度4～5月の利用回数は前年度に比べ約95%でしたが、6月以降は回復傾向にあります。

表 通所介護の実績

	単位	2018年度		2019年度		2020年度(見込)		
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	
介護	利用者数	人/月	1,115.0	1,005.1	1,105.0	983.9	1,124.0	965.8
	利用回数	回/月	9,456.9	8,643.9	9,476.1	8,461.5	9,743.6	8,423.4
	給付額	千円/年	908,730	820,434	908,706	812,093	933,694	810,265

イ. 第7期計画の評価・課題

- (ア) 2020年10月時点で市内の34箇所の事業所がサービスを提供しており（うち、地域密着型15事業所）、事業所数としての不足はありません。
- (イ) 1人当たりの利用回数は月8.5回と県、全国平均より1～2日少ないですが、但馬地域では平均値となっています。（2020年5月時点）

ウ. 第8期計画の取組の方向性

- (ア) 在宅生活を支援する基幹サービスとして供給体制の充実を図るとともに、利用者の満足度をさらに高めるため、職員の資質向上と利用者の状態に応じた適切なケアマネジメントに基づくサービス提供を促進します。
- (イ) 要介護度の改善や自立支援を促すため、また、利用者のリハビリに対してのニーズに対応するため、機能訓練や口腔ケア等のメニューを積極的に取り入れるように指導・助言等を行います。
- (ウ) 障害者も利用できる、「共生型サービス」の指定について、引き続き社会福祉課や各事業所等と調整を図ります。

表 通所介護の計画値

		単位	2021 年度	2022 年度	2023 年度
介護	利用者数	人/月	948	960	981
	利用回数	回/月	8,170.9	8,271.7	8,449.1
	給付額	千円/年	796,365	807,337	826,192

(7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

事業・取組の名称	通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	
対象者	要支援・要介護認定者	
事業概要	介護	介護老人福祉施設や病院・診療所で、心身の機能維持・回復に必要なリハビリテーションが日帰りで受けられます。
	予防	介護老人福祉施設や病院・診療所で、食事等の日常生活上の支援や生活行為向上のための支援、リハビリテーション、目標に合わせた選択的サービスが日帰りで受けられます。

ア. 第7期計画の取組状況・実績

- (ア) 市内の事業者数に増減はありませんが、利用者は増加傾向にあり、要介護1・2の利用者が全体の約50%を占めています。
- (イ) より必要性の高い方に利用してもらえるように、事業所への実地指導や地域ケア会議等で、利用者の状況変化等の評価により、可能であれば通所介護サービス等への移行を促すように指導を行いました。
- (ウ) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う利用控えがあり、2020年度4～8月の利用回数は、前年度に比べ90%弱となりました。

表 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの実績

	単位	2018年度		2019年度		2020年度(見込)		
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	
介護	利用者数	人/月	252.0	232.6	257.0	247.2	270.0	225.4
	利用回数	回/月	2,018.8	1,860.8	2,089.1	1,928.2	2,215.1	1,727.6
	給付額	千円/年	212,830	189,061	217,421	194,695	229,344	176,497
予防	利用者数	人/月	59.0	69.3	60.0	69.1	62.0	53.8
	給付額	千円/年	19,751	27,054	19,786	26,990	19,838	21,461

イ. 第7期計画の評価・課題

- (ア) 2020年10月実績で市内2つの事業所がサービスを提供しています。また、近隣市からもサービス提供があります。
- (イ) 1人当たりの利用回数は月6.1回と県、全国平均よりやや多く、但馬地域では最も多くなっています。(2020年5月時点)
- (ウ) 広大な市域においては通所距離の問題等から、利用者のニーズに対応できる供給体制は充足されているとは言えませんが、サービス提供を行うことが可能な事業者は介護老人保健施設と医療機関のみであり、提供者の増加は困難な状態です。
- (エ) 高齢者の身体機能の維持や回復を支援する居宅サービスとして重要であり、医療機関や事業者等との連携強化による情報の共有化を図る必要があります。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

- (ア) 医療機関等の事業参入を促進し、利用者のニーズに応じた供給体制の整備とサービスメニューの拡充に努めます。
- (イ) 状態の安定している利用者に対しては、通所介護サービスで機能訓練が受けられるように、医療機関や但馬長寿の郷の理学療法士等と調整を行うとともに、通所介護事業者等と連携強化を図ります。
- (ウ) 医療と介護の連携強化により、情報の共有化を図ります。

表 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの計画値

		単位	2021年度	2022年度	2023年度
介護	利用者数	人/月	249	253	256
	利用回数	回/月	1,961.5	1,990.6	2,013.9
	給付額	千円/年	200,395	203,923	206,277
予防	利用者数	人/月	70	71	72
	給付額	千円/年	27,765	28,292	28,567

(8) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

事業・取組の名称	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	
対象者	要支援・要介護認定者	
事業概要	介護	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等に短期間入所し、食事・入浴・排せつ等の日常生活上の世話や、機能回復訓練等が受けられます。
	予防	

ア. 第7期計画の取組状況・実績

要介護度別では、要介護1・2の利用者が全体の50%近くを占めています。また、要支援1・2の利用者は5%に満たない状態です。

表 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の実績

		単位	2018年度		2019年度		2020年度(見込)	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
介護	利用者数	人/月	521.0	498.1	523.0	494.3	523.0	460.4
	利用日数	日/月	4,403.3	4,433.1	4,382.2	4,498.1	4,373.7	4,285.2
	給付額	千円/年	430,030	436,925	426,602	449,968	425,133	439,537
予防	利用者数	人/月	17.0	19.0	17.0	20.9	17.0	17.0
	利用日数	日/月	97.1	104.5	97.1	131.7	97.1	106.6
	給付額	千円/年	6,259	6,372	6,262	8,697	6,262	7,054

イ. 第7期計画の評価・課題

- (ア) 2020年8月実績で市内の14施設からサービスの提供があります。
- (イ) 1人当たりの利用回数は月9.3回と県、全国平均よりやや少なく、但馬地域で最も少なくなっています(2020年5月時点)。ニーズの高いサービスであり、今後も高齢者の増加に伴い需要が増え、利用希望者が増加するものと考えられることから、的確なニーズ予測のもとサービス供給体制を総合的に検討していく必要があります。
- (ウ) 高齢者の心身機能の維持や回復だけでなく、家族の介助によるストレスや疲れを回復させる観点からも、在宅生活を支える有効なサービスです。
- (エ) 緊急時に対応できる空床の確保が必要です。
- (オ) 短期入所療養介護との役割分担を明確にしながら、相互に連携してサービス提供の調整を行う必要があります。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

- (ア) 在宅生活を支援する基幹サービスの一つとして、利用者のニーズを的確に把握しながら、サービス供給体制の充実を図ります。
- (イ) 施設や介護支援専門員等との連携を密にして、長期入所者の入院中の空床利用の促進等、緊急時への対応の拡充を図ります。

- (ウ) 短期入所療養介護との役割分担を明確にしながら、相互に連携したサービス提供の調整に努めます。
- (エ) 県や各事業所等と連携を図り、介護職員の確保・育成に努めます。
- (オ) 障害者も利用できる、「共生型サービス」の指定について、社会福祉課や各事業所等と調整を図ります。

表 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の計画値

		単位	2021年度	2022年度	2023年度
介護	利用者数	人/月	498	506	519
	利用日数	日/月	4,526.9	4,606.2	4,733.2
	給付額	千円/年	463,475	472,256	485,680
予防	利用者数	人/月	22	22	22
	利用日数	日/月	138.0	138.0	138.0
	給付額	千円/年	9,751	9,757	9,757

(9) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

事業・取組の名称	短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護	
対象者	要支援・要介護認定者	
事業概要	介護	介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所・入院し、看護・医学的管理下での介護・機能訓練等の必要な医療や日常生活上の世話が受けられます。
	予防	介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所・入院し、介護予防を目的とした、看護・医学的管理下での介護・機能訓練等の必要な医療や日常生活上の世話が受けられます。

ア. 第7期計画の取組状況・実績

(ア) 1カ月当たりの利用者数は30人程度で推移しています。

(イ) 要介護度別では、要介護1～5では利用者の占める割合に大きな差はありません。要支援1・2の人の利用はほとんどない状態です。

表 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護の実績

	単位	2018年度		2019年度		2020年度(見込)		
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	
介護	利用者数	人/月	28.0	29.6	29.0	33.7	29.0	27.0
	利用日数	日/月	317.7	281.2	343.4	299.9	361.1	272.8
	給付額	千円/年	39,966	34,857	43,156	36,682	45,367	33,211
予防	利用者数	人/月	0.0	0.1	0.0	0.2	0.0	0.0
	利用日数	日/月	0.0	0.6	0.0	0.7	0.0	0.0
	給付額	千円/年	0	41	0	48	0	0

イ. 第7期計画の評価・課題

(ア) 施設数の増減はなく、2020年10月1日時点で市内に2箇所の事業所があります。また、近隣市の施設からもサービス提供がありますが、緊急時に対応できる空床の確保が必要です。

(イ) 医療上のケアを含む日常生活上の介護や機能訓練等が提供されるサービスであり、短期入所生活介護との役割分担を明確にしながら、相互に連携したサービス提供の調整を行う必要があります。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

- (ア) 施設の協力のもと、緊急時に対応できる空床の確保に努めます。
- (イ) 主治医や介護支援専門員等と連携を図り、利用者の身体状況にあった適切な利用を促進します。
- (ウ) 短期入所生活介護との役割分担を明確にしながら、相互に連携したサービス提供の調整に努めます。

表 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護の計画値

		単位	2021年度	2022年度	2023年度
介護	利用者数	人/月	35	35	36
	利用日数	日/月	312.9	312.9	321.6
	給付額	千円/年	38,310	38,331	39,543
予防	利用者数	人/月	0	0	0
	利用日数	日/月	0.0	0.0	0.0
	給付額	千円/年	0	0	0

(10) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

事業・取組の名称	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与	
対象者	要支援・要介護認定者	
事業概要	介護	利用者の日常生活の自立や、介護者の負担を軽減するための福祉用具が借りられます（一部の福祉用具には、介護度により借りることができないものもあります（例外措置あり））。
	予防	

ア. 第7期計画の取組状況・実績

- (ア) 認定者の約40%の方が福祉用具貸与を利用しています。
- (イ) 要介護度別では、要支援1から要介護1までの軽度者の50%程度の方が利用されています。
- (ウ) 軽度者については一部の福祉用具の貸与が制限されますが、特に必要と認められる方には、介護支援専門員からの届出等を受け、審査確認のうえ年間200件程度が貸与されています。

表 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与の実績

	単位	2018年度		2019年度		2020年度(見込)		
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	
介護	利用者数	人/月	1,293.0	1,325.0	1,272.0	1,380.5	1,292.0	1,440.8
	給付額	千円/年	214,083	219,189	208,960	228,640	211,845	241,416
予防	利用者数	人/月	487.0	526.6	481.0	588.0	484.0	626.2
	給付額	千円/年	36,254	40,040	35,873	46,432	36,089	51,847

イ. 第7期計画の評価・課題

- (ア) 2020年10月実績では、市内7箇所の事業所がサービスを提供しています。また、近隣市の事業者からのサービス提供も多く、利用者のニーズに対応できる供給体制は整っていると考えられます。
- (イ) 居宅サービス利用者の日常生活を維持し、自立した生活を支援し、介護者の負担軽減を図る上で重要なサービスです。
- (ウ) 全国的には福祉用具による事故が度々起きていることから、事業者、介護支援専門員等へ利用者の身体状況に応じた適切な福祉用具の貸与となるように、事故の事例等の情報提供や指導・助言を行いました。
- (エ) 2018年度より福祉用具専門員に対し、商品の特徴や全国平均貸与価格を利用者に説明すること、機能や価格帯の異なる複数の商品を利用者に提示すること、福祉用具貸与計画書を介護支援専門員へ交付することが義務付けられました。事業者への実地指導等で福祉用具貸与計画やサービス担当者会議の記録等を確認し、利用者の身体状況に合わせた福祉用具の検討が適切に行われているかどうか等の点検・指導等を行いました。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

- (ア) 「介護保険における福祉用具選定の判断基準」に即した適切なサービス利用の普及と啓発に努めます。
- (イ) 福祉用具による事故防止のため、事故等の事例の情報共有等、引き続き事業者との連携に努めます。
- (ウ) ケアプラン点検や実地指導等を通して利用者の身体状況に適した福祉用具の選択が行われているか等を確認し、指導や助言に努めます。

表 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与の計画値

		単位	2021年度	2022年度	2023年度
介護	利用者数	人/月	1,452	1,473	1,507
	給付額	千円/年	244,434	248,627	255,354
予防	利用者数	人/月	652	661	669
	給付額	千円/年	53,090	53,836	54,479

(11) 特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入

事業・取組の名称	特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入	
対象者	要支援・要介護認定者	
事業概要	介護	福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排せつで使用する用具の購入費が同一年度で10万円を上限に支給されます。
	予防	

ア. 第7期計画の取組状況・実績

- (ア) 利用者数は月により変動がありますが、30～40人前後で推移しています。
- (イ) 要介護度別では、要支援1から要介護1までの軽度者の利用者は全体の60%程度、要介護2から4では40%程度の方が使用されており、要介護5の利用者はごく僅かです。

表 特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入の実績

		単位	2018年度		2019年度		2020年度(見込)	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
介護	利用者数	人/月	23.0	23.7	23.0	24.1	25.0	25.0
	給付額	千円/年	7,998	7,368	7,998	7,145	8,638	7,663
予防	利用者数	人/月	9.0	16.2	10.0	11.4	10.0	11.0
	給付額	千円/年	2,152	4,428	2,408	2,889	2,408	2,786

イ. 第7期計画の評価・課題

- (ア) 2020年10月1日時点で市内8箇所の登録事業者があるほか、近隣市からの販売も多く、利用者の需要に対応できる供給体制は整っていると考えられます。
- (イ) 利用者の身体状況に応じた適切な福祉用具の販売を推進する必要があります。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

- (ア) 「介護保険における福祉用具選定の判断基準」にあった適切なサービス利用の普及と啓発に努めます。
- (イ) 利用者の身体状況にあったサービス提供となるように、事業者・介護支援専門員等へ指導や助言に努めます。

表 特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入の計画値

		単位	2021年度	2022年度	2023年度
介護	利用者数	人/月	25	25	25
	給付額	千円/年	7,313	7,313	7,313
予防	利用者数	人/月	14	14	14
	給付額	千円/年	3,628	3,628	3,628

(12) 住宅改修・介護予防住宅改修

事業・取組の名称	住宅改修	
対象者	要支援・要介護認定者	
事業概要	介護	手すりの取り付けや段差解消等の住宅改修をした費用について、同一住宅で20万円を上限に支給されます（要事前申請）。
	予防	

ア. 第7期計画の取組状況・実績

- (ア) 利用者数は月により変動がありますが、25～40人前後で推移しています。
- (イ) 要介護度別では、要介護3以下の利用者が全体の約90%を占めており、在宅での生活しやすい環境整備を行い、住み慣れた住宅で生活を継続する支援サービスとなっています。

表 住宅改修・介護予防住宅改修の実績

		単位	2018年度		2019年度		2020年度(見込)	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
介護	利用者数	人/月	22.0	17.9	23.0	17.5	24.0	15.2
	給付額	千円/年	22,811	17,724	23,679	17,667	24,675	16,394
予防	利用者数	人/月	13.0	16.3	14.0	16.9	14.0	14.6
	給付額	千円/年	14,397	17,199	15,449	18,990	15,449	12,257

イ. 第7期計画の評価・課題

- (ア) 在宅において安全に安心して暮らすために、必要な転倒防止や自立しやすい環境を整備するもので、利用ニーズの高いサービスです。
- (イ) 利用者の身体状況に応じ、適切で効果的な整備が行われるように努める必要があります。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

- (ア) 身体状況に応じた適切で効果的な住環境の整備が行われるように引き続き普及と啓発に努めます。
- (イ) 介護支援専門員や施行業者から、リフォームの必要性や有効性等について聞き取り等を行うことにより、必要のないリフォームの強要防止に努めます。
- (ウ) 高齢者支援事業の住宅改造費助成事業との整合性を図り、適切な給付を行います。

表 住宅改修・介護予防住宅改修の計画値

		単位	2021年度	2022年度	2023年度
介護	利用者数	人/月	18	18	19
	給付額	千円/年	17,733	17,733	18,900
予防	利用者数	人/月	17	17	17
	給付額	千円/年	19,199	19,199	19,199

(13) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

事業・取組の名称	特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護	
対象者	要支援・要介護認定者	
事業概要	介護	有料老人ホーム等の入居者で、要介護認定を受けた方が、食事・入浴・排せつ等の介護、その他日常生活上の世話等を受けられます。
	予防	有料老人ホーム等の入居者で、要支援認定を受けた方が、介護予防を目的とした、食事・入浴・排せつ等の介助、その他日常生活上の支援等を受けられます。

ア. 第7期計画の取組状況・実績

利用者数は横ばいですが、2019年度に新たに1施設増えました。

表 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護の実績

		単位	2018年度		2019年度		2020年度(見込)	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
介護	利用者数	人/月	109.0	123.4	164.0	122.5	162.0	130.0
	給付額	千円/年	239,774	268,910	361,320	272,860	357,010	295,786
予防	利用者数	人/月	41.0	15.5	66.0	14.3	68.0	12.2
	給付額	千円/年	29,852	12,530	47,556	11,540	48,892	11,391

イ. 第7期計画の評価・課題

2020年8月実績で市内の7施設（養護老人ホーム2箇所含む）からサービスの提供がありますが、県の保健医療計画や介護者の介護離職防止等の観点も踏まえた上で、的確なニーズ予測のもとサービス供給体制を総合的に検討していく必要があります。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

特定施設の整備については、特別養護老人ホームへの入所を希望されている軽度（入所の必要性がそれほど高くない）の方の受け入れ施設として期待できるため、利用者の利便性、柔軟な対応が可能な混合型特定施設入居者生活介護*として、入居定員48人、特定施設入居者生活介護サービスの利用定員を34人（入居定員の7割）として整備を図るよう調整します。

*混合型特定施設入居者生活介護：混合型は、要介護（要支援）認定者に加えて認定のない日常生活の上で自立している方も入居可能とした施設をいいます。また、介護専用型は、要介護（要支援）認定者のみを対象とした施設をいいます。

表 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護の計画値

		単位	2021 年度	2022 年度	2023 年度
介 護	利用者数	人/月	146	174	179
	給付額	千円/年	320,621	382,921	393,592
予 防	利用者数	人/月	16	18	18
	給付額	千円/年	12,810	14,189	14,189

3 地域密着型サービス

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

事業・取組の名称	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
対象者	要介護1以上	
事業概要	介護	日中・夜間の定期的な巡回や随時対応による訪問介護と訪問看護を、24時間いつでも受けられます。

ア. 第7期計画の取組状況・実績

- (ア) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が2018年9月に1箇所開設されました。(定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の開設は、但馬では初となります。)
- (イ) 要介護度別では、要介護1・2の利用者が全体の約80%を占めています。

表 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の実績

	単位	2018年度		2019年度		2020年度(見込)		
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	
介護	利用者数	人/月	5.0	1.2	15.0	7.6	15.0	10.0
	給付額	千円/年	13,291	2,454	39,891	9,126	39,891	11,665

イ. 第7期計画の評価・課題

- (ア) 住み慣れた地域で、要介護高齢者の在宅生活を24時間支え、医療と介護の連携した在宅サービスとして重要であり、事業者等との連携強化による情報の共有を図る必要があります。
- (イ) 2020年10月1日時点で市内に1箇所の事業所の指定がありますが、市域が広大で人口密度が低く、冬期には積雪があるという地理的条件のため、さらなる事業者の参入は困難が予想されます。
- (ウ) 新たに参入する事業者に対し、人件費に係る費用を助成し、一定の利用者を確保するまでの運営を支援することで、多様な事業者の参入促進を図りました。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

- (ア) 国では、介護者の介護離職防止の観点や、地域包括ケアシステム推進のための重要な介護サービスとして位置づけており、事業者と連携して利用者の拡大とサービス提供の維持に努めます。
- (イ) 新規事業者の参入を推進するため、県と連携を図り、市内事業者等への定期巡回・随時対応型訪問介護看護の特性や運営助成制度の周知等を図ります。

表 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の計画値

		単位	2021年度	2022年度	2023年度
介護	利用者数	人/月	17	17	17
	給付額	千円/年	20,118	20,129	20,129

(2) 夜間対応型訪問介護

事業・取組の名称	夜間対応型訪問介護	
対象者	要介護1以上	
事業概要	介護	24時間安心して在宅生活を送れるように、巡回や通報システムによる訪問介護が受けられます。

ア. 第7期計画の取組状況・実績

- (ア) 現在、市内には夜間対応型訪問介護に対応するサービス提供事業者がなく、利用実績はありません。また、県内でも事業者がほとんどない状態です。
- (イ) 夜間対応型訪問介護に代えて、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備について調整を図り、2018年9月に開設しました。

イ. 第7期計画の評価・課題

市域が広大で人口密度が低く、冬期には積雪があるという地理的条件のため、事業者の参入は困難が予想されます。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

夜間対応型訪問介護に代え、定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービス提供事業者の確保に努めます。

(3) 地域密着型通所介護

事業・取組の名称	地域密着型通所介護	
対象者	要介護1以上	
事業概要	介護	デイサービスセンターで、食事・入浴等の基本的なサービスや生活行為向上のための支援を日帰りで受けられます。
	予防	デイサービスセンターで、食事・入浴等の基本的なサービスや生活行為向上のための支援、目標に合わせた選択的サービスを日帰りで受けられます。

ア. 第7期計画の取組状況・実績

- (ア) 利用者数はやや増加傾向にあります。
- (イ) 要介護度別では、要介護1・2の利用者が全体の約70%以上を占め、特に要介護1が全体の約50%を占めています。また、要介護認定者が通所介護又は地域密着型通所介護を利用している割合は約35%以上と高く、主要な在宅サービスの一つとなっています。
- (ウ) 介護職員等の資質向上等のため、サービス事業所への実地指導等で、研修体制や利用者からの苦情の状況確認、通所介護計画等の確認を行い、職員の資質向上や適切なサービス提供等についての確認・助言等を行いました。
- (エ) 新型コロナウイルス感染症の影響による利用控えがあり、2020年度4～5月の利用回数は前年度に比べ92%でしたが、6月以降は前年度並みに回復しつつあります。利用人数は前年度とほぼ変わっていません。

表 地域密着型通所介護の実績

	単位	2018年度		2019年度		2020年度(見込)		
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	
介護	利用者数	人/月	303.0	298.9	313.0	340.5	320.0	348.4
	利用回数	回/月	2450.1	2361.3	2529.7	2587.8	2586.8	2,638.5
	給付額	千円/年	240,201	224,694	248,224	235,281	254,655	244,563

イ. 第7期計画の評価・課題

- (ア) 2020年8月の実績では、市内で15箇所の事業所がサービスを提供しており事業所数としての不足はありません。近年はリハビリに特化した通所介護サービスを望む利用者も多く、他市に所在する事業所を利用するしかありませんでしたが、増加傾向にある利用者のニーズにより3箇所のリハビリに特化した通所介護事業所を整備しました。
- (イ) 2020年10月1日時点で4箇所の事業所が廃止となりましたが、新たに6箇所の事業所が開設されました。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

- (ア) 在宅生活を支援する基幹サービスとして、供給体制の充実を図るとともに、利用者の満足度をさらに高めるため、職員の資質向上と利用者の状態に応じた適切なケアマネジメントに基づくサービス提供を促進します。
- (イ) 要介護度の改善や自立支援を促すため、また、利用者のリハビリに対してのニーズに対応するため、機能訓練や口腔ケア等のメニューを積極的に取り入れるように指導・助言等を行います。
- (ウ) 障害者も利用できる、「共生型サービス」の指定について、社会福祉課や各事業所等と調整を図ります。

表 地域密着型通所介護の計画値

		単位	2021年度	2022年度	2023年度
介護	利用者数	人/月	385	391	397
	利用回数	回/月	2,916.3	2,961.6	3,007.3
	給付額	千円/年	271,018	275,917	280,314

(4) 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

事業・取組の名称	認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護	
対象者	要支援・要介護認定者	
事業概要	介護	認知症の人を対象に、デイサービスセンターで、食事・入浴・排せつ等の介護、その他日常生活上の世話および機能訓練が日帰りで受けられます。
	予防	認知症の人を対象に、デイサービスセンターで、介護予防を目的とした食事・入浴・排せつ等の介護、その他日常生活上の世話および機能訓練が日帰りで受けられます。

ア. 第7期計画の取組状況・実績

- (ア) 2020年8月の実績では、4箇所の事業所がサービス提供を行っています。1カ月当たりの利用者数は、80人前後で推移しています。
- (イ) 要介護度別では、要介護1・2の利用者が全体の約60%を占めており、残りは、要支援1・2の利用者が約4%、要介護3の利用者が約20%、要介護4・5の利用者が約16%となっています。
- (ウ) 2020年度4～8月の利用回数は、前年度に比べ90%弱と新型コロナウイルス感染症の影響に伴う利用控えの傾向が見られます。

表 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護の実績

		単位	2018年度		2019年度		2020年度(見込)	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
介護	利用者数	人/月	78.0	77.0	78.0	81.7	78.0	75.4
	利用回数	回/月	646.8	634.1	643.2	653.6	642.0	605.6
	給付額	千円/年	80,419	79,761	80,026	83,643	79,868	80,710
予防	利用者数	人/月	2.0	2.1	2.0	1.9	2.0	3.4
	利用回数	回/月	7.6	8.4	7.6	12.0	7.6	16.6
	給付額	千円/年	725	821	725	1,362	725	1,950

イ. 第7期計画の評価・課題

- (ア) 2020年10月1日時点で市内に5箇所の事業所の指定がありますが、実質、サービス提供を行っているのは3事業所のみで、利用者は事業所がある日常生活圏域に住んでおられる方にやや限られている状態です。
- (イ) 1人当たりの利用日数は、7.6回と県、全国平均に比べやや少ないですが、但馬地域では同程度となっています。(2020年5月時点)
- (ウ) 住み慣れた地域での自立した生活を希望する認知症高齢者およびその家族にとって重要なサービスとなっています。高齢者の増加に伴い、今後ますます認知症高齢者が増加することが予測されるため、認知症の人を対象としたサービスであるという特徴を周知するとともに、利用者のニーズに応じたサービス供給体制の整備が必要です。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

サービスの特徴を周知するとともに、利用者のニーズを的確に把握しながら、認知症高齢者数の動向、日常生活圏域ごとの施設の整備状況等を総合的に勘案し、適正なサービス供給量の調整を図ります。

表 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護の計画値

		単位	2021年度	2022年度	2023年度
介護	利用者数	人/月	82	83	88
	利用回数	回/月	655.6	663.0	726.1
	給付額	千円/年	87,637	88,555	98,579
予防	利用者数	人/月	2	2	2
	利用回数	回/月	14.2	14.2	14.2
	給付額	千円/年	1,706	1,707	1,707

(5) 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

事業・取組の名称	小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	
対象者	要支援・要介護認定者	
事業概要	介護	利用者の選択に基づいて、利用者の自宅または小規模多機能型居宅介護事業所に通所・短期間宿泊により、食事・入浴・排せつ等の介護、その他日常生活上の世話および機能訓練が受けられます。
	予防	利用者の選択に基づいて、利用者の自宅または小規模多機能型居宅介護事業所に通所・短期間宿泊により、介護予防を目的とした、食事・入浴・排せつ等の介助、その他日常生活上の世話および機能訓練が受けられます。

ア. 第7期計画の取組状況・実績

- (ア) 2018年4月に日高圏域、2020年4月に但東圏域に各1箇所新設されました。圏域別に見ると、2020年10月1日時点で豊岡圏域に2箇所、日高圏域に1箇所、出石圏域に1箇所、但東圏域に1箇所の事業所があり、全体で1カ月に80人程度の利用者がいます。
- (イ) 要介護度別では、要介護1・2の利用者が多く、全体の約50%を占めています。

表 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護の実績

		単位	2018年度		2019年度		2020年度(見込)	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
介護	利用者数	人/月	83.0	81.5	104.0	82.1	104.0	88.4
	給付額	千円/年	193,822	181,921	251,054	190,164	259,079	204,858
予防	利用者数	人/月	15.0	15.3	18.0	17.3	20.0	16.4
	給付額	千円/年	9,682	9,653	10,906	10,802	11,586	10,208

イ. 第7期計画の評価・課題

小規模多機能型居宅介護サービス事業所が無い地域を優先して公募を行い、人材確保や利用者確保が難しい等の理由により、1つの地域では応募がありませんでした。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

- (ア) 第7期計画期間中に整備できなかった城崎・竹野圏域を優先候補地とし、1事業所(29人定員)の整備を行うこととして調整を行います。また、利用者のニーズ動向を的確に把握しながら、看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)も含めて総合的にサービス提供事業者の確保に努めます。また、中長期的な目標として、2025年には日常生活圏域ごとに1つ以上の整備を目指します。
- (イ) 障害者も利用できる、「共生型サービス」の登録について、社会福祉課や各事業所等と調整を図ります。

表 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護の計画値

		単位	2021 年度	2022 年度	2023 年度
介 護	利用者数	人/月	102	123	123
	給付額	千円/年	255,808	310,676	310,676
予 防	利用者数	人/月	24	29	29
	給付額	千円/年	14,440	17,442	17,442

(6) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

事業・取組の名称	認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護	
対象者	要支援2、要介護1以上	
事業概要	介護	認知症の人が、共同生活を営む住居で食事・入浴・排せつ等の介護、その他日常生活上の世話および機能訓練を受けられます。
	予防	認知症の人が、共同生活を営む住居で介護予防を目的とした食事・入浴・排せつ等の介助、その他日常生活上の世話および機能訓練を受けられます（要支援2のみ）。

ア. 第7期計画の取組状況・実績

(ア) 第7期計画期間中は、サービス提供事業者の増減はなく、利用者数は210～215人程度で推移しています。

(イ) 要介護度別では、要介護1～5で大きな人数の差はありませんが、やや重度者の利用が増えている状態です。要支援認定を受けている方の利用はほとんどありません。

表 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の実績

		単位	2018年度		2019年度		2020年度(見込)	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
介護	利用者数	人/月	219.0	213.0	219.0	212.7	219.0	213.4
	給付額	千円/年	645,695	629,967	646,856	625,015	647,617	646,189
予防	利用者数	人/月	1.0	0.6	1.0	0.3	1.0	0.0
	給付額	千円/年	2,649	1,546	2,651	765	2,651	0

イ. 第7期計画の評価・課題

(ア) 2020年10月1日時点で市内の14箇所の事業所がサービスを提供しておりますが、事業者アンケートの結果等を勘案し、今後ますます認知症高齢者が増加することが予測されるため、施設整備を推進していく必要があります。

(イ) 入居者が快適な生活が送れるように、悩みや不安等の相談に応じる体制の充実を図る必要があります。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

(ア) 今後ますます認知症高齢者の増加が予測されることから、ニーズを的確に把握しながら、日常生活圏域ごとの施設の整備状況等を総合的に勘案し、適正なサービス供給量の調整を図り、第8期計画期間中の整備を行う予定です。

(イ) 介護サービス相談員派遣事業を活用し、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、苦情に至る事態を未然に防止することによって、介護サービスの質的な向上を図ります。

表 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の計画値

		単位	2021 年度	2022 年度	2023 年度
介 護	利用者数	人/月	225	225	225
	給付額	千円/年	680,274	680,652	680,652
予 防	利用者数	人/月	0	0	0
	給付額	千円/年	0	0	0

(7) 地域密着型特定施設入居者生活介護

事業・取組の名称	地域密着型特定施設入居者生活介護	
対象者	要介護1以上	
事業概要	介護	入居定員が30人未満の小規模な介護専用型特定施設に入居している方が、食事・入浴・排せつ等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練および療養上の世話を受けられます。

ア. 第7期計画の取組状況・実績

- (ア) 地域密着型特定施設入居者生活介護は、但東圏域に2008年5月に開設された1箇所（定員20人）のみで、利用者数もその定員の範囲内で推移しています。
- (イ) 要介護度別では、利用状況に大きな差はありません。

表 地域密着型特定施設入居者生活介護の実績

	単位	2018年度		2019年度		2020年度(見込)		
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	
介護	利用者数	人/月	20.0	18.3	20.0	18.1	20.0	18.4
	給付額	千円/年	43,447	47,395	44,080	47,512	44,693	47,300

イ. 第7期計画の評価・課題

高齢者の住まい整備の観点から、介護専用型ではなく、要介護認定を受けていなくても入居可能な混合型の施設整備を図ったため、施設数および定員数の増減等はありませんが、市民アンケートや介護支援専門員への聞き取り調査等でも、サービス利用の過不足は無い状態であると考えられます。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

第8期計画期間中の特定施設の整備については、利用者の利便性、柔軟な対応が可能な混合型特定施設入居者生活介護を整備することとし、地域密着型特定施設入居者生活介護の指定は行いません。

表 地域密着型特定施設入居者生活介護の計画値

		単位	2021年度	2022年度	2023年度
介護	利用者数	人/月	20	20	20
	給付額	千円/年	50,382	50,410	50,410

(8) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

事業・取組の名称	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
対象者	原則、要介護3以上（要介護1・2の方でもやむを得ない事情がある場合は、特例的に入所が認められます）。	
事業概要	介護	入所定員が30人未満の小規模な介護老人福祉施設に入所している方が、食事・入浴・排せつ等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話を受けられます。

ア. 第7期計画の取組状況・実績

市内に地域密着型介護老人福祉施設は3箇所あり、2020年10月末時点での定員は87床となっています。

表 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の実績

	単位	2018年度		2019年度		2020年度(見込)		
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	
介護	利用者数	人/月	87.0	87.8	87.0	87.0	87.0	87.0
	給付額	千円/年	274,561	299,592	275,099	310,042	275,072	313,249

イ. 第7期計画の評価・課題

- (ア) 介護職員、特に夜勤を行う職員が不足しており、職員の確保・育成が課題となっています。
- (イ) 入所者が快適な生活が送れるように、悩みや不安等の相談に応じる体制の充実を図る必要があります。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

- (ア) 2015年の制度改正から入所者は、原則、要介護3以上となったことで、入所の必要性が高い方については、以前と比較して早期入所が可能となっているため、入所待機者の動向等を勘案し、第8期計画期間中の新規の施設整備は行いません。
- (イ) 要介護3未満の方の特例入所について、施設等から市に対して助言を求められた際には適切に関与するとともに、事業所への実地指導等の機会を利用し、特例入所の判定が適切であったか等の確認を行います。
- (ウ) 介護サービス相談員派遣事業を活用し、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、苦情に至る事態を未然に防止することによって、介護サービスの質的な向上を図ります。

表 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の計画値

		単位	2021年度	2022年度	2023年度
介護	利用者数	人/月	87	87	87
	給付額	千円/年	319,095	319,272	319,272

(9) 看護小規模多機能型居宅介護

事業・取組の名称	看護小規模多機能型居宅介護	
対象者	要介護1以上	
事業概要	介護	医療ニーズの高い方が、利用者の自宅または小規模多機能型居宅事業所に通所または短期間宿泊により、食事・入浴・排せつ等の介護、療養上の世話や診察の補助等の看護のサービスを一体的に受けられます。

ア. 第7期計画の取組状況・実績

- (ア) 2018年4月に1箇所の事業所が但馬で初めて開設され、利用者は約21～24人程度で推移しています。
- (イ) 要介護度別では、2018年度は要介護1・2の方が5割近い人数でしたが、2020年8月実績では要介護4・5の方が7割を占めており、1人当たりの給付額は、増加しています。第7期計画期間中に新たに1箇所の事業所の開設を予定していましたが、開設に至らなかったため、2020年度の実績値は計画値の約50%にとどまっています。

表 看護小規模多機能型居宅介護の実績

		単位	2018年度		2019年度		2020年度(見込)	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
介護	利用者数	人/月	24.0	23.6	26.0	21.2	52.0	24.2
	給付額	千円/年	82,531	61,006	90,174	62,552	180,349	91,949

イ. 第7期計画の評価・課題

小規模多機能型居宅介護に訪問看護の機能を備えた看護小規模多機能型居宅介護は、今後ニーズが高まることが予測されるため、他の圏域でも整備をする必要があります。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

- (ア) 在宅での生活を希望する医療の必要度合いの高い利用者にとって重要なサービスであることから、既存の日高圏域以外を対象として、1事業所(定員29人)の整備を図ります。
- (イ) 障害者も利用できる、「共生型サービス」の登録について、社会福祉課や各事業所等と調整を図ります。

表 看護小規模多機能型居宅介護の計画値

		単位	2021年度	2022年度	2023年度
介護	利用者数	人/月	27	27	53
	給付額	千円/年	100,826	100,882	197,065

4 居宅介護支援・介護予防支援

事業・取組の名称	居宅介護支援・介護予防支援	
対象者	要支援・要介護認定者	
事業概要	介護	介護支援専門員（ケアマネジャー）が、介護が必要な方の心身の状態等に応じた介護サービス計画（ケアプラン）を作成します。
	予防	地域包括支援センターの介護支援専門員等が、介護予防を目的とした介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成します。

ア. 第7期計画の取組状況・実績

- (ア) 2015年からケアプラン点検を実施しており、事業所への実地指導も含め、自立支援の観点に沿ったケアプランの作成や適切なサービスの提供等についての助言・指導を行いました。
- (イ) 2018年10月の制度改正で、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、統計的に見て通常のケアプランとかけ離れた回数の訪問介護（生活援助中心型）を位置付ける場合には介護支援専門員はケアプランを市町村に届け出て、市町村は検証を行い、必要に応じ是正を促すこととなりました。2018年度は4件、2019年度は9件、2020年度（9月末時点）7件の届出を受けました。

表 居宅介護支援・介護予防支援の実績

		単位	2018年度		2019年度		2020年度(見込)	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
介護	利用者数	人/月	1,967.0	1,917.4	1,947.0	1,949.6	1,974.0	1,960.8
	給付額	千円/年	362,475	351,247	358,215	360,989	362,995	363,800
予防	利用者数	人/月	591.0	611.8	620.0	673.6	662.0	700.6
	給付額	千円/年	31,621	32,762	33,179	35,923	35,415	37,278

イ. 第7期計画の評価・課題

- (ア) 2020年9月末時点で38箇所の事業所114人（地域包括支援センターを含む）がケアマネジメント業務に携わっており、利用者ニーズに対応できる供給体制は整っています。しかし、今後も利用者数の増加が見込まれるため、人員の確保に努める必要があります。
- (イ) ニーズの多様化や複雑な制度改正に対応できるように、研修等の実施によるさらなる人材育成が必要です。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

- (ア) ケアプラン点検や各種研修会等を通じて、利用者の多様なニーズへの対応を図るとともに、居宅生活の支援と自立に向けた適切で質の高いケアマネジメントを促進します。
- (イ) 在宅医療と介護の連携および在宅介護支援の中心的な役割を担う専門職であるため、介護支援専門員の人員確保に努めるとともに、研修等の実施による人材育成を促進します。
- (ウ) 2018年度の介護報酬改定において設けられた居宅介護支援事業所の管理者要件で、管理者となる者は主任介護支援専門員であることとされています。しかしながら、事業所の人材確保に関する状況等を考慮し、2021年3月31日までとした経過措置期間が設けられていましたが、2021年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を2027年3月31日まで猶予されるため、研修等受講しやすい環境づくりに努めます。

表 居宅介護支援・介護予防支援の計画値

		単位	2021年度	2022年度	2023年度
介護	利用者数	人/月	1,979	2,006	2,047
	給付額	千円/年	369,542	375,111	383,156
予防	利用者数	人/月	727	737	746
	給付額	千円/年	38,986	39,545	40,028

5 介護保険施設サービス

(1) 介護老人福祉施設

事業・取組の名称	介護老人福祉施設	
対象者	原則、要介護3以上（要介護1・2の方でもやむを得ない事情がある場合は、特例的に入所が認められます）。	
事業概要	介護	常に介護が必要で、自宅での生活が困難な方が入所し、食事・入浴・排せつ等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話が受けられます。

ア. 第7期計画の取組状況・実績

- (ア) 施設数の増減はなく7施設のままですが、短期分からの転換により10床増え、合計定員は680床となりました。利用者数としては、市外からの利用者や市外の施設利用者等があることから、640～650人台で推移しています。
- (イ) 市外の施設には、30人程度の本市の被保険者が入所しています。また、市内の施設には他市町の被保険者が約60人程度入所しています。
- (ウ) 入所者は原則、要介護3以上の方となったため、特例入所の要介護1・2の利用者は約5%程度となっています。
- (エ) 要介護4・5の利用者は全体の70%を超えています。

表 介護老人福祉施設の実績

	単位	2018年度		2019年度		2020年度(見込)		
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	
介護	利用者数	人/月	666.0	648.8	666.0	649.6	666.0	655.4
	給付額	千円/年	1,957,032	1,947,557	1,960,714	1,984,320	1,962,162	2,052,095

イ. 第7期計画の評価・課題

- (ア) 介護離職防止や県の保健医療計画との整合性や入所についてのニーズ等、入所待機者の動向等を勘案しつつ、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護や特定施設入居者生活介護と併せて適正なサービス供給量を検討する必要があります。
- (イ) 介護職員、特に夜勤を行う職員が不足しており、職員の確保・育成が課題となっています。
- (ウ) 入所者が快適な生活が送れるように、悩みや不安等の相談に応じる体制の充実を図る必要があります。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

- (ア) 2015年の制度改正から入所者は、原則、要介護3以上となったことで、入所の必要性が高い方については、以前と比較して早期入所が可能となっているため、入所待機者の動向等を勘案し、第8期計画期間中の新規の施設整備は行いません。
- (イ) 要介護3未満の方の特例入所について、施設等から市に対して助言を求められた際には適切に関与するとともに、事業所への実地指導等の機会を利用し、特例入所の判定が適切であったか等の確認を行います。
- (ウ) 介護サービス相談員派遣事業を活用し、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、苦情に至る事態を未然に防止することによって、介護サービスの質的な向上を図ります。

表 介護老人福祉施設の計画値

		単位	2021年度	2022年度	2023年度
介護	利用者数	人/月	669	669	669
	給付額	千円/年	2,087,329	2,088,488	2,088,488

(2) 介護老人保健施設

事業・取組の名称	介護老人保健施設	
対象者	要介護1以上	
事業概要	介護	病状が安定期にあり、リハビリテーション等を必要とする方が入所し、看護・医学的管理下での介護・機能訓練等の必要な医療や、日常生活上の世話が受けられます。

ア. 第7期計画の取組状況・実績

- (ア) 第7期計画期間中に新規整備計画はなく、サービス提供事業者の増減はありません。入所者数はほぼ同じ水準で推移しています。
- (イ) 要介護度では要介護4・5の利用者が多く、入所者の約45%を占めています。

表 介護老人保健施設の実績

	単位	2018年度		2019年度		2020年度(見込)		
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	
介護	利用者数	人/月	240.0	226.4	240.0	228.5	240.0	225.8
	給付額	千円/年	755,064	715,195	755,402	732,397	755,402	761,718

イ. 第7期計画の評価・課題

- (ア) 2020年10月1日時点で市内に2施設、232床が整備されており、第7期計画期間中の施設数、定員数ともに変更はありませんが、入所についてのニーズが高いため、入所希望者の動向等を勘案しつつ適正なサービス供給量を検討する必要があります。
- (イ) 在宅復帰後の生活を視野に入れたサービスの提供等、在宅復帰支援機能の充実を図る必要があります。
- (ウ) 入所者が快適な生活が送れるように、悩みや不安等の相談に応じる体制の充実を図る必要があります。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

- (ア) 第8期計画期間中の新規整備は行いませんが、入所希望者の動向等を考慮しつつ、「兵庫県老人福祉計画(介護保険事業支援計画)」との整合を図りながら、適正なサービス供給量を検討します。
- (イ) 施設への実地指導等で、在宅復帰支援への取り組み状況等の確認を行います。
- (ウ) 介護サービス相談員派遣事業を活用し、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、苦情に至る事態を未然に防止することによって、介護サービスの質的な向上を図ります。

表 介護老人保健施設の計画値

	単位	2021年度	2022年度	2023年度	
介護	利用者数	人/月	238	238	238
	給付額	千円/年	780,063	780,496	780,496

(3) 介護療養型医療施設

事業・取組の名称	介護療養型医療施設	
対象者	要介護1以上	
事業概要	介護	病状が安定期にある長期療養が必要な方が入院し、療養上の管理、看護・医学的管理下での介護等の世話、機能訓練等の必要な医療が受けられます。

ア. 第7期計画の取組状況・実績

- (ア) 市内に介護療養型医療施設はなく、市外の施設を1カ月当たり1人程度が利用しています。
- (イ) 介護療養型医療施設の介護医療院等への転換が進んでおり、介護療養型医療施設としての利用者は減少しています。

表 介護療養型医療施設の実績

		単位	2018年度		2019年度		2020年度(見込)	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
介護	利用者数	人/月	7.0	0.5	7.0	1.3	7.0	1.0
	給付額	千円/年	33,186	1,043	33,201	6,027	33,201	4,321

イ. 第7期計画の評価・課題

- (ア) 施設の転換にあたって、利用者からの問い合わせ・相談等は1件ありました。
- (イ) 利用者の入所施設が転換された場合、次の施設の受け入れ等を含め、施設間の連携を図る必要があります。

ウ. 第8計画の取組の方向性

- (ア) 介護療養型医療施設は、設置期限が2024年3月末まで延長されていますが、2012年以降の新設は認められず、介護医療院等への転換が行われています。
- (イ) 施設の転換に備え、施設との連携・調整を図ります。

表 介護療養型医療施設の計画値

		単位	2021年度	2022年度	2023年度
介護	利用者数	人/月	1	1	1
	給付額	千円/年	4,436	4,438	4,438

(4) 介護医療院

事業・取組の名称	介護医療院	
対象者	要介護1以上	
事業概要	介護	慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に行う新たなサービスです。

ア. 第7期計画の取組状況・実績

市内に介護医療院はなく、市外の施設を1カ月当たり1人程度が利用しています。

表 介護医療院の実績

	単位	2018年度		2019年度		2020年度(見込)		
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	
介護	利用者数	人/月	0	0.3	0	1.0	0	1.0
	給付額	千円/年	0	910	0	5,312	0	4,877

イ. 第7期計画の評価・課題

介護医療院は介護療養型医療施設からの転換もあり、2019年度から2020年度にかけて転換された施設利用者がありましたが、トラブルはありませんでした。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

- (ア) 介護療養型医療施設等からの転換により、新設される施設ですが、市内には介護療養型医療施設がないため、新たな整備については想定していません。
- (イ) 施設の転換に備え、施設との連携・調整を図ります。

表 介護医療院の計画値

		単位	2021年度	2022年度	2023年度
介護	利用者数	人/月	1	1	1
	給付額	千円/年	5,243	5,246	5,246

6 サービス事業量の計画値

第8期計画におけるサービス事業量の計画値は、国の算定要領に従い、要支援・要介護認定者の推計、2018年度から2020年度の実績見込み等を基に、次のとおりとします。

(1) 介護予防サービス見込量

		2021年度	2022年度	2023年度	掲載頁
(1) 介護予防サービス					
介護予防訪問入浴介護	回数(回)	4.2	4.2	4.2	P136
	人数(人)	1	1	1	
介護予防訪問看護	回数(回)	870.3	879.6	895.5	P138
	人数(人)	111	112	114	
介護予防訪問リハビリテーション	回数(回)	163.7	163.7	163.7	P140
	人数(人)	19	19	19	
介護予防居宅療養管理指導	人数(人)	23	25	25	P142
介護予防通所リハビリテーション	人数(人)	70	71	72	P145
介護予防短期入所生活介護	日数(日)	138.0	138.0	138.0	P147
	人数(人)	22	22	22	
介護予防短期入所療養介護(老健)	日数(日)	0.0	0.0	0.0	P149
	人数(人)	0	0	0	
介護予防福祉用具貸与	人数(人)	652	661	669	P151
特定介護予防福祉用具購入費	人数(人)	14	14	14	P153
介護予防住宅改修	人数(人)	17	17	17	P154
介護予防特定施設入居者生活介護	人数(人)	16	18	18	P155
(2) 地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	回数(回)	14.2	14.2	14.2	P161
	人数(人)	2	2	2	
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数(人)	24	29	29	P163
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数(人)	0	0	0	P165
(3) 介護予防支援	人数(人)	727	737	746	P170

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

(2) 介護サービス見込量

		2021年度	2022年度	2023年度	掲載頁
(1) 居宅サービス					
訪問介護	回数(回)	17,416.8	17,735.1	18,201.0	P134
	人数(人)	677	687	702	
訪問入浴介護	回数(回)	254.8	259.4	268.4	P136
	人数(人)	56	57	59	
訪問看護	回数(回)	4,722.8	4,789.8	4,932.8	P138
	人数(人)	569	577	594	
訪問リハビリテーション	回数(回)	451.2	451.2	469.7	P140
	人数(人)	47	47	49	
居宅療養管理指導	人数(人)	276	281	288	P142
通所介護	回数(回)	8,170.9	8,271.7	8,449.1	P143
	人数(人)	948	960	981	
通所リハビリテーション	回数(回)	1,961.5	1,990.6	2,013.9	P145
	人数(人)	249	253	256	
短期入所生活介護	日数(日)	4,526.9	4,606.2	4,733.2	P147
	人数(人)	498	506	519	
短期入所療養介護(老健)	日数(日)	312.9	312.9	321.6	P149
	人数(人)	35	35	36	
福祉用具貸与	人数(人)	1,452	1,473	1,507	P151
特定福祉用具購入費	人数(人)	25	25	25	P153
住宅改修費	人数(人)	18	18	19	P154
特定施設入居者生活介護	人数(人)	146	174	179	P155
(2) 地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数(人)	17	17	17	P157
地域密着型通所介護	回数(回)	2,916.3	2,961.6	3,007.3	P159
	人数(人)	385	391	397	
認知症対応型通所介護	回数(回)	655.6	663.0	726.1	P161
	人数(人)	82	83	88	
小規模多機能型居宅介護	人数(人)	102	123	123	P163
認知症対応型共同生活介護	人数(人)	225	225	225	P165
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数(人)	20	20	20	P167
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数(人)	87	87	87	P168
看護小規模多機能型居宅介護	人数(人)	27	27	53	P169
(3) 施設サービス					
介護老人福祉施設	人数(人)	669	669	669	P172
介護老人保健施設	人数(人)	238	238	238	P174
介護療養型医療施設	人数(人)	1	1	1	P175
介護医療院	人数(人)	1	1	1	P176
(4) 居宅介護支援	人数(人)	1,979	2,006	2,047	P170

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

7 その他のサービス

(1) 特定入所者介護サービス費

施設サービスを利用した場合の負担額は、介護保険サービスの利用者負担の他に居住費（短期利用の場合は滞在費）、食費、日常生活費等の自己負担が必要となります。低所得の方は、申請により、居住費（滞在費）・食費の自己負担に上限額が設けられ、超えた分は介護保険から給付されます。

(2) 高額介護サービス費

同じ月に利用した介護保険サービスの利用者負担が高額になった場合、1カ月の利用者負担を合算（同じ世帯内に複数の利用者がある場合には世帯で合算）して、一定の上限額を超えた時には申請により、超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。

(3) 高額医療合算介護サービス費

介護保険と医療保険の両方の利用者負担額が高額になった場合は、介護保険と医療保険の両方の自己負担額を合算（同じ世帯内に複数の利用者がある場合には世帯で合算）して、一定の上限額を超えた時には申請により、超えた分が「高額医療合算介護サービス費」として後から支給されます。

8 介護保険施設・居住系サービスの必要利用定員総数等

本計画期間における施設・居住系サービスの必要利用定員総数を次のとおり定めます。なお、県による指定、許可および認可に係る施設・サービスの当該定員数については、市の老人福祉計画・介護保険事業計画において定めるべき法定事項ではありませんが、市の必要サービス量の考え方として定めるものです。

表 介護保険施設・居住系サービスの必要利用定員総数の計画値

施設・サービス種別	単位	2021年度	2022年度	2023年度
特別養護老人ホーム	人	767	767	767
介護老人福祉施設	人	680	680	680
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	人	87	87	87
介護老人保健施設	人	232	232	232
介護療養型医療施設	人	0	0	0
介護医療院	人	0	0	0
介護専用型特定施設入居者生活 介護	人	0	0	0
混合型特定施設入居者生活介護	人	190	224(34)	224
認知症対応型共同生活介護	人	234(9)	234	234
地域密着型特定施設入居者生活 介護	人	20	20	20

※（ ）カッコ書きは前年度からの増加予定数

第3節 第1号被保険者の保険料の確保

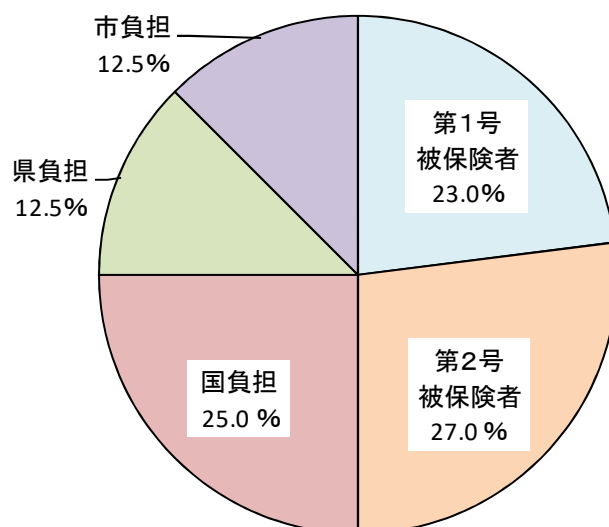
1 介護保険事業の負担割合

(1) 保険給付費

介護保険は、社会全体で支え合う制度であり、原則として保険給付に要する費用の約半分を公費で負担し、残りを第1号被保険者（65歳以上）、第2号被保険者（40歳以上65歳未満）からの保険料で負担する仕組みとなっています。

第1号被保険者と第2号被保険者の保険料の負担割合は、被保険者の比率等に基づいて国の政令で定められています。第8期計画期間においては、第1号被保険者が23.0%、第2号被保険者が27.0%となります（第7期計画期間の負担割合と同じ）。国負担分25.0%のうち5%相当分については、75歳以上の高齢者や所得階層区分の割合を勘案して、市町村ごとに調整され調整交付金として交付されます。

図 介護給付費の負担割合

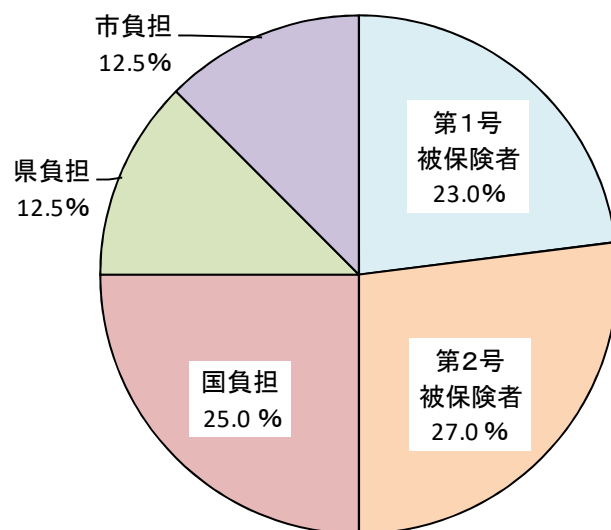


(2) 地域支援事業費

①介護予防・日常生活支援総合事業

50.0%を公費で、残りの50.0%を第1号被保険者と第2号被保険者の保険料で負担します。第1号被保険者の負担割合は23.0%です。

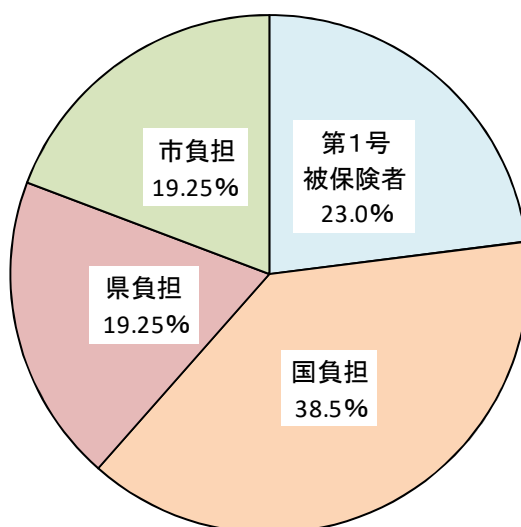
図 介護予防・日常生活支援総合事業の負担割合



②包括的支援事業費・任意事業費

77.0%を公費で、残りの23.0%を第1号被保険者の保険料で負担します。

図 包括的支援事業費・任意事業費の負担割合



2 所得段階区分と所得段階別被保険者数の推計

第8期計画期間における所得段階区分ごとの第1号被保険者数は次のとおりとしています。市では、より負担能力に応じた保険料負担とするため、所得段階区分を第7期計画と同じく10段階とします。

表 所得段階区分と所得段階別被保険者数の推計

単位：人

所得段階	2021年度	2022年度	2023年度	合計
第1段階（基準額×0.50）				
・生活保護受給者 ・住民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者 ・住民税非課税世帯で本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	3,881	3,888	3,896	11,665
第2段階（基準額×0.75）				
・住民税非課税世帯で本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の方	2,508	2,513	2,517	7,538
第3段階（基準額×0.75）				
・住民税非課税世帯で本人の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方	2,268	2,272	2,276	6,816
第4段階（基準額×0.90）				
・住民税課税世帯で本人が住民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	3,218	3,224	3,230	9,672
第5段階（基準額×1.00）				
・住民税課税世帯で本人が住民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える方	4,699	4,708	4,717	14,124
第6段階（基準額×1.20）				
・本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満の方	4,247	4,255	4,263	12,765
第7段階（基準額×1.30）				
・本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上、210万円未満の方	3,850	3,857	3,864	11,571
第8段階（基準額×1.50）				
・本人が住民税課税で合計所得金額が210万円以上、410万円未満の方	1,623	1,626	1,629	4,878
第9段階（基準額×1.70）				
・本人が住民税課税で合計所得金額が410万円以上、610万円未満の方	320	321	321	962
第10段階（基準額×1.75）				
・本人が住民税課税で合計所得金額が610万円以上の方	329	330	330	989
合計	26,943	26,994	27,043	80,980
※参考 所得段階別加入割合補正後被保険者数	26,773	26,825	26,872	80,470

3 標準給付費および地域支援事業費の推計

(1) 標準給付費

介護保険事業を運営するために必要となる費用は、介護給付費、予防給付費、審査支払手数料、地域支援事業に要する費用等から構成されます。

第8期計画期間において必要な介護保険事業の費用の推計は、過去の給付実績、介護報酬の改定、サービス基盤の整備等から次のとおりとしています。

表 標準給付費の推計

単位：円

	2021年度	2022年度	2023年度	合計
標準給付費見込額	8,908,498,217	9,074,870,479	9,290,150,684	27,273,519,380
総給付費	8,396,695,000	8,580,357,000	8,785,768,000	25,762,820,000
特定入所者介護サービス費等給付額	311,604,498	291,512,877	297,329,217	900,446,592
高額介護サービス費等給付額	172,668,365	174,954,241	178,447,163	526,069,769
高額医療合算介護サービス費等給付額	20,839,916	21,230,535	21,654,398	63,724,849
算定対象審査支払手数料*	6,690,438	6,815,826	6,951,906	20,458,170

(2) 地域支援事業費

地域支援事業の事業費は次のとおりとしています。なお、地域支援事業の事業費は「介護予防・日常生活支援総合事業」と「包括的支援事業・任意事業」それぞれで上限額が定められ、個別協議の枠組みも設けられています。

表 地域支援事業費の推計

単位：円

	2021年度	2022年度	2023年度	合計
地域支援事業費見込額	586,332,000	618,778,000	648,421,000	1,853,531,000
介護予防・日常生活支援総合事業	392,600,000	419,378,000	446,689,000	1,258,667,000
包括的支援事業・任意事業	193,732,000	199,400,000	201,732,000	594,864,000

*算定対象審査支払手数料：国民健康保険団体連合会に介護保険給付の審査を委託することにより発生する手数料。

4 介護保険料の推計

(1) 介護保険料の推計

第1号被保険者の保険料は、次の計算式により算出しています。

表 保険料基準額の推計（2021年度から2023年度までの合計）

A	標準給付費見込額	27,273,519,380 円
B	地域支援事業費見込額	1,853,531,000 円
C	第1号被保険者負担分相当額 $((A + B) \times 23\%)$	6,699,221,587 円
D	調整交付金相当額	1,426,609,319 円
E	調整交付金見込額	2,082,690,000 円
F	財政安定化基金拠出金見込額	0 円
G	財政安定化基金償還金	0 円
H	準備基金取崩額 (2020年度末時点の準備基金の残額 346,049,000 円)	193,600,000 円
I	市町村特別給付費等	0 円
J	市町村相互財政安定化事業負担額	0 円
K	市町村相互財政安定化事業交付額	0 円
L	保険料収納必要額 $(C + (D - E) + F + G - H + I + J - K)$	5,849,540,906 円
M	予定保険料収納率	98.5%
N	所得段階別加入割合補正後被保険者数	80,470 人
O	保険料基準額（年額） $L \div M \div N$	73,800 円
P	保険料基準額（月額） $O \div 12$ カ月	6,150 円

(2) 介護保険料基準額（月額）

第8期計画期間における第1号被保険者の介護保険料基準額（月額）は、次のとおりです。

介護保険料は、今後、より高齢化が進行し介護サービス等の支援を必要とする方が増え続ける一方、それを支える世代（第2号被保険者）が減少していく傾向にあるため、このまま進むと2025年度には約6,900円、2040年度には約8,700円になると推計されます。

第8期（2021年度～2023年度） 介護保険料基準額（月額）	6,150円
------------------------------------	--------

表 介護保険料基準額（月額）の推移

単位：月額基準額（円）、増減率（％）

区分		旧豊岡市	旧城崎町	旧竹野町	旧日高町	旧出石町	旧但東町
第1期	月額基準額	2,562	2,600	2,500	2,536	2,623	2,500
	増減率						
第2期	月額基準額	2,900	2,860	2,600	2,800	3,494	3,200
	増減率	13.2	10.0	4.0	10.4	33.2	28.0
第3期	月額基準額	3,500					
	増減率	20.7	22.4	34.6	25.0	0.2	9.4
第4期	月額基準額	3,840					
	増減率	9.7					
第5期	月額基準額	4,830					
	増減率	25.8					
第6期	月額基準額	5,634					
	増減率	16.6					
第7期	月額基準額	6,150					
	増減率	9.2					
第8期	月額基準額	6,150					
	増減率	0.0					

(3) 所得段階別保険料

第1号被保険者の所得段階別の保険料は次のとおりです。
市では、より負担能力に応じた保険料負担とするため、所得段階区分を10段階とします(国は9段階)。

表 所得段階別の第1号被保険者保険料

単位：円

所得段階	年額	月額 (月平均)
第1段階 (基準額×0.50)	36,900	3,075
・生活保護受給者 ・住民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者 ・住民税非課税世帯で本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方		
第2段階 (基準額×0.75)	55,350	4,613
・住民税非課税世帯で本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の方		
第3段階 (基準額×0.75)	55,350	4,613
・住民税非課税世帯で本人の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方		
第4段階 (基準額×0.90)	66,420	5,535
・住民税課税世帯で本人が住民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方		
第5段階 (基準額×1.00)	73,800	6,150
・住民税課税世帯で本人が住民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える方		
第6段階 (基準額×1.20)	88,560	7,380
・本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満の方		
第7段階 (基準額×1.30)	95,940	7,995
・本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上、210万円未満の方		
第8段階 (基準額×1.50)	110,700	9,225
・本人が住民税課税で合計所得金額が210万円以上、410万円未満の方		
第9段階 (基準額×1.70)	125,460	10,455
・本人が住民税課税で合計所得金額が410万円以上、610万円未満の方		
第10段階 (基準額×1.75)	129,150	10,763
・本人が住民税課税で合計所得金額が610万円以上の方		

(4) 介護保険の第1号保険料の低所得者軽減強化

2015年4月の消費税率改定に併せ、同年度分から消費税を財源とする公費を活用した低所得者の保険料軽減を一部実施していますが、2019年10月の消費税率改定に伴い、関係政省令の改正が行われたことから、2019年度分から、軽減対象範囲の拡大を行っています。

	介護保険料基準額に対する割合	保険料（月額）
第1段階	0.5 → 0.3	3,075円 → 1,845円
第2段階	0.75 → 0.5	4,613円 → 3,075円
第3段階	0.75 → 0.7	4,613円 → 4,305円

第4節 介護保険制度の円滑な推進

1 地域包括ケアシステムの推進

地域包括ケアシステムについては、市の重点施策として位置づけています。地域包括ケアシステムを要約すると、「在宅生活の限界点を高める仕組み」であり、市民アンケートの結果にもあるように、「介護が必要な状態になっても、自宅で生活したい」との思いとも合致するものです。この思いに応えるためにも、市と市民・関係機関・事業者等が目標を共有しながら、各圏域に適合したシステムづくりを進めます。

2 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

2015年度の制度改正により、介護予防給付として実施していた介護予防訪問介護と介護予防通所介護は、地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業に移行しています。また、高齢者等が年齢や心身の状況等に関わらず参加できる体操教室「玄さん元気教室」を一般介護予防事業として推進しています。今後も、「支え合いサービス」や「玄さん元気教室」等の普及・啓発に努め、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組として推進していきます。

3 計画の推進状況の点検・評価・公表

第8期計画の推進に向けては、学識経験者、保健や福祉、医療の関係者、被保険者代表等で構成する「豊岡市老人福祉計画・第8期介護保険事業計画推進委員会」を設置し、計画の進捗状況についての点検・評価を行います。また、その結果等については、市ホームページ等で公表します。

4 他計画との連携

高齢者をはじめとする市民全体の福祉の向上を図るため、「豊岡市地域福祉計画」を本市の保健や福祉施策に関する諸計画の横串としながら、本計画の他にも「豊岡市障害福祉計画」、「豊岡市健康行動計画」等を策定し、各種の事業を推進しています。これらの計画における介護予防や高齢者の社会参加、生きがいつくり、障害者支援等を地域ぐるみで取り組むためにも、各計画と連携を図りながら施策を推進します。

5 サービスに関する情報提供

広く制度の内容等について周知を行い、介護等が必要となったときに適切な介護保険サービスが利用できるように、次により積極的な情報の提供に努めます。

- (1) 市広報、市ホームページ等を通じ、市民への広範な周知に努めます。
- (2) パンフレットの配布や出前講座等により、対象者等への具体的な周知を図ります。
- (3) 新規申請等のための来庁または電話での相談者に対し、その状況に応じた適切かつ丁寧な情報の提供に努めます。
- (4) 介護サービス情報公表制度を利用することで、利用者とその家族自身により、より適切に介護サービス事業者の選択が行えるように情報提供を行います。また、事業者にも情報の登録を呼びかけます。

6 公平で適正な要介護認定の実施

要介護認定は、介護保険サービスを選定、利用する上で非常に重要な要素であり、公正、公平性の観点に立った客観的な認定が求められており、適正かつ迅速な要介護認定の実施に努めます。

- (1) 保健、福祉、医療の各分野で豊富な経験のある委員による介護認定審査会を構成し、委員への研修等を実施しながら、公正かつ適切な認定審査を実施します。
- (2) 要介護認定調査員に対する継続的な研修および調査員相互の情報交換を行い、客観的で公平な訪問調査を実施します。

7 サービス提供体制の充実

利用者が自らの意思によってサービスを選定し、尊厳を持って生活できるように、適切なケアマネジメントに加え、より質の高いサービス提供の実現を目指します。

- (1) 介護支援専門員、介護保険サービス従事者について、県からの支援を仰ぎながら、サービス提供事業者と連携を図り、2025年さらには2040年を見据えた人材確保と資質の向上を目指します。
- (2) 利用者の視点に立った総合的なサービス計画の作成を促進します。
- (3) 地域密着型サービス事業者の参入を促進します。
- (4) 介護ロボットやICT（情報通信技術）の導入に関する情報提供や補助制度の周知など介護サービス事業者への導入支援に努めます。
- (5) 介護分野の文書に係る負担軽減のため、申請様式や添付書類の簡素化などに取り組み、介護サービス事業者の業務の効率化を図ります。

【参考】 本市の推計人口における介護人材需給推計

単位：人

	サービス受給者数	介護職員数	介護保険施設・事業所の看護職員数	介護その他の職員数	合計
2020年	4,740	2,266	369	1,134	3,769
2025年	5,001	2,391	389	1,197	3,977
2030年	5,350	2,558	416	1,280	4,254
2035年	5,722	2,736	445	1,369	4,550
2040年	5,732	2,740	446	1,372	4,558

※厚生労働省「介護人材需給推計ワークシート」による簡易推計

8 利用者保護体制の充実

利用者へ苦情相談窓口についての周知を行うほか、サービス提供事業者への現地指導等によりサービス提供の状況把握に努めるなど、利用者が安心してより良いサービスが受けられるように、体制整備を図ります。

- (1) サービス提供事業者に対する現地指導および啓発等により、適切にサービス提供が行われているかを確認するほか、苦情発生未然防止に努めます。
- (2) 介護サービス相談員派遣事業を推進し、利用者の視点に立った支援を行います。
- (3) 苦情相談窓口の周知を図るとともに、県、国民健康保険団体連合会、地域包括支援センター等の関係機関との連携強化に努めます。

9 介護保険料の収納確保

介護保険制度を適正かつ持続可能なものとして運営するため、重要な財源である介護保険料の収納確保に努めます。

- (1) 普通徴収者の口座振替の利用を促進します。
- (2) 介護保険制度の啓発による滞納防止に努めるとともに、滞納者に対するさまざまな対応策を実施し、適正な滞納整理に努めます。

10 介護給付の適正化

介護保険制度を適正かつ持続可能なものとして運営するため、県、国民健康保険団体連合会と連携しながら、適正化対策を推進します。

第8期計画では、介護保険適正化計画書を別に作成し、給付データの分析、適正な職員の配置と資質向上のための研修、監査体制の構築等、より具体的な取組方針等を掲げることとします。

11 低所得者への対応

介護保険サービスを安心して利用できるように、低所得者等への対応に努めます。

- (1) 介護保険法および市の独自制度による、介護保険料および利用者負担の減免措置について、周知に努めます。
- (2) 施設サービスに係る負担限度額制度（特定入所者介護サービス費）および高額介護サービス費について周知し、該当者に対する申請の促進に努めます。
- (3) 社会福祉法人による利用者負担の軽減制度の利用促進を図るとともに、未実施の法人に対し事業実施を要請するなど、利用環境の拡充に努めます。

12 災害及び感染症に対する備え

介護事業所等で策定している災害に関する具体的計画を定期的を確認するとともに、災害の種類別に避難に要する時間や避難経路等の確認を促すよう努めます。

介護事業所等が感染症発生時においてもサービスを継続するための備えが講じられているかを定期的を確認するとともに、介護事業所等の職員が感染症に対する理解や知見を有した上で業務に当たることができるよう、感染症に対する研修の充実等を図ります。

參考資料

豊岡市老人福祉計画・第8期介護保険事業計画策定検討委員会設置要綱

令和2年5月19日豊岡市告示第190号

(設置)

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定による豊岡市老人福祉計画・第8期介護保険事業計画（以下「計画」という。）の策定に関し意見を聴くため、豊岡市老人福祉計画・第8期介護保険事業計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 計画の策定の検討に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画に関し市長が必要と認める事務

(組織)

第3条 委員会は、委員17人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 公募による市民
 - (3) 関係団体の役員又は職員
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事務の終了の日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、その協議をするため必要があると認めるときは、市長の承認を得て、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部高年介護課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この要綱の施行後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(失効)

- 3 この要綱は、委員会が第2条に規定する所掌事務を終了した日限り、その効力を失う。

豊岡市老人福祉計画・第8期介護保険事業計画策定検討委員会会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、豊岡市老人福祉計画・第8期介護保険事業計画策定検討委員会の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴人の定員は、5人以内とする。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴人受付簿(別記様式)に必要な事項を記入し、提出しなければならない。

2 傍聴の受付は、傍聴人受付簿の提出順に行うものとする。また、定員を超えた場合にあつては、提出順により傍聴人を決定する。

3 傍聴人の受付は会場前において、会議開始30分前からとする。

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、傘の類を携帯している者
- (3) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、カメラ、映写機、情報端末機の類を携帯している者
- (5) 下駄、木製サンダルの類を履いている者
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) 異様な服装をしている者
- (8) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる物を携帯している者

2 児童又は乳幼児を伴い傍聴席に入ることはできない。

3 前2項に定めるもののうち、委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
 - (3) 示威的行為をしないこと。
 - (4) 携帯電話等の通信機器の電源を切ること。
 - (5) 飲食及び喫煙をしないこと。
 - (6) みだりに席を離れないこと。
 - (7) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
 - (8) 写真、映像等を撮影し、又は録音等をしないこと。
 - (9) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。
- 2 前項に定めるもののうち、委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

(職員の指示)

第6条 傍聴人は、所管課の職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、会議を公開しない決定があつたときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 委員長は、傍聴人がこの要領に違反し、これを改善しないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和2年9月1日から施行する。

(失効)

2 この要領は、委員会が豊岡市老人福祉計画・第8期介護保険事業計画策定検討委員会設置要綱(令和2年豊岡市告示第190号)第2条に規定する所掌事務を終了した日限り、その効力を失う。

豊岡市老人福祉計画・第8期介護保険事業計画策定検討委員会委員名簿

(敬称略・順不同)

No.	所属団体	氏名	備考
1	学識経験者	齋藤 哲也	委員長
2	豊岡市区長連合会	米田 英昭	
3	豊岡市民生委員児童委員連合会	八木 恭子	
4	豊岡市老人クラブ連合会	橋岡 津世子	
5	豊岡市女性連絡協議会	小林 ひろ子	
6	(公社)豊岡市シルバー人材センター	池口 直樹	
7	市特養・養護・老健施設長等連絡協議会	大塚 はるみ	
8	(福)豊岡市社会福祉協議会	田中 正義	
9	兵庫県介護支援専門員協会但馬支部・豊岡ブロック	膳所 由昌	副委員長
10	豊岡市医師会	藤原 武	
11	豊岡市歯科医師会	安達 典弘	
12	兵庫県薬剤師会但馬支部豊岡ブロック	小林 聖司	
13	公立豊岡病院組合	新井 隆浩	
14	兵庫県但馬県民局豊岡健康福祉事務所	柳 尚夫	
15	豊岡市地域密着型サービス事業者連絡協議会	足立 崇宏	
16	ボランティア団体	橋本 道江	
17	公募委員	田口 とも子	

豊岡市老人福祉計画・第8期介護保険事業計画策定にかかる検討経過等

〔豊岡市老人福祉計画・第8期介護保険事業計画策定検討委員会〕

- 第1回計画策定検討委員会〔2020年7月1日(水)／豊岡市役所立野庁舎〕
 - 1 委嘱状交付、正副委員長選出
 - 2 報告事項
 - (1) 計画の位置づけについて
 - (2) 介護保険制度の改正内容等について
 - (3) 市の介護保険の現状について
 - (4) 各種アンケート調査の実施について
 - 3 協議事項
 - (1) 計画策定スケジュールについて

- 第2回計画策定検討委員会〔2020年9月30日(水)／豊岡市役所立野庁舎〕
 - 1 報告事項
 - (1) 計画策定にかかる国・県基本指針(案)について
 - 2 協議事項
 - (1) 基本理念・基本目標について
 - (2) アンケート調査結果 概要版(案)について
 - (3) 第7期計画の実績報告と第8期での取り組み方針(案)について

- 第3回計画策定検討委員会〔2020年10月28日(水)／豊岡市役所立野庁舎〕
 - 1 報告事項
 - (1) アンケート調査結果 概要版(案)について
 - 2 協議事項
 - (1) 第7期計画の実績報告と第8期での取り組み方針(案)について

- 第4回計画策定検討委員会〔2020年11月18日(水)／豊岡市役所立野庁舎〕
 - 1 報告事項
 - (1) 第8期計画期間中の人口推計及び認定者数推計について
 - 2 協議事項
 - (1) 施設等整備計画について
 - (2) 第7期計画の実績報告と第8期での取り組み方針(案)について

- 第5回計画策定検討委員会〔2020年12月23日(水)／豊岡市役所立野庁舎〕
 - 1 報告事項
 - (1) 介護給付費の見込みについて
 - 2 協議事項
 - (1) 施設等整備計画について
 - (2) 豊岡市老人福祉計画・第8期介護保険事業計画素案について

介護保険制度の主な改正点

- 1** 介護保険サービスを利用したときの利用者負担が変わります 2021年4月から

介護報酬の改定に伴い、介護保険サービスを利用したときに支払う利用者負担額が変更になります。
- 2** 介護保険料が変わります 2021年4月から

2021年度から3年間の介護保険料が決まりました。基準額は第7期と同額ですが、所得段階・介護保険料基準額に対する割合が一部変更になります。
- 3** 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の弾力化が行われます 2021年4月から

市町村の判断により、要介護者についても、介護予防・生活支援サービス事業（市町村が補助するものに限る）の対象とすることが可能となります。

介護予防・生活支援サービス事業のサービス価格について、国がサービス価格の上限を定める仕組みから、国が定める額を勘案して市町村が定める仕組みに変わります。
- 4** 平成30年度税制改正に伴う所得段階判定の見直しが行われます 2021年4月から

平成30年度税制改正により、給与所得控除や公的年金等控除の控除額を一律10万円引き下げるとともに、基礎控除の控除額を同額引き上げることにより「合計所得金額」等の値が変更になります（2020年分以後の所得について適用）。

「合計所得金額」等は所得段階等の判定に用いられていますが、従前と所得段階が変わらないようにする対応がとられます。
- 5** 食費・居住費の助成（補足給付）の見直しが行われます 2021年8月から

食費・居住費の助成（補足給付）の所得段階について、保険料の所得段階と整合させるとともに、能力に応じた負担とする観点から精緻化し、食費・居住費負担を含む本人の支出額について、所得段階間の均衡が図られます。
- 6** 高額介護（予防）サービス費の見直しが行われます 2021年8月から

医療保険の高額療養費制度における負担限度額に合わせ、現行の現役並み所得者のうち、年収約770万円以上の者と年収約1,160万円以上の者について、世帯の上限額を現行の44,400円からそれぞれ93,000円、140,100円に引き上げられます。

2020年度豊岡市
介護予防・日常生活圏域二一ズ調査
介護・在宅医療意向調査
在宅介護実態調査

集計結果 概要版

2021年3月

豊岡市

【 目 次 】

第1章 調査の概要	1
1 調査目的	1
2 実施内容	1
(1) 調査対象	1
(2) 調査方法	1
(3) 調査期間	1
(4) 回収状況	2
(5) 調査結果の表示方法	2
第2章 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果	3
1 属性	3
■性別	3
■年齢	3
■世帯の状況	4
■日中一人になることがあるか	5
2 日ごろの生活について	6
■近隣との付き合い	6
■外出頻度	7
■趣味や生きがいの有無	8
■家族や友人・知人以外の相談相手	9
3 認知症について	10
■自分や身近な人に認知症の疑いがある時の相談先	10
■認知症カフェの認知度	11
■市が認知症施策として優先して取り組むべきもの	12
4 介護保険サービスや高齢者福祉サービスについて	13
■普段の生活での介護・介助の必要性	13
■誰が介護・介助をしているか	14
■主な介護・介助の性別	14
■主な介護・介助者の年齢	15
■介護・介助が必要となった原因	16
5 在宅医療について	17
■在宅医療の認知度	17
■かかりつけ医等の有無	18
■高齢期に医療や介護が必要になった際の希望	19
■自宅での看取りの希望と実現の可能性	20
■自宅で最期まで過ごすことができると考える理由、難しいと考える理由	21
6 その他について	23
■高齢者の権利や生活を守るための制度やサービスの認知度	23
■市が高齢者施策として優先して取り組むべきもの	24
第3章 介護・在宅医療意向調査結果	25
1 属性	25
■性別	25
■年齢	25

■世帯の状況	26
■日中一人になることがあるか	27
2 日ごろの生活について	28
■近隣との付き合い	28
■外出頻度	28
■外出を控えているか	29
■外出を控えている理由	30
■趣味や生きがいの有無	31
3 介護保険サービスや高齢者福祉サービスについて	32
■早朝や夜間に支援を必要とする機会	32
■家族や親族による介護・介助の頻度	33
4 在宅医療について	34
■在宅医療の認知度	34
■かかりつけ医等の有無	34
■高齢期に医療や介護が必要になった際の希望	35
■自宅での看取りの希望と実現可能性	36
■自宅で最期まで過ごすことができると考える理由、難しいと考える理由	37
■今後在宅医療や在宅介護が進むために必要なこと	39
5 その他について	40
■高齢者の権利や生活を守るための制度やサービスの認知度	40
■介護保険制度全体をよりよくするために市が力を入れるべきこと	41
■市が高齢者施策として優先して取り組むべきもの	42
第4章 在宅介護実態調査の概要	43
■主な介護者の性別・年齢	43
■主な介護者が行っている介護	44
■介護のための離職の有無	45
■介護保険サービスの利用の有無	45
■主な介護者の勤務形態と働き方の調整状況	46
■就労の継続に向けて効果的であると考えられる勤め先からの支援	47
■在宅生活の継続のために利用している保険外サービスと必要と感じるサービス	48

第1章 調査の概要

1 調査目的

① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

高齢者の生活の状況や心身の状態などについて把握し、2021年度より始まる「豊岡市老人福祉・第8期介護保険事業計画」の策定に向け、基礎資料として、介護予防などに関する事業の推進に活用します。

② 介護・在宅医療意向調査

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査とあわせ、在宅生活を継続するにあたっての意向及び課題等を把握し、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査とあわせ、「老人福祉計画及び第8期介護保険事業計画」の基礎資料とします。

③ 在宅介護実態調査

「高齢者等の適切な在宅生活の継続」や「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討するための基礎資料とします。

2 実施内容

(1) 調査対象

① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

在宅で生活している65歳以上の高齢者のうち、要介護認定を受けていない者

② 介護・在宅医療意向調査

在宅で生活している65歳以上の高齢者のうち、要介護認定者

③ 在宅介護実態調査

在宅で生活している65歳以上の高齢者のうち、要支援及び要介護認定者

(2) 調査方法

① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

調査対象者(23,155人)から3,000人を無作為抽出し、調査票の郵送配布、郵送回収により実施

② 介護・在宅医療意向調査

調査対象者(2,125人)から1,000人を無作為抽出し、調査票の郵送配布、郵送回収により実施

③ 在宅介護実態調査

認定調査の訪問時に、378人の方に対して、聞き取りにより実施

(3) 調査期間

① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

2020年3月27日(金)～2020年5月7日(木)

② 介護・在宅医療意向調査

2020年3月31日(火)～2020年5月7日(木)

③ 在宅介護実態調査

2020年1月～2020年4月

(4) 回収状況

	配布数	回収数	回収率	有効回答数	有効回収数
①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	3,000	2,009	67.0%	2,009	67.0%
②介護・在宅医療意向調査	1,000	527	52.7%	527	52.7%

	調査数 (聞き取り数)	有効回答数
③在宅介護実態調査	378	378

(5) 調査結果の表示方法

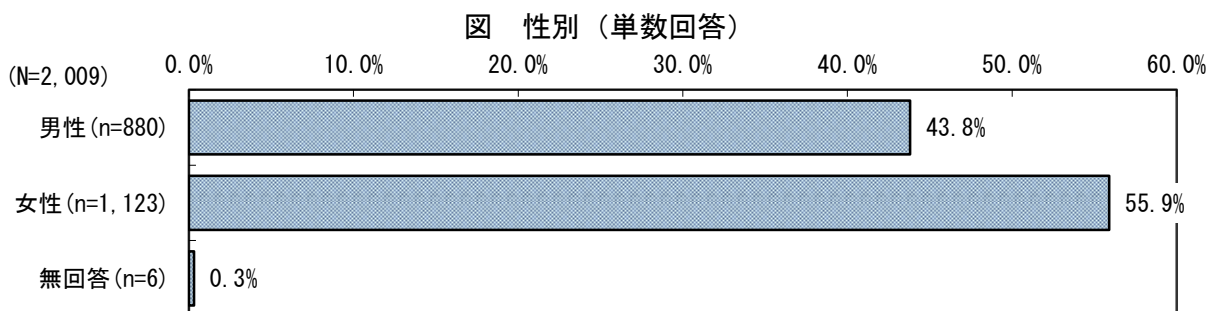
- ・設問ごとの集計母数はグラフ中に「N=***」、各項目の回答数は「n=***」と表記しています。
- ・集計結果の百分率(%)は小数点第2位を四捨五入した値を表記しています。このため、単数回答設問の選択肢ごとの構成比の見かけ上の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答設問では、当該設問に回答すべき回答者数を母数として選択肢ごとにそれぞれ構成比を求めています。そのため、構成比の合計は通常100.0%にはなりません。
- ・クロス集計のグラフ・数表では、集計区分ごとの集計母数を「N=***」と表記しています。
- ・クロス集計のグラフ・数表では、無回答を除いているため、各項目の総和と全体の集計母数(N数)は一致しない場合があります。

第2章 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

1 属性

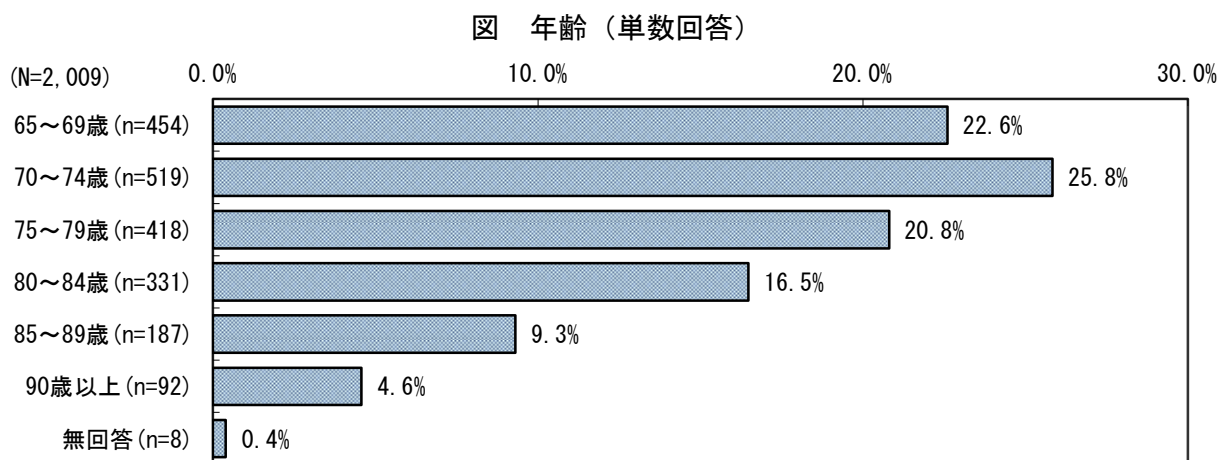
■性別

「女性」が55.9%、「男性」が43.8%となっています。

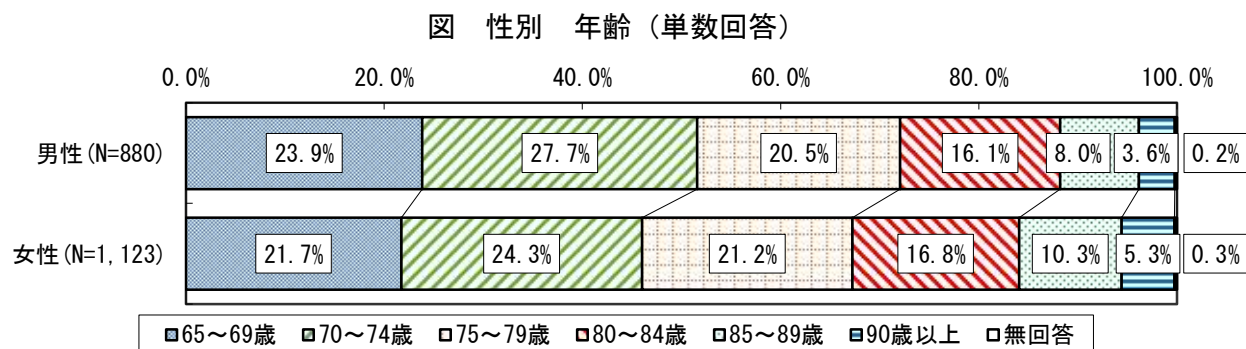


■年齢

「70～74歳」(25.8%)が最も多く、次いで「65～69歳」(22.6%)、「75～79歳」(20.8%)となっており、75歳以上が51.2%となっています。



男性は75歳未満が51.6%、女性は75歳以上が53.6%となっており、女性のほうが年齢層は高くなっています。

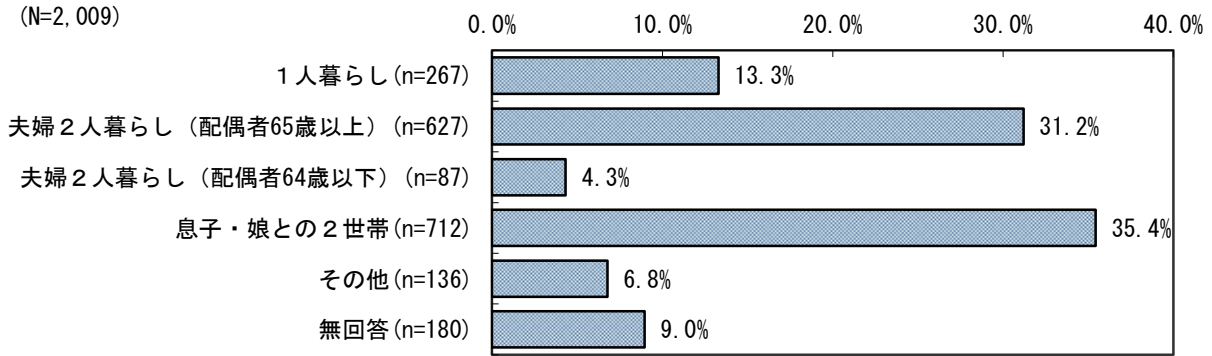


■世帯の状況

○「1人暮らし」は全体の約1割を占め、年齢が高くなるほど増加する。

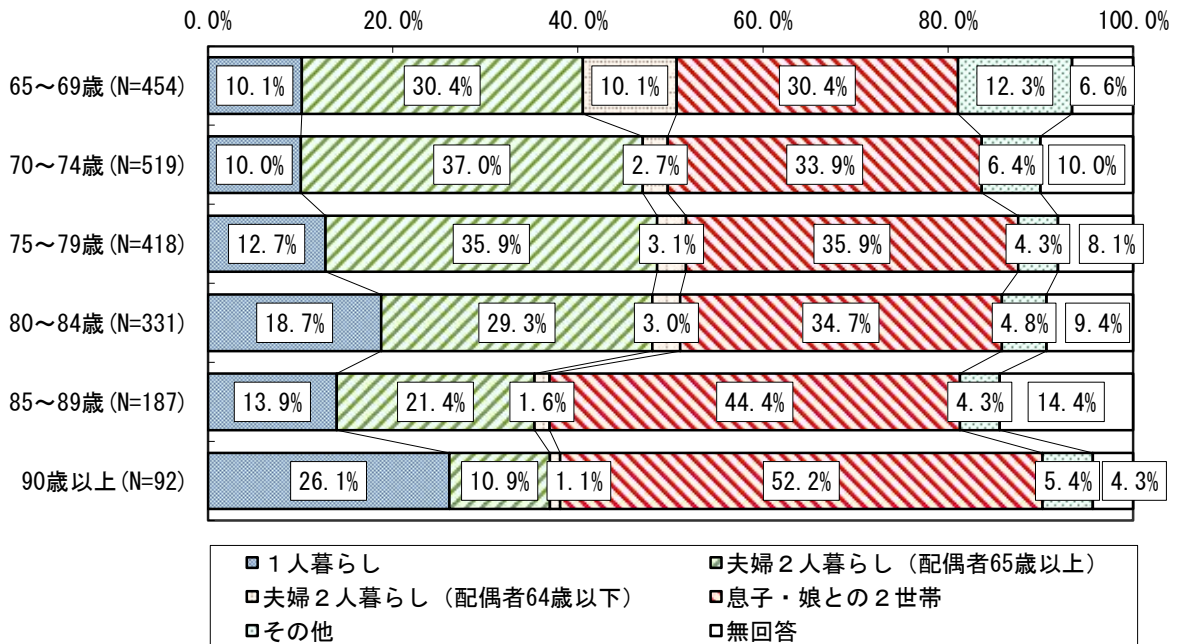
「息子・娘との2世帯」(35.4%)が最も多く、次いで「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」(31.2%)、「1人暮らし」(13.3%)となっています。

図 世帯の状況(単数回答)



年齢別にみると、年齢層が高いほど「1人暮らし」と「息子・娘との2世帯」が増加し、「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」が減少するという傾向がみられます。

図 年齢別 世帯の状況(単数回答)

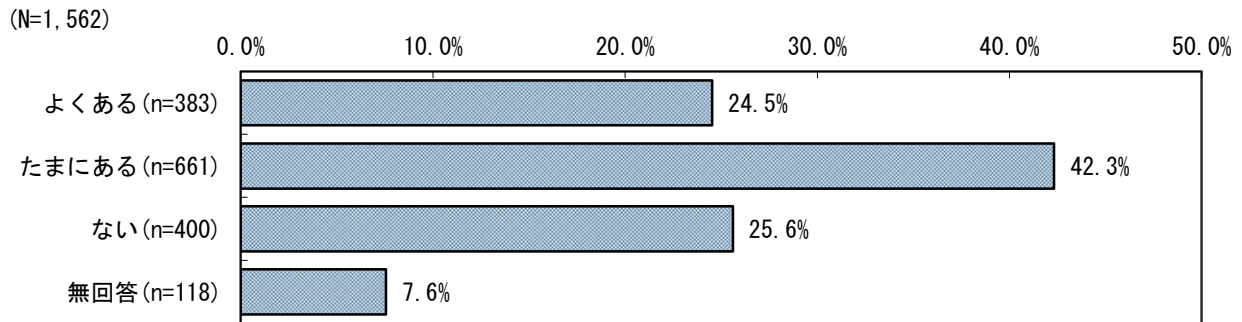


■日中一人になることがあるか

○日中に一人になることが「よくある」という人は年齢が高くなるほど増加し、90歳以上では約4割を占める。

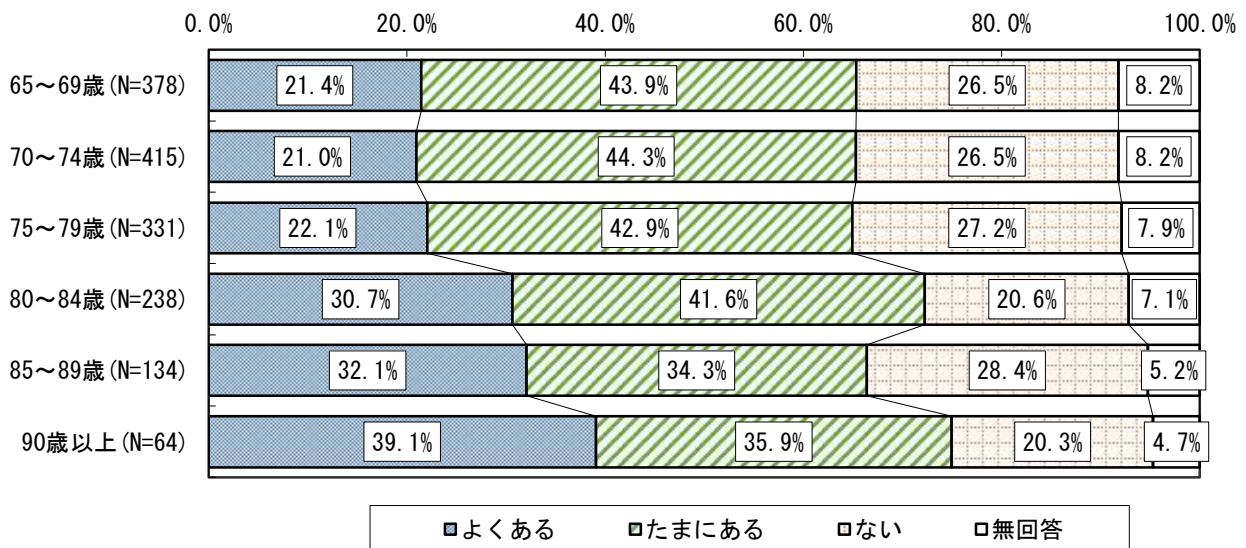
1人暮らしでない方について、「日中一人になることがあるか」をみると、「たまにある」(42.3%)が最も多く、次いで「ない」(25.6%)、「よくある」(24.5%)となっています。

図 日中一人になることがあるか（単数回答）



年齢別にみると、日中ひとりになることが「よくある」という方は80歳以上では3割以上と、高齢になるほど多くなっています。

図 年齢別 日中一人になることがあるか（単数回答）



2 日ごろの生活について

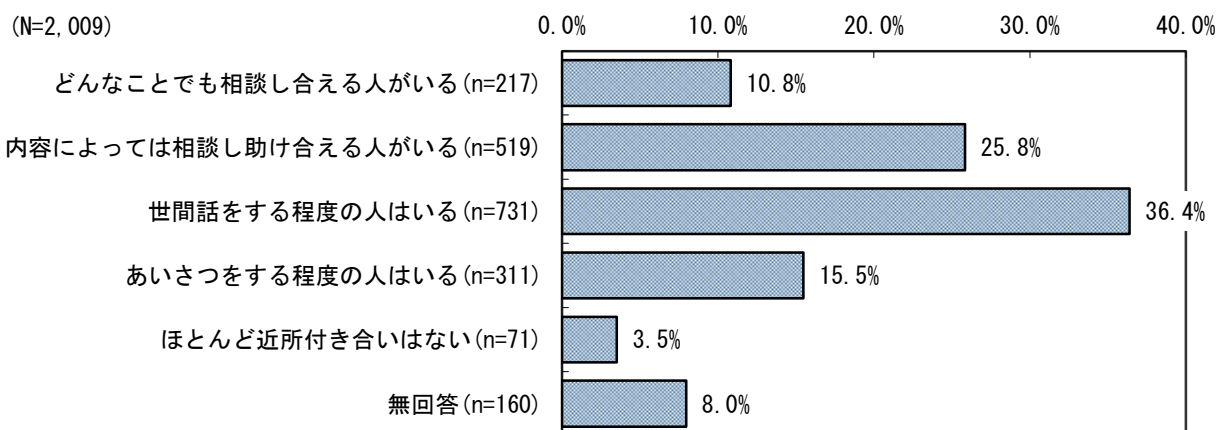
■近隣との付き合い

あなたは、ご近所の人とどの程度のお付き合いをされていますか。(1つに○)

○近所と何らかの付き合いがある人が多く、「ほとんど近所付き合いはない」という人はごくわずか。

「世間話をする程度の人はいる」(36.4%)が最も多く、次いで「内容によっては相談し助け合える人がある」(25.8%)、「あいさつをする程度の人はいる」(15.5%)となっています。

図 近隣との付き合い(単数回答)



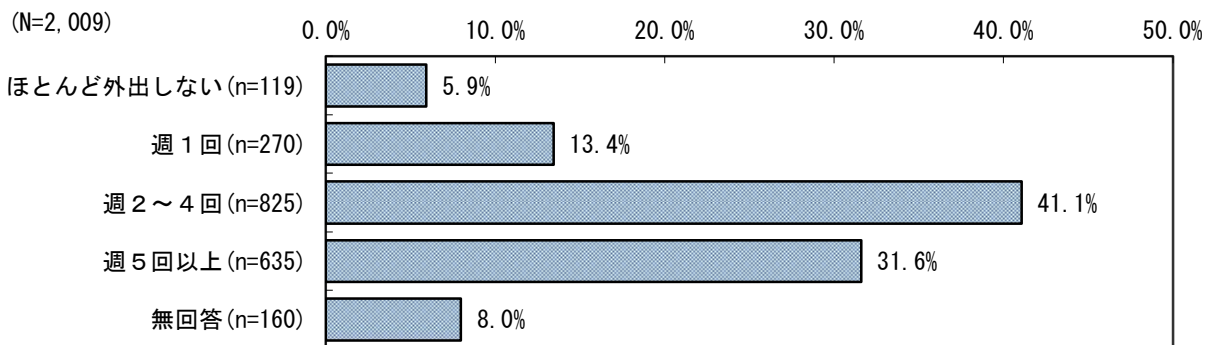
■外出頻度

あなたは、週に1回以上は外出していますか。(1つに○)

○各年代で週2回以上は外出する人が多いが、年齢が高くなるにつれて「ほとんど外出しない」という人が増加する。

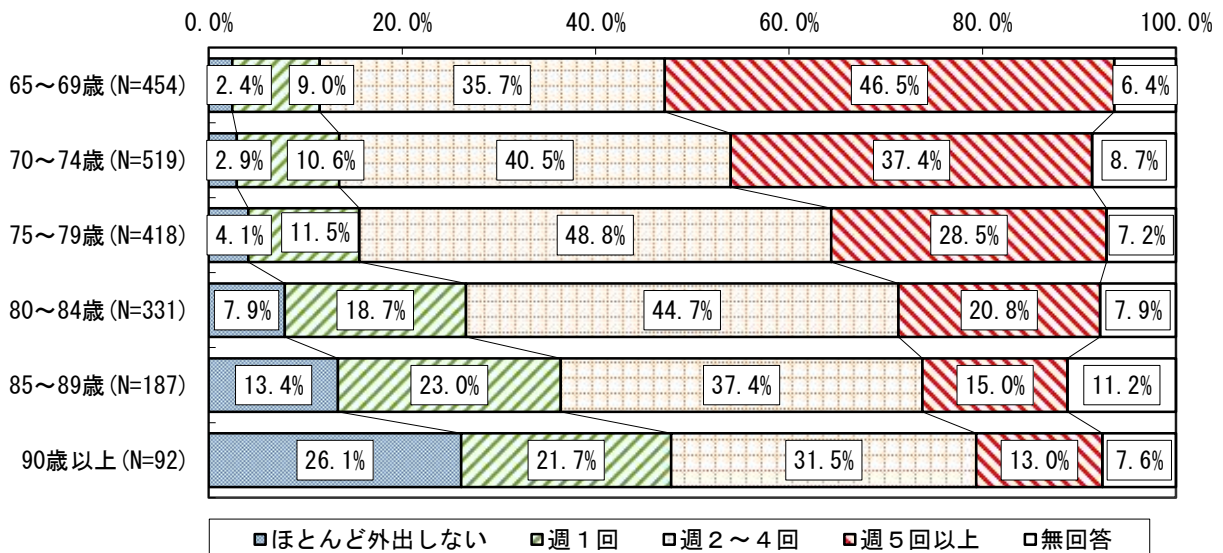
「週2～4回」(41.1%)が最も多く、次いで「週5回以上」(31.6%)、「週1回」(13.4%)となっています。

図 外出頻度 (単数回答)



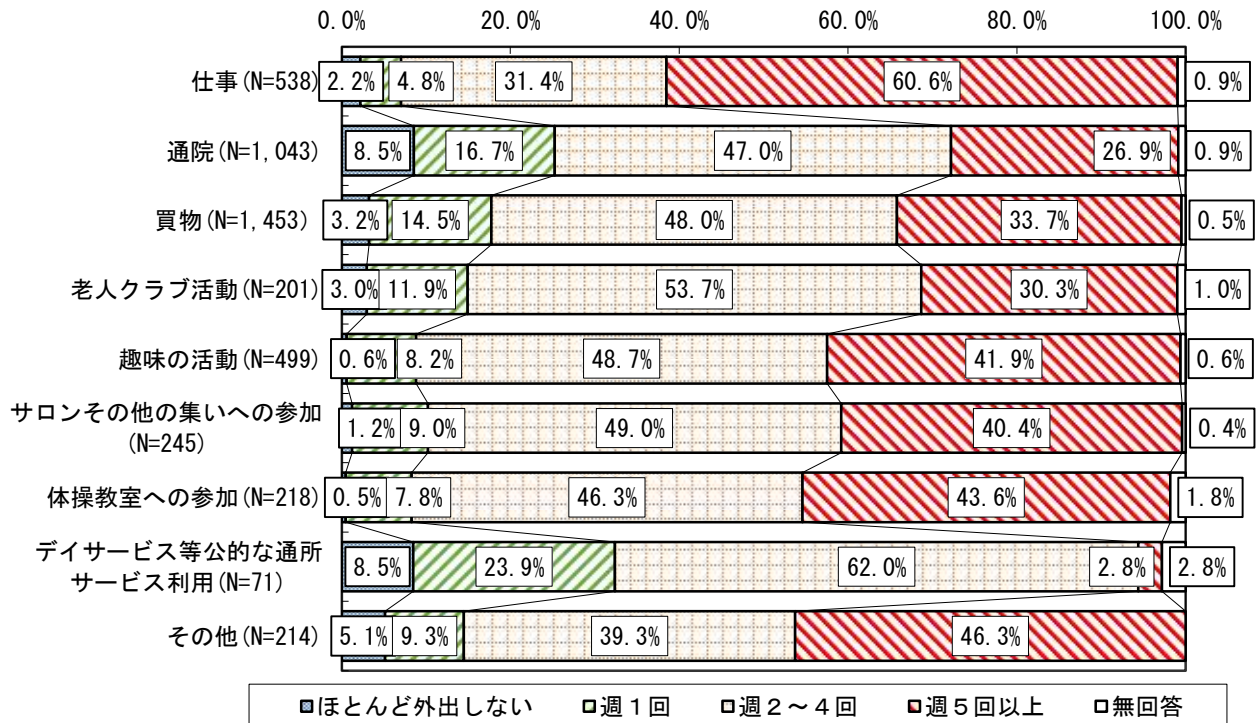
年齢別にみると、週に1回以下しか外出しない人の割合は高齢になるほど多く、90歳以上が47.8%と多くなっています。

図 年齢別 外出頻度 (単数回答)



外出目的別に外出頻度をみると、外出する主な目的が「仕事」では「週5回以上」が60.6%と最も多くなっています。「その他」を除くそれ以外の目的では「週2～4回」が最も多くなっています。また、外出する主な目的が「デイサービス等公的な通所サービス利用」では「週1回」が23.9%と多くなっています。

図 外出目的別 外出頻度（複数回答）



■趣味や生きがいの有無

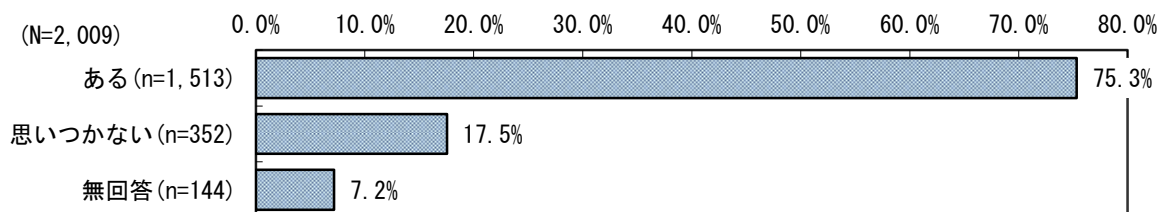
あなたには、趣味や生きがいとしているもの（こと）がありますか。

○趣味や生きがいが「ある」人は7割以上。

趣味や生きがいの有無をみると、「ある」が75.3%となっています。

趣味や生きがいの具体的内容としては、「農業、田仕事、畑仕事」が最も多く、次いで「運動、スポーツ」、「友人・知人との交流・会話」、「園芸」などとなっています。

図 趣味や生きがいの有無（単数回答）



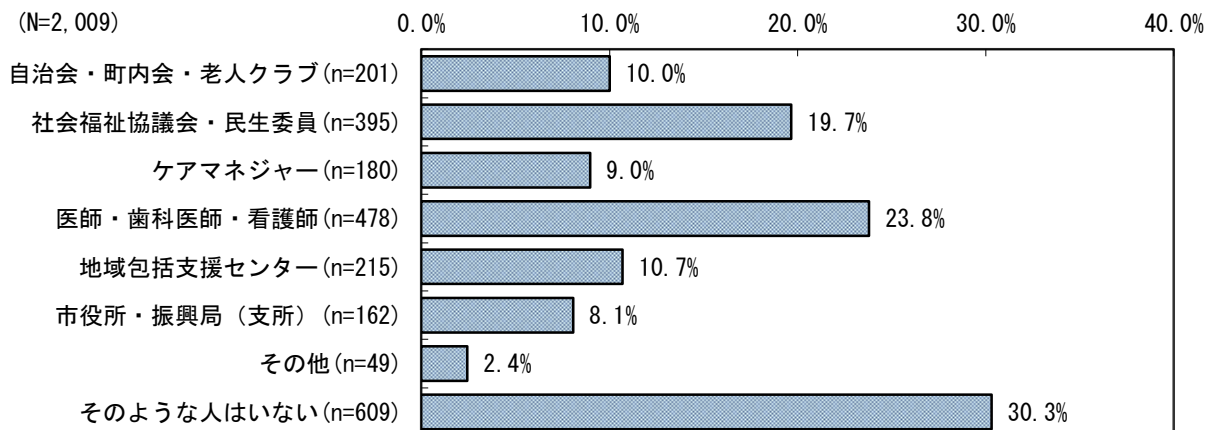
■家族や友人・知人以外の相談相手

あなたが、家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手を教えてください。
(あてはまるものすべてに○)

○家族や友人・知人以外の相談相手が「いない」という人が約3割。

「そのような人はいない」(30.3%)が最も多く、次いで「医師・歯科医師・看護師」(23.8%)、「社会福祉協議会・民生委員」(19.7%)となっています。

図 家族や友人・知人以外の相談相手（複数回答）



3 認知症について

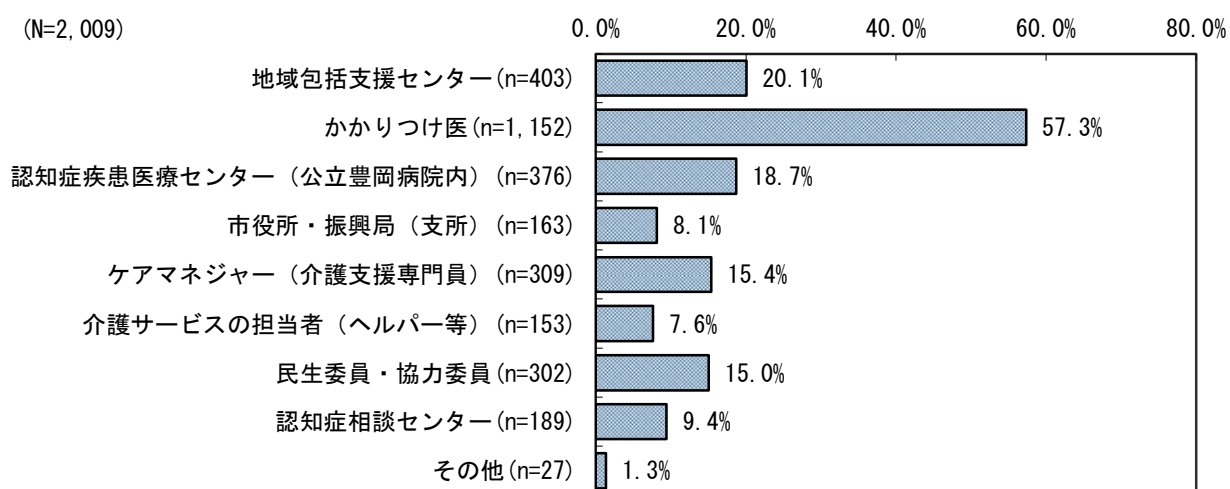
■自分や身近な人に認知症の疑いがある時の相談先

あなたやあなたの身近な人に認知症の疑いがある時に、どのような機関・人に相談しますか。(あてはまるものすべてに○)

○自分や身近な人に認知症の疑いがある時の身近な相談相手は「かかりつけ医」。

「かかりつけ医」(57.3%)が最も多く、次いで「地域包括支援センター」(20.1%)、「認知症疾患医療センター(公立豊岡病院内)」(18.7%)となっています。

図 自分や身近な人に認知症の疑いがある時の相談先(複数回答)



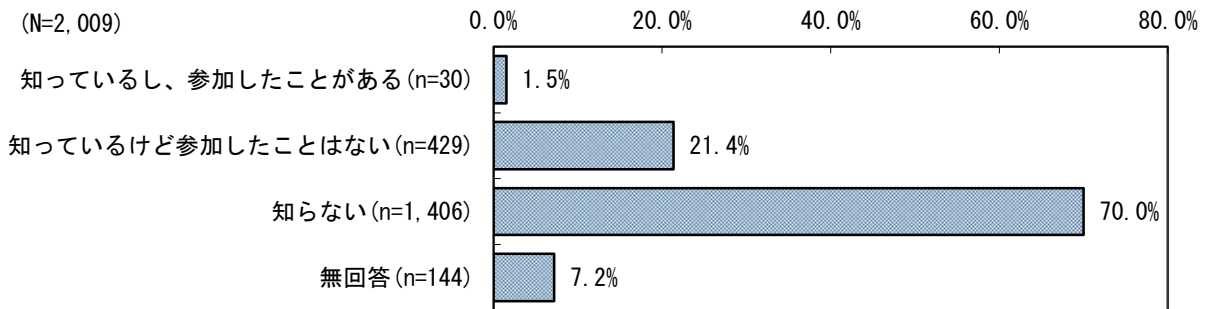
■認知症カフェの認知度

あなたは、認知症カフェを知っていますか。(1つに○)

○認知症カフェは一定の認知度はあるが、参加したことがある人は1.5%にとどまる。

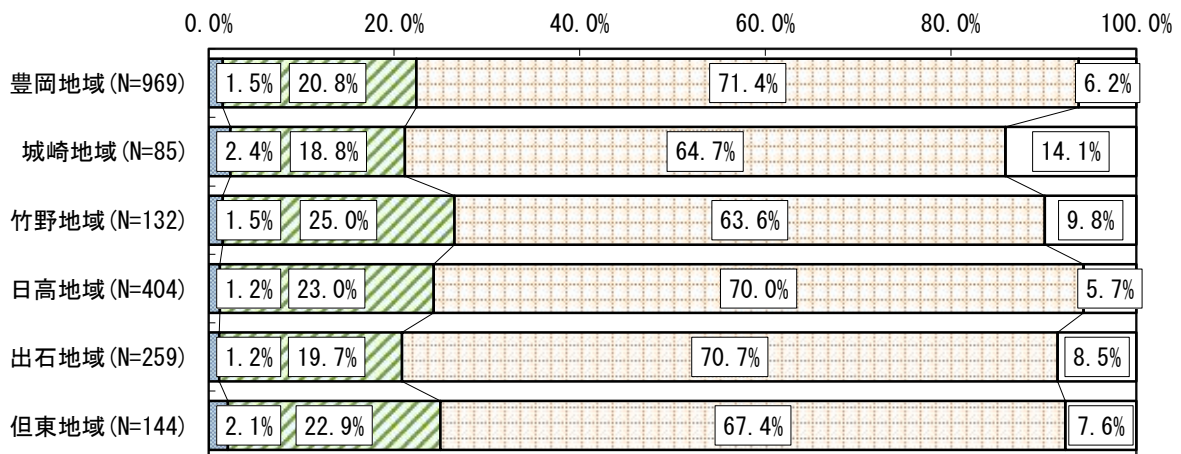
「知らない」(70.0%)が最も多くなっています。認知度(「知っているし、参加したことがある」と「知っているけど参加したことはない」の合計)は22.9%となっています。

図 認知症カフェの認知度(単数回答)



居住地域別にみると、認知度が最も高いのは竹野地域(26.5%)で、最も低いのは出石地域(20.9%)となっています。

図 居住地域別 認知症カフェの認知度(単数回答)



■知っているし、参加したことがある ■知っているけど参加したことはない □知らない □無回答

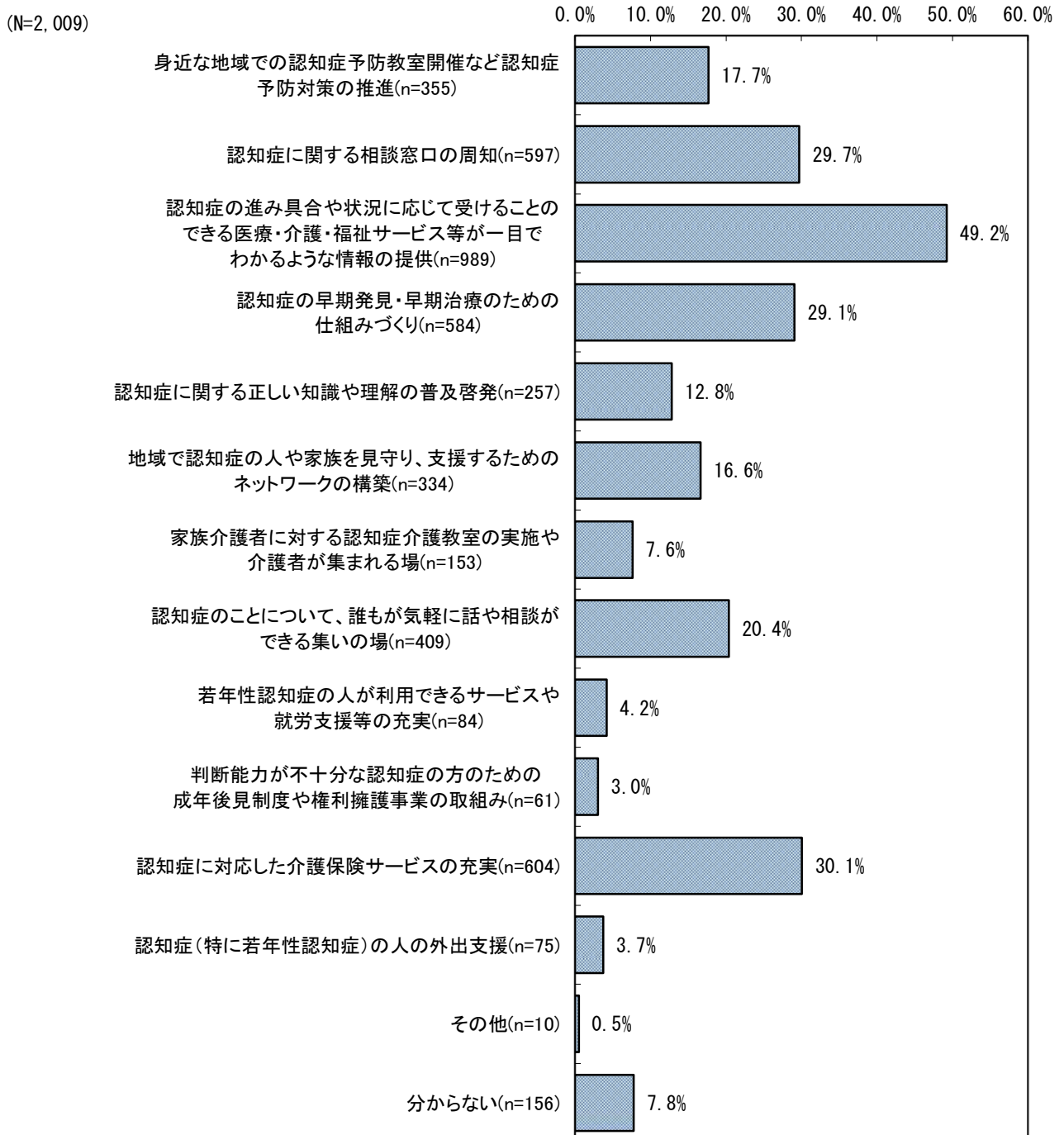
■市が認知症施策として優先して取り組むべきもの

認知症になっても住み慣れた地域で生活を送るため、市が取り組むものとして、あなたは、次のうちどれを優先して充実すべきとお考えですか。（3つまでに○）

○認知症施策として優先すべき取組は、「認知症の進み具合や状況に応じて受けることのできる医療・介護・福祉サービス等が一目でわかるような情報の提供」。

「認知症の進み具合や状況に応じて受けることのできる医療・介護・福祉サービス等が一目でわかるような情報の提供」（49.2%）が最も多く、次いで「認知症に対応した介護保険サービスの充実」（30.1%）、「認知症に関する相談窓口の周知」（29.7%）となっています。

図 市が認知症施策として優先して取り組むべきもの（3つ以内で複数回答）



4 介護保険サービスや高齢者福祉サービスについて

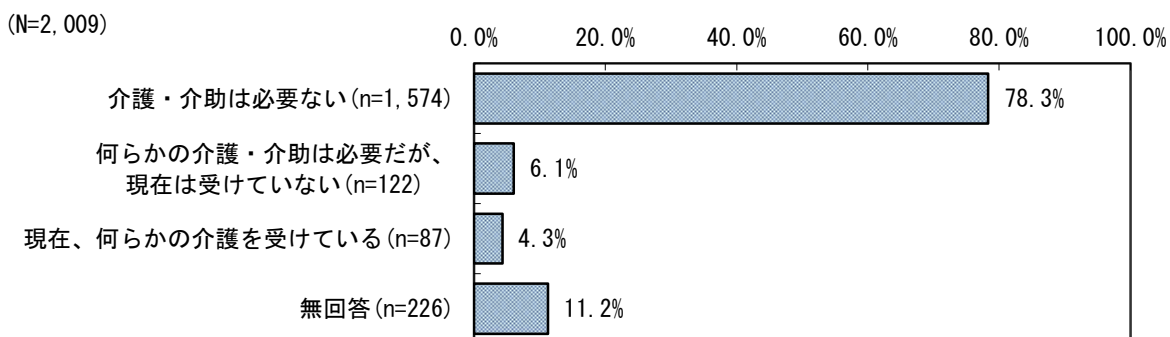
■普段の生活での介護・介助の必要性

あなたは、普段の生活でどなたかの介護・介助が必要ですか。(1つに○)

○年齢が高くなるにつれて何らかの介護を受けている人が増加する一方で「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」という人も増加する。

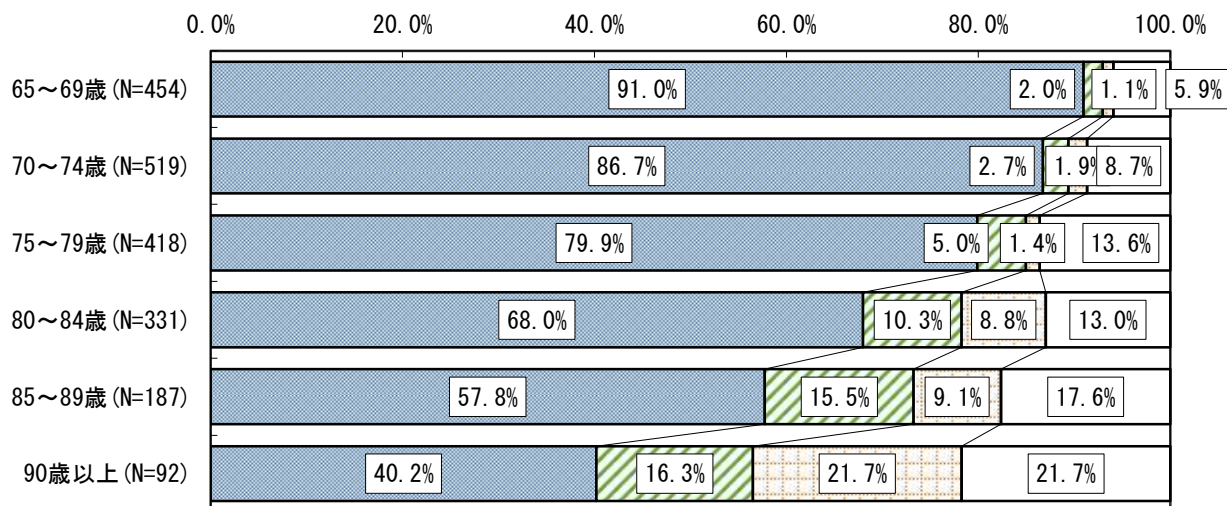
「介護・介助は必要ない」(78.3%)が最も多く、次いで「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」(6.1%)、「現在、何らかの介護を受けている」(4.3%)となっています。

図 普段の生活での介護・介助の必要性 (単数回答)



年齢別にみると、年齢層が高いほど「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」と「現在、何らかの介護を受けている」が多くなっています。

図 年齢別 普段の生活での介護・介助の必要性 (単数回答)



■ 介護・介助は必要ない
 ■ 何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない
 □ 現在、何らかの介護を受けている
 □ 無回答

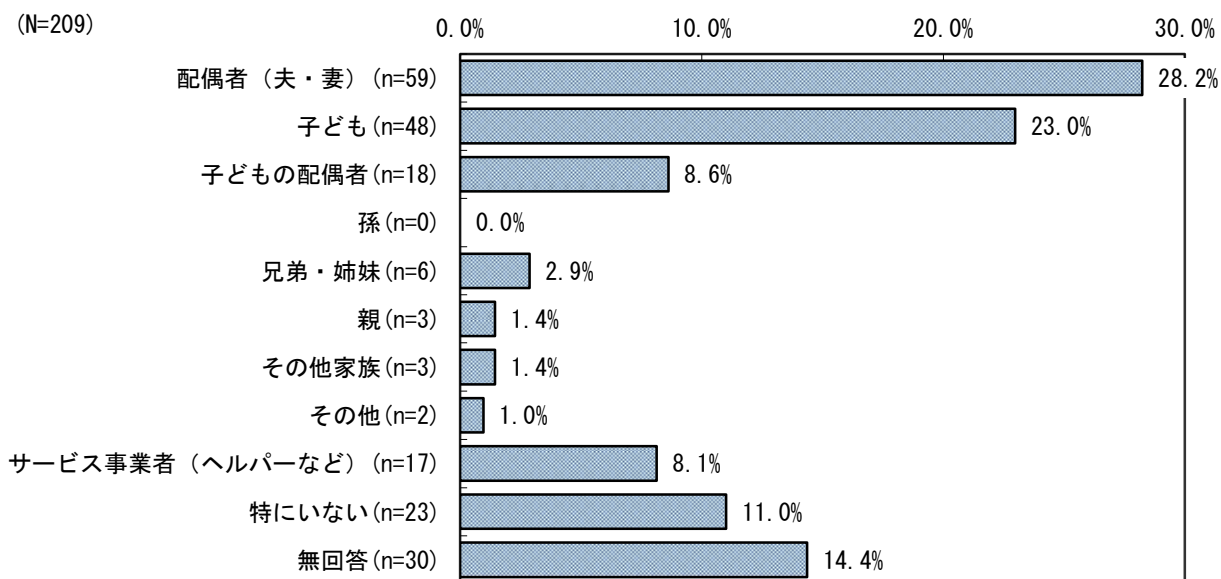
■誰が介護・介助をしているか

あなたを主に介護・介助をしているのは、どなたですか。(1つに○)(要支援・要介護認定を受けずに介護・介助を受けている場合もお答えください)

○主な介護・介助者は「配偶者」や「子ども」で、家族による介護が多い。

「配偶者(夫・妻)」(28.2%)が最も多く、次いで「子ども」(23.0%)、「特にない」(11.0%)となっています。

図 誰が介護・介助をしているか(単数回答)



■主な介護・介助の性別

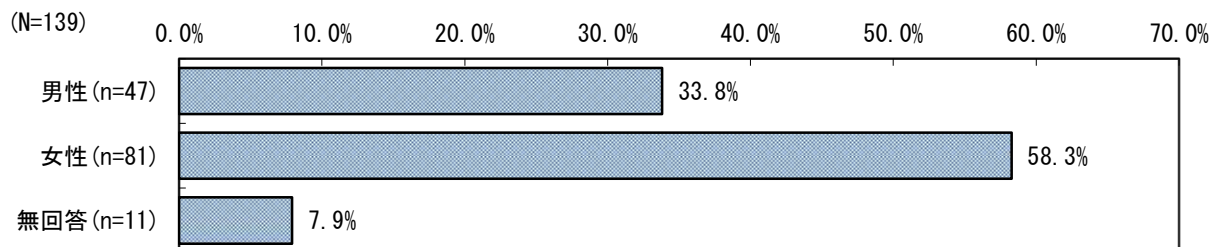
あなたを主に介護・介助している方の性別をお答えください。(1つに○)

※主な介護・介助者が「サービス事業者(ヘルパーなど)」、「特にない」、「無回答」を除きます。

○主な介護・介助者は「女性」が多い。

主な介護・介助者の性別をみると、「女性」が58.3%、「男性」が33.8%となっています。

図 主な介護・介助者の性別(単数回答)



■主な介護・介助者の年齢

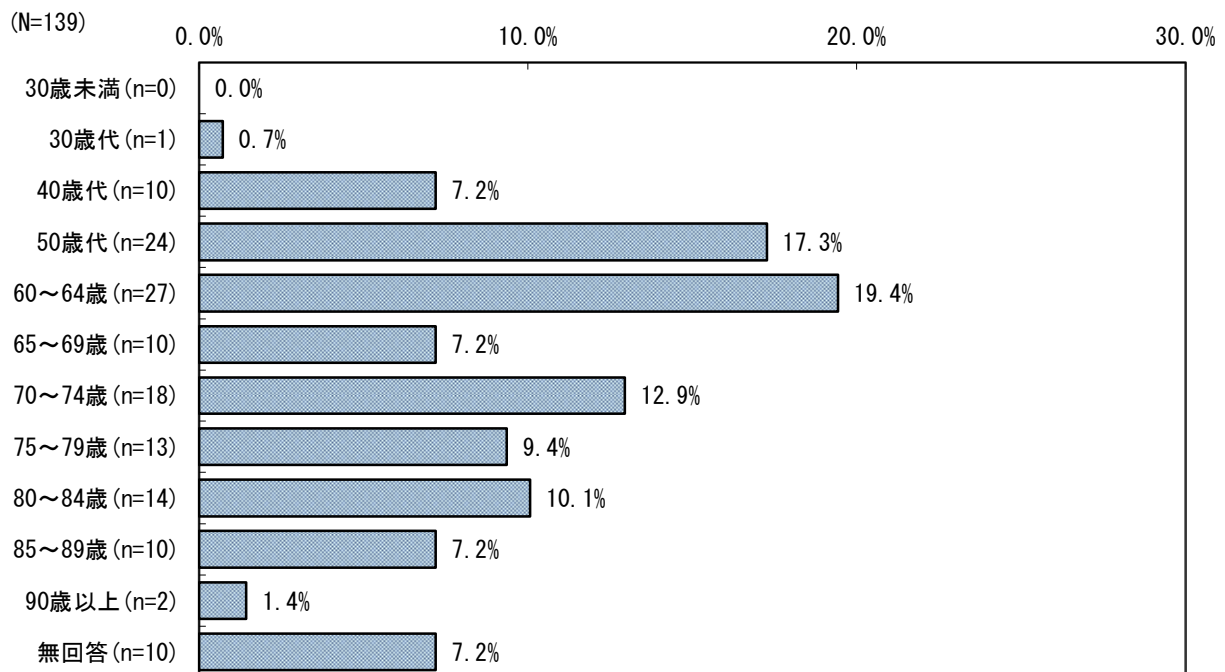
あなたを主に介護・介助している方の年齢はおいくつですか。(1つに○)

※主な介護・介助者が「サービス事業者(ヘルパーなど)」、「特にない」、「無回答」を除きます。

○主な介護・介助者は「60～64歳」が多く、70歳以上も約4割を占める

「60～64歳」(19.4%)が最も多く、次いで「50歳代」(17.3%)、「70～74歳」(12.9%)となっており、70歳未満が51.8%となっています。

図 主な介護・介助者の年齢(単数回答)



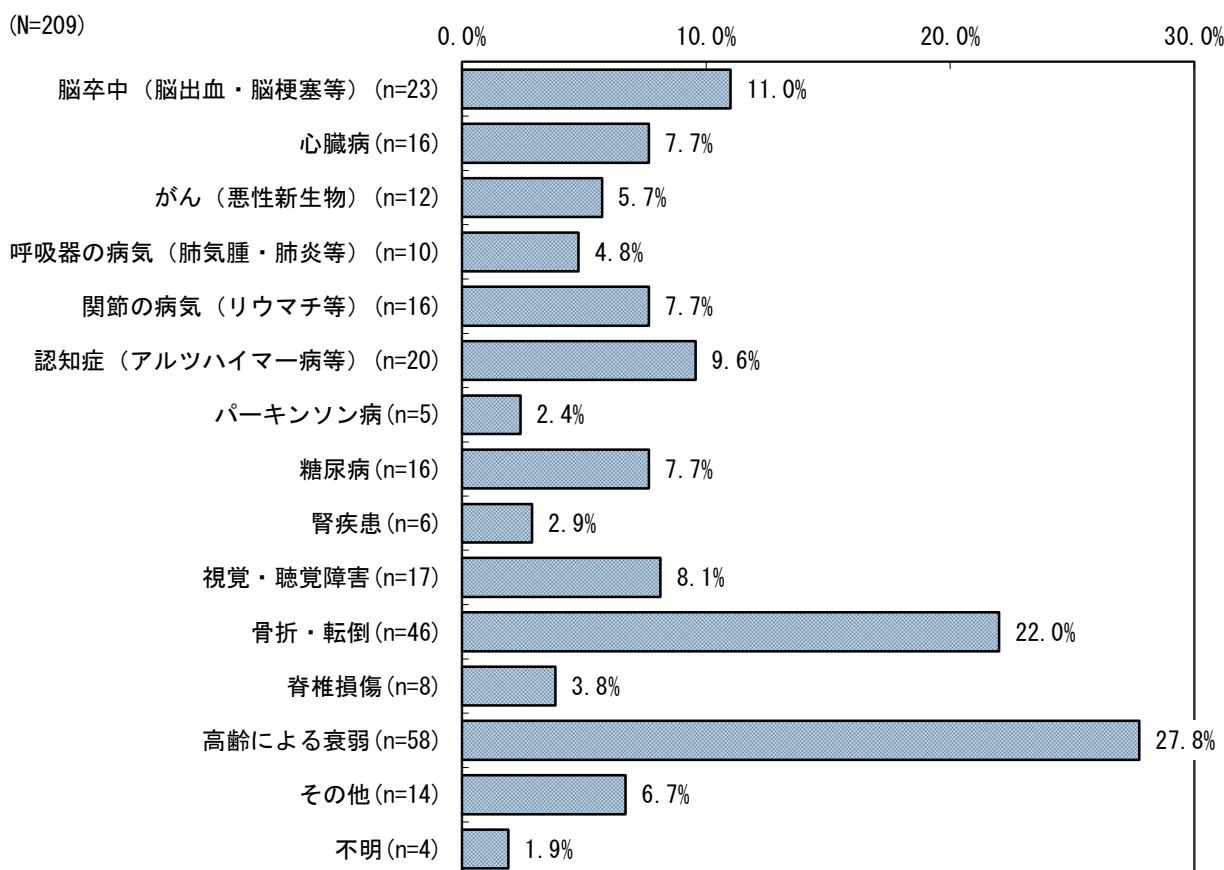
■介護・介助が必要となった原因

あなたが、介護・介助が必要になった主な原因はなんですか。(あてはまるものすべてに○)

○「高齢による衰弱」や「骨折・転倒」により介護が必要となった人が多い。

介護・介助が必要な方について、主な原因についてみると、「高齢による衰弱」(27.8%)が最も多く、次いで「骨折・転倒」(22.0%)、「脳卒中(脳出血・脳梗塞等)」(11.0%)となっています。

図 介護・介助が必要となった原因(複数回答)



5 在宅医療について

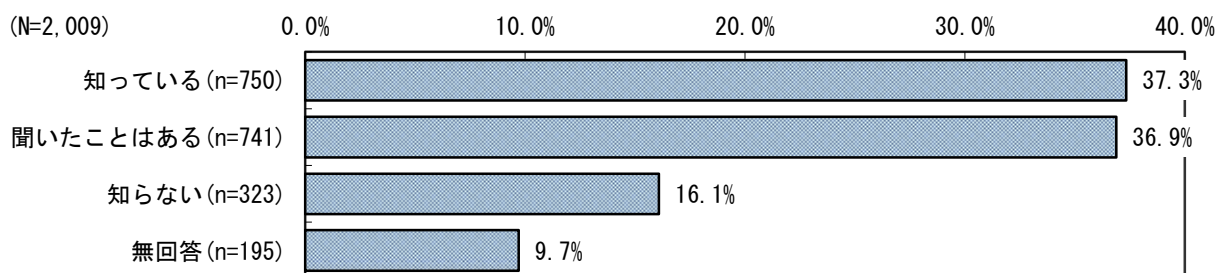
■在宅医療の認知度

あなたは、「在宅医療」について知っていますか。(1つに○)

○在宅医療の認知度は年齢が高くなるにつれて減少傾向。

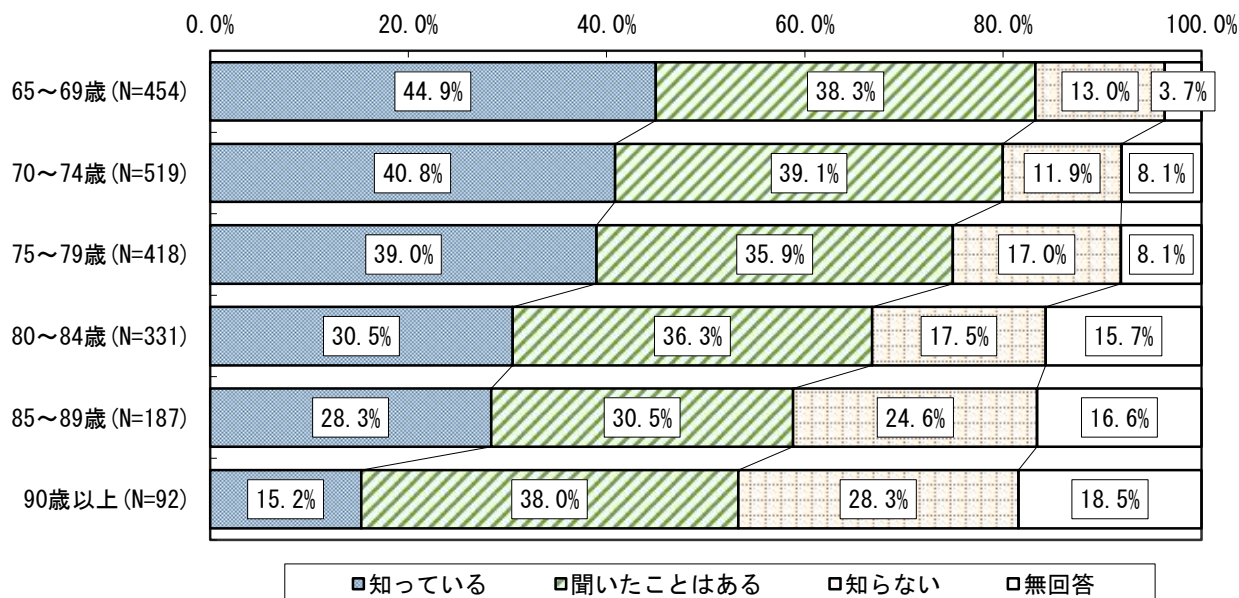
「知っている」(37.3%)が最も多く、次いで「聞いたことはある」(36.9%)、「知らない」(16.1%)となっています。

図 在宅医療の認知度 (単数回答)



年齢別にみると、「知っている」は年齢層が低いほど多くなっています。

図 年齢別 在宅医療の認知度 (単数回答)



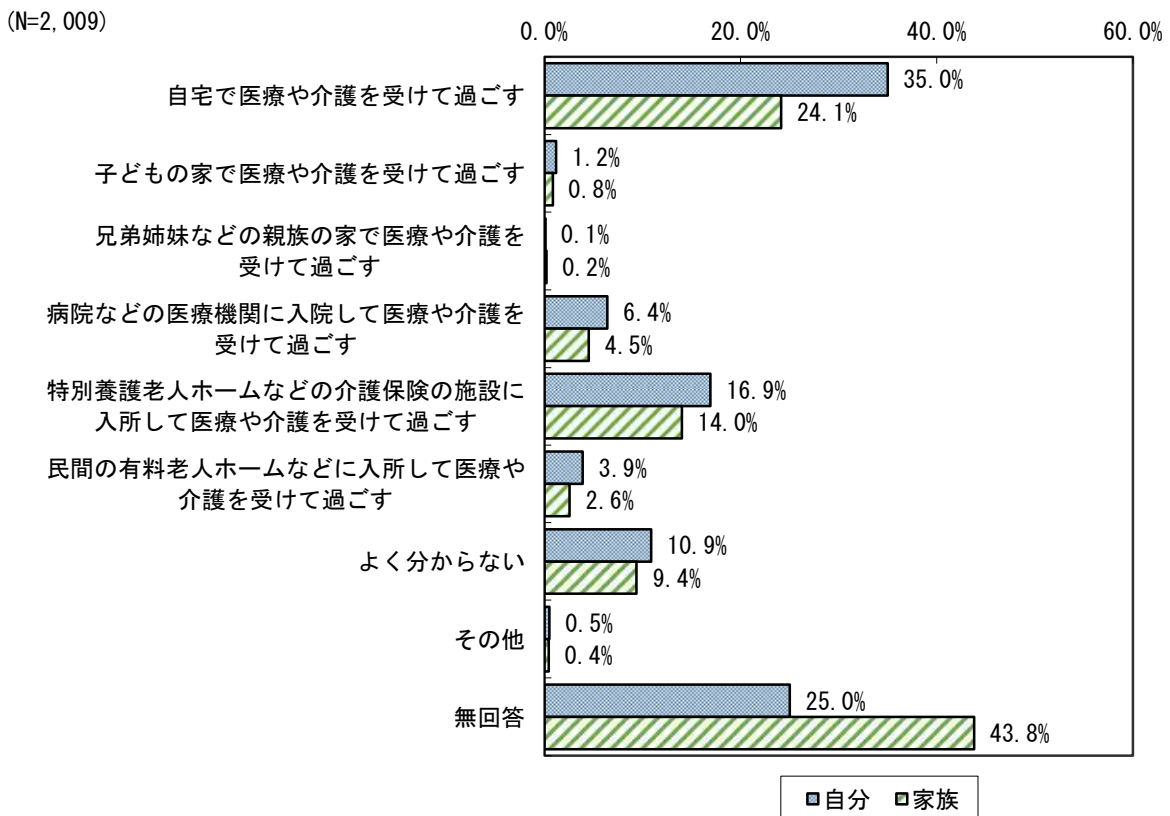
■高齢期に医療や介護が必要になった際の希望

あなた自身が、高齢期に、医療や介護が必要になった時、どこで過ごしたいですか。また、ご家族が同様の時、どこで過ごしてもらいたいか、あなたの考えをお聞かせください。それぞれあてはまる番号1つに○をつけてください。

○医療や介護が必要になったら自分、家族の場合ともに自宅で医療や介護を受けて過ごすことを希望する人が多い。

自分の場合・家族の場合ともに「自宅で医療や介護を受けて過ごす」（自分：35.0%、家族：24.1%）が最も多く、子どもの家・親族の家で過ごすことを希望する人を合計すると、自宅での医療や介護を希望する人は自分の場合が36.3%、家族の場合が25.1%となっています。

図 高齢期に医療や介護が必要になった際の希望（複数回答）



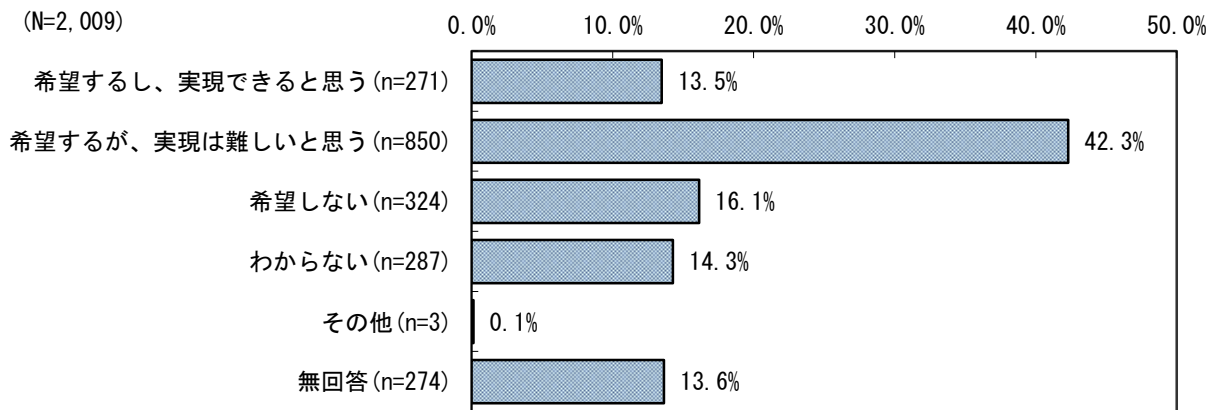
■自宅での看取りの希望と実現の可能性

あなた自身が、要介護度が重くなったり、仮に治る見込みがない状態となったとき、自宅（子どもの家や兄弟姉妹などの親族の家も含む）で最期まで過ごすことを希望しますか、また、実現可能だと思いますか。（○は1つ）

○自宅での看取りを希望するが実現は難しいと考えている人が約4割と最も多く、年齢が高いほど実現できると思う人が多い。

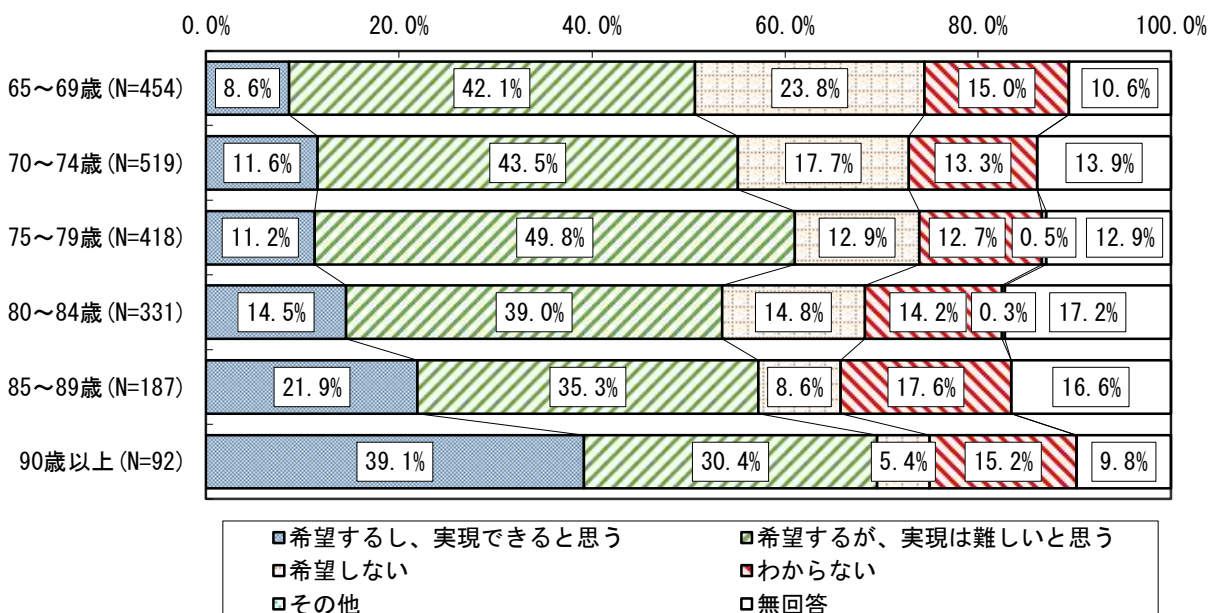
「希望するが、実現は難しいと思う」(42.3%)が最も多く、次いで「希望しない」(16.1%)、「わからない」(14.3%)となっています。自宅での看取りを希望する人（「希望するし、実現できると思う」と「希望するが、実現は難しいと思う」の合計）は55.8%となっていますが、実現できると思う人は13.5%と少なくなっています。

図 自宅での看取りの希望と実現可能性（単数回答）



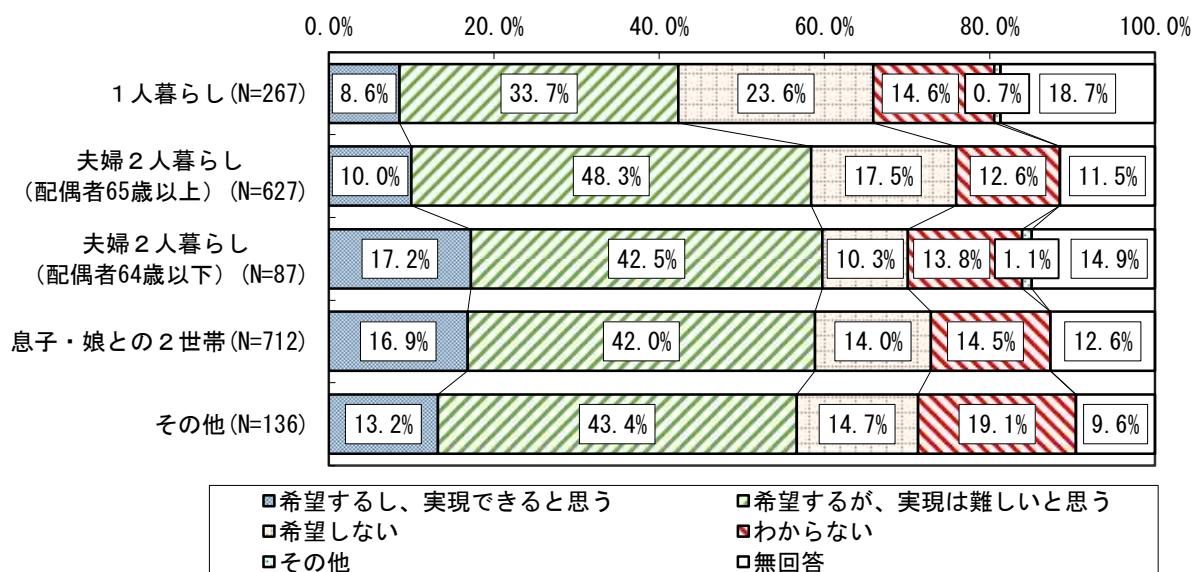
年齢別にみると、「希望するし、実現できると思う」は年齢層が高いほど多くなっており、90歳以上では39.1%と約4割となっています。

図 年齢別 自宅での看取りの希望と実現可能性（単数回答）



世帯の状況別にみると、「希望するし、実現できると思う」は1人暮らしと夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）で少なくなっています。また、1人暮らしでは「希望しない」が2割を超えています。

図 世帯の状況別 自宅での看取りの希望と実現可能性（単数回答）



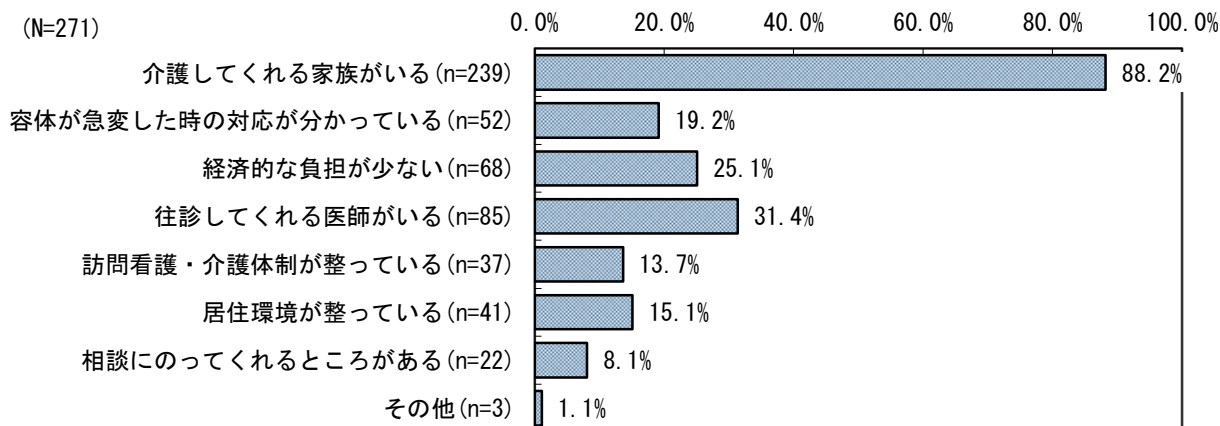
■ 自宅で最期まで過ごすことができると思う理由、難しいと思う理由

（自宅で最期まで過ごすことができるかという問いに対して）「希望するし、実現できると思う」と考える理由は何ですか。（あてはまるものすべてに○）

○ 自宅での最期まで過ごすことができる理由は「介護してくれる家族がいる」から。

自宅で最期まで過ごすことができると思う理由についてみると、「介護してくれる家族がいる」（88.2%）が最も多く、次いで「往診してくれる医師がいる」（31.4%）、「経済的な負担が少ない」（25.1%）となっています。

図 自宅で最期まで過ごすことができると思う理由（複数回答）



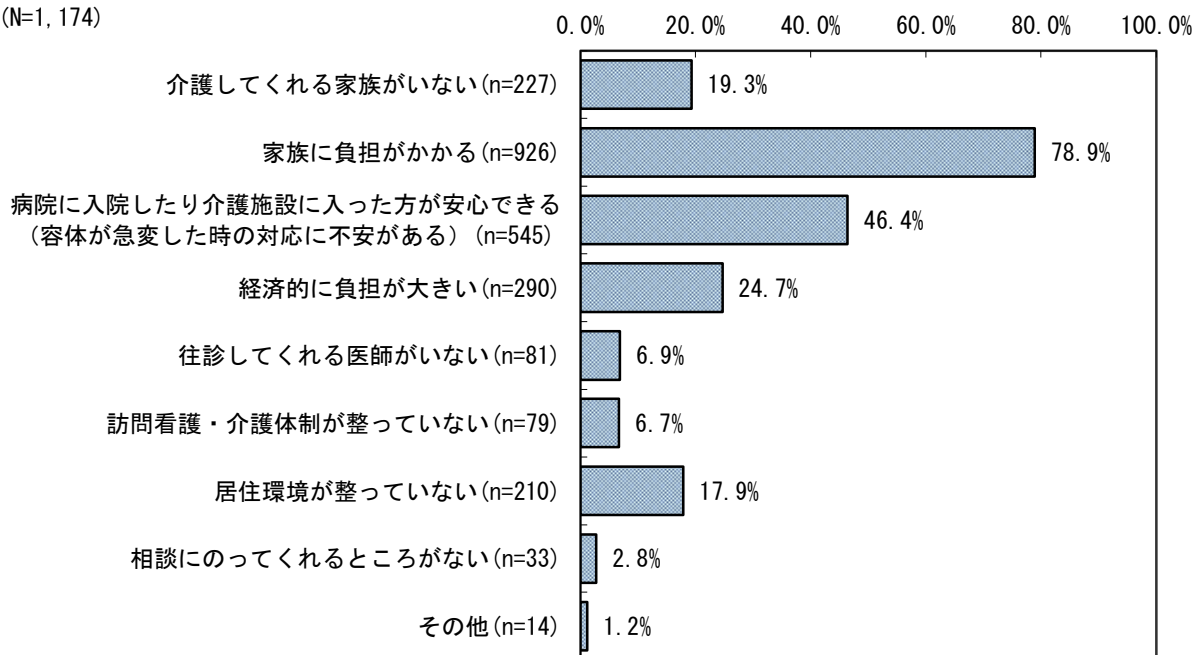
(自宅で最期まで過ごすことができるかという問いに対して)「自宅で過ごすことを希望しない、または過ごすことが難しい」と考える理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

○自宅で過ごすことを希望しない理由は「家族に負担がかかる」から。

「自宅で過ごすことを希望しない、または過ごすことが難しい」と思う方について、理由をみると、「家族に負担がかかる」が78.9%で最も多く、次いで「病院に入院したり介護施設に入った方が安心できる(容体が急変した時の対応に不安がある)」(46.4%)、「経済的に負担が大きい」(24.7%)となっています。

図 自宅で過ごすことを希望しない、または過ごすことが難しいと思う理由(複数回答)

(N=1,174)



6 その他について

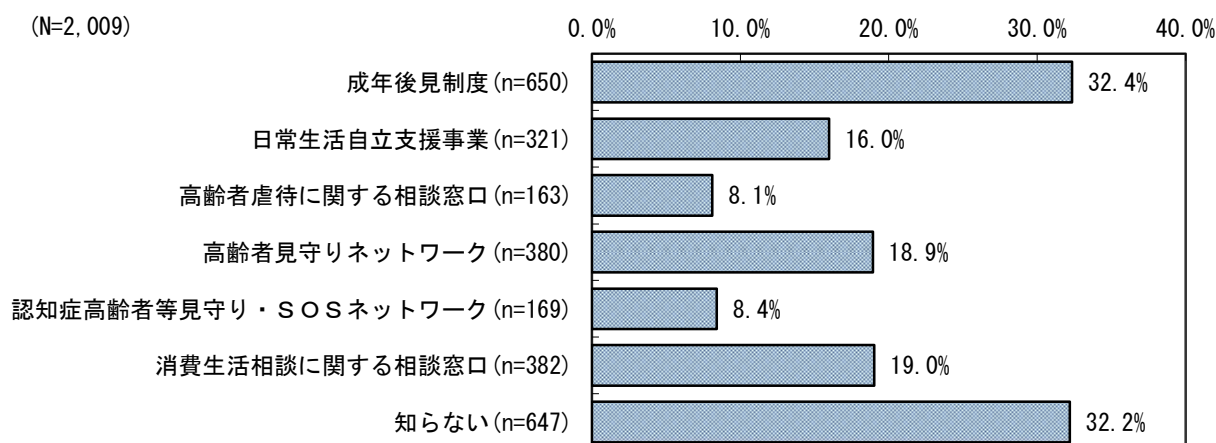
■高齢者の権利や生活を守るための制度やサービスの認知度

高齢者の権利や生活を守るために、以下のようなものがありますが、あなたがお存じのものはありますか。(あてはまるものすべてに○)

○「成年後見制度」を知っている人は約3割。一方、高齢者の権利や生活を守るための制度やサービスを「知らない」という人も約3割。

「知らない」を除いて、認知度が高いのは「成年後見制度」(32.4%)、「消費生活相談に関する相談窓口」(19.0%)などとなっています。

図 高齢者の権利や生活を守るための制度やサービスの認知度 (複数回答)



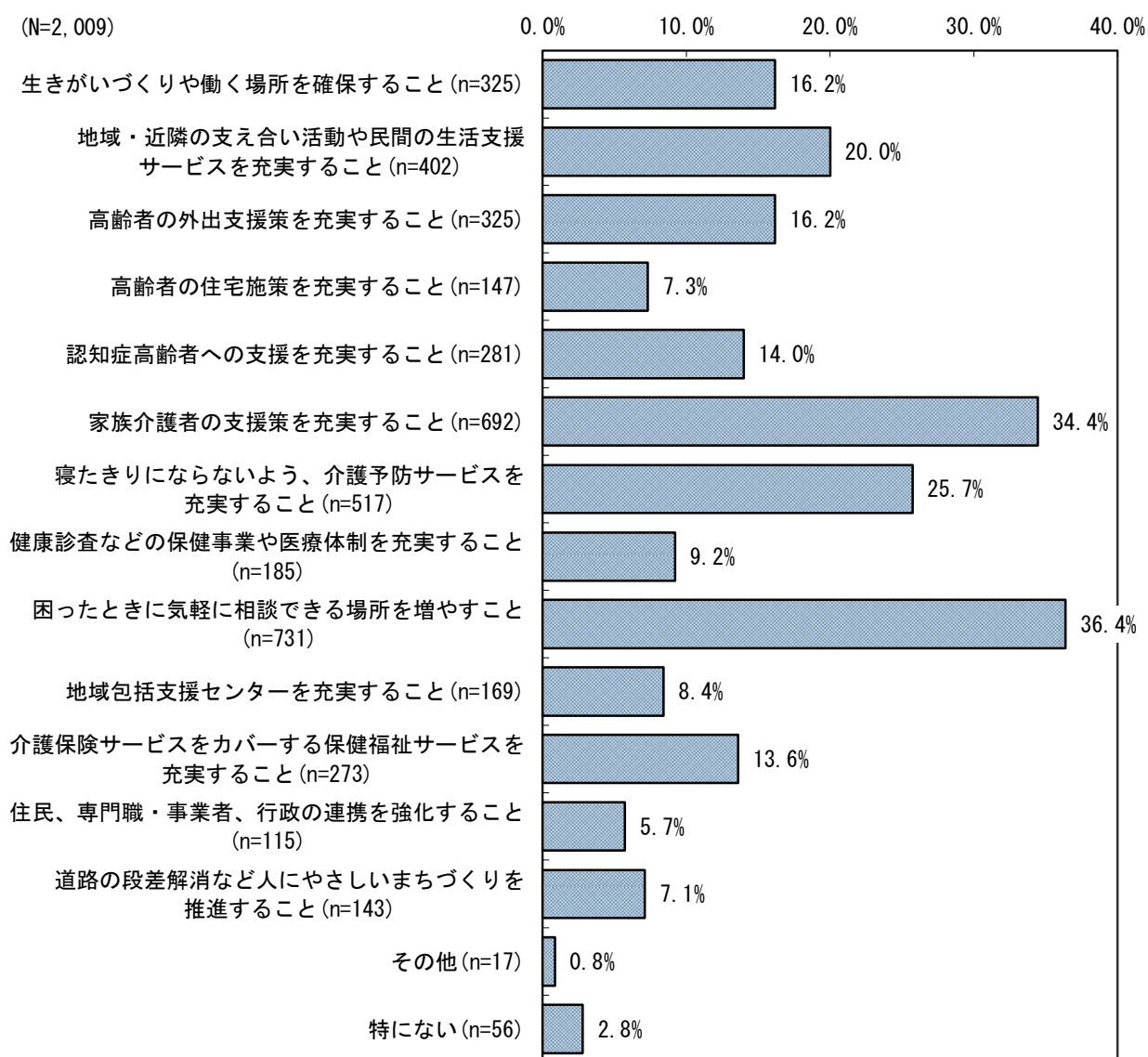
■市が高齢者施策として優先して取り組むべきもの

市が高齢者施策として取り組むものとして、次のうちどれを優先して充実すべきとお考えですか。（3つまでに○）

○市が優先して取り組むべき高齢者施策は「困ったときに気軽に相談できる場所を増やすこと」、「家族介護者の支援策を充実すること」。

「困ったときに気軽に相談できる場所を増やすこと」（36.4%）が最も多く、次いで「家族介護者の支援策を充実すること」（34.4%）、「寝たきりにならないよう、介護予防サービスを充実すること」（25.7%）となっています。

図 市が高齢者施策として優先して取り組むべきもの（3つ以内で複数回答）



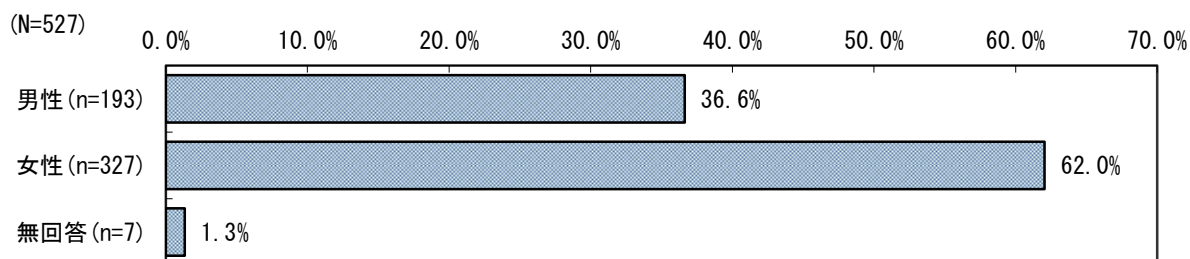
第3章 介護・在宅医療意向調査結果

1 属性

■性別

「女性」が62.0%、「男性」が36.6%となっています。

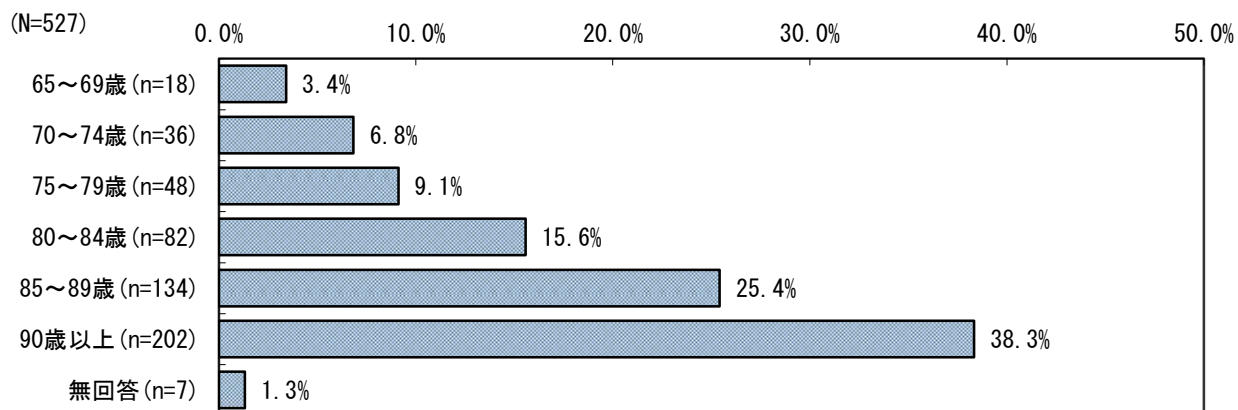
図 性別（単数回答）



■年齢

「90歳以上」が38.3%で最も多く、次いで「85～89歳」(25.4%)、「80～84歳」(15.6%)となっています。

図 年齢（単数回答）

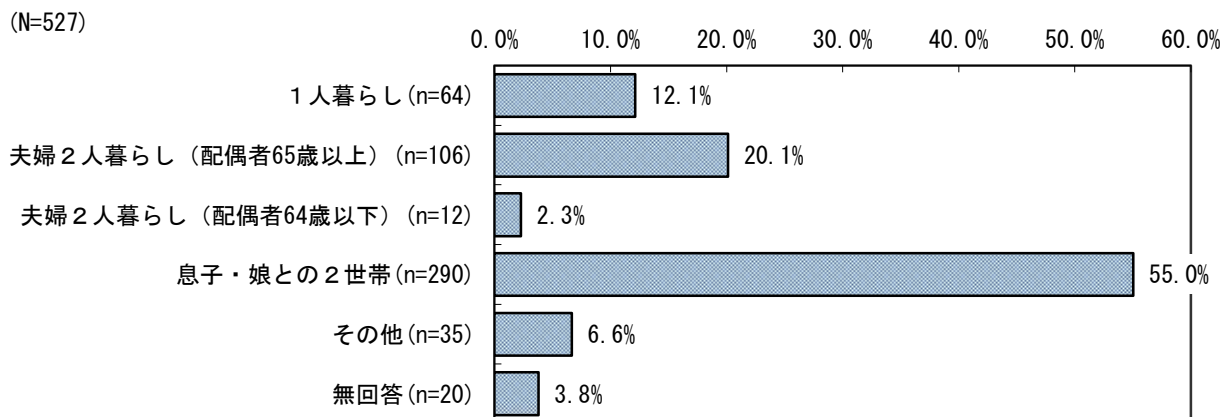


■世帯の状況

○女性は男性より「1人暮らし」の割合が高く、15.6%。

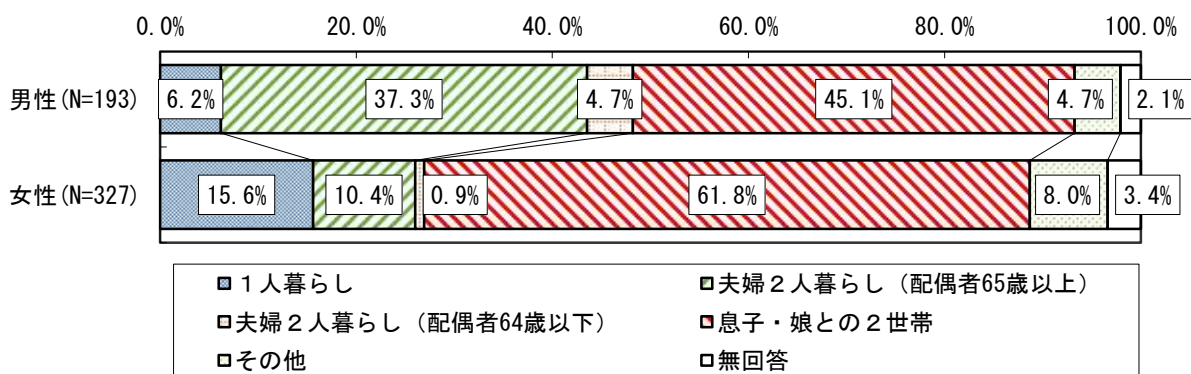
「息子・娘との2世帯」(55.0%)が最も多く約5割、次いで「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」(20.1%)、「1人暮らし」(12.1%)となっています。

図 世帯の状況(単数回答)



性別にみると、男女ともに「息子・娘との2世帯」が最も多く、次いで男性では「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」、女性では「1人暮らし」となっています。

図 性別 世帯の状況(単数回答)

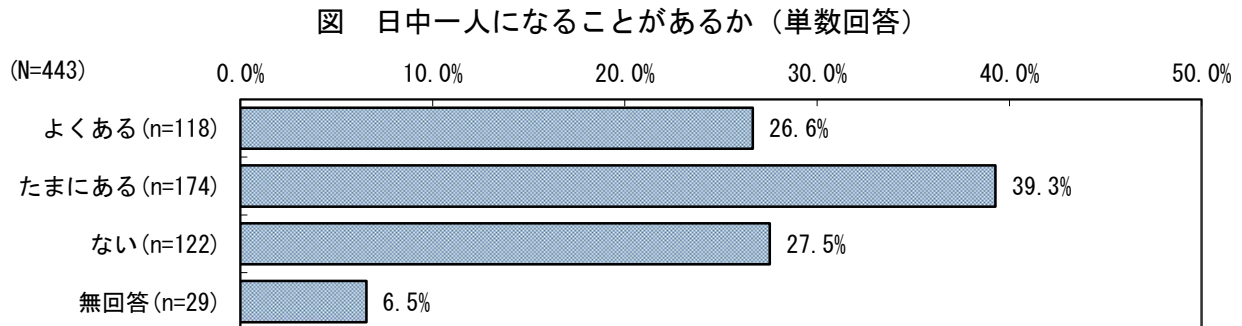


※「夫婦2人暮らし(配偶者64歳以下)」は件数が少ないため、以降のクロス集計では「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」とまとめて「夫婦2人暮らし」として扱っている場合があります。

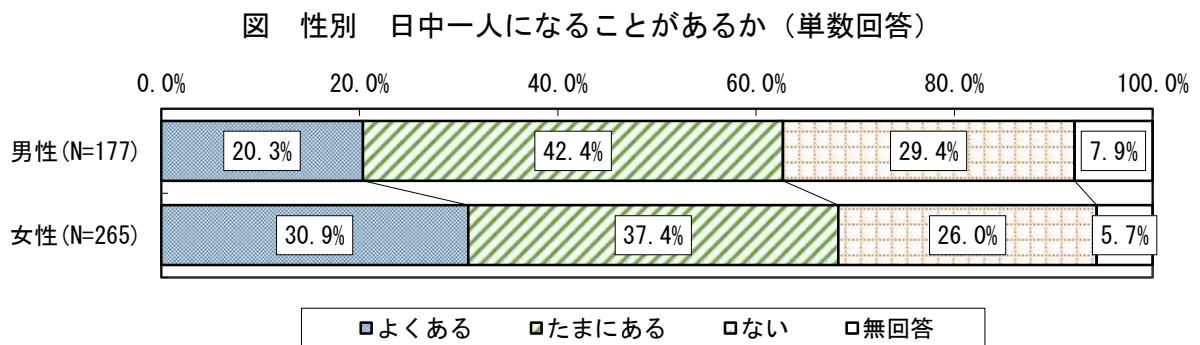
■日中一人になることがあるか

○日中一人になることがある人は6割以上で、女性がより多い。

一人暮らしでない方について、日中一人になることがあるかをみると、「たまにある」が39.3%で最も多く、次いで「ない」(27.5%)となっています。「よくある」と「たまにある」を合わせると65.9%が日中1人になることがあります。



性別にみると、「よくある」は女性 (30.9%) が男性 (20.3%) に比べて多くなっています。



2 日ごろの生活について

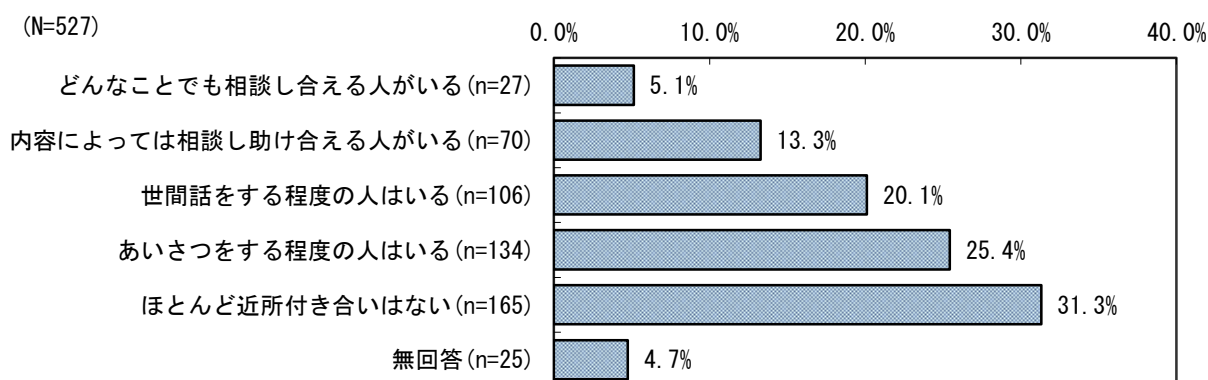
■近隣との付き合い

あなたは、ご近所の人とどの程度のお付き合いをされていますか。(1つに○)

○何らかの付き合いがある人が多いが、「ほとんど近所付き合いはない」という人も約3割。

「ほとんど近所付き合いはない」が31.3%で最も多く、次いで「あいさつをする程度の人はいる」(25.4%)、「世間話をする程度の人はいる」(20.1%)となっています。

図 近隣との付き合い (単数回答)



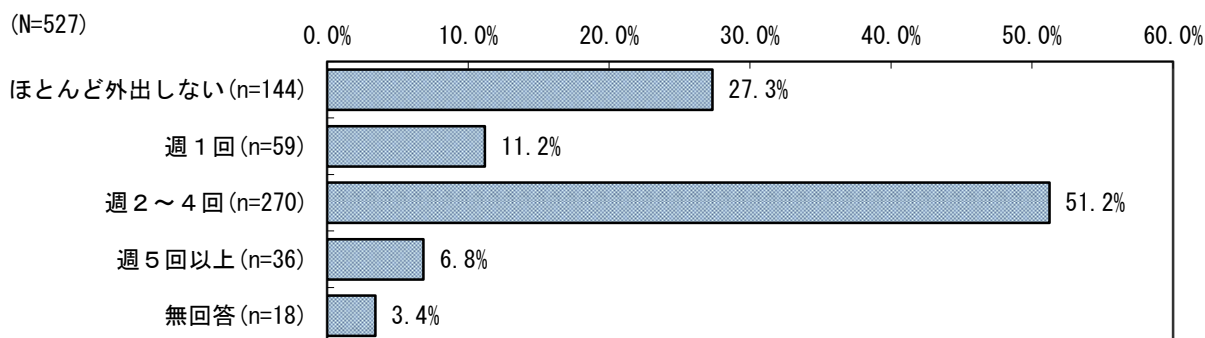
■外出頻度

あなたは、週に1回以上は外出していますか。(1つに○)

○週に1回以下しか外出しない人の割合は約4割。

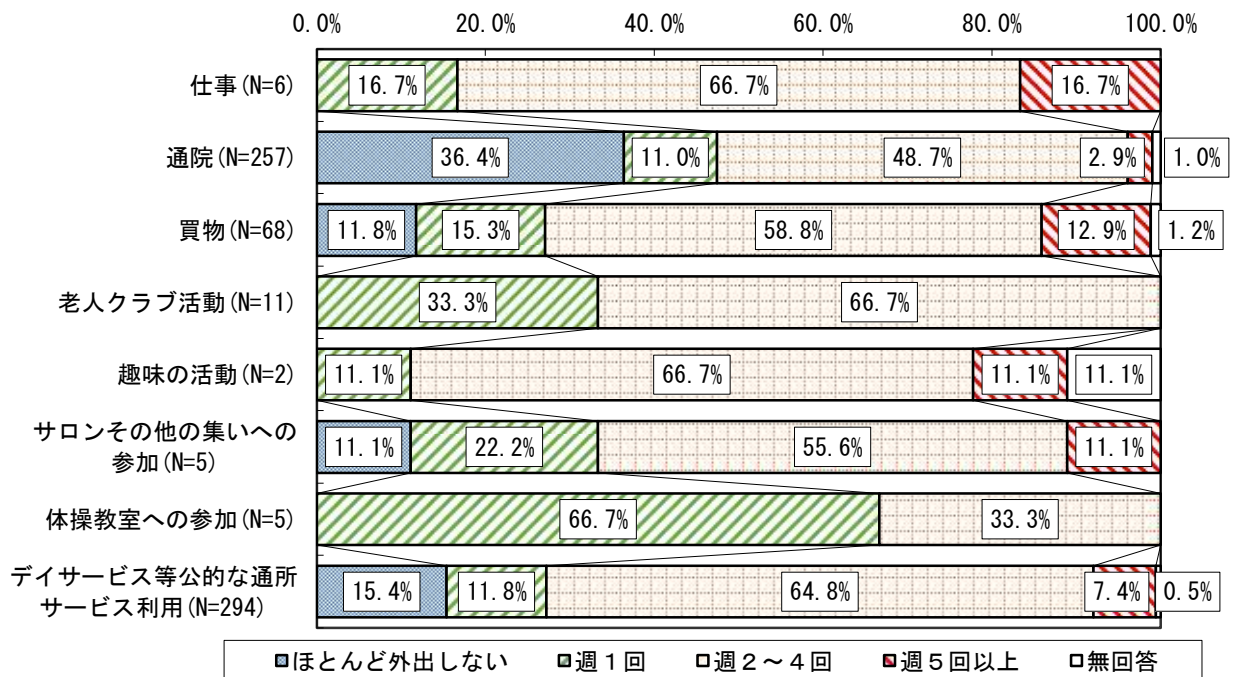
「週2~4回」が51.2%で最も多くなっています。週に1回以下しか外出しない人の割合(「ほとんど外出しない」と「週1回」の合計)は38.5%で約4割となっています。

図 外出頻度 (単数回答)



外出目的別に外出頻度をみると、外出する主な目的が「通院」、「買い物」、「デイサービス等公的な通所サービス利用」では「週2～4回」が最も多くなっています。また、外出する主な目的が「通院」では「ほとんど外出しない」が36.4%と多くなっています。

図 外出目的別 外出頻度（複数回答）



※外出目的は複数回答のため、各項目のN数の合計は全体のN数よりも大きくなります。

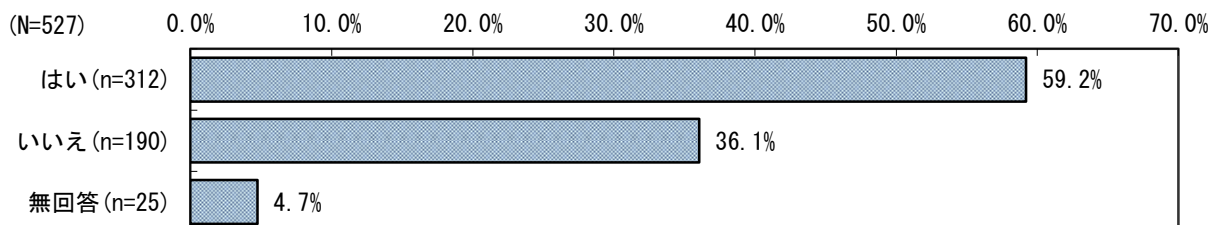
■外出を控えているか

あなたは、外出を控えていますか。（1つに○）

○外出を控えている人が約6割。

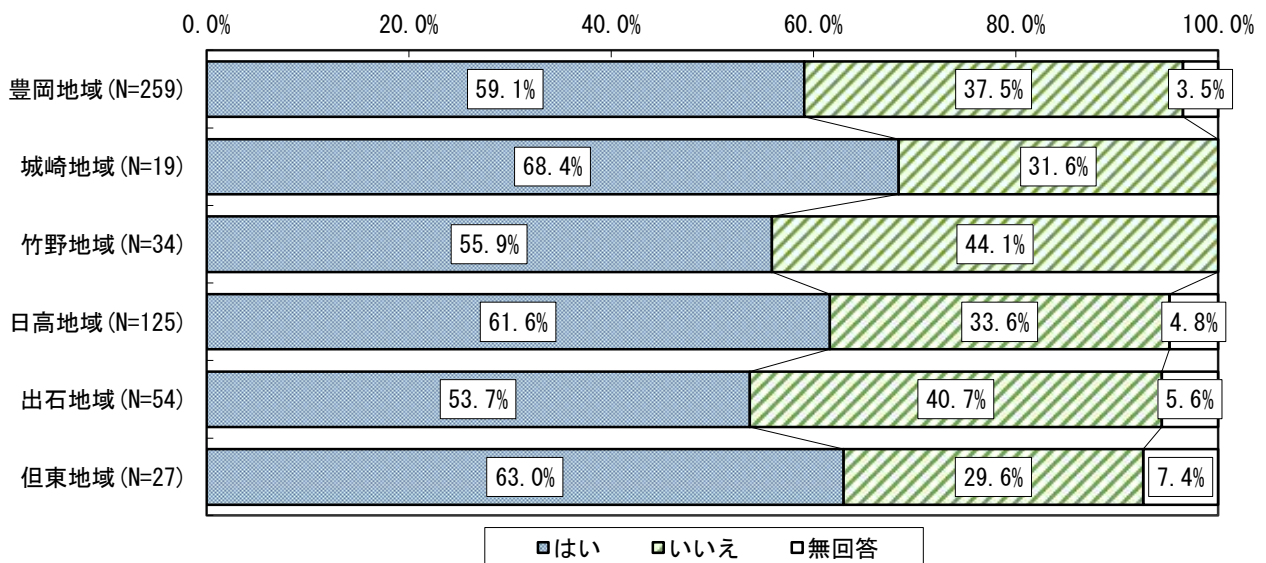
「はい」が59.2%で約6割となっています。

図 外出を控えているか（単数回答）



居住地域別にみると、「はい」は城崎地域(68.4%)・但東地域(63.0%)・日高地域(61.6%)では6割を超えており、外出を控える人が多くなっています。

図 居住地域別 外出を控えているか(単数回答)



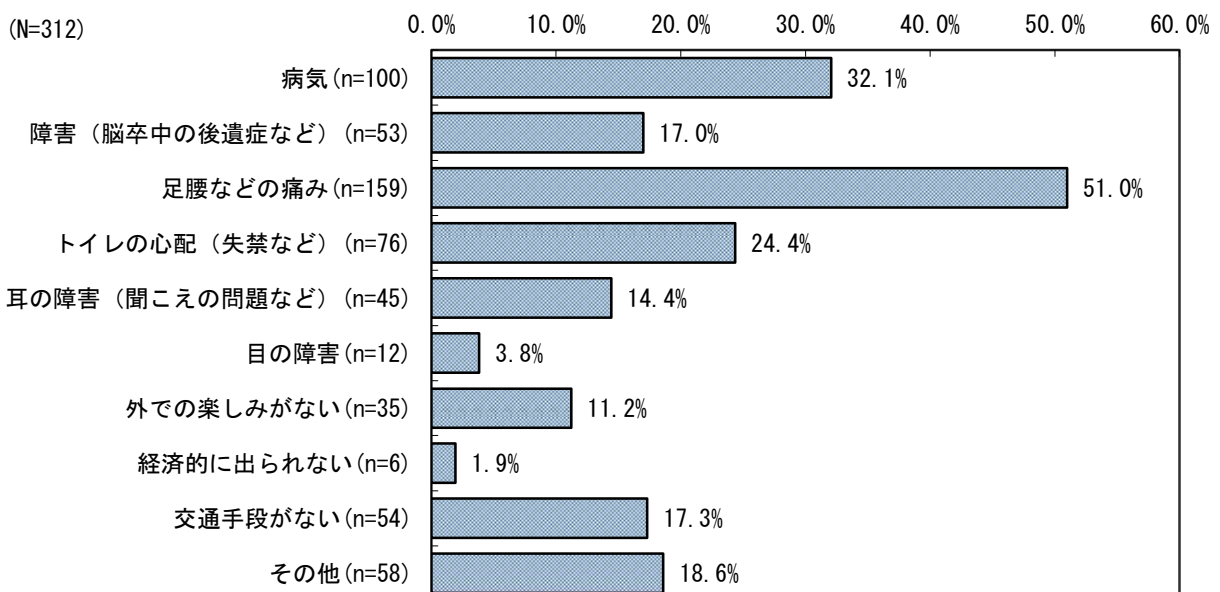
■外出を控えている理由

あなたが外出を控えている理由は、次のどれですか。(あてはまるものすべてに○)

○外出を控える理由としては、「足腰などの痛み」が5割以上。

外出を控えている方について、その理由をみると、「足腰などの痛み」が51.0%で最も多く、次いで「病気」(32.1%)、「トイレの心配(失禁など)」(24.4%)となっています。

図 外出を控えている理由(複数回答)



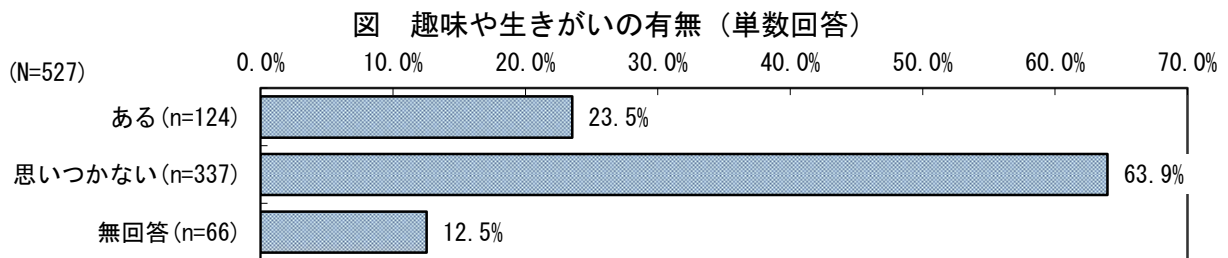
■趣味や生きがいの有無

あなたには、趣味や生きがいとしているもの（こと）がありますか。ある場合は（ ）内に具体的な内容をお書きください。（1つに○）

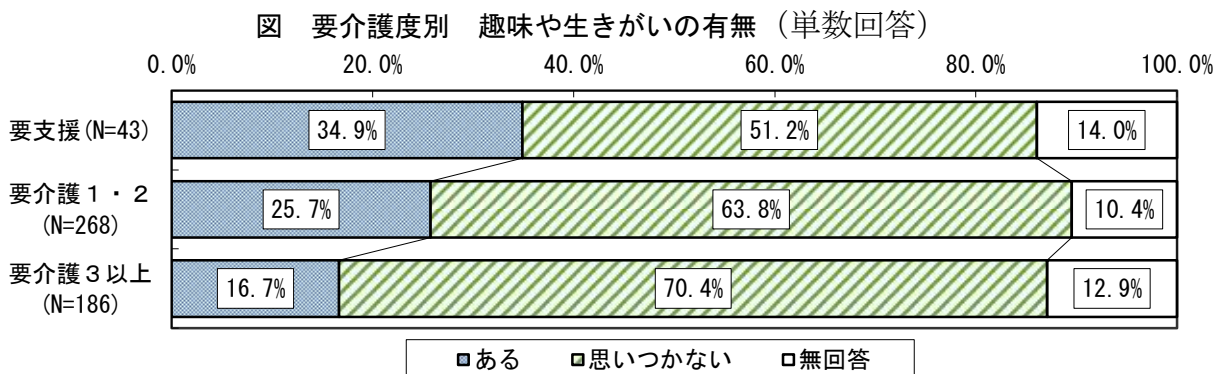
○趣味や生きがいが「思いつかない」という人が6割以上。

趣味や生きがいの有無をみると、「ある」は23.5%となっています。

趣味や生きがいの具体的な内容としては、「園芸、家庭菜園」が最も多く、次いで「友人・知人との交流・会話」、「カラオケ、歌唱、演奏、踊りなど」、「読書、新聞閲読」などとなっています。



要介護度別にみると、要介護度が高いほど「ある」は少なくなっており、要介護3以上で趣味や生きがいがある人は16.7%にとどまっています。



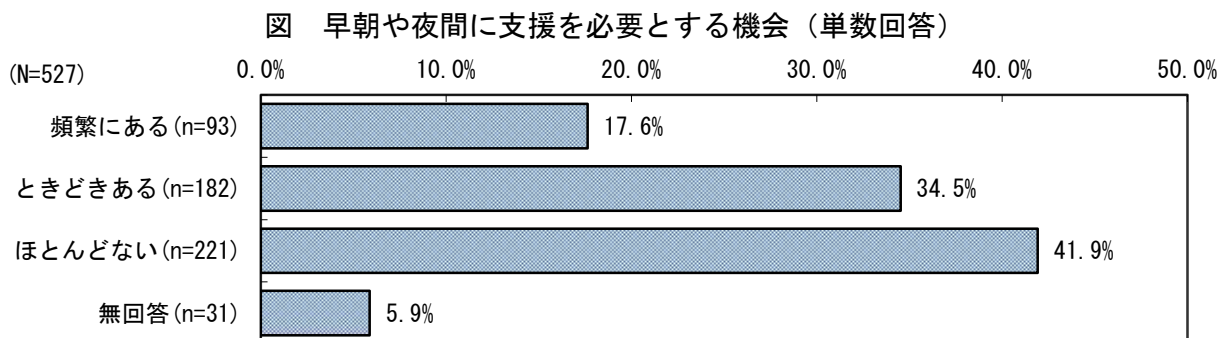
3 介護保険サービスや高齢者福祉サービスについて

■早朝や夜間に支援を必要とする機会

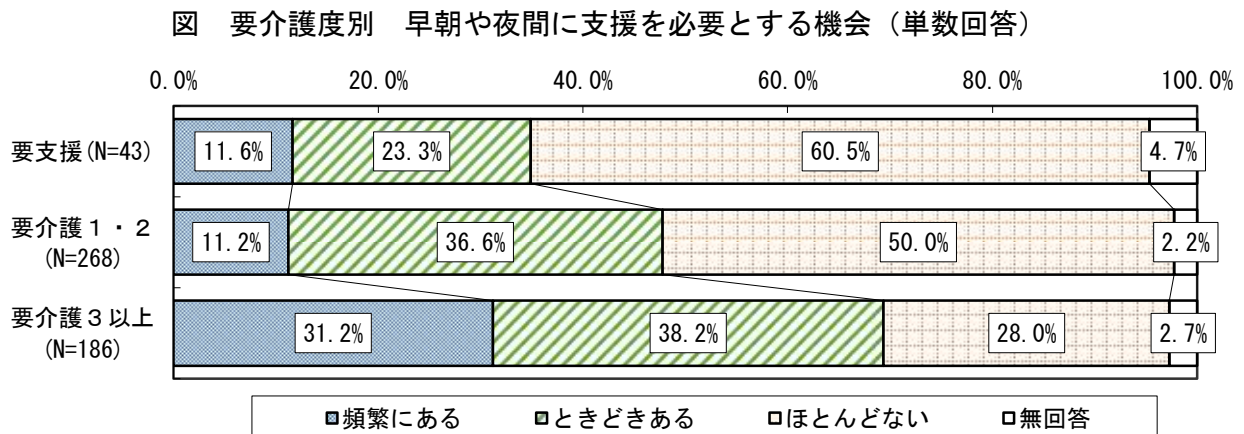
あなたは、早朝や夜間に支援を必要とすることがありますか。(1つに○)

○頻繁に早朝や夜間に支援を必要とする人は、要介護3以上では3割以上。

「ほとんどない」が41.9%で最も多く、次いで「ときどきある」(34.5%)、「頻繁にある」(17.6%)となっています。「頻繁にある」と「ときどきある」を合わせると52.1%となっており、約5割が早朝や夜間の支援を必要としています。



要介護別にみると、要介護3以上では「頻繁にある」が31.2%と、3割以上が頻繁に支援を必要としています。



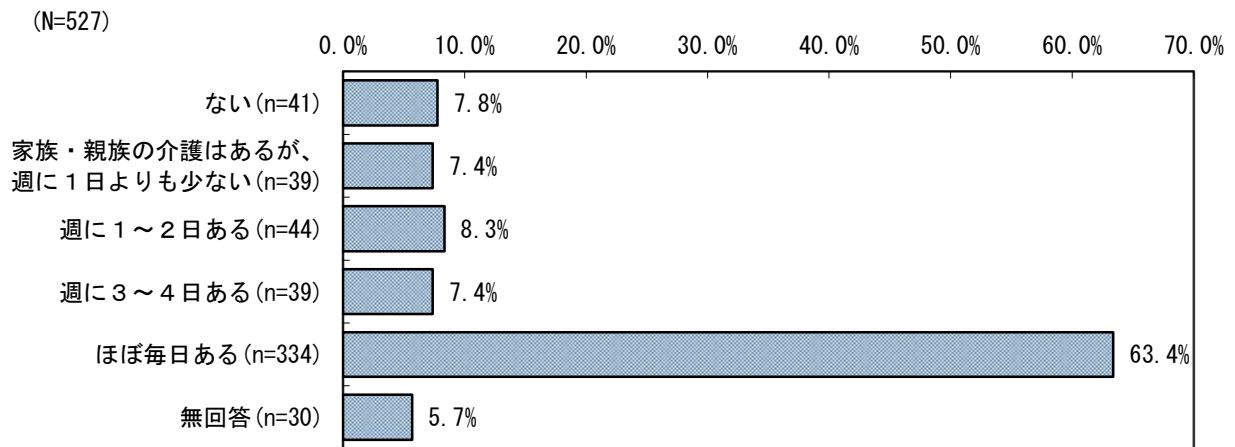
■家族や親族による介護・介助の頻度

あなたに対して、家族や親族からの介護・介助は、週にどのくらいありますか。同居していない子どもや親族等からの介護・介助も含みます。(1つに○)

○ほぼ毎日家族や親族による介護・介助がほぼ毎日ある人が6割以上。

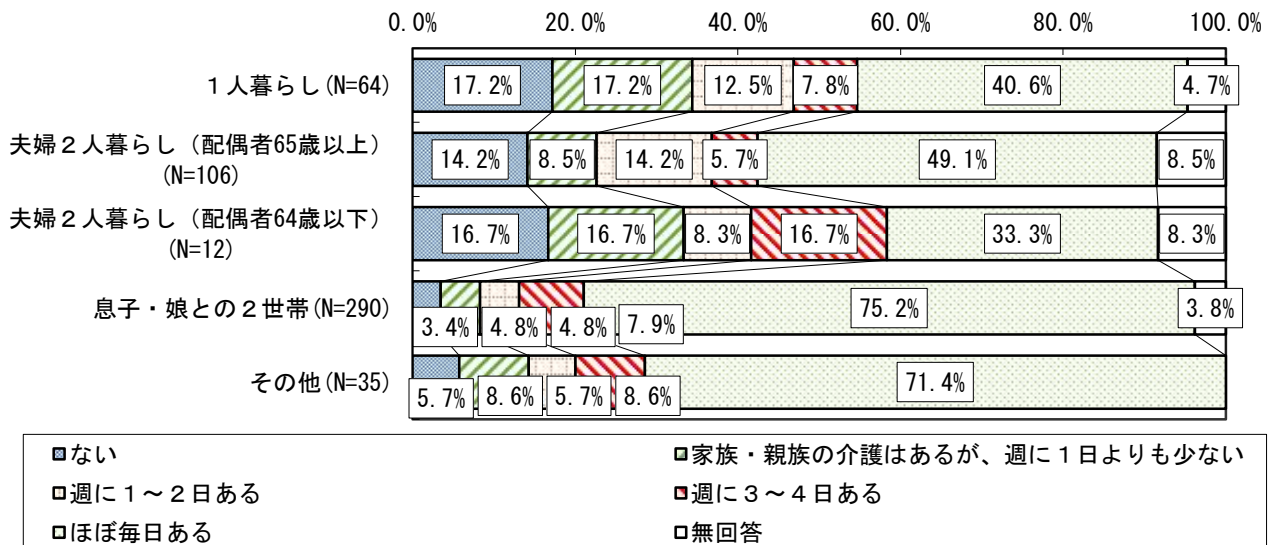
「ほぼ毎日ある」が63.4%で最も多く、次いで「週に1～2日ある」(8.3%)、「ない」(7.8%)となっています。家族や親族による介護・介助がない日がある人(「ほぼ毎日ある」を除く選択肢の合計)は30.9%となっています。

図 家族や親族による介護・介助の頻度 (単数回答)



世帯の状況別にみると、家族や親族による介護・介助がない日がある方は1人暮らしでは54.7%、夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)では42.6%となっています。息子・娘との2世帯では「ほぼ毎日ある」が75.2%と7割以上を占めています。

図 世帯の状況別 家族や親族による介護・介助の頻度 (単数回答)



4 在宅医療について

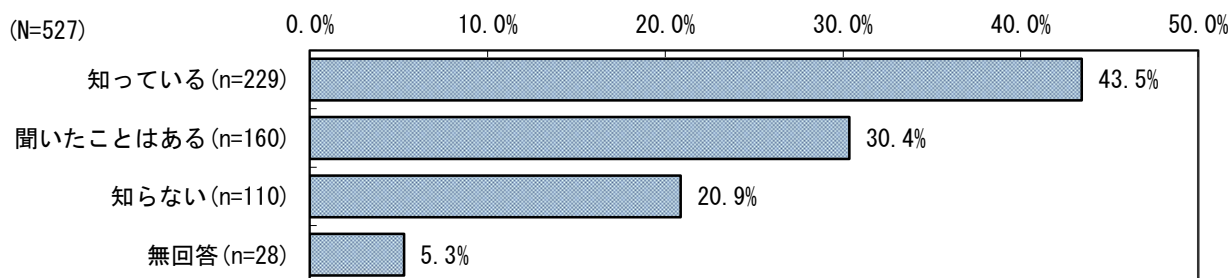
■在宅医療の認知度

あなたは、「在宅医療」について知っていますか。(1つに○)

○在宅医療の認知度は「知っている」と「聞いたことはある」を合わせると7割以上。

「知っている」は43.5%、「聞いたことはある」は30.4%となっています。「知っている」と「聞いたことはある」を合わせた認知度は73.9%となっています。

図 在宅医療の認知度 (単数回答)



■かかりつけ医等の有無

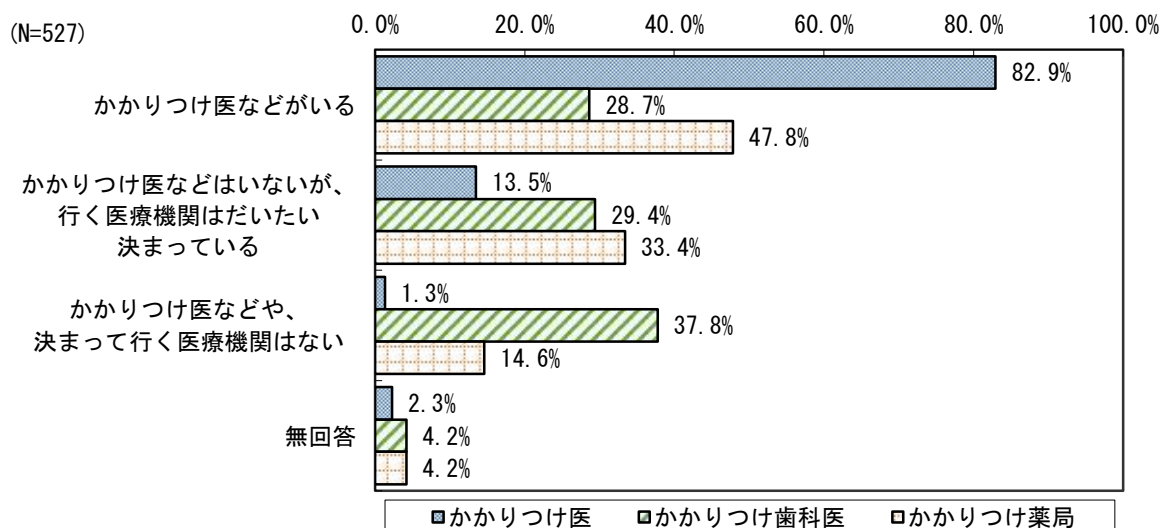
あなたには、

- ・健康状態や病気のことを相談する身近な「かかりつけ医」がいますか。
- ・歯の状態を診てもらったり相談したりできる「かかりつけ歯科医」がいますか。
- ・あなたには、お薬のことを相談できる「かかりつけ薬局」がありますか。

○「かかりつけ医」がある人は8割以上。一方、「かかりつけ歯科医」、「かかりつけ薬局」がある人は5割未満。

「いる」は「かかりつけ医」が82.9%、「かかりつけ歯科医」が28.7%、「かかりつけ薬局」が47.8%となっています。

図 かかりつけ医などの有無 (単数回答)



■高齢期に医療や介護が必要になった際の希望

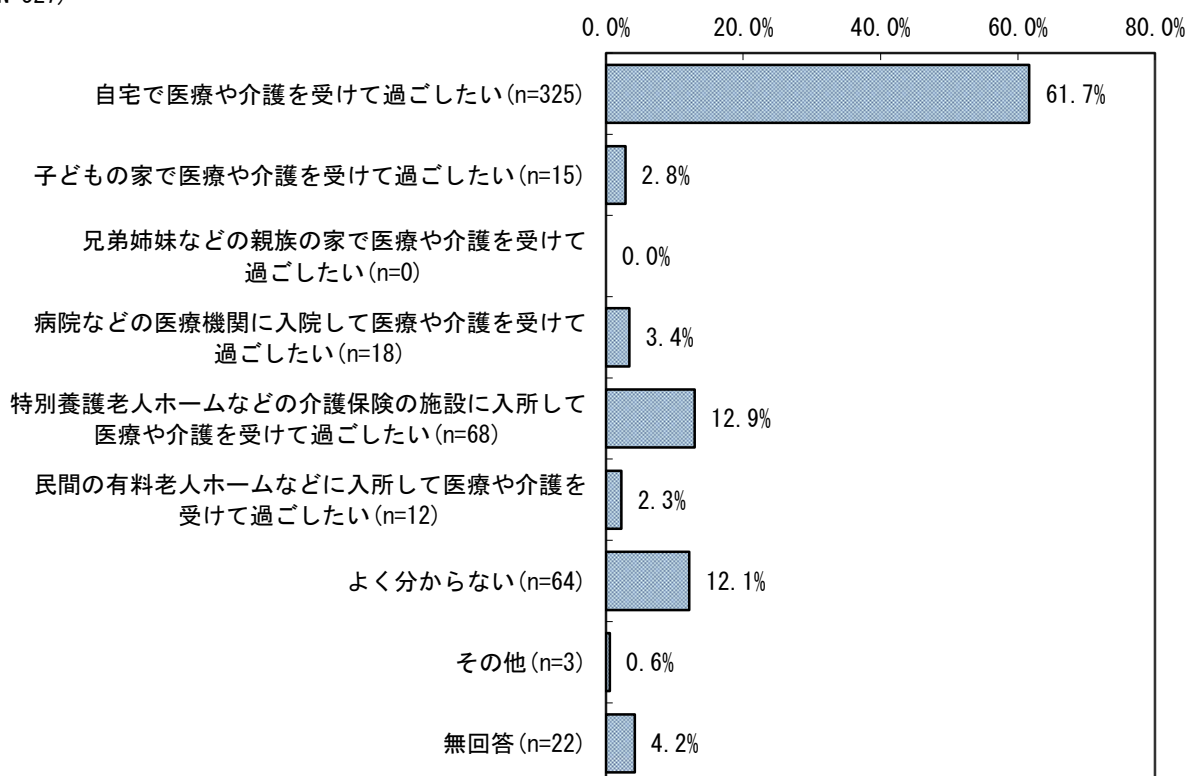
あなたは、高齢期に、医療や介護が必要になった時、どこで過ごしたいですか。(1つに○)

○医療や介護が必要になった際の希望では「自宅で医療や介護を受けて過ごしたい」が約6割。

「自宅で医療や介護を受けて過ごしたい」が61.7%で最も多く、子どもの家を含めると、64.5%と6割以上を占めます。次いで「特別養護老人ホームなどの介護保険の施設に入所して医療や介護を受けて過ごしたい」(12.9%)となっています。

図 高齢期に医療や介護が必要になった際の希望 (単数回答)

(N=527)



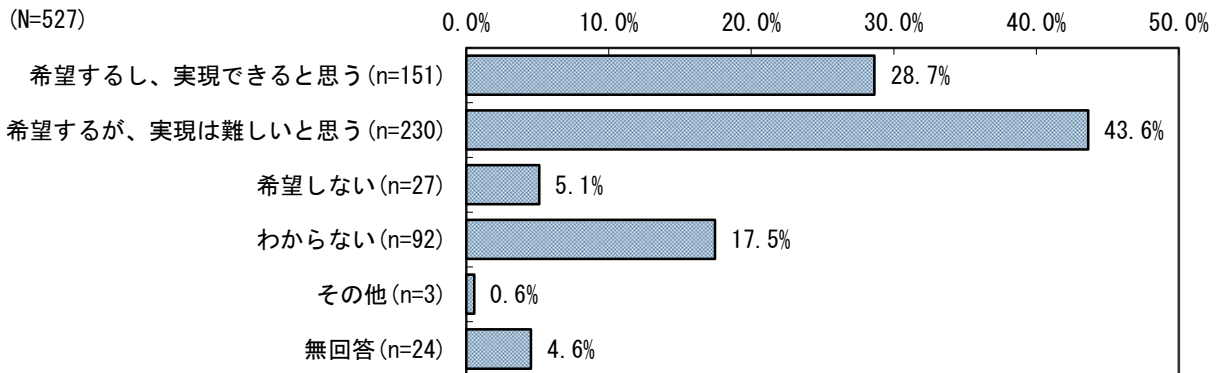
■自宅での看取りの希望と実現可能性

あなた自身が、要介護度が重くなったり、仮に治る見込みがなく死期が迫っている状態となったとき、自宅（子どもの家や兄弟姉妹などの親族の家も含む）で最期まで過ごすことを希望しますか、また、実現可能だと思いますか。（1つに○）

○自宅での看取りの希望と実現可能性では「希望するが、実現は難しいと思う」が約4割。「息子・娘との2世帯」では実現できると思う人が多い。

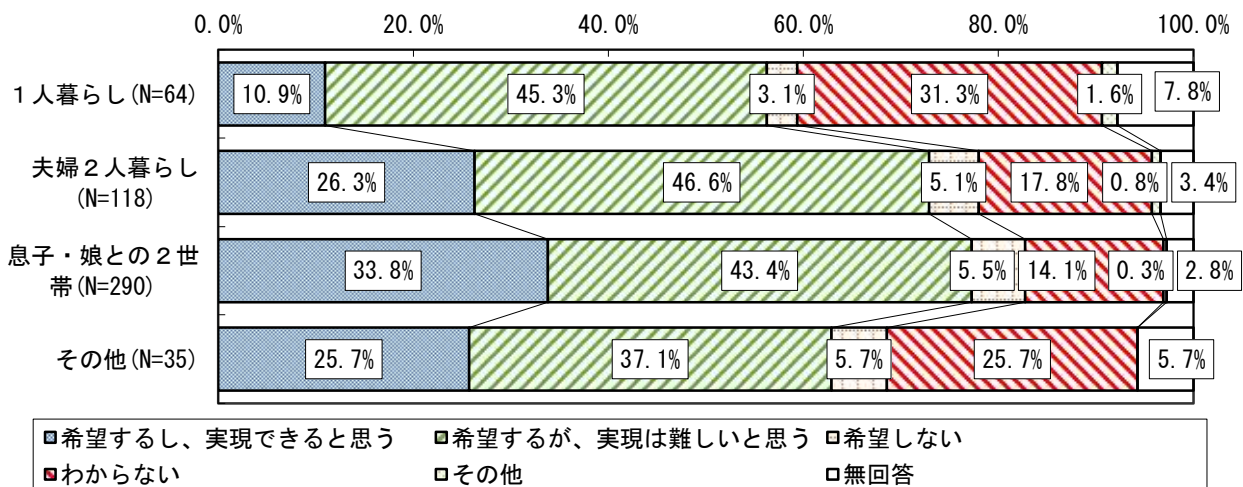
「希望するが、実現は難しいと思う」が43.6%で最も多く、次いで「希望するし、実現できると思う」(28.7%)となっており、自宅での看取りを希望する人（「希望するし、実現できると思う」と「希望するが、実現は難しいと思う」の合計）は72.3%となっています。

図 自宅での看取りの希望と実現可能性（単数回答）



世帯の状況別にみると、「希望するし、実現できると思う」は夫婦2人暮らしでは26.3%、息子・娘との2世帯では33.8%となっていますが、1人暮らしでは10.9%と少なくなっています。

図 世帯の状況別 自宅での看取りの希望と実現可能性（単数回答）



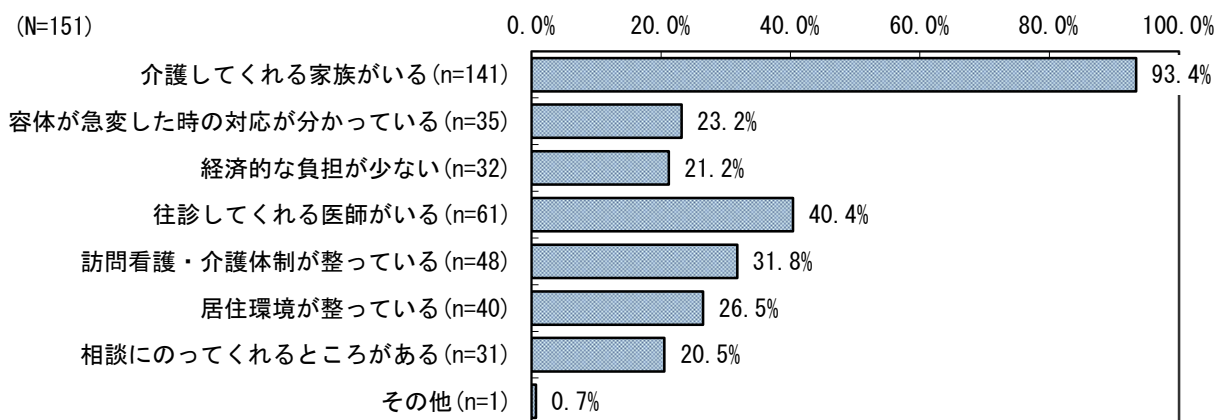
■自宅で最期まで過ごすことができると思う理由、難しいと思う理由

(自宅で最期まで過ごすことができるかという問いに対して)「希望するし、実現できると思う」と考える理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

○自宅で最期まで過ごすことができると思う理由は「介護してくれる家族がいる」が9割以上。

「自宅で最期まで過ごすことができる」と考える方について、理由をみると、「介護してくれる家族がいる」が93.4%で最も多く、次いで「往診してくれる医師がいる」(40.4%)、「訪問看護・介護体制が整っている」(31.8%)となっています。

図 自宅で最期まで過ごすことができると思う理由 (複数回答)

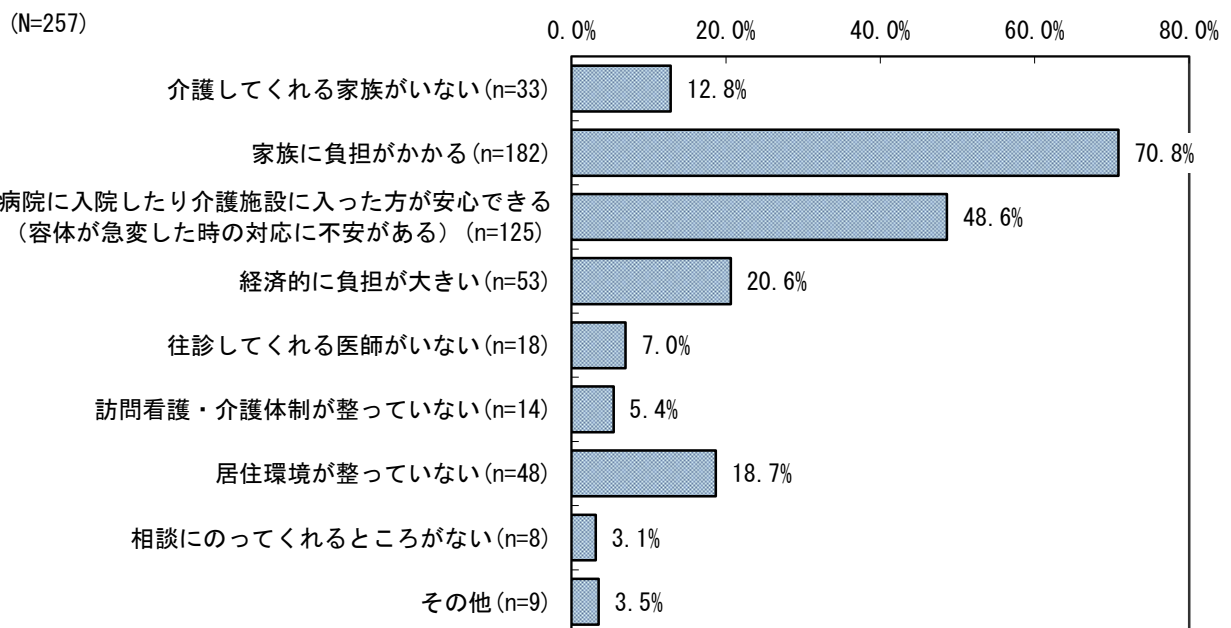


(自宅で最期まで過ごすことができるかという問いに対して)「自宅で過ごすことを希望しない、または過ごすことが難しい」と考える理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

○自宅で過ごすことを希望しない、または過ごすことが難しい理由は「家族に負担がかかる」が約7割。

「自宅で過ごすことを希望しない、または過ごすことが難しい」と考える方について、理由をみると、「家族に負担がかかる」が70.8%で最も多く、次いで「病院に入院したり介護施設に入った方が安心できる(容体が急変した時の対応に不安がある)」(48.6%)、「経済的に負担が大きい」(20.6%)となっています。

図 自宅で過ごすことを希望しない、または過ごすことが難しいと思う理由(複数回答)



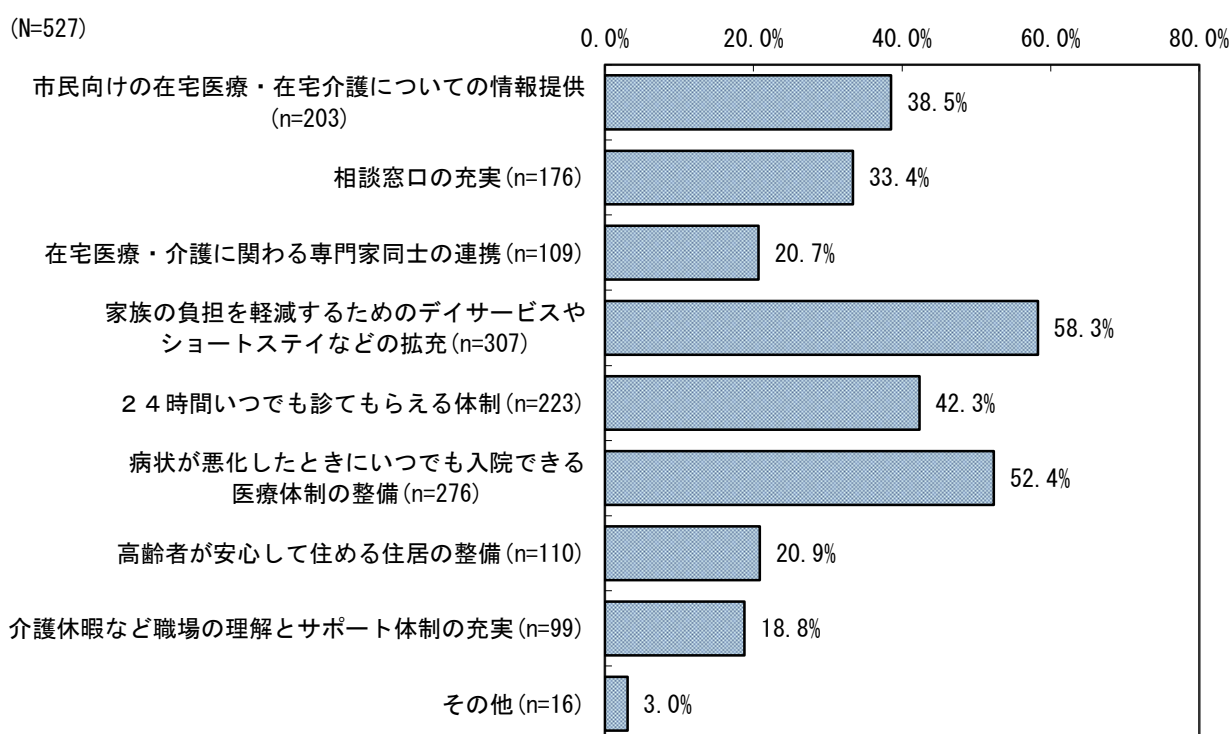
■今後在宅医療や在宅介護が進むために必要なこと

今後、「在宅医療」や「在宅介護」が進むためには、どのようなことが必要と思いますか。
 (あてはまるものすべてに○)

○在宅医療や在宅介護に必要なことは「家族の負担を軽減するためのデイサービスやショートステイなどの拡充」、「病状が悪化したときにいつでも入院できる医療体制の整備」。

「家族の負担を軽減するためのデイサービスやショートステイなどの拡充」が 58.3%で最も多く、次いで「病状が悪化したときにいつでも入院できる医療体制の整備」(52.4%)、「24時間いつでも診てもらえる体制」(42.3%)となっています。

図 今後在宅医療や在宅介護が進むために必要なこと（複数回答）



5 その他について

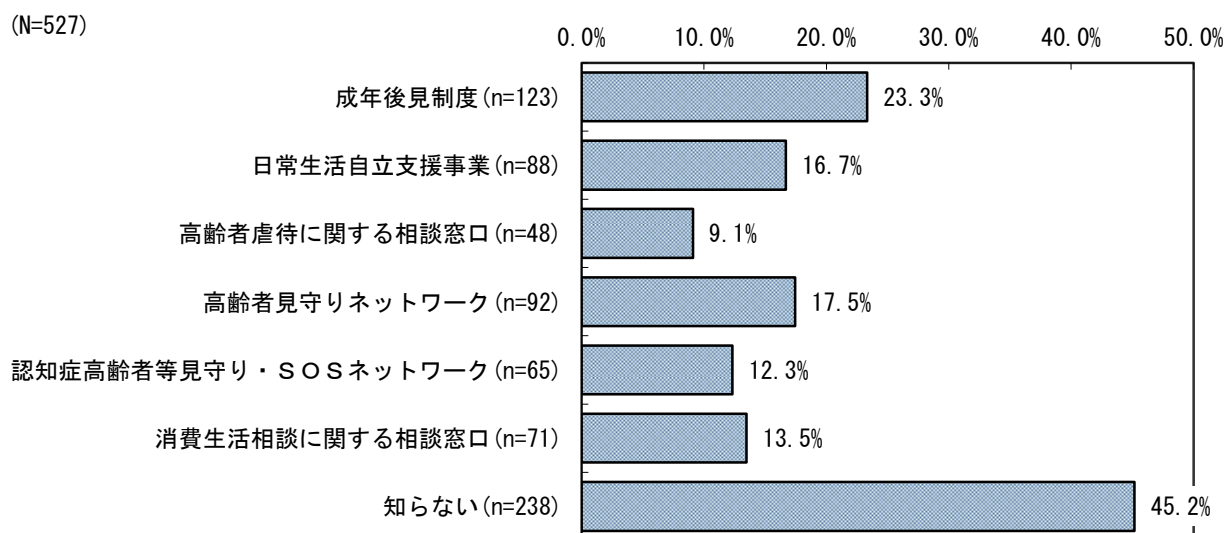
■高齢者の権利や生活を守るための制度やサービスの認知度

高齢者の権利や生活を守るために、以下のようなものがありますが、あなたがお存じのものはありますか。(あてはまるものすべてに○)

○高齢者の権利や生活を守るための制度やサービスの認知度では「知らない」が4割以上。

高齢者の権利や生活を守るための制度やサービスの認知度をみると、「知らない」を除いて、認知度が高いのは「成年後見制度」(23.3%)、「高齢者見守りネットワーク」(17.5%)などとなっています。

図 高齢者の権利や生活を守るための制度やサービスの認知度(複数回答)



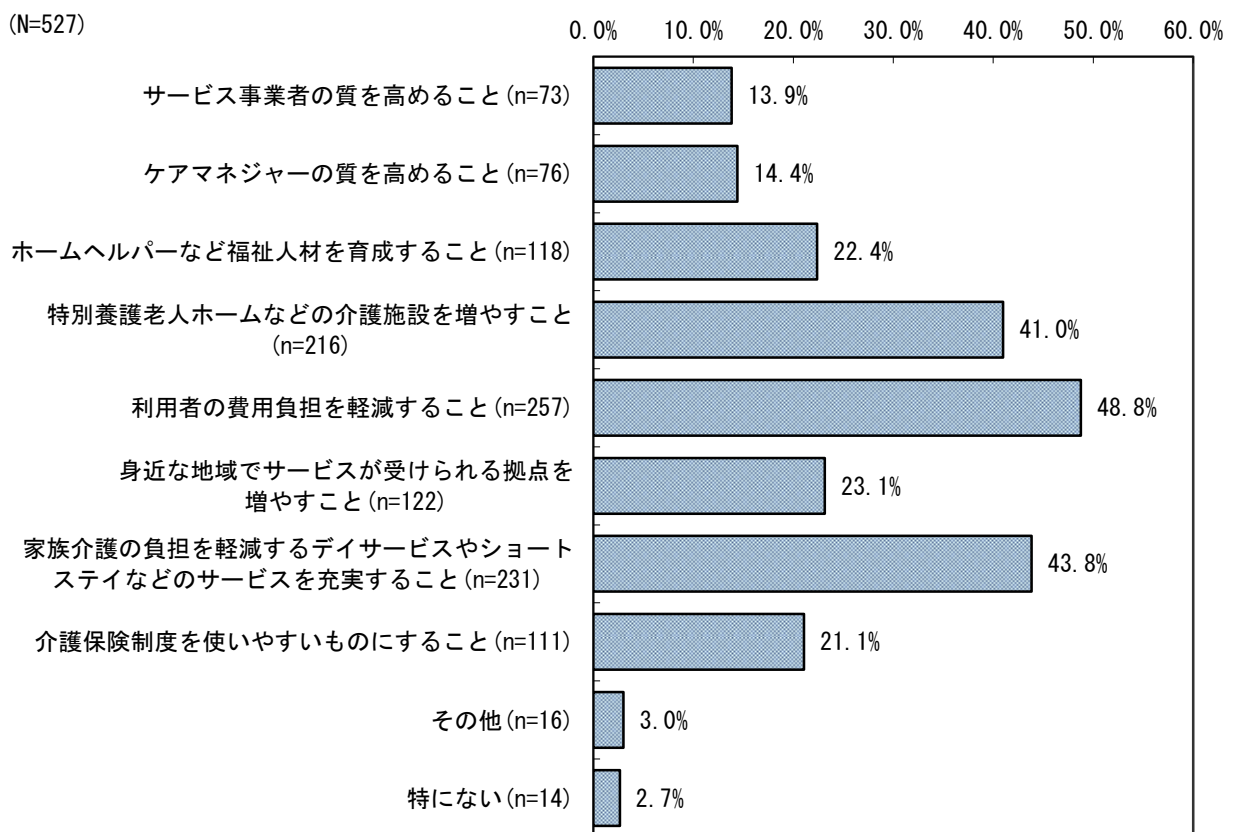
■介護保険制度全体をよりよくするために市が力を入れるべきこと

「介護保険制度」全体をよりよくするために、市が力を入れるべきことは次のうちどれだと思いますか。（3つまでに○）

○市が力を入れるべきことは費用負担の軽減やサービスの充実、介護施設の増設。

「利用者の費用負担を軽減すること」が48.8%で最も多く、次いで「家族介護の負担を軽減するデイサービスやショートステイなどのサービスを充実すること」（43.8%）、「特別養護老人ホームなどの介護施設を増やすこと」（41.0%）となっています。

図 介護保険制度全体をよりよくするために市が力を入れるべきこと（3つ以内で複数回答）



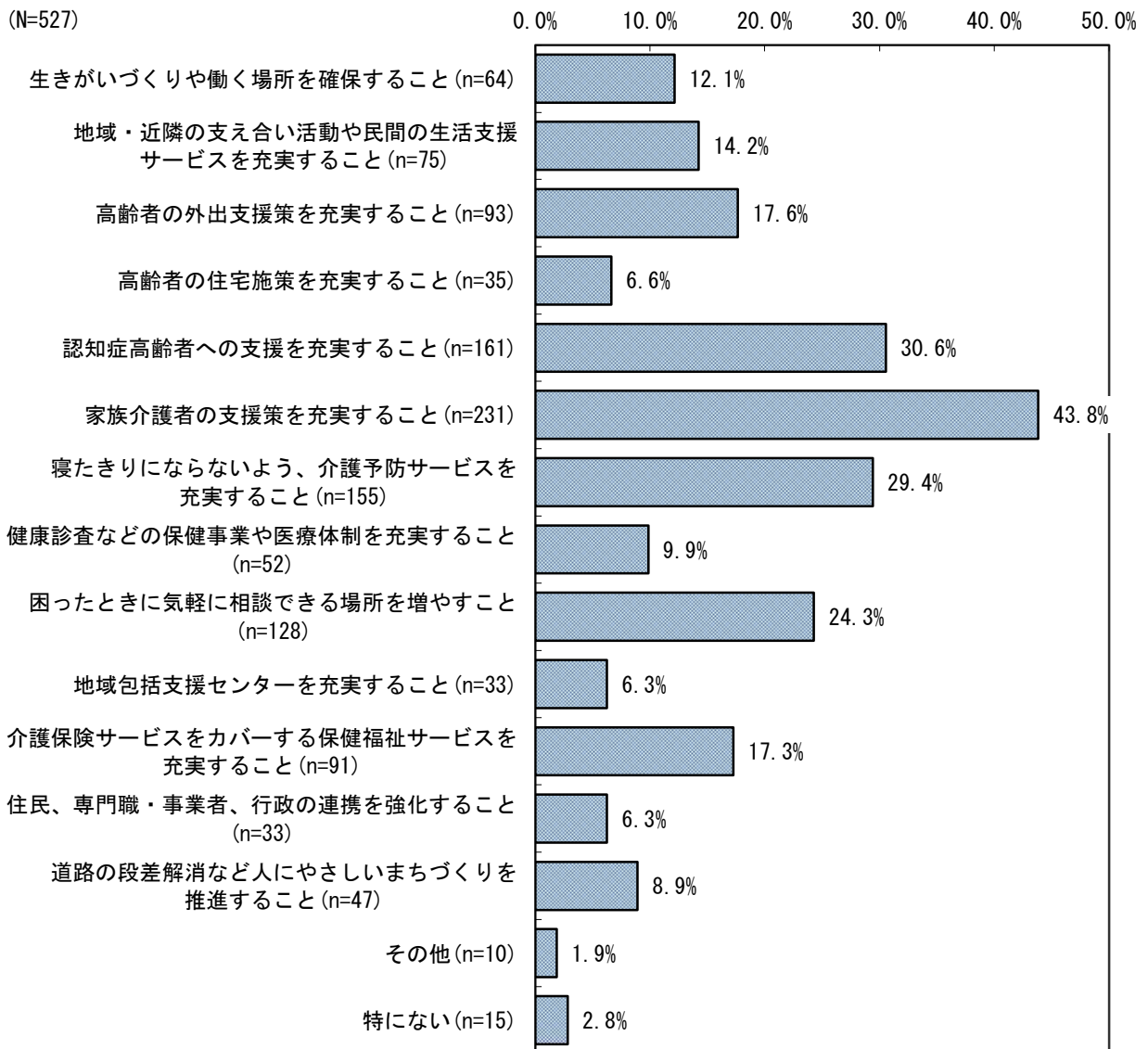
■市が高齢者施策として優先して取り組むべきもの

市が高齢者施策として取り組むものとして、次のうちどれを優先して充実すべきとお考えですか。（3つまでに○）

○市が優先して取り組むべき高齢者施策は、「家族介護者の支援策を充実すること」。

「家族介護者の支援策を充実すること」が43.8%で最も多く、次いで「認知症高齢者への支援を充実すること」(30.6%)、「寝たきりにならないよう、介護予防サービスを充実すること」(29.4%)となっています。

図 市が高齢者施策として優先して取り組むべきもの（3つ以内で複数回答）



第4章 在宅介護実態調査の概要

■主な介護者の性別・年齢

主な介護者をみると、性別では「女性」(68.2%)が多く、年齢では「60代」(31.0%)が多くなっています。

図 主な介護者の性別 (単数回答)

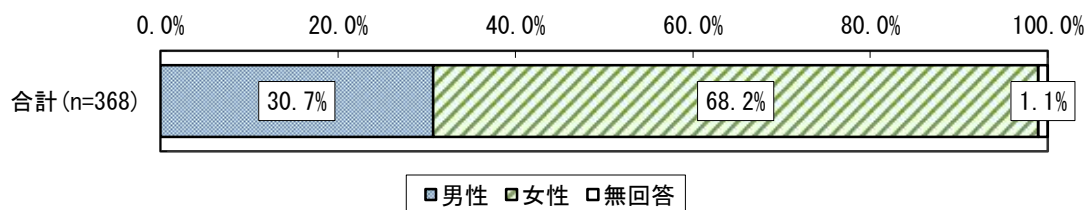
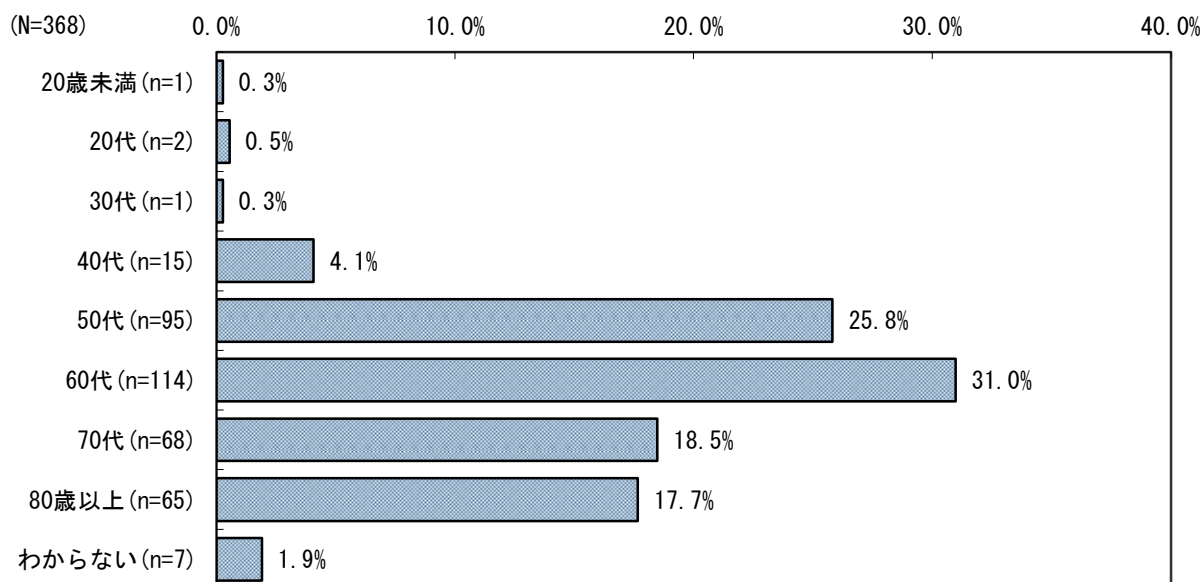


図 主な介護者の年齢 (単数回答)

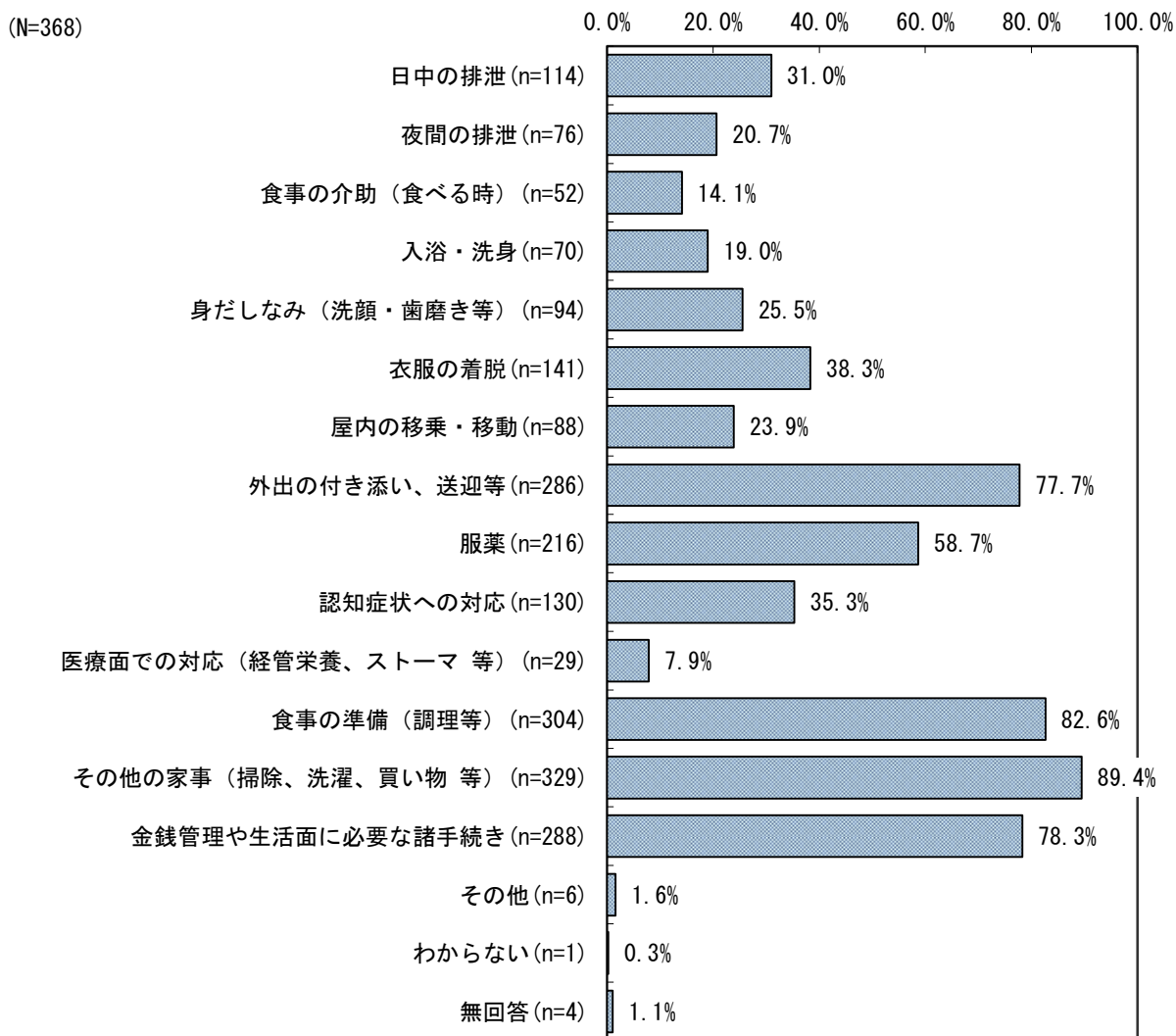


■主な介護者が行っている介護

○主な介護の内容としては、「その他の家事」や「食事の準備」、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」、「外出の付き添い」など。

「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」が89.4%で最も多く、次いで「食事の準備（調理等）」（82.6%）、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」（78.3%）、「外出の付き添い・送迎等」（77.7%）と家事援助や外出支援に関する介護が多くなっています。

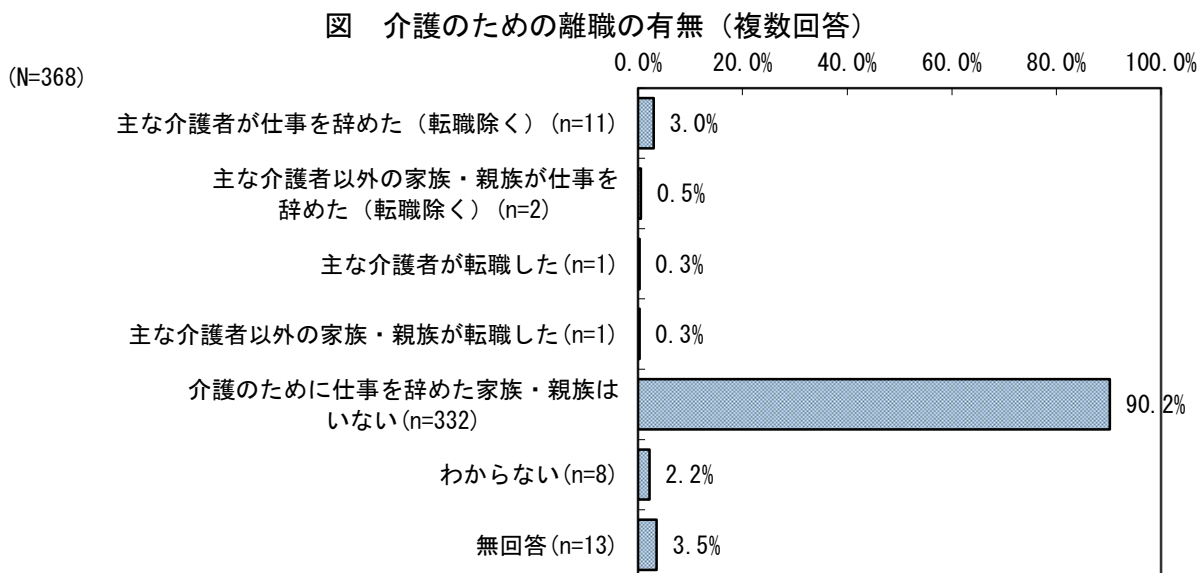
図 主な介護者が行っている介護（複数回答）



■介護のための離職の有無

○介護のための離職はわずかだがある。

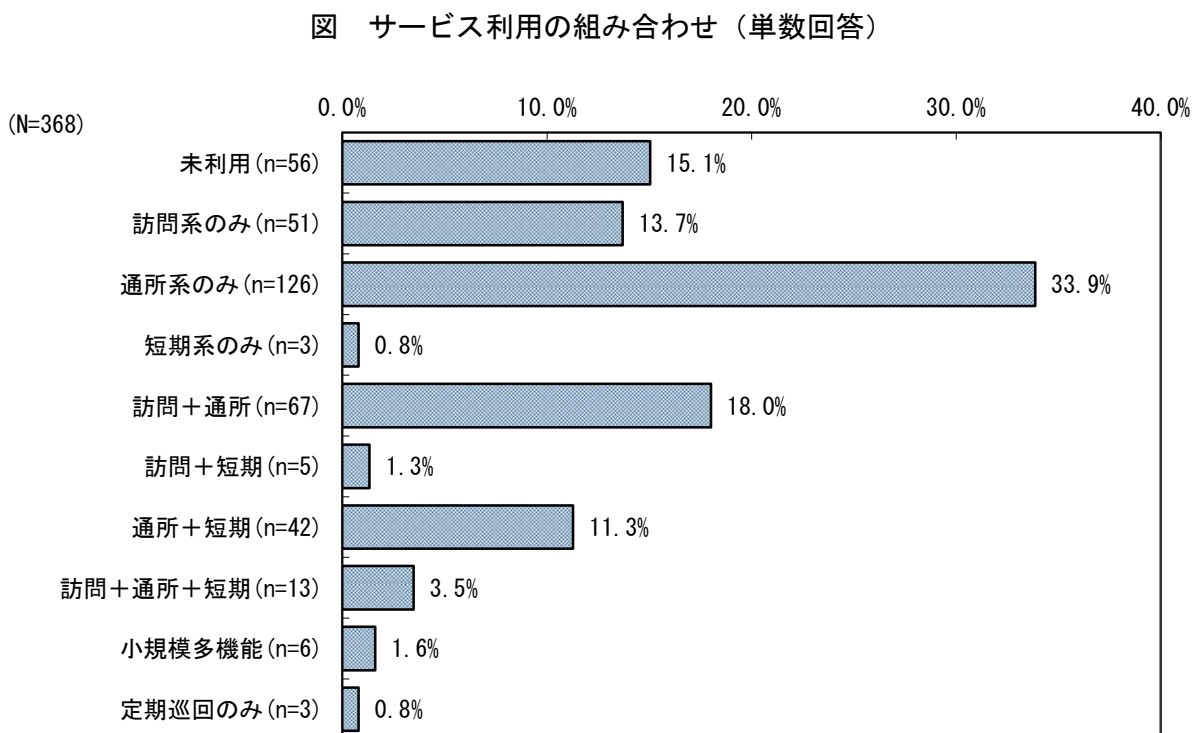
「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が90.2%となっています。しかし、「主な介護者が仕事を辞めた」という人も3.0%おり、介護を理由に離職を余儀なくされる人がいる状況がうかがえます。



■介護保険サービスの利用の有無

○通所系サービスの利用が多い

サービス利用の組み合わせ方では、「通所系のみ」が33.9%と最も多く、次いで「訪問＋通所」(18.0%)、「未利用」(15.1%)となっています。



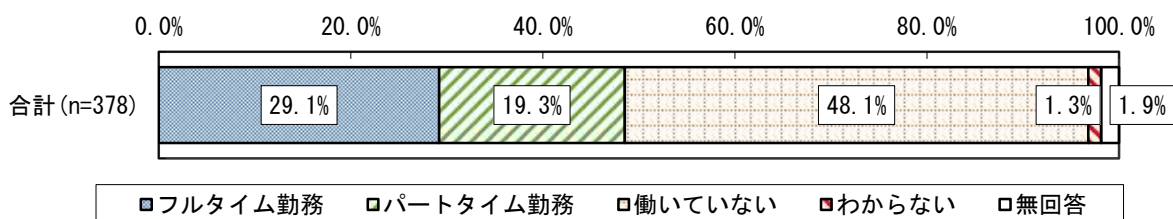
※看護多機能および定期巡回を含む組み合わせは回答がなかったため省略。

■主な介護者の勤務形態と働き方の調整状況

○「労働時間の調整」により介護と仕事の両立を図っている人が多い。

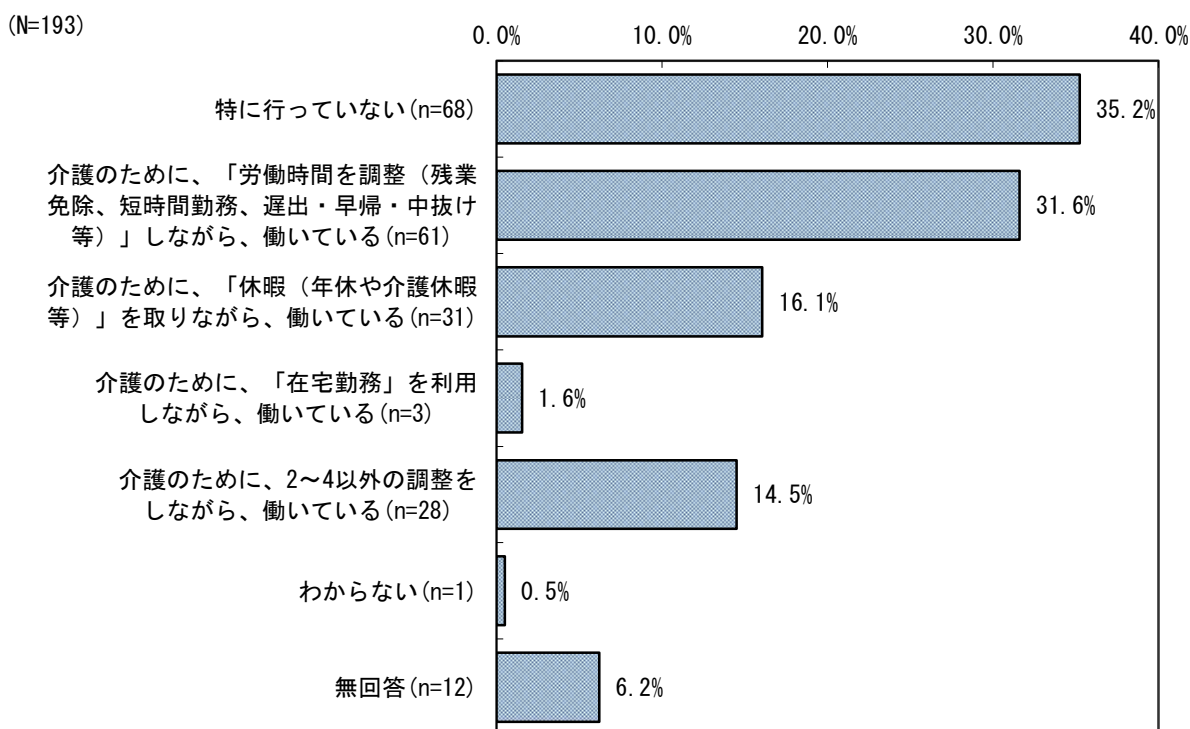
「働いていない」が48.1%と最も多く、次いで「フルタイム勤務」(29.1%)、「パートタイム勤務」(19.3%)となっています。

図 主な介護者の勤務形態（単数回答）



また、働いている主な介護者に働き方の調整状況についてたずねたところ、「特に行っていない」が35.2%、「介護のために労働時間を調整（残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等）しながら、働いている」が31.6%などとなっており、なんらかの調整を行いつつ仕事と介護の両立を図っていることがわかります。

図 主な介護者の働き方の調整状況（複数回答）

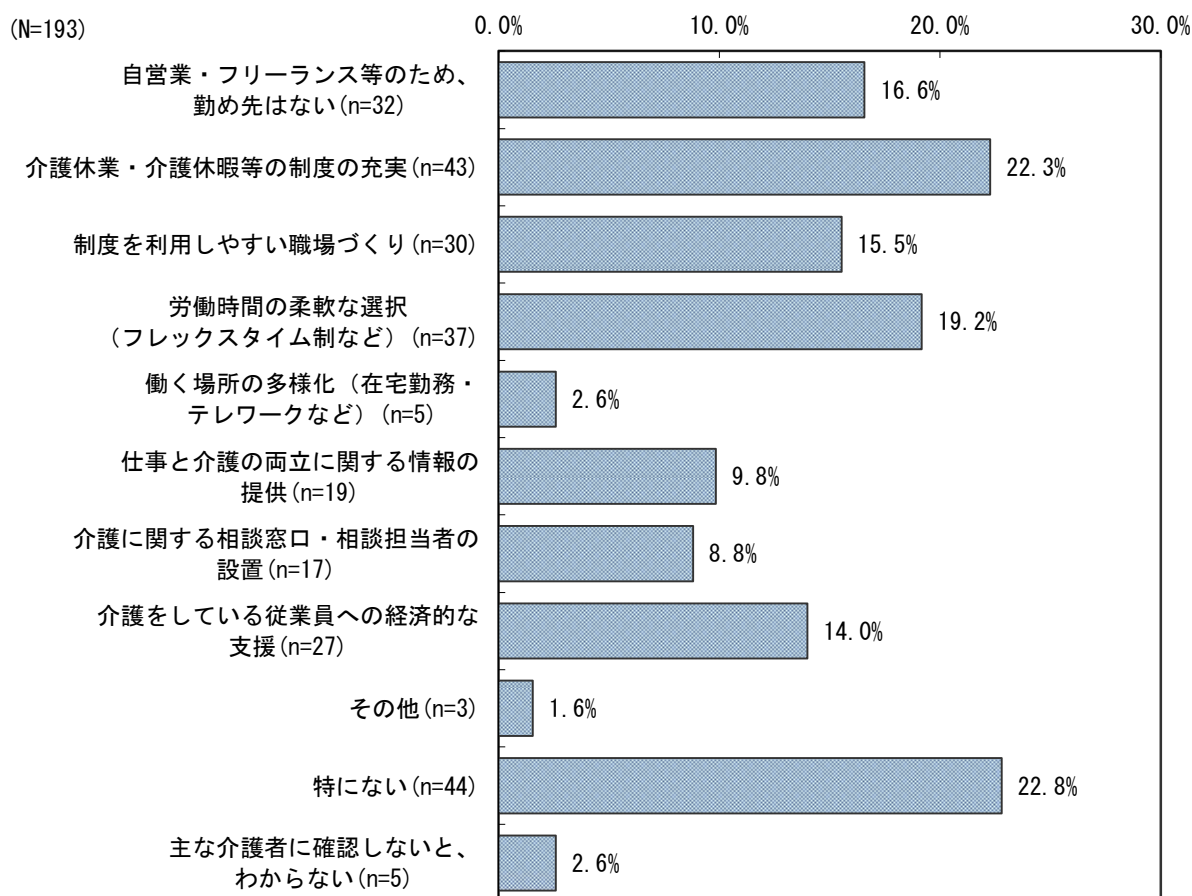


■就労の継続に向けて効果的であると考えられる勤め先からの支援

○勤め先からの支援がない人が約2割。就労を継続できるよう、勤め先からの支援を充実することが課題。

「特にない」を除くと、「介護休業・介護休暇等の制度の充実」が22.3%と最も多く、次いで「労働時間の柔軟な選択（フレックスタイム制など）」（19.2%）、「自営業・フリーランス等のため、勤め先はない」（16.6%）となっています。

図 就労の継続に向けて効果的であると考えられる勤め先からの支援（複数回答）



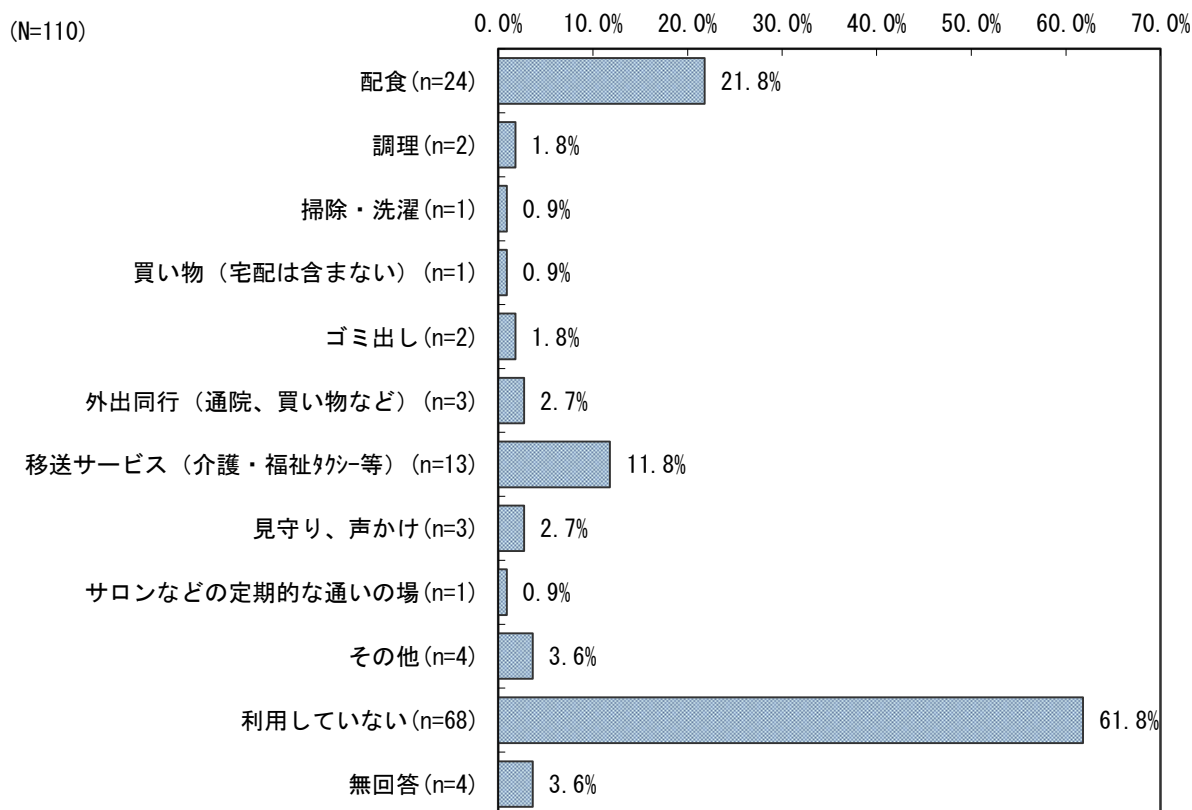
■在宅生活の継続のために利用している保険外サービスと必要と感じるサービス

○ニーズがありながら利用されていない支援・サービスが多数。在宅生活の継続につながるよう、支援・サービスに関する情報提供と利用促進が課題。

【利用している保険外サービス】

「利用していない」を除くと、「配食」が21.8%で最も多く、次いで「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」（11.8%）となっています。

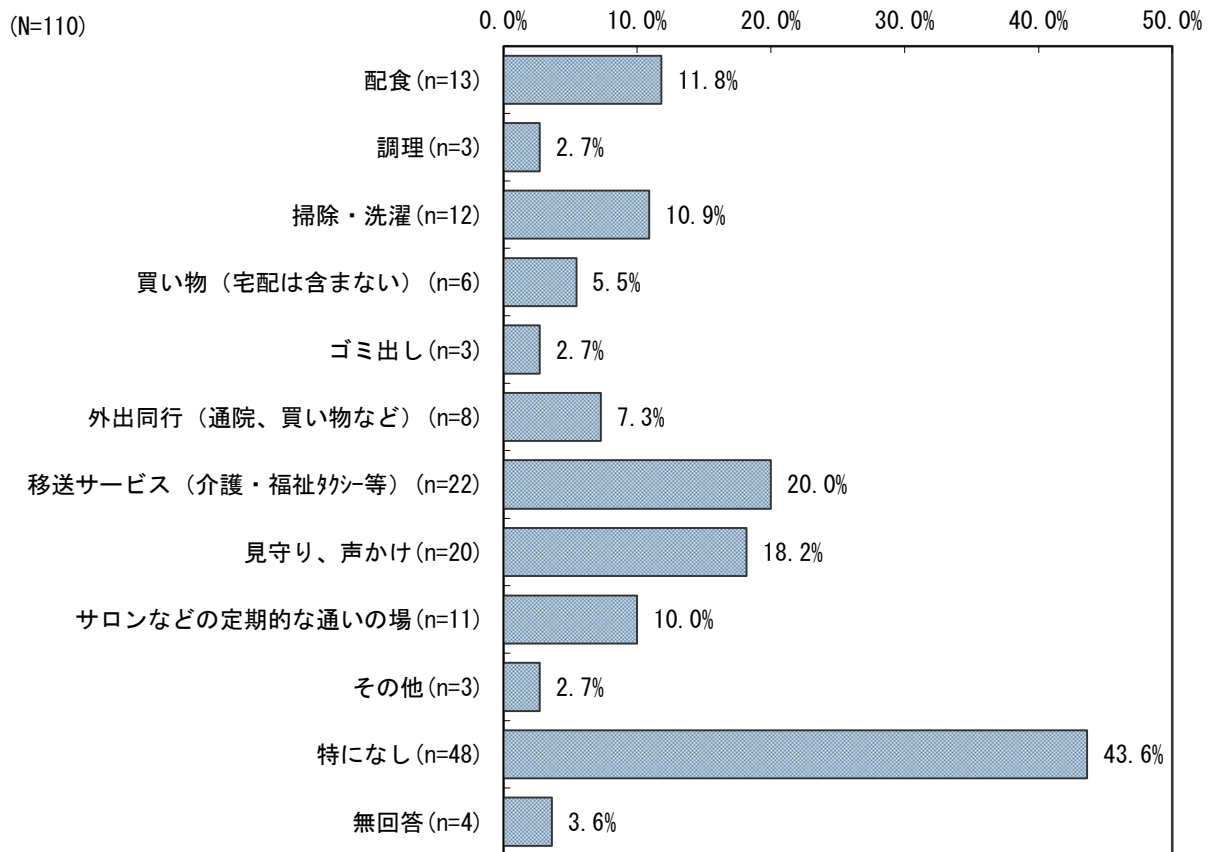
図 利用している保険外の支援・サービス（フルタイム勤務）（複数回答）



【必要と感じる支援・サービス】

「特になし」を除くと、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が20.0%と最も多く、次いで「見守り、声かけ」（18.2%）、「配食」（11.8%）となっています。

図 在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（フルタイム勤務）（複数回答）



事業者アンケート調査結果

1. 新規事業意向

意向調査事業者数	58	回答数	39	意向なし 未定	34
----------	----	-----	----	------------	----

No.	施設・サービス種別	区分	開設計画年度・定員 ※規模拡大の場合増加定員 ※()カッコ内数値は定員数				
			2021年度	2022年度	2023年度	各年度合計	未定
1	特別養護老人ホーム(広域型)	新設	0	0	0	0	0
		増床	0	0	0	0	0
2	特別養護老人ホーム (地域密着型)	新設	0	0	0	0	0
		増床	0	0	0	0	0
3	特定施設(地域密着型を含む)	新設	0	・1事業所(33)	0	・1事業所(33)	0
		増床	0	0	0	0	0
4	認知症高齢者グループホーム	新設	・1事業所(9)	0	0	・1事業所(9)	0
		増床	0	0	0	0	0
施設・居住サービス 計画定員合計		新設	・1事業所(9)	・1事業所(33)	0	・2事業所(42)	0
		増床	0	0	0	0	0
5	短期入所生活介護(施設)	新設	0	0	0	0	0
		増床	0	0	0	0	0
6	小規模多機能型居宅介護	新設	0	0	0	0	・1事業所(未定)
		増床	0	0	0	0	0
7	看護小規模多機能型居宅介護	新設	0	0	0	0	・1事業所(未定)
		増床	0	0	0	0	0
8	デイサービス (認知症対応型を含む。)	新設	・2事業所(30人)	0	0	・2事業所(30人)	・1事業所(10~15)
		定員増	0	0	0	0	・1事業所(未定)
9	通所リハビリテーション	新設	0	0	0	0	0
		定員増	0	0	0	0	0
通所・短期宿泊系 計画定員合計		新設	・2事業所(30人)	0	0	・2事業所(30人)	・1事業所(10~15) ・2事業所(未定)
		定員増・ 増床	0	0	0	0	・1事業所(未定)
10	訪問介護 (ヘルパーステーション)	新規	0	0	0	0	0
		職員増	0	0	0	0	0
11	訪問リハビリテーション	新設	0	0	0	0	0
		職員増	0	0	0	0	0
12	居宅介護支援 (ケアマネ事業所)	新規	0	0	0	0	0
		職員増	0	0	0	0	0
13	訪問看護	新規	0	0	0	0	・1事業所(不明)
		職員増	0	0	0	0	0
14	訪問リハビリテーション	新設	0	0	0	0	0
		職員増	0	0	0	0	0
訪問系 計画定員合計		新規	0	0	0	0	・1事業所(不明)
		職員増	0	0	0	0	0
15	福祉用具貸与・販売	新設	0	0	0	0	0
		職員増	0	0	0	0	0
16	サービス付き高齢者向け住宅	新設	・2事業所(148)	0	0	・2事業所(148)	0
		増床	0	0	0	0	0

2. 稼働率

集計期間：2019年4月～2020年3月

【通所介護（認知症対応型含む）】

圏域	施設数	開所日数×定員（A）	開所日数×利用者（B）	稼働率（B）／（A）%
豊岡	18	121,570	86,485	71.14%
城崎	1	9,019	4,906	54.40%
竹野	3	17,599	15,031	85.41%
日高	4	25,732	18,072	70.23%
出石	1	7,740	6,653	85.96%
但東	2	11,520	8,657	75.15%
合計	29	193,180	139,804	72.37%

【通所リハ】

圏域	施設数	開所日数×定員（A）	開所日数×利用者（B）	稼働率（B）／（A）%
豊岡	1	13,815	11,601	83.97%
出石	1	18,840	14,148	75.10%
合計	2	32,655	25,749	78.85%

【短期（生活介護）】

圏域	施設数	開所日数×定員（A）	開所日数×利用者（B）	稼働率（B）／（A）%
豊岡	3	18,360	17,120	93.25%
城崎	1	3,660	3,635	99.32%
竹野	1	7,320	6,341	86.63%
日高	1	3,660	3,703	101.17%
出石	1	3,660	3,381	92.38%
合計	7	36,660	34,180	93.24%

【小規模多機能型居宅】

圏域	施設数	定員×月数(A)	月末登録者×月数(B)	稼働率(B)／(A)%
豊岡	1	348	338	97.13%
日高	1	348	240	68.97%
出石	1	348	319	91.67%
合計	3	1,044	897	85.92%

【認知症対応型共同生活介護（グループホーム）】

圏域	施設数	定員×月数(A)	月末登録者×月数(B)	稼働率（B）／（A）%
豊岡	3	432	428	99.07%
城崎	1	216	216	100.00%
竹野	1	216	205	94.91%
日高	1	216	216	100.00%
出石	2	432	430	99.54%
合計	8	1,512	1,495	98.88%



豊岡市老人福祉計画・第8期介護保険事業計画

発行日 2021年3月

発行 豊岡市

編集 〒668-0046 兵庫県豊岡市立野町12番12号

豊岡市健康福祉部

高年介護課 TEL(0796)24-2401 FAX(0796)29-3144

社会福祉課 TEL(0796)24-7032 FAX(0796)24-4516

健康増進課 TEL(0796)24-1127 FAX(0796)24-9605

URL <https://www.city.toyooka.lg.jp>